

指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書第六二集

今和泉島津家墓地

埋蔵文化財発掘調査報告書

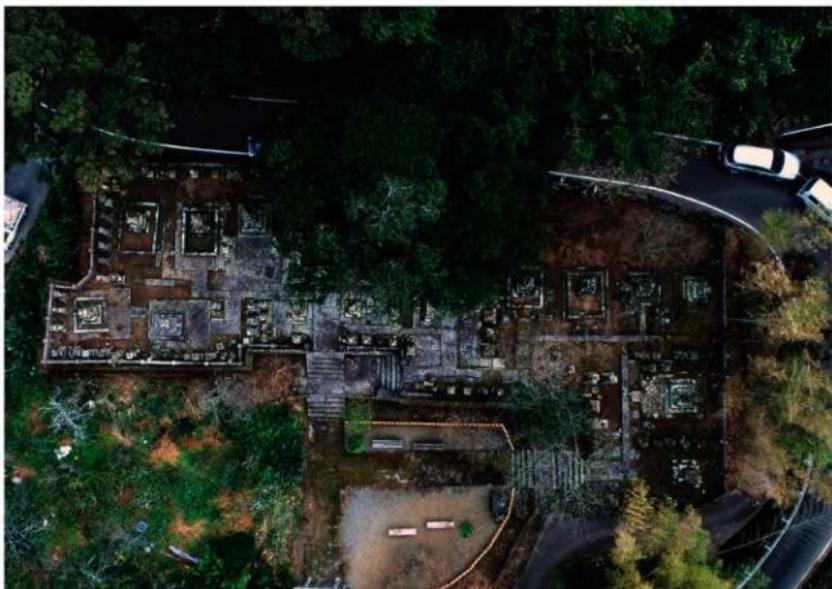
平成三二年三月

鹿児島県指宿市教育委員会

口絵



1 今和泉島津家墓地全景 1（北西から）



2 今和泉島津家墓地全景 2（上空から）

序言

本書は、平成二九年度に実施した今和泉島津家墓地の確認調査報告、及び墓石・燈籠等石造物の調査成果と、それから導いた墓石の造成過程等の本墓地の特色をまとめたものです。

今和泉島津家は、鹿児島藩の最上位の家格である一門家として、藩の重責を担うだけでなく、第13代將軍徳川家定の御台所となつた篤姫を生んだ家でもあります。その領地は指宿市の今和泉校区・池田校区・利永校区等であり、中心部の岩本地区には、今和泉島津家関連文化財が現在でも多数残されています。今和泉島津家墓地には、初代当主島津忠卿から6代当主忠冬までの歴代当主の墓石をはじめ、その親族の墓石と、燈籠、六地蔵塔、石仏などの数多くの石造物が存在しています。昭和五七年一一月一六日に指宿市指定文化財史跡に指定され、本市の歴史・文化を語る上で欠くことのできない貴重な文化財として保存されています。そして、郷土教育の場としても活用されています。

指宿市教育委員会では、文化庁記念物課、鹿児島県教育庁文化財課の指導を頂きながら、今和泉島津家墓地の国指定化に向けて、平成二七年度から継続的に墓石や燈籠、六地蔵塔等の詳細測量と現地の確認調査を行つてきました。

本書が、指宿市の歴史・文化を紐解く上で、広く活用され、今和泉島津家墓地の適切な保存と活用に役立てられることが願つてやみません。

最期になりましたが、確認調査、石造物測量、報告書作成に際して、ご理解・ご協力を頂きました関係者の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

平成三一年三月

指宿市教育委員会

教育長 西森 廣幸

例言

一、本書は、指宿市岩本に所在する今和泉島津家墓地の確認調査報告書である。

二、墓石等の詳細測量は、平成二七年度から平成三〇年度に実施し、墓地内の確認調査は平成二九年度に実施した。測量及び確認調査は、文化庁と鹿児島県の補助金を活用し、実施した。

三、調査は、文化庁記念物調査・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受けて、指宿市教育委員会社会教育課が実施した。調査組織は以下のとおりである。

調査主体 指宿市教育委員会

調査責任者 指宿市教育委員会
教育長 教育部

西森 廣幸
下吉 一安 平成三〇年度

長山 真代 平成一八年・一九年度

浜島 勝義 平成一七年

社会教育課長 野元 伸浩 平成三〇年度

中摩 浩太郎 平成一九年・一九年度

満石 知 平成一七年

中摩 浩太郎 平成三〇年度

文化財担当参事 福ヶ迫 忠 平成一七年

上蘭 浩司 平成一九年・三〇年度

鎌田 洋昭 平成一七年・一八年

文化担当主幹 鎌田 洋昭 平成一九年・三〇年度

文化係主任 西平田 球子

文化係主任 廣田 さおり

文化係教師 松崎 大嗣

文化係臨時の任用職員 上田 洋子

現場作業員 川畑 幸也、下川 哲、福永 英昭

整理作業員 清 秀子、竹下 珠代、鎌田 真由美、境由 希、堂園 緹

四、本書で用いているレベルはすべて絶対高である。また、図中に用いられている座標値は、国土座標系第IX系に準ずる。

五、数字表記について、年号のみ漢数字とし、法量等については、文献からの引用を除いて算用数字を用いた。

六、調査及び整理作業は、文化庁記念物調査・鹿児島県教育庁文化財課、鹿児島大学教授丹羽良治氏、石造文化財研究所松原典明氏、西郷南洲彌彰館水和喜氏、鹿児島県立伊集院高等學校教諭成尾尖久氏の指導を得て実施した。

七、今和泉島津家墓地の墓石・燈籠・石造物詳細測量、敷地平面測量、周辺地形測量、

懇親カルテ作成（記録調査）と確認調査時の基本測量、空中写真撮影については、株式会社埋蔵文化財サポートシステム鹿児島支店に業務委託した。

八、第3章に掲載した、平成一八年度における墓石埋納遺物の分析については、九州国立博物館の協力を得て、X線CTスキャナ装置での分析及び赤外線撮影を、同館学芸部博物館科学課の今津節生氏、鳥越俊行氏（所属は当時のもの）に行っていた。

九、第5章考察編には、石造文化財研究所松原典明氏、鹿児島大学法文学部教授丹羽良治氏から玉稿を賜った。

一〇、第4章石造物調査編における「源姓和泉氏嫡流系図」の翻刻については、鹿児島地内全壇の写真撮影での記述を参考にした。また、記録写真は図版に「H19段階」と明記し転用させていただいている。

一一、第6章史料調査編における「源姓和泉氏嫡流系図」の翻刻については、鹿児島大学教授丹羽謙治氏に全面的に指導・ご協力をいただき実施した。

一二、本書における今和泉島津家当主の代表表記は、和泉家からの通算代数ではなく、延享元年に和泉家を再興した際の当主島津忠順を初代とした。このため、第六章所収の「源姓和泉氏嫡流系図」の代数とは異なっている。

一三、本書の層位の色調標記は、「標準土色帖」一九九〇版に基づくマンセル表色系によるものである。

一四、本調査で得られた成果と出土遺物については、指宿市考古博物館時遊館COCOはしむれで保管し、活用している。

一五、島津久紀氏、島津和泉氏による「源姓和泉氏嫡流系図」の翻刻についても承をいたぐるとともに、墓地敷地の確認調査をはじめ様々な面で多くご協力を賜った。また、故・和泉忠郷氏からは、今和泉島津家に関する多くの御教示を賜った。

また、左記の方々からもご指導、ご協力をいただいた。（敬啟略・五十音順）

秋山春彦、荒木祐一郎、井上ヒサ子、猪俣兼樹、岩切照彦、岩崎裕、岩元康成、大岩本稔、小倉浩明、大谷宏子、折田孝善、川原利武、片野田朋子、川尻利

知子、川畑幸彦、黒川忠広、古賀健一、佐藤真人、椎葉博昭、下川悟、下鶴弘、下拂喜代志、下柳田修子、高田正明、竹野机代、多々良正人、谷口時義、谷村五男、

田上修、東郷美代子、込込秀人、豐田町子、西村千尋、野元正、橋本雄、濱田文雄、

羽生文彦、原口泉、吹留義輝、東富子、富宿富美子、深野信之、深港恭子、福ヶ迫

忠、藤田勝一、福井英昭、龍井大祐、堀口ソニ子、堀口勇太、本田光子、松尾千尻子、

松川博一、馬渡貴貴、村原政樹、森崎一郎、山下信一郎、吉満淳子、吉元まり子、

拂喜代志、下柳田修子、高田正明、竹野机代、多々良正人、谷口時義、谷村五男、

田上修、東郷美代子、込込秀人、豐田町子、西村千尋、野元正、橋本雄、濱田文雄、

22歳を担当し、中摩が第3章第1節・第4章・第5章・第6章・第7章・写真図版を担当した。

目次

第2章 今和泉島津家墓地の位置と環境	4	第2節 石造物の石材	38
第1節 地理的環境	4	第3節 石造物各説	38
1 遺跡の位置	4	1 墓石	38
2 周辺の地形・地質	5	2 燈籠	73
第2節 歴史的環境	7	3 六地蔵塔	110
1 原始・古代・中世	7	4 手水鉢	115
2 近世	7	5 その他石造物	115
第3章 江戸時代の関連文化財	8		
第4章 石造物調査	38		
第1節 調査の方法と成果概要	38		
1 調査の方法	38		
2 石造物の種類とその内訳	38		
第2節 平成二九年度墓地敷地内確認調査	16		
1 平成一八年度 今和泉島津家墓地墓石補修に伴う調査	11		
2 平成一八年度 今和泉島津家屋敷内井戸跡調査	9		
第3章 確認調査	9		
第1節 既往の調査	9		
1 平成二九年度 今和泉島津家屋敷地墓石補修に伴う調査	16		
2 平成二九年度 確認調査	16		
第4章 史料調査	149		
第1節 今和泉島津家関係史料	149		
1 源姓和泉氏嫡流系図	149		
2 豊玉媛神社棟札	149		
第7章 総括	174		
第1節 確認調査による墓地敷地造成過程の把握	174		
第2節 今和泉島津家墓地の特徴	174		
1 墓石設置ルール	175		
2 墓石類型の変遷と墓石型式グループ、墓域形状	175		
3 墓の配置・墓域構造・木造靈屋と	175		
第3節 今和泉島津家の構造との相関性	177		
今和泉島津家の構造との相関性	175		
第5章 考察	122		
第1節 墓石に関する考察	122		
第2節 被葬者に関する考察	124		
第3節 各墓の墓域と木造靈屋	126		
第4節 墓地形成過程	130		
第5節 今和泉島津家の墓所形成と藩主の思惟	137		
第6節 今和泉島津家第八代島津忠厚とその和歌サロン	137		
丹羽謙治	145		

図 目 次

図 1-1	確認調査区の位置図 (S=1/300)	21	図 3-21	7号トレーナー遺構平面図・層位断面図 (S=1/15)	
図 2-1	今和泉島津家墓地の位置図 (S=1/100000)	3	図 3-22	表面探集遺物 35	
図 2-2	今和泉島津家墓地周辺の地形 (S=1/100000)	4	図 4-1	墓石類型と各部の名称 39	
図 2-3	今和泉島津家墓地周辺の地形 (S=1/200000)	5	図 4-2	石造物配置図 (S=1/200) 40	
図 2-4	今和泉島津家墓地周辺の江戸時代文化財位置図 (S=1/200000)	6	図 4-3	1号墓 5代当主島津忠剛墓石立面図 (S=1/20)	
図 2-5	今和泉島津家墓地周辺の江戸時代文化財位置図 (S=1/200000)	8	図 4-4	2号墓 5代当主島津忠剛墓石立面図 (S=1/20)	
図 3-1	5代当主島津忠剛墓石組遺構 (S=1/10)	10	図 4-5	3号墓 6代当主島津忠冬墓石立面図 (S=1/20)	
図 3-2	今和泉島津家墓地屋敷跡の井戸周辺構造実測図 (S=1/20)	10	図 4-6	4号墓 6代当主島津忠冬墓石立面図 (S=1/20)	
図 3-3	今和泉島津家屋敷の石垣と井戸との関係図 (S=1/400)	12	図 4-7	5号墓 4代当主島津忠高墓石立面図 (S=1/20)	
図 3-4	7号墓埋納物写真 15	14	図 4-8	6号墓 4代当主島津忠高墓石立面図 (S=1/20)	
図 3-5	10号墓埋納物写真 15	15	図 4-9	7号墓 4代当主島津忠高墓石立面図 (S=1/20)	
図 3-6	今和泉島津家墓地内のトレーナー位置図 (S=1/200)	16	図 4-10	8号墓 4号墓 5号墓 6号墓 7号墓 8号墓 9号墓 10号墓 11号墓 12号墓 13号墓 14号墓 15号墓 16号墓 17号墓 18号墓 19号墓 20号墓 21号墓 22号墓 23号墓 24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓	
図 3-7	1トレーナー遺構平面図・遺物出土状況図 (S=1/20)	18	1号墓 智法院殿心月妙貞大師墓石立面図 (S=1/15)		
図 3-8	1トレーナー層位断面図(西面) (S=1/15)	19	2号墓 智法院殿心月妙貞大師墓石立面図 (S=1/15)		
図 3-9	1トレーナー層位断面図 (S=1/15)	20	3号墓 智法院殿心月妙貞大師墓石立面図 (S=1/15)		
図 3-10	1トレーナー出土遺物実測図 (S=1/2)	21	4号墓 智法院殿心月妙貞大師墓石立面図 (S=1/15)		
図 3-11	2トレーナー遺物出土状況図・層位断面図 (S=1/15)	23	5号墓 萬代代墓石立面図 (S=1/15)		
図 3-12	3トレーナー遺物出土状況図・層位断面図 (S=1/15)	25	6号墓 萬代代墓石立面図 (S=1/15)		
図 3-13	3トレーナー出土遺物実測図 (S=1/3)	26	7号墓 智法院殿心月妙貞大師墓石立面図 (S=1/15)		
図 3-14	4トレーナー出土遺物出土状況図 (S=1/3)	27	8号墓 初代当主島津忠邦墓石立面図 (S=1/20)		
図 3-15	4トレーナー出土遺物実測図・層位断面図 (S=1/15)	29	9号墓 初代当主島津忠邦墓石立面図 (S=1/20)		
図 3-16	5トレーナー出土遺物出土状況図 (S=1/2)	31	10号墓 2代当主島津忠邦墓石立面図 (S=1/15)		
図 3-17	5トレーナー出土遺物実測図 (S=1/2)	32	11号墓 2代当主島津忠邦墓石立面図 (S=1/15)		
図 3-18	6トレーナー出土遺物出土状況図 (S=1/3)	33	12号墓 清光院殿壽一貞芳大師墓石立面図 (S=1/15)		
図 3-19	6トレーナー出土遺物実測図 (S=1/3)	34	13号墓 遊章院殿月室妙光大師墓石立面図 (S=1/15)		
図 4-1	7号墓 1号墓 3代島津忠厚墓石立面図 (S=1/15)	35	14号墓 清光院殿壽一貞芳大師墓石立面図 (S=1/15)		
図 4-2	8号墓 2代島津忠厚墓石立面図 (S=1/15)	36	15号墓 3代島津忠厚墓石立面図 (S=1/15)		
図 4-3	9号墓 4号墓 5号墓 6号墓 7号墓 8号墓 9号墓 10号墓 11号墓 12号墓 13号墓 14号墓 15号墓 16号墓 17号墓 18号墓 19号墓 20号墓 21号墓 22号墓 23号墓 24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓	37	16号墓 4号墓 5号墓 6号墓 7号墓 8号墓 9号墓 10号墓 11号墓 12号墓 13号墓 14号墓 15号墓 16号墓 17号墓 18号墓 19号墓 20号墓 21号墓 22号墓 23号墓 24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓		
図 4-4	10号墓 11号墓 12号墓 13号墓 14号墓 15号墓 16号墓 17号墓 18号墓 19号墓 20号墓 21号墓 22号墓 23号墓 24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓	38	17号墓 18号墓 19号墓 20号墓 21号墓 22号墓 23号墓 24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓		
図 4-5	20号墓 21号墓 22号墓 23号墓 24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓	39	20号墓 21号墓 22号墓 23号墓 24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓		
図 4-6	21号墓 22号墓 23号墓 24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓	40	21号墓 22号墓 23号墓 24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓		
図 4-7	22号墓 23号墓 24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓	41	22号墓 23号墓 24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓		
図 4-8	23号墓 24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓	42	23号墓 24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓		
図 4-9	24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓	43	24号墓 25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓		
図 4-10	25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓	44	25号墓 26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓		
図 4-11	26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓	45	26号墓 27号墓 28号墓 29号墓 30号墓		
図 4-12	27号墓 28号墓 29号墓 30号墓	46	27号墓 28号墓 29号墓 30号墓		
図 4-13	28号墓 29号墓 30号墓	47	28号墓 29号墓 30号墓		
図 4-14	29号墓 30号墓	48	29号墓 30号墓		
図 4-15	30号墓	49	30号墓		
図 4-16		50			
図 4-17		51			
図 4-18		52			
図 4-19		53			
図 4-20		54			
図 4-21		55			
図 4-22		56			
図 4-23		57			
図 4-24		58			
図 4-25		59			
図 4-26		60			
図 4-27		61			
図 4-28		62			
図 4-29		63			
図 4-30		64			

図 4 - 28	14号墓 惠性院殿春一壽芳大姑墓石立面図 (S = 1 / 15)	72
図 4 - 29	燈籠大分類と各部の名称	74
図 4 - 30	宝珠類型分類	74
図 4 - 31	宝珠セリエーショングラフ	74
図 4 - 32	笠類型分類	75
図 4 - 33	笠セリエーショングラフ	75
図 4 - 34	火袋類型分類	76
図 4 - 35	火袋セリエーショングラフ	76
図 4 - 36	中台類型分類	77
図 4 - 37	中台セリエーショングラフ	77
図 4 - 38	竿類型分類	77
図 4 - 39	竿セリエーショングラフ	77
図 4 - 40	基礎類型分類	78
図 4 - 41	基礎セリエーショングラフ	78
図 4 - 42	当主燈籠セリエーショングラフ集成図	80
図 4 - 43	燈籠I-a型 (No. 70) (S = 1 / 15)	
図 4 - 44	燈籠I-b型 (No. 49) (S = 1 / 15)	
図 4 - 45	燈籠I-b型 (No. 60) (S = 1 / 15)	83
図 4 - 46	燈籠I-eバリエーション型 (No. 19)	
図 4 - 47	燈籠I-f型 (No. 74) (S = 1 / 15)	
図 4 - 48	燈籠I-g型 (No. 2) (S = 1 / 15)	
図 4 - 49	燈籠I-i型 (No. 12) (S = 1 / 15)	
図 4 - 50	燈籠I-k型 (No. 33) (S = 1 / 15)	
図 4 - 51	燈籠I-l型 (No. 25) (S = 1 / 15)	
図 4 - 52	燈籠II類 (No. 44) (S = 1 / 15)	
図 4 - 53	燈籠III類 (No. 27) (S = 1 / 15)	
図 4 - 54	墓石別燈籠配置と燈籠セット関係図	93
図 4 - 55	六地蔵塔各部名称	92
1号六地蔵塔 (S = 1 / 20)	114	
116		
111	91 90 89 88 87	
		86
		80
図 5 - 1	墓石型式と年代との関連	123
図 5 - 2	墓石規格比較図	122
図 5 - 3	今和泉島津家墓地 墓石型式別配置図	126
図 5 - 4	今和泉島津家の成り立ち	126
図 5 - 5	各墓の墓域構造と木造靈屋の柱配置図	121
図 5 - 6	五輪塔地輪の属性的差異	
図 5 - 7	墓域規格比較図	
図 5 - 8	木造靈屋基礎寸法表	128
図 5 - 9	木造靈屋配置図 (S = 1 / 200)	130
図 5 - 10	8号墓木造靈屋復元案	129
図 5 - 11	墓石設置順	131
図 5 - 12	角石模式図	132
図 5 - 13	造営過程確認図 (S = 1 / 200)	135
図 5 - 14	今和泉島津家墓地造営過程復元模式図	136
図 5 - 15	近衛家・島津家と將軍家との関係略系図	138
図 5 - 16	今和泉島津家石塔型式と思惟	140
図 5 - 17	羅漢寺隱元塔	142
図 5 - 18	遊行寺雲頭塔	142
図 5 - 19	今和泉墓所南側墓地内墓碑	142
図 7 - 1	島津宗家と今和泉家の宝鏡印塔 (S = 1 / 30)	
図 7 - 2	今和泉島津家墓地墓石高さと享保八年〔定〕	
図 7 - 3	今和泉島津家詳細系図と墓石型式との関連	
図 7 - 4	今和泉島津家墓地特徴比較図	
179		
176		
175		

図 4 - 57	2号六地蔵塔 (S = 1 / 20)	118 117
図 4 - 58	3号六地蔵塔 (S = 1 / 20)	119
図 4 - 59	六地蔵塔配置図 (S = 1 / 30)	
図 4 - 60	地蔵塔 (S = 1 / 15)	
図 5 - 1	墓石型式と年代との関連	
図 5 - 2	墓石規格比較図	123 122
図 5 - 3	今和泉島津家墓地 墓石型式別配置図	
図 5 - 4	今和泉島津家の成り立ち	
図 5 - 5	各墓の墓域構造と木造靈屋の柱配置図	
図 5 - 6	五輪塔地輪の属性的差異	
図 5 - 7	墓域規格比較図	
図 5 - 8	木造靈屋基礎寸法表	128
図 5 - 9	木造靈屋配置図 (S = 1 / 200)	130
図 5 - 10	8号墓木造靈屋復元案	129
図 5 - 11	墓石設置順	131
図 5 - 12	角石模式図	132
図 5 - 13	造営過程確認図 (S = 1 / 200)	135
図 5 - 14	今和泉島津家墓地造営過程復元模式図	136
図 5 - 15	近衛家・島津家と將軍家との関係略系図	138
図 5 - 16	今和泉島津家石塔型式と思惟	140
図 5 - 17	羅漢寺隱元塔	142
図 5 - 18	遊行寺雲頭塔	142
図 5 - 19	今和泉墓所南側墓地内墓碑	142
図 7 - 1	島津宗家と今和泉家の宝鏡印塔 (S = 1 / 30)	
図 7 - 2	今和泉島津家墓地墓石高さと享保八年〔定〕	
図 7 - 3	今和泉島津家詳細系図と墓石型式との関連	
図 7 - 4	今和泉島津家墓地特徴比較図	
179		
176		
175		

写真図版目次

国版 1	今和泉島津家墓地写真
国版 2	今和泉島津家墓地写真
国版 3	今和泉島津家墓地写真
国版 4	確認調査写真
国版 5	確認調査写真
国版 6	確認調査写真
国版 7	確認調査写真
国版 8	確認調査写真
国版 9	確認調査写真
国版 10	石垣に残る墓地造営遺構
国版 11	出土遺物写真
国版 12	出土遺物写真
国版 13	石造物写真(墓石)
国版 14	石造物写真(墓石)
国版 15	石造物写真(墓石)
国版 16	石造物写真(墓石)
国版 17	石造物写真(燈籠)
国版 18	石造物写真(燈籠)
国版 19	石造物写真(燈籠)
国版 20	石造物写真(燈籠)
国版 21	石造物写真(燈籠)
国版 22	石造物写真(燈籠)
国版 23	石造物写真(燈籠)
国版 24	石造物写真(燈籠)
国版 25	石造物写真(燈籠)
207 206 205 204 203 202 201 200 199 198 197 196 195 194	193 192 190 189 188 187 186 185 184 183
208	191

表 目 次

表 1	出土遺物観察表
表 2	燈籠法量表 1
表 3	燈籠法量表 2
表 4	燈籠法量表 3
表 5	燈籠法量表 4
表 6	薩摩藩主葬礼一覽
97 96 95 94	37
140	210 209

第1章 調査の経緯と経過

第1節 確認調査に至る経緯

今和泉島津家墓地は、指宿市岩本麓に所在している。墓地周辺には墓地に伴つて、鳥居と参道が置かれた土地、六地蔵塔が置かれた土地等がある。今和泉島津家墓地に伴う土地の地番・面積・地目等は左記のとおりである。

指宿市岩本麓三〇三一一一 742m²

墓地
雄種地 鳥居・参道

三〇三一一一 303・89m²

煙
六地蔵塔

三〇三一一一 260m²

山林
六地蔵塔

三〇三一一一 249m²

墓地
六地蔵塔

今和泉島津家墓地は、昭和五七年一月一六日に指宿市指定文化財に指定された史跡である。墓地内には、今和泉島津家初代当主忠卿から六代当主忠冬までの歴代当主の墓石と、その当主の室と子息を含めた親族の墓が設置されている。また、墓石周辺には獻灯された燈籠が並び、石造仏等もみられる。加えて、墓地東側の市道に面して六地蔵塔が3基ある。その北側隣接地の崖面には、中世の所産と考えられる磨崖仏（五輪塔）が刻まれている。

平成二年において、島津家宗家墓所と、一門家（越前島津家・加治木島津家・垂水島津家・今和泉島津家）の墓所、及び宮之城島津家墓所をひとつ

のまとまりとして、近世大名墓所としての国指定化について、鹿児島県教育府文化財課と、それぞれの墓所が所在する市町の担当者による打ち合わせ会が行われた。ここには、文化調査官も出席し、国指定化に向けての必要な作業内容とロードマップ（墓石の詳細測量、確認調査の実施、報告書作成）が示され、年度計画について協議が行われた。

これを受けて、指宿市教育委員会では、今和泉島津家墓地の国指定化に向けた事業を継続的に実施することとした。

第2章 調査の経過

指宿市教育委員会では、墓石詳細測量や確認調査等について、左記のスケジュールで実施した。

・墓石詳細測量…平成二七年度～平成二九年度

今和泉島津家の初代当主島津忠卿から六代当主島津忠冬の墓石6基と、室等の女性墓石5基、子息の墓石2基の合計13基を詳細測量した。

・燈籠詳細測量…平成二九年度～平成三〇年度

墓地内の燈籠を年代と形態を元に十一基選択し、詳細測量を実施した。

・六地蔵塔詳細測量…平成二九年度

墓地の東側市道に面した六地蔵塔については、平成二七年七月に文化

庁の山下調査官から、詳細測量の必要性について指導を頂き、3基全て

の詳細測量実測を行った。合わせて、山手側から流れ出た土によつて埋

もれていた六地蔵塔の基礎や石敷を検出し、測量を実施した。

・確認調査…平成二九年度

墓地の敷地内に7ヶ所のトレンチを設定し、確認調査を実施した。確

認調査では、墓地敷地の造営過程の確認のため、盛土造成痕跡の確認と、関連する遺構や遺物の有無確認を目的した。

・空中写真撮影…平成三〇年度

墓地全体の現状と記録保存を目的に空中写真撮影を実施した。

なお、平成二七年度から三〇年度に至る測量と調査においては、文化庁記念物課の現地指導を二度受けた（平成二七年七月二日・平成二九年一二月六日）。

第3節 調査の目的と経過

1 調査の目的

今和泉島津家墓地内に設置された墓は、初代当主島津忠郷から6代当主島津冬までのものである。近代に入り、今和泉島津家9代当主の島津隼彦によつて大正五年一月に和泉家招魂墓が設置され、また、墓地より一段低い西側隣接地には、大正六年五月に石製の鳥居が建立された。

また、墓地周囲の玉垣はコンクリート製であり、その玉垣の基礎部分には、溶結凝灰岩製の玉垣の柱を設置するための柄穴をあけた直方体の石列が残つている。時代は不明であるが、ある時期に藩政期の玉垣の柱を撤去し、コンクリート製の玉垣に取り替えたことが分かる。ちなみに、和泉家招魂墓の真後ろに設置したトレンチの第1層からは、石製の玉垣の柱が4点出土しているとともに、和泉家招魂墓周辺の石敷として玉垣の柱が転用されている。第1層は、和泉家招魂墓の基礎及び周囲の石敷の下に続いていると考えられることから、招魂墓を設置する時期に玉垣の柱を取り替えた可能性がある。

今和泉島津家の墓地地形に関する古文書等の史料に関しては、現在のこところ見つかっておらず、考古学的手法を用いて、墓地の造成や拡張の変遷のあり方について把握する必要があった。このため、今和泉島津家墓地内の確認調査は、左記の目的で実施した。

- ①墓地の盛土造成等による形成過程の確認

今和泉島津家墓地敷地面は、東側の市道で最大1・15m、西側の鳥居が置かれた面で最大1・65mと、周辺の土地より明らかに高い。この高低差は盛土により造成されたものであり、確認調査によつて盛土の状況を確認し、敷地の形成過程を確認する。
- ②墓地敷地の拡張の変遷

後述するが、墓地東面の石垣には、石積みの断絶箇所がある。これは、墓地内に歴代当主等の墓石が設置されるたびに墓地の敷地拡張が

行わられた痕跡と考えられたことから、新旧敷地境界と考えられる位置にトレンチを設置し、地下の状況を確認することで、敷地拡張について、その工法等について把握する調査を実施する。

③造成前の旧地形の把握

指宿市内の遺跡では、火山灰が複数堆積している。火山灰層を鍵層としてすることで旧地形の地層を確認することができ、盛土造成する以前の旧地形形状を把握することができる。各トレンチでは、鍵層となる火山灰や墓地周辺で確認できる阿多カルデラ起源の溶結凝灰岩の岩盤が確認できるまで掘り下げる。

④出土遺物とその他の遺構の有無確認

墓地内の石敷以外の面は表土となつていて、藩政期以降の堆積層や植物繁茂によるわずかな腐食層を除くと、墓地が造成された際の盛土であり、客土と考えられる。この地層に含まれされる遺物から盛土造成の時期を推定できることから、遺物の有無を確認する。また、地業などの遺構の有無確認を行う。

確認調査期間は、平成二九年一一月二八日から一二月二三日である。トレンチは7ヶ所設置し、トレンチ調査面積は、6・13m²である。

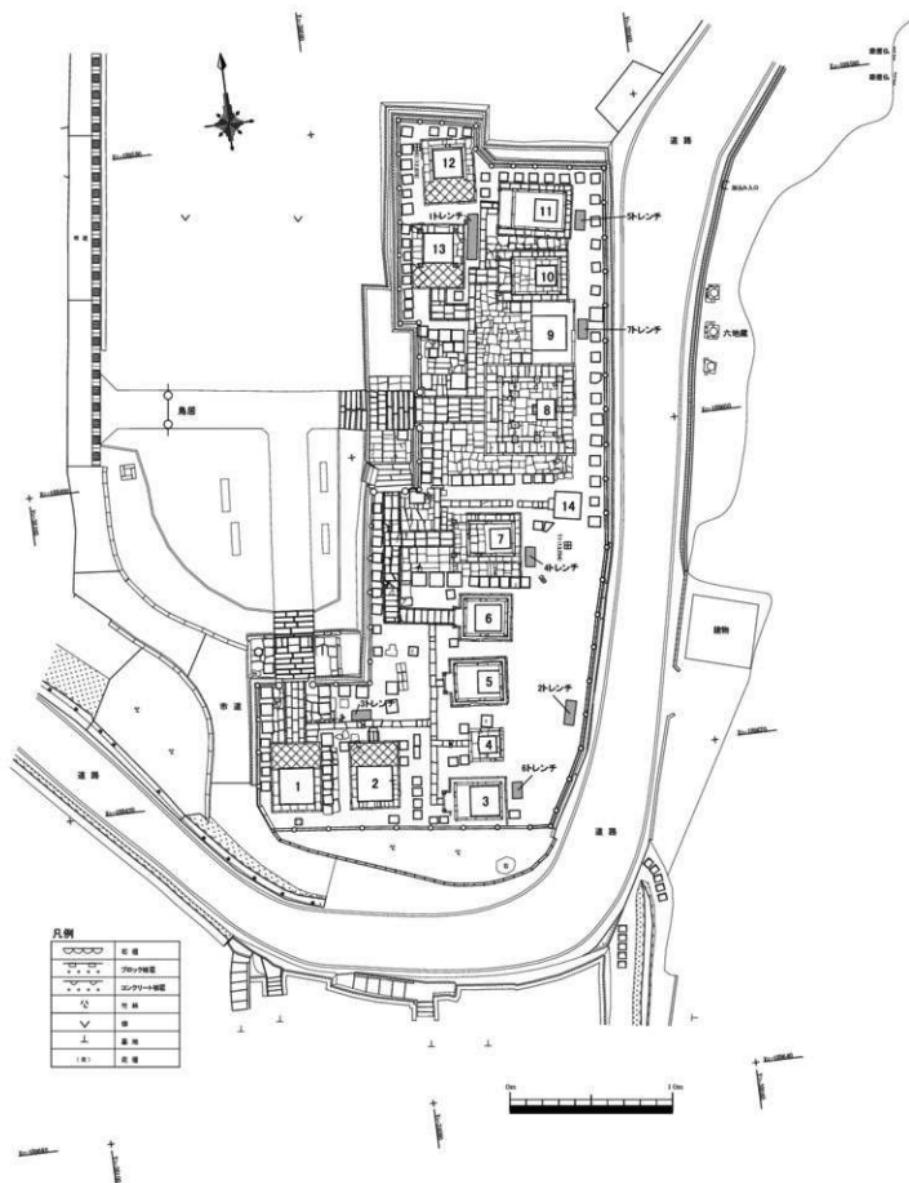


図1-1 確認調査区の位置図 (S = 1/300)

第2章 今和泉島津家墓地の位置と環境

第1節 地理的環境

1 遺跡の位置

今和泉島津家墓地は、指宿市北部に位置する岩本地区に所在している。墓地は東側と南側を市道に挟まれており、西側には南側市道につながる里道が通っている。東側市道の東には、六地蔵塔が3基設置されている。また、今和泉島津家墓地の南側斜面上の狭い平坦地には、墓地が多数置かれており、今和泉島津家の家臣及びその子孫の墓が多く含まれている。

今和泉島津家墓地の北側には、JR指宿・枕崎線と国道226号線が路東西方向に平行して伸びている。最寄の駅は、さつま今和泉駅で直線距離で約1.9 kmほどである。また、墓地の北北東の方向には、国道226号線と県道28号岩本開闢線の主要地方道が交わる岩本交差点があり、指宿市北部における交通の要衝となっている。

墓地の西側には、里道をはさんで民家が数件並び、その背後には水田と畑地が広がっている。その一部には、今和泉島津家の菩提寺であった光台寺閑連施設が置かれたと考えられる。

墓地から北側へ約370 mの地点に今和泉漁港があり、その背後には錦江湾が広がっており、桜島を展望することができる。今和泉島津家墓地は、北緯31度17分21秒、東経130度36分00秒に位置する。

今和泉島津家墓地の標高は、おおむね12・95 mから13・20 mである。

2 周辺の地形・地質

今和泉島津家墓地のある岩本周辺の地形は、左記のように大きく2つに区分することができる。

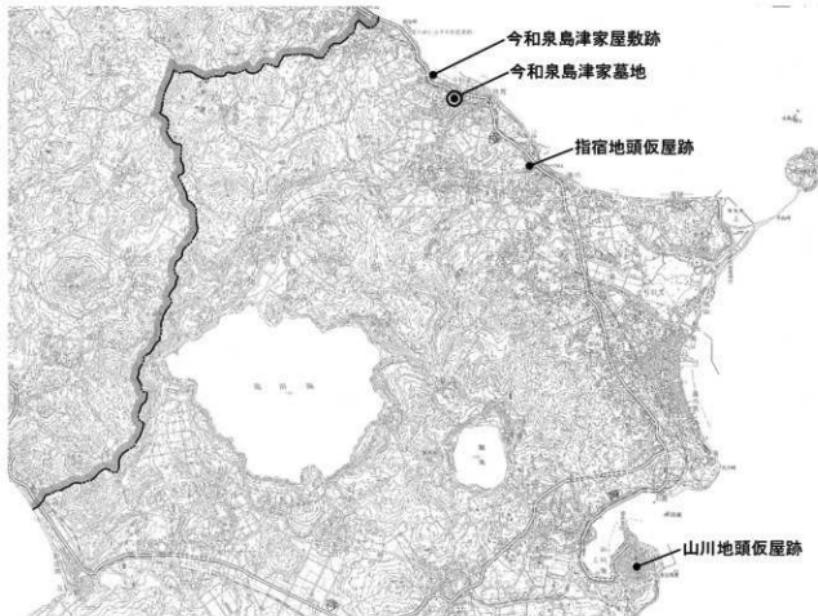


図2-1 今和泉島津家墓地の位置図 (S = 1/100,000)

①沖積地

岩本漁港付近に広がる砂丘の背後に小河川によって形成された沖積地がある。山裾から海浜までの沖積地の幅は狭く、約300m前後しかない。この冲積地には、池田カルデラと開聞岳を起源とする火山性噴出物の堆積層が確認できる。

②台地

今和泉島津家墓地の南側の背後には、標高50mから80mの台地が広がっている。この台地は、阿多カルデラを起源とする阿多溶結凝灰岩や今和泉火砕流の上に、姶良カルデラの噴出物である入戸火砕流が堆積して形成されたものである。台地上には、約三万年前の姶良カルデラの噴火以降、今和泉沖、桜島、鬼界カルデラ、池田カルデラ、開聞岳の噴火による火山性噴出物がそれぞれ堆積している。

海手側に続く台地の北側端部には、海侵食による急斜面と、侵食による深い谷が形成されている。後者の谷地形の部分には、いわゆる「迫」と呼称される狭い平坦地が入り込んでいる。

また、台地と沖積地の境界部分には、高低差50m前後の阿多溶岩結凝灰岩の崖面が確認できる。今和泉島津家墓地の北西側を走るJR指宿枕崎線付近では、崖面が顕著に認められる。小川亥三郎氏によると、岩本の地名の起源はこの岩山にあるとされている。

今和泉島津家墓地の東側にも阿多溶結凝灰岩の崖面が認められ、ここに中世の所産と考えられる五輪塔が刻まれている。

今和泉島津家墓地は、このような台地へと続く谷地形の傾斜面の手前、沖積地の末端に位置している。

【註】

1 小川亥三郎 一九九七 『南九州の地名』



図2-2 今和泉島津家墓地周辺の地形 (S = 1/10,000)

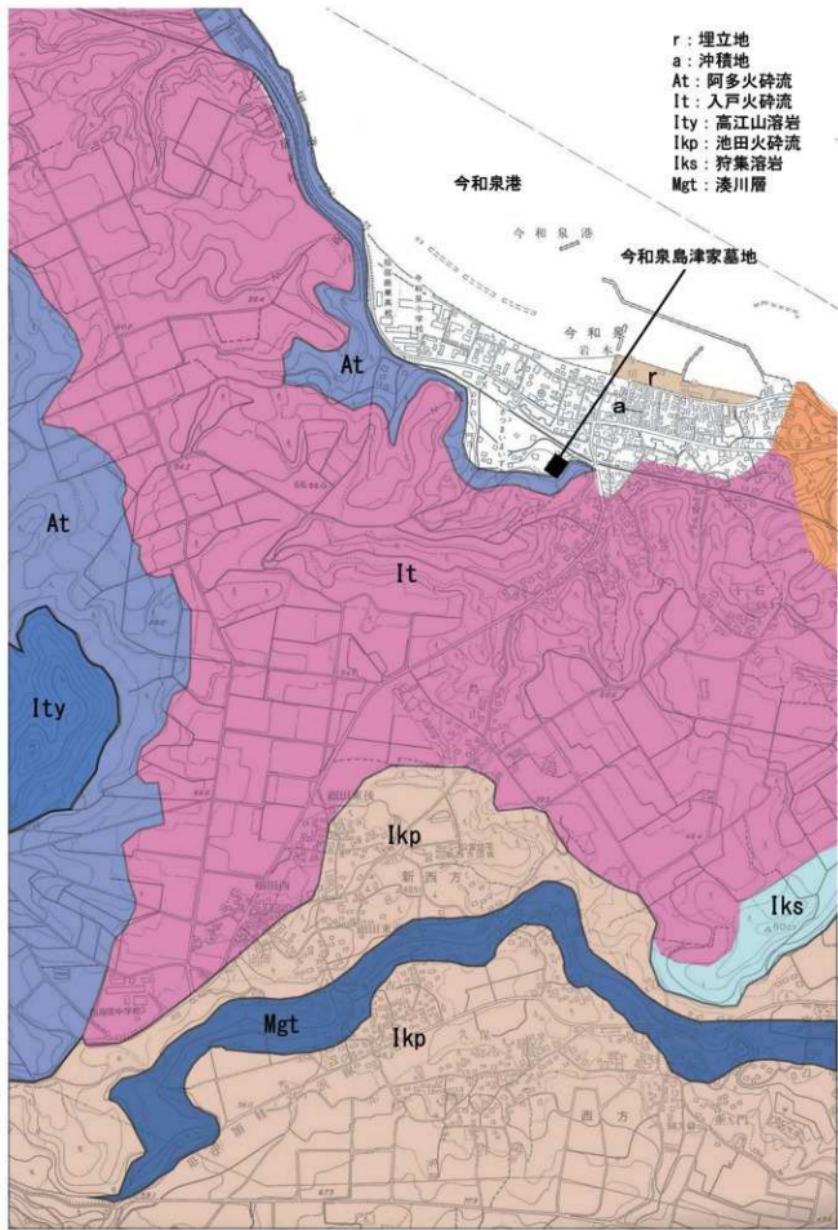


図2-3 今和泉島津家墓地周辺の地質図

1 原始・古代・中世

今和泉島津家墓地が所在する指宿市北部の岩本地区には、原始より人々の営みの痕跡が多く残されている。

先述した沖積地には、岩本麓遺跡があり、国道226号と市道改良工事に伴う発掘調査によって、縄文時代、弥生時代、古墳時代の遺物包含層が確認された。弥生時代に帰属する溝状遺構も確認されており、奥行きの狭い沖積地であるが、集落の境界溝であった可能性が考えられる。また、この北側砂丘部分では縄文時代晚期の黒川式土器や中世・近世の陶磁器類が出土している。

岩本台地上には、「岩本式土器」の標識遺跡である岩本遺跡をはじめ、舟迫遺跡、角切頭遺跡、鳥山遺跡、市後遺跡等、縄文時代を中心とした遺跡群が点在している。

2 近世

和泉家は、島津家4代当主忠宗の子、忠氏を初代とし、2代忠直、3代氏儀、4代久親、5代直久まで続いた。直久が応永二四年（一四一七）の第一次川辺戦争で戦死したため和泉家は断絶した。延享元年（一七八四）、島津継豊が弟の忠卿に、三百二十七年ぶりに、断絶していた和泉氏を継がせ、今和泉家と称した。忠卿は、寛保二年（一七四二）二日に誕生した島津吉貴の次男である。同年一二月に、揖宿郡の内、小牧村、岩本村、西方村、頬ヶ郡の内、池田村、仙田村を割いて今和泉郷として所領地とした。また、佐多郡板山、伊作郷田尻村、飯野郷坂本村、串良郷岩広村を追加し、石高一万五〇九三石となつた。今和泉家は、初代忠卿、2代忠温、3代忠厚、4代忠喬、5代忠剛、6代忠冬、7代忠敏、8代忠欽と続いた。



図2-4 今和泉島津家墓地周辺の遺跡位置図 (S=1/20,000) (図右方向が北)

今和泉島津家屋敷は、初代忠輝が初めて今和泉郷に赴いた宝暦四年（一七五四）には設けられていたと考えられ、その後には今和泉郷の麓集落も整備されていたと想定される。現在、海浜と平行に延びる屋敷跡の石垣と、白砂青松で称される隼人松原の老松の並木が残されている。麓集落の区割りと一部の石碑が残されており、当時の佇まいが彷彿とされる。

また、今和泉屋敷の敷地内であった今和泉小学校内には、井戸と手水鉢が残されており、後者は市指定文化財に指定されている。

道熙山壽祥院光台寺は、「三国名勝図会」によると、「相州時衆宗藤澤山の末寺で本府の淨光明寺の管下で、淨光明寺の前住職の鄭心上人により開山された。延享二年（一七四五）、島津家第21代当主島津吉貴が寺の建立を命じたが、なすことのないまま歳月が過ぎ、当村にあった曹洞宗の指宿色源忠寺子院の西光寺を改宗し、水引時衆宗光台寺の庵寺號をとつて、宝暦七年（一七五七）に完成した。また、吉貴の位牌を安置し、今和泉郷の菩提所であった」とされる。

明治初年の廢仏毀釈による廃寺後、現在は、その跡地一角に今和泉島津家墓地が残され、また、当寺住職・家臣団の墓が残されている。さらに、寺へ向かう参道と言い伝えられている細道が山手側へ伸び、昭和五六年にその隣接地から破壊された仁王像が掘り出された。

豊玉姫神社（中宮大明神社）は、「三国名勝図会」によると、「天徳四年（九六〇）、指宿岩本村領主甲斐守公秋が建立された」とある。また、「この地は開聞社（現在の枚聞神社）の敷地だったので、開聞の神を迎請し、豊玉姫が彦火々出見尊の中宮であつたことから中宮大明神と称した」という。平成十六年、鳥居の前に、元禄八年（一六九五）に造られた仁王像が移設され、市指定文化財に指定された棟札8点が保管されている。

豊玉姫神社の北側隣接地には、今和泉島津家当主の隠居宅である玉江隠居所の敷地と階段と石垣の一部が残されている。また、今和泉校区公民館の敷地内には、かつて玉江隠居所の庭園の一部が残されていたと言われている。



図2-5 今和泉島津家墓地周辺の江戸時代の文化財位置図

第3章 確認調査

第1節 既往の調査

1 平成一八年度 今和泉島津家墓地墓石補修に伴う調査

平成一八年度において、指宿市指定文化財「今和泉島津家墓地」の現状について詳細な平面測量調査を実施した。測量調査に伴い墓地内の清掃作業を実施したが、その際、1号墓石背後で石組遺構を検出した。また、同年度において風化が進み倒壊が懸念された墓石2基（7号・10号）について、樹脂含浸による保存処理を実施した。保存処理に当たっては、2基の宝篋印塔の解体を実施したが、その際、2基の塔身から埋納物が発見された。

また、指宿市立今和泉小学校敷地は今和泉島津家本領本宅跡とされるが、同年度において指宿市立今和泉小学校敷地内に所在する通称「今和泉島津家屋敷の井戸」について、現場のまま保存するかどうかに関して検討する機会があった。この際、社会教育課に対して意見を求められたことから、この井戸が江戸時代に帰属するものか否かに関して検討するため、井戸周辺の確認調査を実施した。

ここでは、調査の概要を記す。

(1) 1号墓石組遺構 (図3-1)

測量調査に伴い、墓地内の清掃作業を実施した。今和泉家5代当主島津忠剛の墓石の裏側の石畳は、流れ込んだ土砂で埋没していたことから、土砂を除去し石畳を露出させた。この際、墓石の真裏で図1-1の石組遺構を検出した。

遺構は、厚さ8cm程度、幅34cm×35cmの4枚の板石を用い、小口を上に埋設することで、約50cm×約40cmの方形を作り出したものである。板石には

繫痕が残っていた。石組遺構の内部は、表面を15cm程度土砂が覆っていたが、土砂中には割れた黄色の切石片が入っていた。その下位に厚さ5cm程度に砕いた軽石混じりの土壌が入っており、さらに下位に長軸3cm×5cm程度の黒色玉砂利が詰められていた。玉砂利層を半裁し、地表面から約60cmの深さまで内部に詰まつた玉砂利の除去に勤めたが、底は検出できなかった。このため、四方の板石の深さは60cm以上であることが判明した。なお、表面近くに入っていた黄色の切石は厚さ4cm程度で丁寧に加工されたものであった。墓地内には同規格の板石を用いた施設がみられなかつたことから、この切石は石組遺構の蓋の可能性が考えられる。

石組遺構はその構造から、排水施設である可能性が考えられる。ただ、隣接して設置された6代当主忠冬の墓を含め、他の墓にも同様な施設が設けられていないため、5代当主墓のみにこれが設置された理由は不明である。なお、排水施設である場合、排水口が墓地周囲の石垣中に設けられた可能性を考え、探索したが見られず、浸透式の排水の可能性も指摘されている。

【註】
1 山下信一郎氏の教示による。

(2) 7号墓と10号墓の墓石埋納物

7号墓と10号墓は塔身が風化していることから、平成18年度において保存処理を実施した。この際墓石を解体したが、塔身軸部の上面に遺物を格納するための穴が割り貫かれており、いずれの塔身にも木製の箱が埋納されていた。いずれも蓋は劣化が進んでおり、箱の側面には虫食いはあるが原形を保っていた。このため、木箱自体を塔身から取り出すことができた。以下、それぞれの埋納物について記す。

① 7号墓塔身埋納物 (図版3-4)

埋納遺物は木製の箱であり、桐製と考えられる。
箱の法量は、高さ12.0cm、幅12.0cm、奥行12.0cmであり、内外に木

漆が塗布されている。蓋があるが、これは原型を留めていなかった。外面の2面に墨書が見られたが、箱表面が劣化しており、全ては読み取れない状態であった。このため、九州国立博物館で、赤外線撮影を行つていただいた。墨書の内容は次のとおりである。

裏面
□□（大カ）居□（土カ）
裏面
□（時カ）

□秋八月□□□

7号墓埋納の木箱内には金属製の立方体容器とみられるものが入っていた。法量は木箱よりやや小さい程度であり、木箱の破損が懸念されたため、出すことはできなかつた。

このため、九州国立博物館で、X線CTスキャナによる分析を実施していただいた。その結果、箱の内部の金属製立方体容器の内容は以下のとおりと判明した。

構造・素材は錫の可能性がある。蓋と身は、それぞれ5枚の金属板を組み合わせて作られていた。合わせ目の端部には「受け」を作り出さず、継ぎ目をハンドのようなもので接着したものと考えられる。内面には、蓋と身の継ぎ目に沿つてダマのようなものが並んでおり、接着材が冷え固まつた結果、このような形状になつた可能性がある。

内容物・卷物状のものが内蔵される。斜めに入つており、縦に四つ折りにしていると推定される。広げると大きさは、約20cm×約30cm程度となる。厚さは1mm程度である。

7号墓埋納物の墨書については、表面に「居」があることから、法名の一部である可能性が高いと考えられ、そうであれば男性の被葬者となる。また、裏面の墨書「秋八月」は没月を示している可能性が高いと考えられる。源姓和泉氏嫡流系図には、主に男性の没年、法名。そして埋葬先が記されている。今和泉島津家墓地は今和泉家の菩提寺である光台寺の付属墓地であつたことから、この墓地に葬られた人物が特定できる。その中で、8月に没した人物

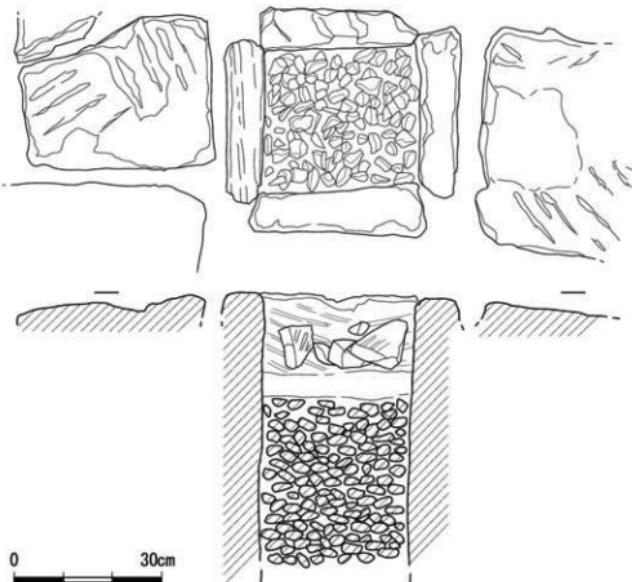


図3-1 5代当主島津忠剛墓検出石組遺構 (S = 1/10)

は、安永七（一七七八）年八月二五日に没した今和泉島津家2代当主島津忠

温のみである。また、燈籠の項でも述べるが、7号墓の周囲には安永七年の燈籠が配置されていることからも、7号墓が2代当主島津忠温の墓である」とを確認できる。

②10号墓塔身埋納物（図版3-5）

箱の法量は、高さ6・5cm、幅10・5cm、奥行10・5cmであり、箱表面は欠損箇所や剥落箇所がある。蓋があるが、これは劣化が激しく大きな穴が複数ある状態だった。外面の4面に墨書が見られたが、剥落箇所があり、読み取れない箇所があった。このため、九州国立博物館の好意で、赤外線撮影を行つていただいた。墨書の内容は次のとおり舍利礼文の一部である。

1面 心 身 舍 利
2面 本 地 法 □
3面 □ □ 塔 □ (身力)
4面 我 等 □ 敬 (礼力)

木箱の内部には髪の毛が入っていることが、蓋の隙間から見て取れた。蓋は劣化が著しかったことから、身から外すことはできなかつたため、九州国立博物館で、X線CTスキャナ装置による分析を実施していただいた。その結果、箱の内容物は髪束を3周巻いたものであること、髪の端部は縛られてゐるか、あるいは固められている可能性があること、端部の厚みは1・5cm程度であり、髪束の長さは画像上で計測で50cm以上になることが判明した。この髪束は、落飾した際の女性の髪束とみられることから、10号墓は女性墓である可能性が高いと考えられる。

2 平成一八年度 今和泉島津家屋敷内井戸跡調査（図3-2・図3-3）

この井戸は、今和泉小学校裏庭の駐車場に残つてゐる。外見からは、近世の井戸と推定されるにどまつた。帰属時期の確認のために、井戸周辺に石敷遺構等が埋没している可能性を考慮し、確認調査を実施した。井戸のある小学校裏庭は駐車場整備されていたが、幸い井戸周囲のみはアスファルト舗装がされておらず、土砂が覆つてゐる状況であった。加えて、井戸周辺の地面にビンボールを刺して探査したところ、数センチの深さに石と考えられる反応が面的に広がつてゐることを確認した。このことから、数センチの表土を除去し、埋没している遺構を確認することとした。調査は平成一九年二月に実施した。

井戸周辺においては、事前のビンボール調査で確認されたようく石敷遺構が検出された（図3-2）。井戸の西面と北面に框石の列が設置され、南面に直交方向に1枚框石を設置し、ゆがんだ方形で井戸を開んでいる。東面の框石は失われていた。井戸枠から框石までの距離は、北側1m、西側60cm、南側20cm弱となり、北面が作業スペースとなつてゐるものと考えられる。略方形の石敷内部の北西隅付近には、框石と考えられる石が残つてゐる。対応する框石を探索したが見当たらなかつた。石敷の南側に接して、割石の通路の一部とみられる石敷が残存していた。框石の長さは短いもので30cm、長いもので80cm、幅は10cmに整えられていた。その内部に割石と思われる板石を敷き詰めている。井戸周りは後世にモルタルが塗られており、石材の敷き方は不明である。一方、通路と見られる石敷は、上面にモルタルが塗られており、全貌は不明であるが、幅40cm、長さ65cmの板石を縦方向に3枚並べ、通路幅は1・4m程度となつてゐる。框石は設置されない。

まず、この石敷遺構は井戸枠とほぼ方向が合致していることから、井戸枠の設置と石敷の設置は共時関係にあると考えられる。一方、現小学校校舎と井戸とは全く異なる方向で設置されており、校舎に伴うものではないことは明らかである。一方、井戸の東側の海岸沿いには藩政期の石垣が残存してい、この設置方向と、井戸の設置方向が類似していると考えられたことから、



井戸周辺調査写真

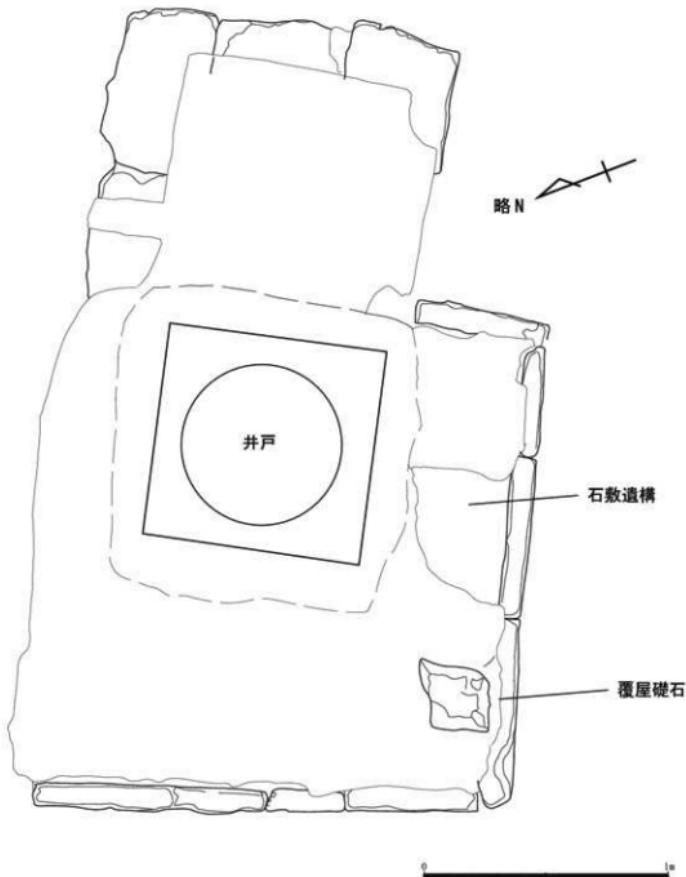


図3-2 今和泉島津家屋敷跡の井戸周辺構造実測図 ($S = 1/20$)

実態を把握するために石垣を含めた測量を実施した。この結果、両者の設置方向がおおむね一致していることが判明した（図3-3）。

今和泉島津家屋敷地は、海岸沿いに設けた石垣を北面とし、これに直交する石垣を東面と西面に設置していたことが、残存する石垣の観察で判明している。したがって、屋敷地の北・東・南辺は方形を呈していた。また、大正時代の写真からは、石垣の内側を石堀で囲っていたことを知ることができる。また、石堀は北面と西面とが確認できるが、海岸側の北面の石堀は石垣と平行関係にあったことが観察できる。今和泉島津家屋敷は、おそらく四方をこの石堀で囲った方形区画の敷地であったと思われる。江戸時代の大名屋敷等の敷地形状と建物配置に関しては、敷地形状に規制される例が多い。このことを参考にすると、今和泉島津家屋敷に関しては、方形区画に合わせた屋敷配置であった可能性が考えられる。井戸の設置方向と石垣の設置方向がおおむね一致していることは、井戸の設置が屋敷地の区画を意識し行われたことを示している。このようなことから、井戸についてには今和泉島津家屋敷に伴つて設置された可能性が極めて高いと考えられる。

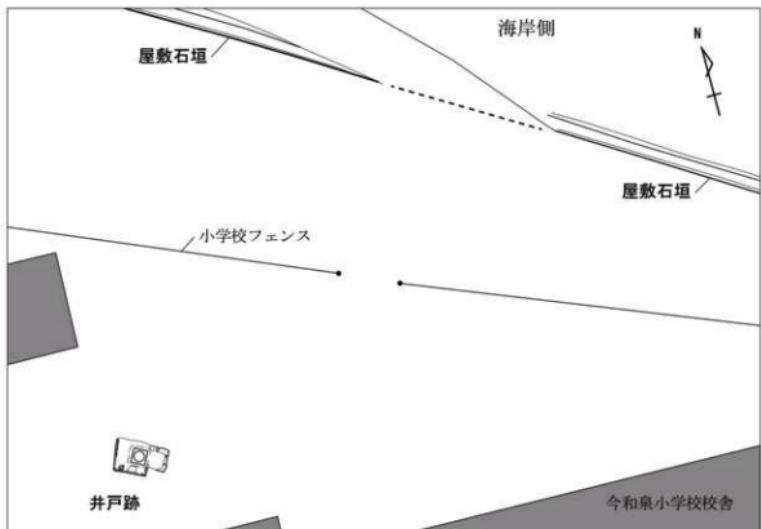


図3-3 今和泉島津家屋敷の石垣と井戸との関係図 (S = 1/400)



埋納物写真（正面）



出土状況



埋納物写真（上から）



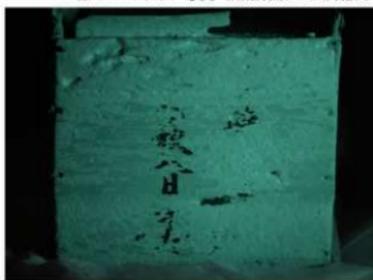
埋納物写真（裏面）



X線CTスキャン写真（断層撮影：金属箱内の内容物）



X線CTスキャン写真



赤外線写真（墨書：秋八月）



赤外線写真（墨書：大居士）

図3-4 7号墓收納物写真



埋納物写真（正面）



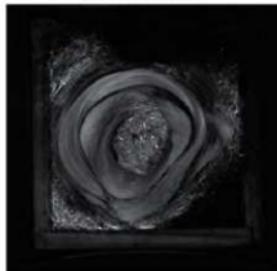
出土状況



埋納物写真（裏面）



埋納物写真（左側面）



X線CTスキャン写真（断層撮影：遺髪）



埋納物写真（右側面）



赤外線写真（墨書：身心舍利）



X線CTスキャン写真（断層撮影：遺髪）

図3-5 10号墓の埋納物写真

第2節 平成二九年度確認調査

(2) 署序

1 平成二九年度墓地敷地内 (1) トレンチの設定

平成二九年度 今和泉島津家墓地の盛土造成等の地業の有無と、墓地拡張のあり方の確認を目的に、墓地内に7箇所のトレンチを設定し、左記期間で確認調査を実施した。

併せて、墓地隣接地にある六地蔵塔の周辺に堆積している土手からの崩落土を除去し、石敷を検出し、記録した。

・調査期間・平成二九年一月二八日から二月三日まで

トレンチの設定は左記の状況を基に設置した。

①今和泉島津家初代当主から七代当主の墓地の配置状況

②墓地平面図で確認される拡張・張り出しの位置

③墓地周囲の石垣の断続箇所

④石垣の上に置かれてある角石の位置

①から④を基に設定した7箇所のトレンチの位置は、第3-6図のとおりである。

1トレンチは13号墓の東側。2トレンチは、4・5号墓の東側。3トレンチは、2号墓の北側。4トレンチは7号墓の東側。5トレンチは11号墓の東側。6トレンチは、3号墓の東側。7トレンチは和泉家招魂墓の東側にそれぞれ設置した。

確認調査を進めていく上で、墓地の造成土と基盤層の有無とその特定に留意した。これまで、今和泉墓地周辺での発掘調査は平成二六年度に行われた国道226号線拡幅と市道改良工事に伴う岩本蘿遺跡の発掘調査だけである。岩本蘿遺跡は海岸段丘上に位置する遺跡であり、今和泉島津家墓地が位置する山裾に挟まれた谷地形の地層堆積に関する情報はなかった。

7箇所のトレンチの調査成果から次の基本層序を確認することができた。

(2) 層序

今和泉島津家墓地内に7箇所のトレンチを設定し、それぞれ調査を進めた結果、墓地造成に伴う造成土または盛土と、火山灰や土壤・砂等の基盤層を確認することができた。

表土層・各トレンチの最上層であり、陶磁器片や瓦等が出土している。

9号墓石の和泉家招魂墓東側に設定した7トレンチでは、和泉家招魂墓建立時点の整備の一環で外されたと想定される石製の玉垣柱等が廃棄されていた。

盛土層・2トレンチ以外の6ヶ所のトレンチで確認することができた。盛土層は粘質土層であり、数mmのレキと軽石を含む場合がある。

盛土層内の砂層・堆積状況は流水に伴う砂層であり、岩片を含む盛土層・池田石の岩片を含む。3、4トレンチの第3層で確認された。

青コラ層・開聞岳噴出火山灰層で7世紀後半に位置づけられている。スコリアは確認されなかつた。

(3) 1トレンチ (図3-7・8・9、図版4)

1トレンチは、10号墓の東側隣接地の敷石がない範囲に設定した。規模は

70cm×2・5mで、深さ約1m50cmまで掘り下げた。このトレンチでは、墓地造成に伴う盛土造成等の地業の有無確認を目的に行つた。

リニアは確認されなかつた。

①層序 (図3-8・9)

第1層 表土層 黒褐色粘質土層 10YR2/2

第2層 盛土層 黒褐色粘質土層 (5mm大のレキと1~3mm大の軽石を含む) 10YR2/3

第3層 砂層 1mm大の砂粒であり、水成堆積層である。

第3層

砂層

1mm大の砂粒であり、水成堆積層である。

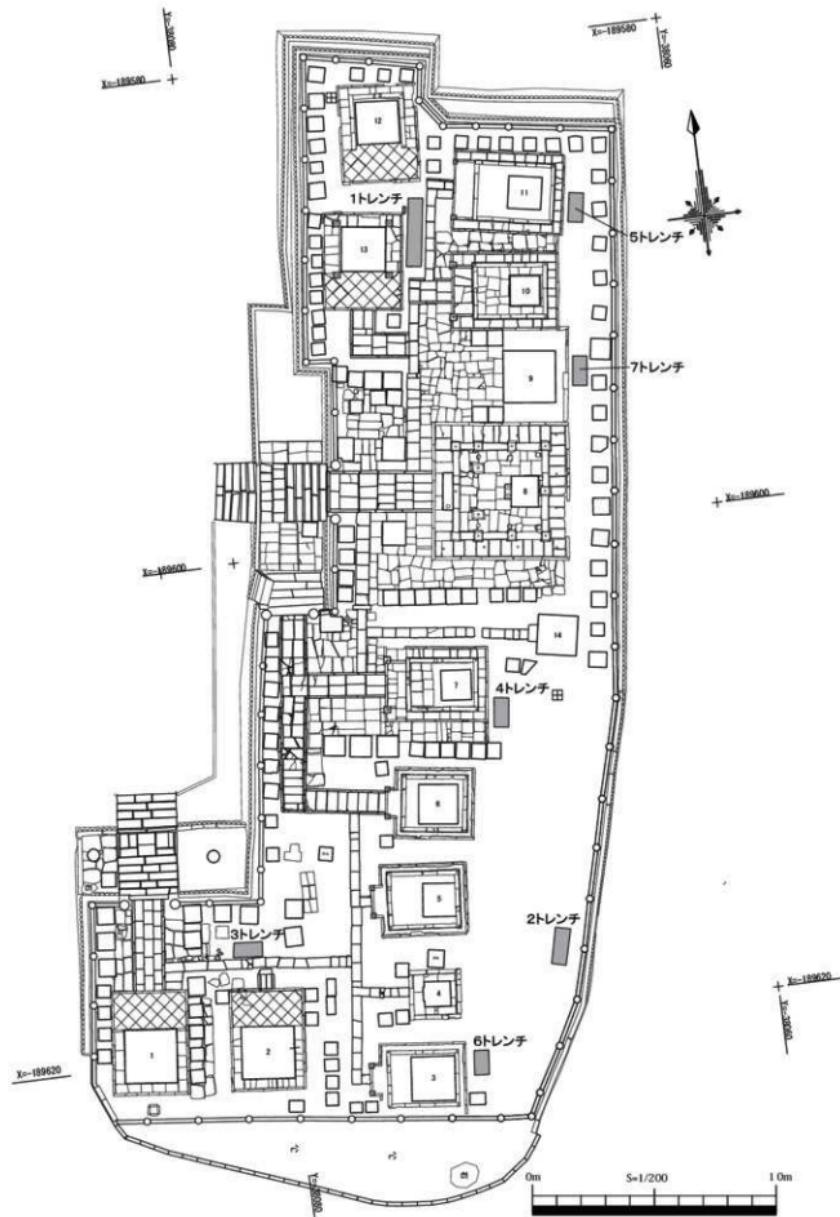


図3-6 今和泉島津家墓地内のトレンチ位置図 (S = 1/200)

第4層 盛土層 黒褐色粘質土層。2 mm大のレキを含み、水分をあまり含まない。

第5層 暗青灰色粘質土層 粘質に富み、5 mm大のレキを含む。上部に褐鉄鉱床がある。

第6層 黒褐色粘質土層 水分を多く含み、レキを含まない。10 YR 2/3

②遺構
ア 土坑（図3-7-9）
1トレンチで第1層の表土層除去後、第2層中位において、切りあう2基の土坑を確認した。土坑1・2ともトレンチ内での検出であるため、全体形状は不明である。

土坑1

土坑1は、1トレンチ北側半分で検出された。全体形状は土坑2によって切られているため、不明である。検出状況での法量は、47 cm + a, 45 - 5 cm + a, 深さ 80 - 5 cm である。

土坑1の埋土はにぶい黄褐色粘質土層が主体であり、にぶい黄褐色の粘土がブロックの状態で含まれている。埋土の状況から、土坑1が掘られた後、すぐに埋められた状態と考えられる。

土坑2

土坑2は、1トレンチ北側半分で検出され、北西端で土坑1を切っている。全体形状は不明である。南壁土層断面の観察によると、東側から西側に向かって深くなる傾向が看取できる。検出状況での法量は、幅約1 m 11 cm であり、深さ 70 cm である。土坑2の埋土は、2層に分層することができた。
埋土①：黒褐色粘質土層。粘質が強く、2 mm大のレキを含む。角のとれた軽石を多く含む。ブロックでにぶい黄褐色の粘土が含まれている。

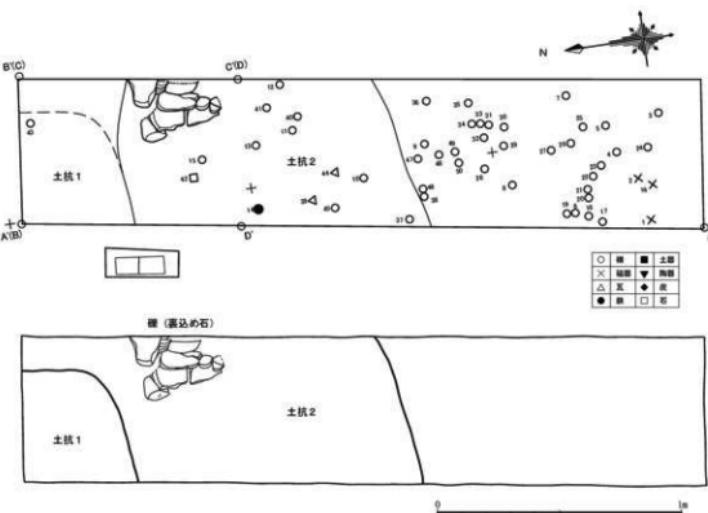
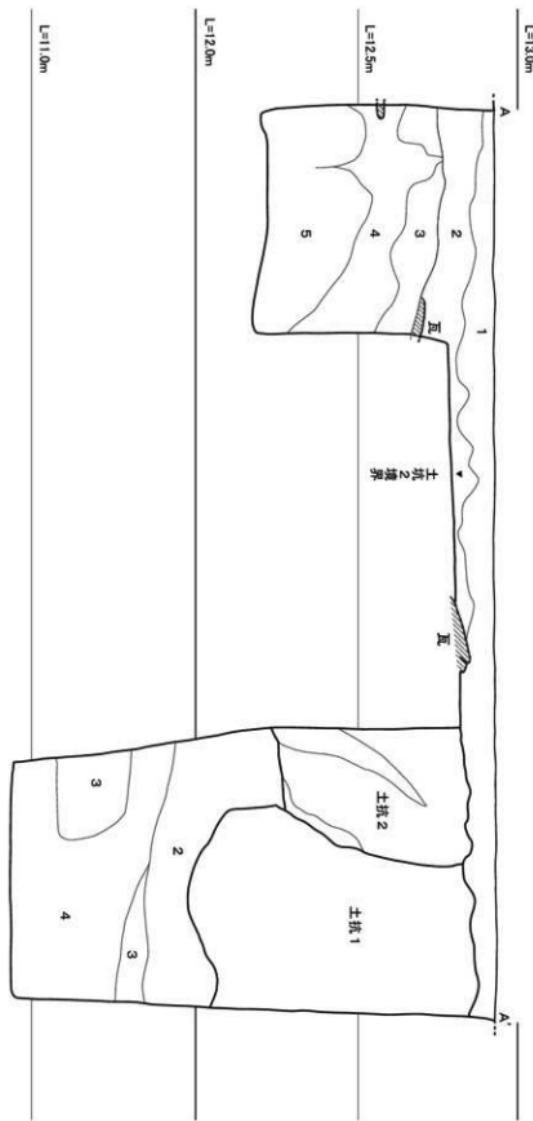


図3-7 1トレンチ遺構平面図・遺物出土状況図 (S = 1/20)

図3-8 1トレンチ地層断面図（西壁）（S = 1/15）



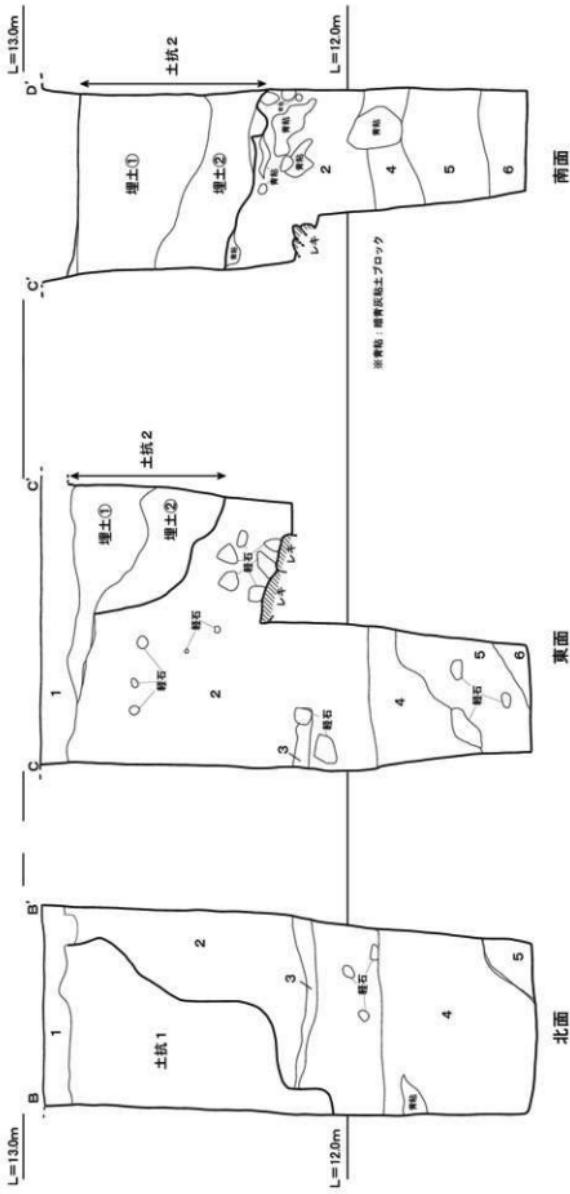


図3-9 1トレンチ地質断面図 ($S = 1/15$)

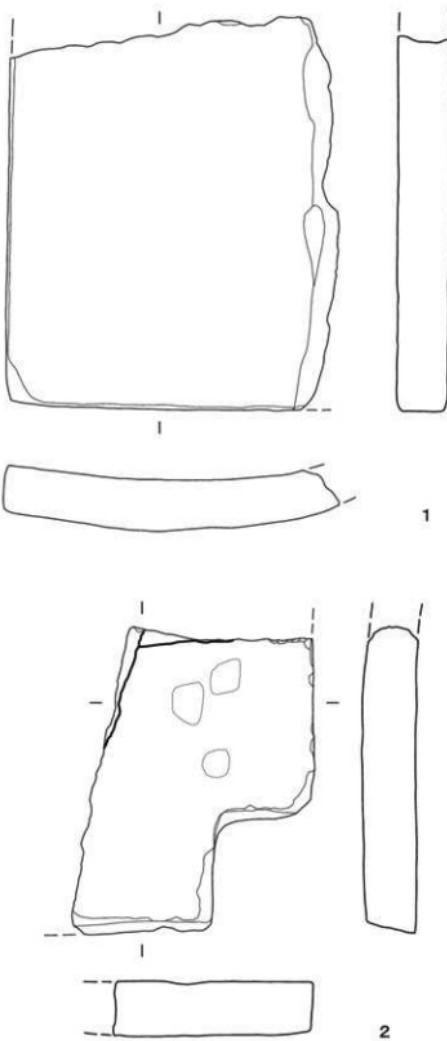


図3-10 1トレンチ出土遺物実測図 ($S = 1/2$)

埋土②：黒褐色粘質土層。埋土①より軽石が少ない。埋土①よりしまりが悪く、ぼそぼそしている。ぶい黄褐色の粘土がブロック（0・5～5 cm）で多く含まれている。

土坑1の推定される平面の広がりと墓石の位置と比較すると、土坑1は12号墓の方向へ伸びていることが推測できる。また、土坑2は13号墓と11号墓の方向へ伸びることが推測できる。

土坑1・2とも、墓所造成に伴う盛土（第2層）が行われた後、第2層上面から掘られており、かつ、11号墓・12号墓・13号墓の基壇の下に伸びていることから、少なくともそれぞれの墓が造営される以前に土坑が掘られていたことがうかがえられる。また、いずれも土坑が掘られた後、第2層とは異質の土と粘土のブロック、軽石を埋め土として入れていてことから、盛土（第2層）の土壤改良の可能性があると考えられる。盛土（第2層）と下位層の第3層は1 cmほどの鶴鉄鉢床が形成されるほど粘質が強いため、水はけも悪いと考えられる。ここに別質の地層を入れることで、水はけを良くしたと推測できる。

イ 裏込め石

1トレンチ北西端で裏こめ石を検出した。検出レベルは表土層から約70 cm以下の第2層中である。裏こめ石の断面観察では、上層からの土括等の掘り込みが見られないことから、墓地の盛土造成（第2層）をする段階で、裏こめ石を残したものと考えられる。

③出土遺物（図3-10 1・2、図版10）

1は、平瓦である。最大長16・2+α cm、最大幅13・6+α cm、最大厚2・1 cmを測る。
2は、切り込みが認められる瓦である。最大長12・7+α cm、最大幅9・9+α cm、最大厚2・2 cmを測る。

(4) 2トレンチ
2トレンチは、4号・5号墓の西側の墓地端部に設定した。規模は60 cm×150 cmで、深さ1 m 17 cmまで掘り下げた。

①層序（図3-11）

第1層 表土層 黒褐色粘質土層 5 mm大のレキを含む。10 YR 3/1
第2層 盛土層 暗褐色粘質土層 1層に比べ粘質が強く、水分を多く含む。
7・5 YR 4/3

第3層 盛土層 青灰色粘質土層 粘質はあるが指で潰すとざらつく。
mm以下の粒子を含む。SB 6/1
第4層 盛土層 暗褐色粘質土層 5・3 mm大のレキを含む。下部から瓦片
が出土している。10 YR 3/4

第5層 砂層 西壁の観察では、南から北方向へ傾斜している。
第6層 盛土層 ぶい黄褐色粘質土層 粘質が強い。わずかに1 mm以下の
粒子を含む。10 YR 4/3

第7層 ぶい黄褐色粘質土層 9層と同質で、レキを含まない。10 YR
4/3

第8層 砂層

第9層 粘質土層 7層と同質、粘質が強くレキを含まない。10 YR 4/3

第10層 砂層

第11層 暗褐色粘質土層 粘質が強く、レキをわずかに含む。10 YR 6/1

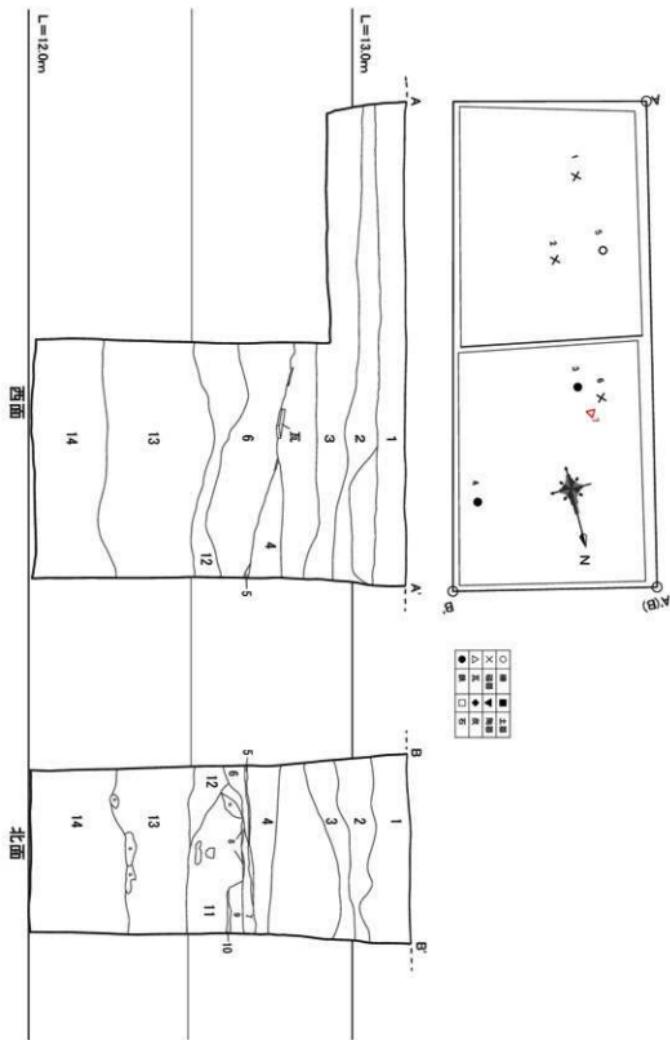
第12層 暗褐色粘質土層 粘質が強く、5 mm以下のレキを含む。7・5 Y
R 3/2

第13層 暗褐色粘質土層 12層より粘質が弱い。5 mm以下のレキを含む。7・5 Y
R 3/2

第14層 暗褐色粘質土層 粘質が強く、水分を多く含む。レキを含まない。
10 YR 3/4

2トレンチの調査成果では、墓所の造成に伴う盛土層は、表土層以下、第

図3-11 2トレンチ地質断面図 ($S = 1/15$)



4層までと考えられる。

第5層から第14層までは、自然堆積層と考えられ、砂層または粘質土層が堆積している。砂層の層厚は、約1mmほどであり、2トレンチ周辺での流水に伴い堆積した砂層と考えられる。時代は鍾層となる火山灰層が未確認のため不明である。

(5) 3トレンチ (図3-12、図版5)

3トレンチは、2号墓の北側隣接地に設定した。規模は60cm×120cmで、深さ1m48cmまで掘り下げた。

①層序 (図3-12)

第1層 表土層 黒褐色粘質土層。瓦・磁器・炭を含む。2mm大のレキを含む。7·5YR3/2

第2層 盛土層 極暗褐色粘質土層。1mm以下のレキを含む。瓦やレキを含む。7·5YR2/3

第3層 盛土層 にぶい黄橙色砂質層。2mm~1mmまたは、2~5~5cmの大の池田石を含む。池田石を粉砕したものと考えられる。10YR6/4

第4層 盛土層 暗褐色粘質土層。上位層に比べ水分を多く含む。レキを含まない。青コラのブロックを含む。10YR2/3

第5層 盛土層 青灰色粘質土層。1cm内の層厚ではほぼ水平であることが、敷地造成過程で、旧地形を含めて、盛土を行い形成した平坦面と考えられる。10BG6/1

第6層 盛土層 黒褐色粘質土層。0·5mm大のレキを含む。凝灰岩・池田石のレキを含む。10YR2/3

第7層 暗褐色粘質土層。水分を多く含み、1·3mm第1のレキを含む。10YR3/3。第7層以下は基盤層と考えられる。

第8層 黑褐色粘質土層。7層より粘質が強くべたつく。水分も多い。レ

キを含まない。10YR3/4

第9層 暗褐色粘質土層。8層より粘質は少なく、ぱさつく。3mm大のレキを含む。10YR3/4

第10層 青コラ火山灰層。5~8cmの層厚があり、

第11層 黒褐色粘質土層。水分を多く含む。8層と同質であるが、レキを含まない。7·5YR3/2

盛土①層 暗褐色粘質土層。水分が多く、3mm大の凝灰岩質のレキを含む。10YR3/3

盛土②層 暗褐色粘質土層。レキを含まない。10YR3/4

盛土③層 レキ層。池田石・凝灰岩の岩片と軽石、瓦片を含む。盛土④層 暗褐色粘質土層。盛土②層と同質。10YR3/4

②遺構 (図3-12)

確認調査の結果、以下のようないし盛土造成遺構が確認された。

・盛土①・盛土④・旧地形の一部を第7層から第9層までカットし、そこには盛土①・④を入れている。平面的には、トレンチの北半分の旧地形を造成していることが確認された。

・第2層~第6層・旧地形カット部分を盛土①により第7層上面とほぼ同じ高さに整形し、その上面に盛土された層位であり、5層に分層することができた。

盛土層の特徴は、ふたつ挙げられる。1点は、第3層と盛土③層は、池田石片を含むことである。

また、盛土③層は、池田石片と凝灰岩片を主体としたものであることから、池田石製の墓石や凝灰岩製の石垣石材の整形や微調整の際に出た岩片をまとめて廃棄したものと考えられる。盛土④には、土だけではなく瓦も含まれており、さらに、第10層の青コラがブロックが混在している。

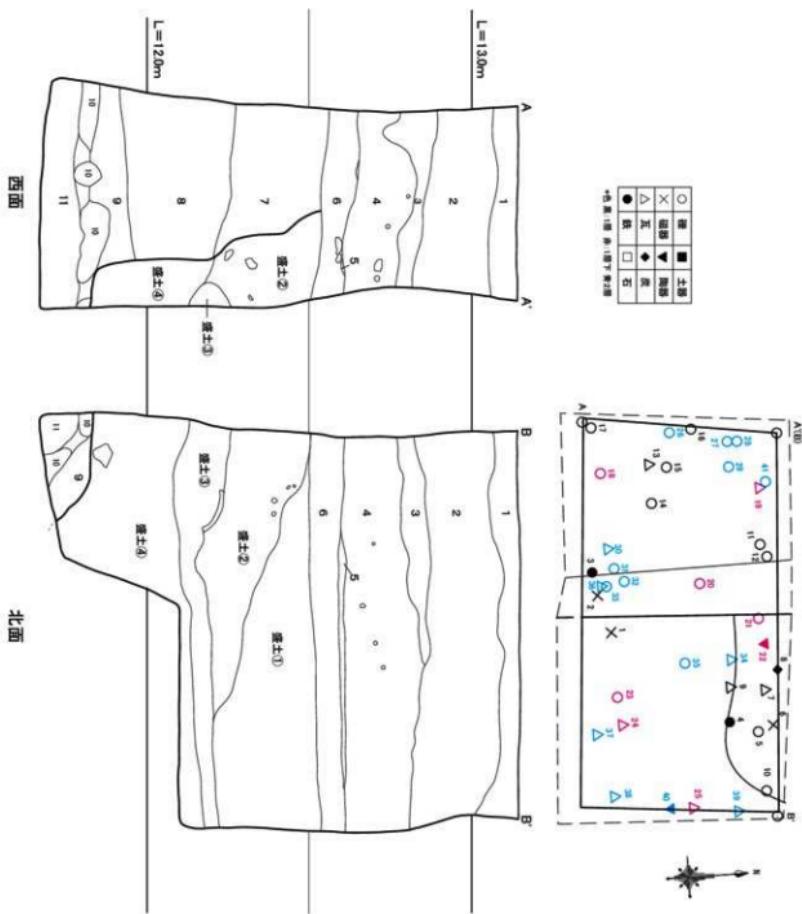


図3-12 3トレンチ地質断面図 (S=1/15)

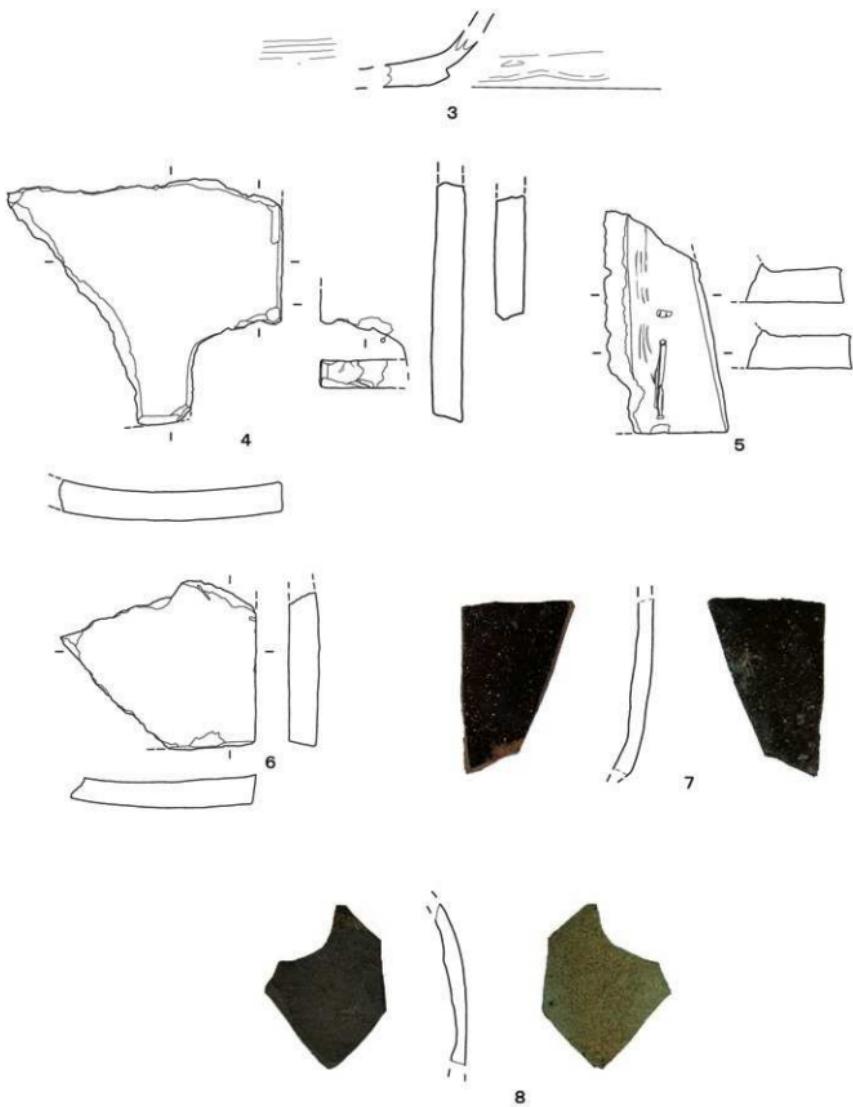


図3-13 3トレンチ出土遺物実測図 (3 : S = 1/1 7・8 : S = 1/2 その他1/3)

③出土遺物 (図3-13 3-8)

3は、土師器皿の底部である。両面に回転ナデが認められ、外面は回転ナデによりわずかに段が形成されている。

4は、切り込みのある棟瓦である。1トレンチの2の棟瓦の切り込みと比べ、切り込みの角がやや丸み呈している。切り込み端部に、同一面からの剥離が認められることから、瓦葺き段階での形状整形と考えられる。最大長

$15 + 2 + \alpha$ cm、最大幅 $16 + 9$ cm $+ \alpha$ cm、最大厚 $1 + 9$ cm。

5は、断面形状から平坦な板瓦と考えられるが、四角形ではないことから、隅瓦の可能性が考えられる。内面には、工具痕が頗著に認められる。最大長

$13 + 7 + \alpha$ cm、最大幅 $6 + 5 + \alpha$ cm、最大厚 $2 + 4$ cmを測る。

6は、平瓦である。最大長 $11 + \alpha$ cm、最大幅 $10 + 4 + \alpha$ cm、最大厚 $1 + 8$ cmを測る。

7は、苗代川系黒釉陶磁器片である。

8は、陶器片である。小片であるため、器種は不明である。外面にそば釉、内面上部の一部にそば釉が認められる。胎土色は灰色で須恵器に類似するため、備前焼と考えられる。

(6) 4トレンチ (図3-14・15、図版5・6)
4トレンチは、7号墓の東側隣接地に設定した。規模は $60\text{cm} \times 1\cdot2\text{m}$ で、深さ約 $1\text{m} 69\text{cm}$ まで掘り下げた。

①層序 (図3-15)

第1層 表土層 黒褐色土層。2 mm大のレキを含む。10 YR 3/1

第2層 盛土層 暗褐色粘質土層。輕石・レキを含む。7・5 YR 4/2、
4/4

第3層 輕石層。2 mm \times 2 cmの大の輕石のみの層。10 YR 8/3・8/2

第4層 暗褐色粘質土層。2 mm大の砂を僅かに含む。10 YR 2/3

第5層 青灰色粘質土層。上部に褐鉄鉱床が2 cm程ある。5B 5/1

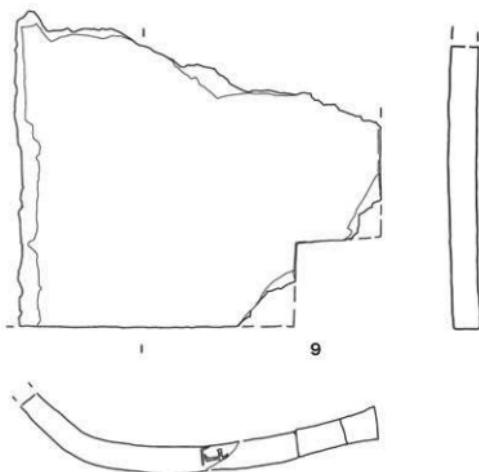


図3-14 4トレンチ出土遺物実測図 (S = 1/3)

第6層 暗褐色粘質土層。2 mm大のレキを含む。粘質に富む。7・5 YR 3/3

第7層 青灰色粘質土層。第5層と同質。上部、下部に厚さ約5 mmの褐鉄鉱床がある。5B 5/1

第8層 黒褐色粘質土層。レキを含まない。7・5 YR 3/1、3/2
黒褐色粘質土層。粘質が強くべたつく。水分も多い。レキを含まない。10 YR 3/4

第9層 暗褐色粘質土層。3 mm大のレキを含む。10 YR 3/4

第10層 暗褐色粘質土層。3 mm大のレキを含む。10 YR 3/4

第11層 青コラ火山灰層。



②遺構

ア ピット状遺構（図3-15）

第2層中で検出されたピット状遺構である。北壁土層断面の観察によると、幅50cm+a。深さ1m12cmである。ピット状遺構は段掘りしており、直径は約7cmほどである。盛土層である第3層の軽石層を掘りぬいているため、埋土中に第3層の軽石が混在している。

③出土遺物（図3-14）

9は、切り込みが認められる棟瓦である。切り込みの角度はほぼ90度を呈している。側面に刻書が認められ、「田」または、「ナ」と考えられる。

（7）5トレンチ（図3-16・17）

5トレンチは、11号墓の東側隣接地に設定した。規模は60cm×1・2mであり、深さ約1m44cmまで掘り下げた。

①層序（図3-17）

第1層 表土層 黒褐色粘質土層。10YR2/2

第2層 盛土層 暗褐色粘質土層。↓2mm大のレキを含む。↓10cm大の軽石、凝灰岩・白色レキを含む。10YR3/3

第3層 盛土層 黒褐色粘質土層。2mm大のレキを含む。凝灰岩・赤褐色レキを含む。上部には人頭大のレキを含む。10YR3/3

第4層 砂層 細粒砂層。1トレンチの第3層と同質の水成堆積層。

第5層 盛土層 暗褐色粘質土層。レキを含まない。10YR3/3

第6層 黒褐色粘質土層。3~5mm大の軽石を含む。1トレンチの第4層と同質。

10 YR 3/3

第7層 橙色粘質土層。上下位に3cmの厚さの褐鉄鉱床がある。1トレンチの第5層と同質。

5PB4/1

第8層 黑褐色粘質土層。固く引き締まっており、レキを含まない。10Y

R3/3

②遺構（図3-17）

ア 裏込め石

5トレンチの第3層中から、石垣の裏込め石と考えられる人頭大のレキを確認した。これは、今和泉島津家墓地の北側への拡張に伴う造成と石垣の撤去と積み直しに伴う遺構と考えられる。

今和泉島津家墓地の西側を廻る石垣の積み方の観察から、北側へ拡張したことなどが想定でき、その拡張する前の旧石垣ラインがトレンチ中央にくるようになして設定でき、その結果、トレンチ中央部で積んであった石垣の裏込め石と、石垣を解体し、北側へ拡張した際の盛土層を確認した。

③出土遺物（図3-16）

10は、鉄釘である。断面形状から丸釘と考えられる。最大長11.5cm、断面は0・9×1・0cmである。

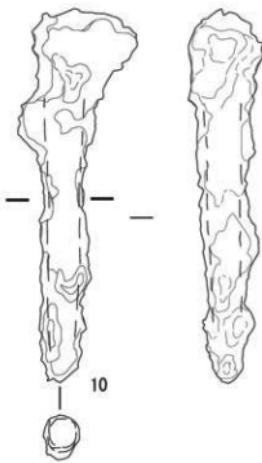
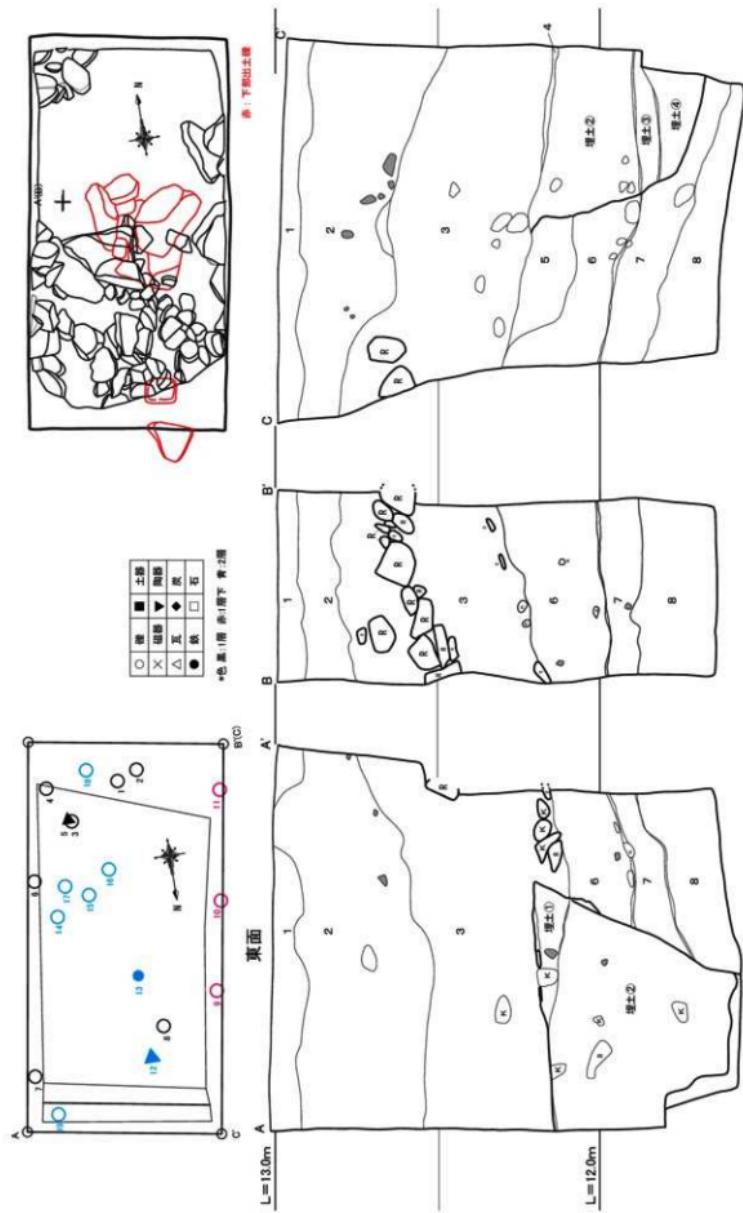


図3-16 5トレンチ出土遺物実測図
(S=2/3)

図 R・L・K・K: 桧石

図 3-17 5 トレンチ検出遺構平面図・地層断面図 ($S = 1/15$)

(8) 6トレンチ (図3-18・19・20、図版7)
 6トレンチは、3号墓の東側に設定した。規模は、 $60\text{cm} \times 1\text{m}$ 、深さ約1mまで掘り下げた。このトレンチでは、開聞岳の噴出火山灰である「青コラ」火山灰層が確認された。このことで、今和泉島津家墓地の造成盛土と異なる自然堆積層となる健層が確認されたことで、墓地周辺での旧地形を類推する際の情報を得ることができた。

①層序 (図3-20)

- 第1層 表土層 暗褐色粘質土層。3mm大のレキを含む。10YR 3/4
 第2層 盛土層 暗褐色粘質土層。粘質はやや弱く、1mm大のレキを含む。
 瓦や磁器が出土している。10YR 4/4
 第3層 盛土層 暗褐色粘質土層。3mm大のレキを含む。1・5cm大の
 炭化物と5cm大の凝灰レキを含む。瓦等が出土している。
 第4層 黒褐色粘質土層。粘質が強く、水分を多く含む。レキを含まない。
 第5層 暗褐色粘質土層。粘質は4層より弱い。3mm大のレキを含む。
 第6層 青コラ火山灰層。15・23cmの層厚があり、上位に火山レキが認められる。
 第7層 黒褐色粘質土層。水分を多く、レキは含まない。3トレンチの第
 11層と同質である。

②出土遺物 (図3-18・19 11-14)

11は、土師器甕の口縁部である。両面にヘラ削りが認められる。

12は、巴瓦の先端部であり、巴文連珠が8個認められる。おそらく、丸手接合巴唐草文と考えられる。唐草文を施す平瓦の部位が一部のみ残存している。

13は、断面形状が「人」字形を呈している瓦である。上面の稜の部分に確認される長さ約4cm、幅約1・7cmの長方形の範囲は、他の面に比べ白色で

ある。最大長7・8+αcm、最大幅11・4+αcm、最大厚2・0cmを測る。
 14は、平瓦の一部であるが、破損部分が多いため、全体形状が不明である。
 最大長11・7+αcm、最大幅6・0+αcm、最大厚2・0cmを測る。

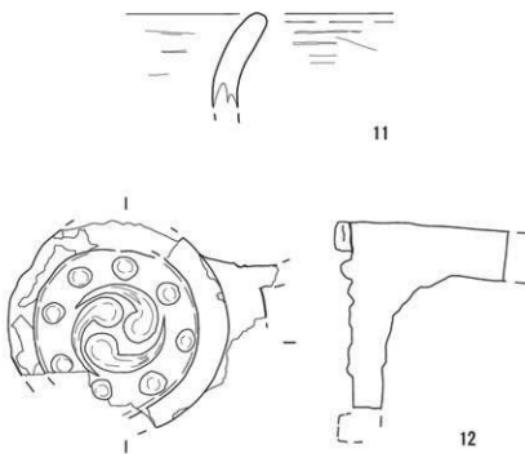


図3-18 6トレンチ出土遺物実測図 (S=1/2)

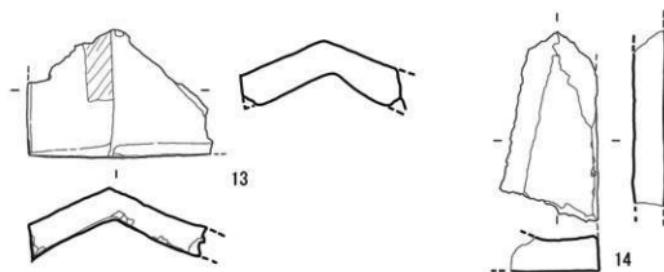


図3-19 6トレンチ出土遺物実測図 ($S = 1/3$)

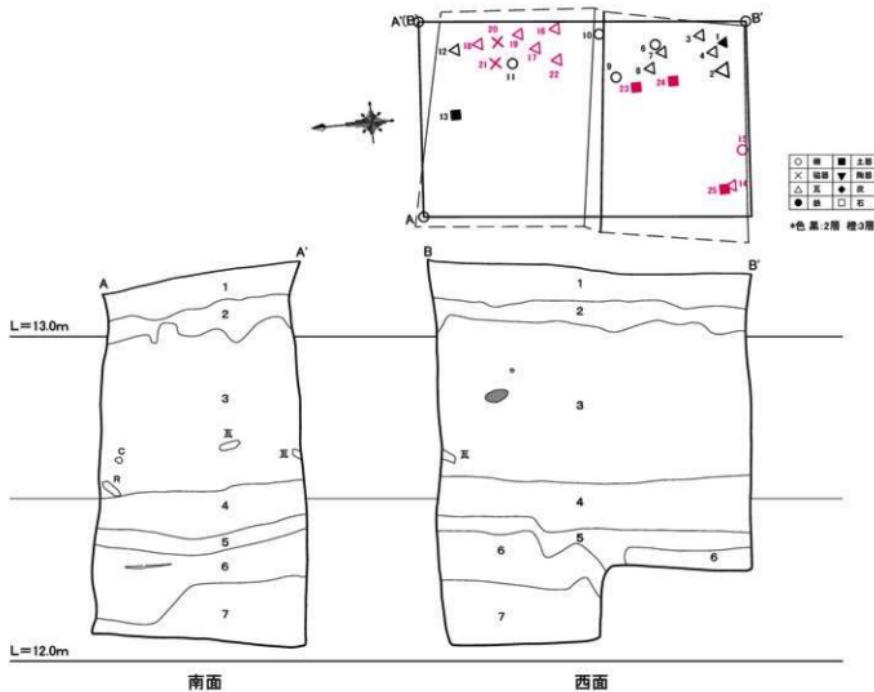


図3-20 6トレンチ遺物出土状況図・地層断面図 ($S = 1/15$)

(9) フレンチ (図3-21・図版8)

7トレンチは和泉家招魂墓の裏側である東側に設定した。規模は60cm×1・2mで、深さ約75cmまで掘り下げた。このトレンチでは、墓地拡張と共に古い石垣の撤去や裏込め石が検出されることを想定し、拡張の痕跡の有無を確認的目的とした。

①層序 (図3-21)

第1層 表土層 暗褐色土層。近世以降の擾乱に伴い、玉垣の柱石やレキを多く含む。大正五年一月の和泉家招魂墓建立時に伴うものと推測できる。

10YR 3/3

第2層 盛土層 にぶい黄褐色粘質土層。粘質がややあり1mm以下の粒子を含む。浅黄色のブロックを含む。

10YR 4/3・2・5YR 7

4/3

第3層 盛土層 浅黄色粘質土層。粘質が強く、レキを含まない、浅黄色のブロックの割合が第2層より多い。

2・5YR 7/3・10YR

4/3

第4層 盛土層 浅黄色粘質土層。浅黄色のブロックが含まれる。

第5層 青コラ火山灰に類似している。ブロックで含まれている。

第6層 清見岳起源の火山灰 明黄褐色粘質土層 ブロックで含まれている。

る。2・5YR 7/3・7/6

7

第7層 盛土層 明黄褐色粘質土層。粘質に富み、1mm以下の粒子を含む。

7・5YR 3/2

第8層 盛土層 粘質土層。

第9層 盛土層 にぶい黄褐色粘質土層。粘質に富み、1mm以下の粒子を含む。水分が多い。炭化物、浅黄色のブロックを含む。

第10層 盛土層 にぶい黄褐色粘質土層。水分が多く、粘質に富み、5mmの大レキを含む。5cmの大の軽石を含む。

第11層 盛土層 浅黄色粘質土層。水分が多く、粘質に富み、レキを全く

含まない。2・5YR 7/3

第12層 暗褐色粘質土層。1mm以下の粒子が多いためザラつく。粘質はやや弱い。(5mmの大軽石を含む)。

第13層 盛土層 暗褐色粘質土層。固く引き締まり、粘質に富んでいる。

1mm以下の粒子を含む。

10YR 3/4

②遺構

ア 裏込め石 (図3-21)

第1層表土層の除去後、10cmから人頭大のレキがまとまって出土し、南側から北側に向かって傾斜している状態で検出された。墓地拡張の際に残された裏込め石の撤去と盛土整形の痕跡と考えられる。第12・13層は拡張以前の石垣の裏込め土と考えられる。その両層を切っている2層から11層までが拡張に伴う盛土と考えられる。

盛土内には特徴的な火山灰がブロックで含まれている。それは、第5層の青コラ火山灰と第6層の清見岳の固結した火山灰(清見岳テフラ)である。開聞岳の噴出物である青コラ火山灰は、今和泉島津家墓地に設定された3トレンチ・4トレンチ・6トレンチで確認されていることから、墓地拡張に伴う盛土は、墓地周辺または近隣から運びこまれたものと考えられる。清見岳テフラは、墓所内のトレンチでは確認されていないが、阿多カルデラの火碎流堆積物と同様、この周辺の基盤層のひとつであり、同じく近隣からの搬入によりもたらされたと考えられる。

(10) 一般遺物 (図3-22)

15 (17)

15は、今和泉島津家墓地西側の六地蔵塔周辺から採集品である。見込蛇ノ目袖ハギ碗である。加治木始良系(龍門司系)と考えられる。

16は、六地蔵塔の石敷を検出する際、石敷の覆土中から採集されたものである。石製の香灯台の一部と考えられる。正面には島津家紋の丸に十文字が陽刻されている。上面は平坦であり、下面には八角形の柱が欠損し

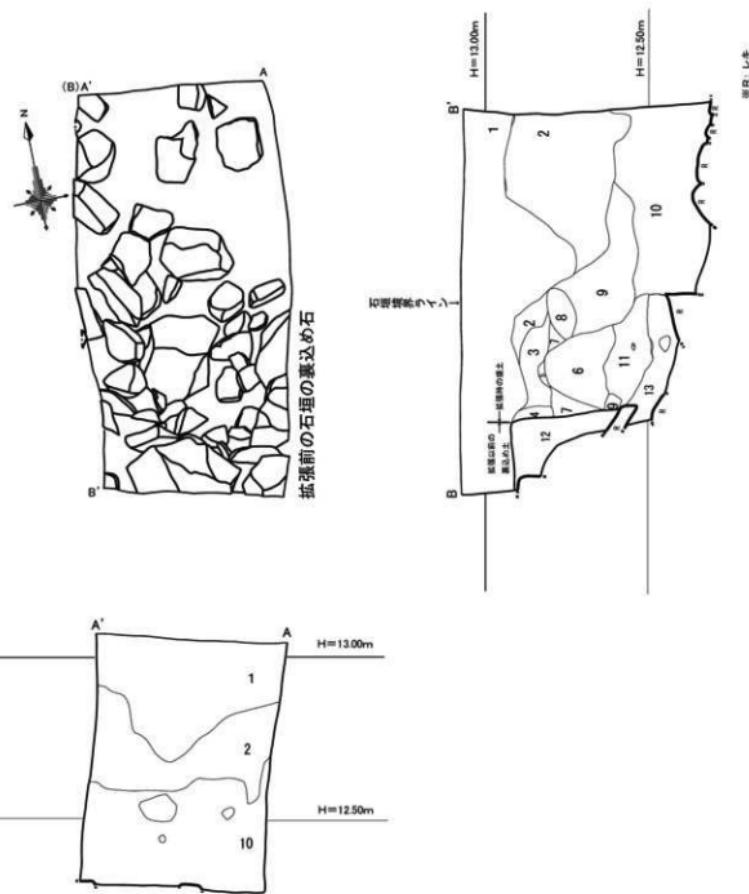


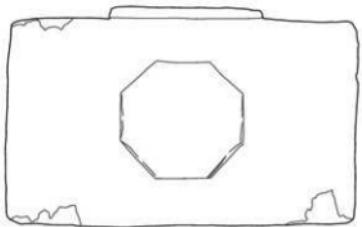
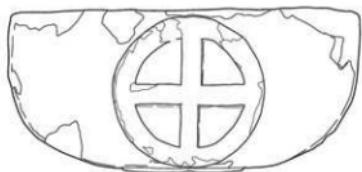
図3-21 7トレーンチ遺構平面図・地層断面図 (S = 1/15)



15



17



16

図3-22 表面採集遺物 (15・17: S = 1/2)

た部分が認められる。石材は、粒子の細かい頁岩製と考えられる。
17は、今和泉島津家墓地内清掃中に表面採集されたものである。土師器皿
の底部片である。全体的に回転ナデの痕跡が認められる。

(1) 確認調査のまとめ

今和泉島津家墓地内での確認調査によつて、当初の目的について左記のと
おり成果と知見を得ることができた。

①墓地の盛土造成等の確認

今和泉島津家墓地内においては、2トレンチ以外の6ヶ所のトレンチで盛
土層を確認することができた。また、1トレンチでは、土坑2基を検出する
ことができた。この土坑の埋土の状況から、掘られてすぐに埋められたと考
えられる。また、その土坑の平面は、12号墓と13号墓の下まで伸びていると
判断できることから、墓設置前の地盤改良を目的とした可能性が考えられる。
今回の確認調査では、掘り込みにレキを充填させるような地業は認められ
なかつた。

②墓地の拡張の変遷

5トレンチと7トレンチにおいて、墓地の拡張の痕跡を確認することができ
きた。いずれも、拡張以前の石垣の積石を撤去し、拡張する範囲に盛土造成
をおこなつてゐることが確認された。撤去された石垣の裏込め石はそのまま
残されていた。

③造成前の旧地形の把握と鍵層の確認

7箇所のトレンチにおいて、鍵層となる火山灰は開闢時代に噴火
した際の火山灰である「青コラ」を確認することができた。墓地西側で露出
している阿多溶結凝灰岩の岩盤は確認することができなかつた。先述したが
2トレンチ以外の6箇所のトレンチで盛土造成に伴う盛土を確認することが

できた。また、3トレンチでは旧地形を含む自然堆積層を切る形で盛土造成
の痕跡を確認した。

④出土遺物

7箇所のトレンチから遺物が出土し、その代表的なものを実測・掲載した。
薩摩焼では、3トレンチの2層からは苗代川系が、六地蔵塔周辺での採集品
で龍門司系のものが出土している。また、六地蔵塔の石数を検出する際に採
集された香炉台には肉彫で、家の紋の「丸に十字」が施され、下面には六角形
の柱があつたと考えられる。島津家宗家・一門家の墓地からの類例の報告を
待ちたい。

規範 番号	トレンチ	層位	取上 番号	器種	残存法量 (cm)	部位	色外	色内	色肉	色地	胎土粒	混和割	調整・施釉	その他	調査 年度
1	1トレンチ	1	44	平瓦	たて: 16.2 cm 横: 13.6 cm 高さ: 2.1 cm		10YR5/1 7.5YR5/1	7.5YR5/1	7.5YR6/2						29
2	1トレンチ	1	39	平瓦	たて: 12.7 cm 横: 9.9 cm 高さ: 2.2 cm		NR5/1	7.5YR5/1 N5/0	7.5YR6/2					切込あり	29
3	3トレンチ	2	40	土器器皿	破片のため不明	底部	7.5YR7/3	7.5YR7/3	10YR6/2				外・内: 回転ナデ・ややマメツ	焼成: 良	29
4	3トレンチ	2	36	平瓦	たて: 15.2 cm 横: 16.2 cm 高さ: 1.9 cm		7.5YR5/1	N5/0	10YR5/1				直に打撃による形状調整痕あり		29
5	3トレンチ	1下	25	瓦	たて: 13.7 cm 横: 6.5 cm 高さ: 2.4 cm		10R5/1	10YR6/1 N5/0	10YR5/1						29
6	3トレンチ	2	34	平瓦	たて: 11.0 cm 横: 10.4 cm 高さ: 1.8 cm		N5/0	N5/0	7.5YR5/1						29
7	3トレンチ	2	30	陶器片	破片のため不明		3R05/1	N5/0	7.5YR5/1				苗代川系陶器片		29
8	3トレンチ	1下	22	陶器片	破片のため不明		10YR6/2	10R5/1	N5/0				ソバ釉陶器 外: ソバ釉 内: 上部に一部ソバ釉 胎土色から焼前または 焼成の可能性あり	羅キギン	29
9	4トレンチ	1	一般	平瓦	幅: 21.2 cm以上 長さ: 不明		N6/0 N5/0	N5/0	7.5YR5/1				側面に「田」または「ナ」の刻書あり	切込あり	29
10	5トレンチ	2	13	鉄釘	長さ: 11.5 cm 幅: 0.9 cm 横: 1.0 cm		—	—	—					素材: 鉄	29
11	6トレンチ	2	13	土器器皿	破片のため不明		3RP5/1	2.5YR5/1	7.5YR5/1	小レキ・砂粒 を含む 白・赤・石英・ ウンモ含む			外・内: ヘラ削り	焼成: 良好	29
12	6トレンチ	2	10	棟瓦	長さ: 7.2 cm 幅: 7.1 cm 横: 10.6 cm		7.5YR6/2	7.5YR6/1	7.5YR6/2				巴文連珠8個 丸平接合巴府草文軒瓦 と考えられ、唐草文をほ どこす部位	焼成: 良好	29
13	6トレンチ	3	17	瓦	長さ: 7.8 cm 幅: 11.4 cm 横: 2.0 cm		N5/0 2.5YR6/1	N5/0	2.5YR6/1						29
14	6トレンチ	3	一般	平瓦	長さ: 11.7 cm 幅: 6.0 cm 横: 2.0 cm		N5/0	7.5YR5/1	7.5YR5/1					曲面あり	29
15	六地蔵塔周辺	地表面	表採	甌	底径: 4.6 cm	底部	7.5YR5/1	10R5/1 2.5R6/1	10YR5/1				加治木始祖系(龍門司系) 内底: 蛇ノ目中袖割ぎ 縁: 内・外・底: 純ハギ 部にカサギ痕あり		29
16	墓地内	地表面	表採	土器器皿	底部: 7.4 cm	底部	3R06/4	2.5YR6/3	7.5YR6/3				外・内・底部: 回転ナデ		29
17	六地蔵塔周辺	地表面	表採	香炉台	幅: 14.2 cm 奥行: 6.0 cm 高さ: 2.0 cm		7.5YR5/1	7.5YR5/1	7.5YR5/1				正面: 「丸に十字」 下面: 八角形の柱の痕跡 あり		29

表1 出土遺物観察表

第4章 石造物調査

第1節 調査の方法と成果概要

1 調査の方法

今和泉島津家墓地は、墓石及び燈籠、墓石を含めた墓域を形成する地表面の構造物、及びその他の等の石造物から構成される。

石造物調査においては、墓石13基の4面実測を実施し、燈籠に関しては主な形態を代表するものに関して4面展開で実測図を作成した。地表面の構造物に関しては、平面実測を行つた。その他の石造物に関しては、六地蔵塔について4面展開で実測図を作成した。

2 石造物の種類とその内訳

今和泉島津家墓地の石造物の種類と数量は以下のとおりである。

- ・墓石 13基（墓石を含めた墓域を形成する地表面の石造物を伴うもの）
- 12基
- ・燈籠 12基
- ・和泉家招魂碑 1基（大正五年建立）
- ・石仏 3基
- ・地蔵塔 1基
- ・手水鉢 3基
- ・その他の石造物

この他、墓地周辺には石垣と階段が設けられている。また、墓地南側の道路向かい側には岩山が広がっているが、この根元の墓地に面した場所には六地蔵塔3基が設置されている。

第2節 石造物の石材

今和泉島津家墓地の石造物石材に関して述べる。まず、墓石に関してはすべて指宿市大迫の古期南薩火山岩類の凝灰岩である「池田石」を用いてはいる。この中で、7号・8号・10号宝慶印塔は特に、キメが細かく、黄色に発色しており、また、風化による劣化状況が極めて「山川石」と類似しているが、帶磁率計の計測では帶磁率が山川石と比較して低い。このことから、石材は池田石であると考えられる。ただ、7号・8号・10号宝慶印塔の石材は他の墓石とは石材の外観が一線を画し、山川石に類似したものである。このため、池田石でも山川石に類似した石材を厳選した結果と考えられる。

次に、燈籠に関しては、大多数が池田石と考えられるが、明らかに色調が異なる一群が混ざっている。No.74・75・93・94・95・96である。これらは、黒色を帯びた溶結凝灰岩であるが、加治木下山田を産地とする桃木野石（阿多溶結凝灰岩）であると考えられる。

- 【註】
1 川辺楨一・阪口圭一 二〇〇五『開聞岳地域の地質』地質調査総合セントラル
2 鎌田の計測では、すべて0に近い数値であり、山川石の $300 \sim 600 \times 10^5$ SIと大きく異なるつている。
3 深野信之氏教示。

第3節 石造物各説

1 墓石

ここでは、今和泉墓地の墓石の詳細、墓石を設置するために切石の框石で囲った区画（以下「墓域」と呼ぶ）の構造及び、墓石上部の建物である木造靈屋を設置するための基礎造等について記述する。なお、墓石中に納められた位牌等に関する記述は省略する。

墓石は、宝篋印塔、五輪塔、家祠型墓から構成される。宝篋印塔の採用は2代当主室墓（天明八年）までであり、それ以降は1号を除き、基本的に五輪塔が採用されている。

なお、大正五年に建立された9号「和泉家招魂墓」に関する記述は省くとともに、墓石の通し番号に従つて記述する（図4-2）。また、各部の名称は図4-1による。墓石を覆ういわゆる「木造畫屋」に関しては、本項では畫屋と表記し、記述する。

（1）1号墓 5代当主島津忠剛墓（図4-3・4-4、国版12）

1号墓石は、水輪に

〔源〕

地輪に

〔忠剛墓〕

と記銘があり、今和泉家5代当主島津忠剛の墓である。墓石形態は五輪塔であり、法量は、全體高が2.62m。空風輪が高さ46cm・幅38cm、火輪が高さ35cm・幅81cm、水輪が高さ47cm・幅60cm、地輪が高さ65cm・幅67cm、基礎が高さ44cm、幅105cmの切石であり、基壇が高さ23cm・幅147cmの範囲で切石3枚を組み合わせたものである。1号墓石は、大正五年に建立された「和泉家招魂墓」を除くと本墓地で最大の法量となる。

墓石の各部位についてだが、空風輪は大きく立派な作りであり、風輪の請花には2重の線刻連弁文が施される。火輪は反った形状で大きく開く屋根形を呈する。水輪の中央には位牌状の銘区画を設け、下部に連弁文を表現した文様が施されている。地輪の正面には装飾的な方形区画を設けると共に、その中央に位牌状の記銘区画を設けている。記銘区画の外形は、4・5・6・14号墓の長方形窓の形態を引き継いだものである。記銘区画の下部には蓮文を施している。地輪の両側面には文様区画を設け、蓮文様を施す。基礎の正面には凸形の水鉢・花立が設置される（高さ50cm、幅76cm）。正面には切妻屋根の武家屋敷玄門を表現し、その内部に丸十の家紋を配している。



図4-1 墓石類型と各部の名称

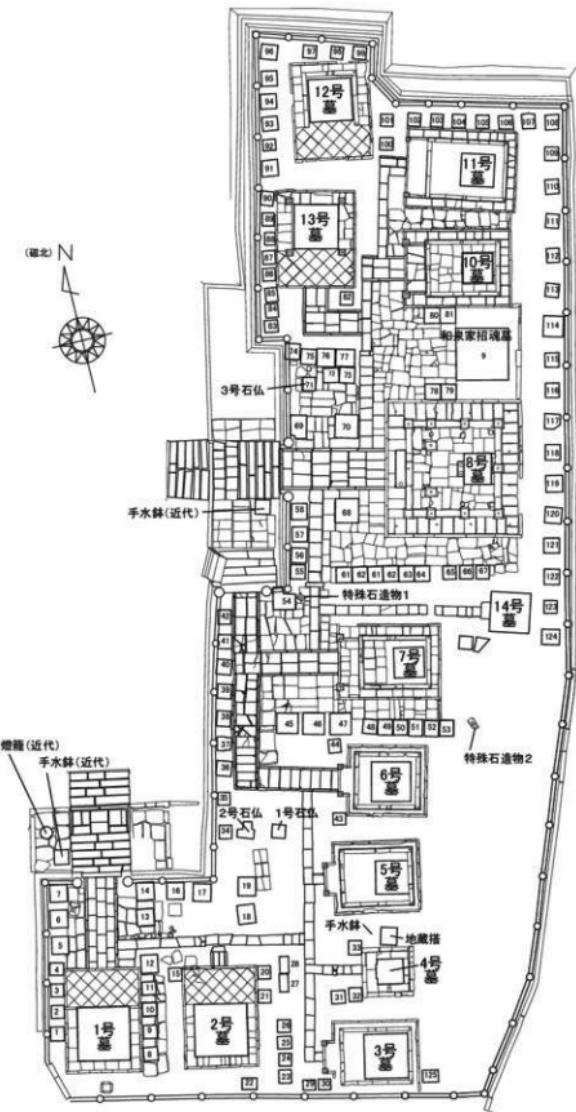
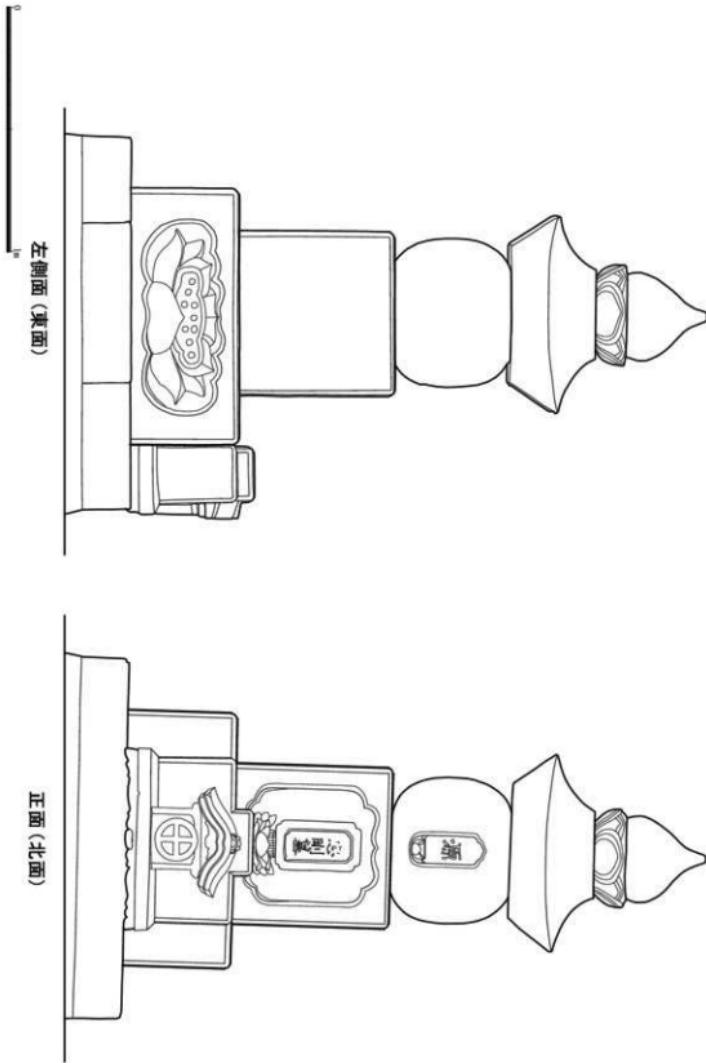


図 4-2 石造物配置図 ($S = 1/200$)

図4-3 1号墓 5代当主島津忠剛墓石立面図 (S = 1/20)



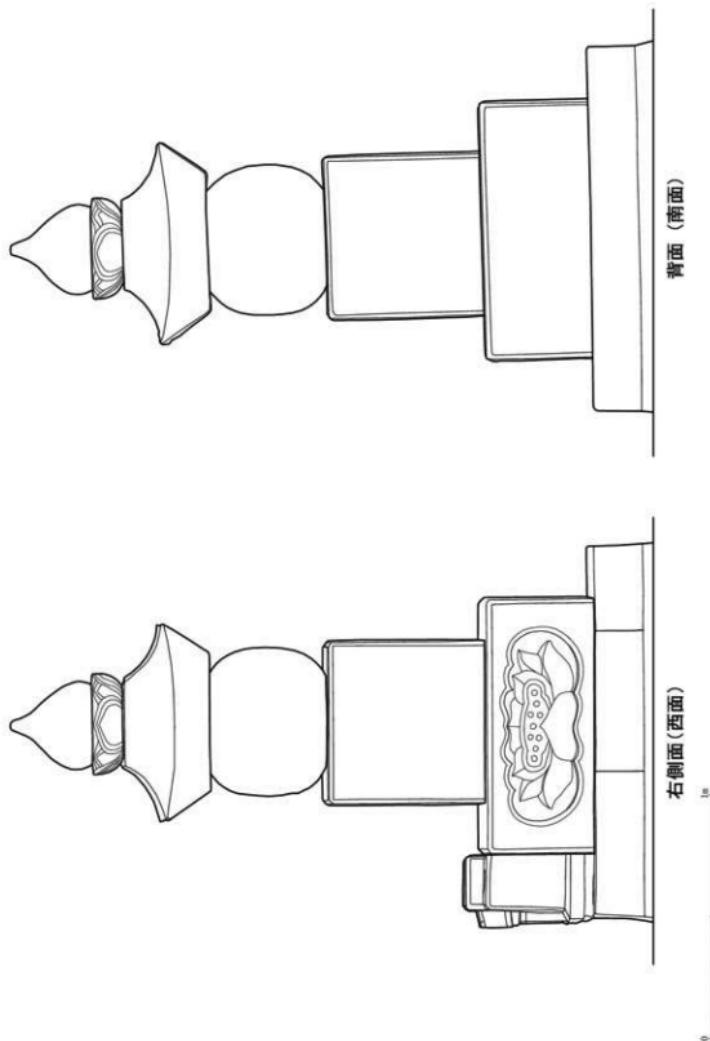


图 4—4 1号墓 5代当主岛津忠刚墓石立面图 (S = 1/20)

(墓域の構造)

墓域は長方形で、幅3・1m、奥行4・2mである。墓石周辺の構造物は、

墓石の周囲を縁石で一重に囲み、その内部に切石で敷石を施す。敷石の様式は、墓石正面が法量を合わせた正方形の切石を四半敷きにし、側面と裏面は縁石と基壇の間隔に合わせた方形の切石を敷きつめている。

(畫屋)

墓石正面が法量を合わせた正方形の切石を四半敷きにし、側面と裏面は縁石と基壇の間隔に合わせた方形の切石を敷きつめている。

(畫屋)

(2) 2号墓 6代当主島津忠冬墓 (図4-5・4-6、図版12)

2号墓石は、水輪に

[源]

地輪に

[忠冬墓]

と記銘があり、今和泉家6代当主島津忠冬の墓である。墓石形態は五輪塔である。法量は、全体高が2・17m。空風輪が高さ40cm・幅31cm、火輪が高さ28cm・幅62cm、水輪が高さ40cm・幅46cm、地輪が高さ49cm・幅54cmを計り、基礎が高さ36cm・幅90cmの切石であり、基壇が高さ24cm・幅131cmの範囲で切石2枚を組み合わせたものである。

墓石の各部位についてだが、空風輪は火輪と比較し大きく、風輪には文様は施されない。火輪は大きくなり端部が跳ね上がる屋根形を呈する。水輪の中央には銘区画を設けない。地輪の正面には直径40cmの円形の区画を設け、中央に記銘し、記銘の下部に蓮花文を施している。地輪には文様を施さない。基礎の正面には「丸に十字」の家紋を配した水鉢・花立が設置されるが、直方体の切石製で簡素なものである(高さ18cm、幅46cm)。

(墓域の構造)

墓域は長方形で正面に張り出しがあり、幅2・9m以上、奥行3・9mである。墓石周辺の構造物は、墓石の周囲を樋石で2重に囲む。敷石は行わないと考えられる。

(靈屋)

靈屋の樋石は樋石を用い、上面に柄穴が7カ所設けられる。靈屋本体の寸

法は梁間2・1m、桁行2・7mと考えられる。樋石の張り出し部分は出入石であり、左右に樋石が配される。出入口の寸法は幅1・1m、奥行0・7mと考へられる。

(墓域の構造)

墓域は長方形で、幅3m、奥行4・1mである。墓石周辺の構造物は、墓石の周囲を縁石で一重に囲み、その内部に切石で敷石を施す。敷石の様式は

墓石正面が四半敷きであり、同法量の正方形の切石を用いる。側面と裏面の様式は短冊敷きで、縁石と基壇の間隔に長い辺の法量を合わせた大小の方形切石を用いている。

(靈屋)

靈屋建設のための礎石等は見られない。

(3) 3号墓 4代当主島津忠喬墓 (図4-7・4-8、図版12)

3号墓石は、水輪に「誠恭院殿」、地輪に「荅翁儀道大居士」と法名の記銘があり、今和泉家4代当主島津忠喬の墓である。墓石形態は五輪塔である。

法量は、全体高が2・17m。空風輪が高さ40cm・幅31cm、火輪が高さ28cm・幅62cm、水輪が高さ40cm・幅46cm、地輪が高さ49cm・幅54cmを計り、基礎が高さ36cm・幅90cmの切石であり、基壇が高さ24cm・幅131cmの範囲で切石

(4) 4号墓 聰静墓 (図4-9・4-10、図版13)

4号墓石は、地輪内に装飾的な窓を設け、その内部に位牌形の石製墓誌が

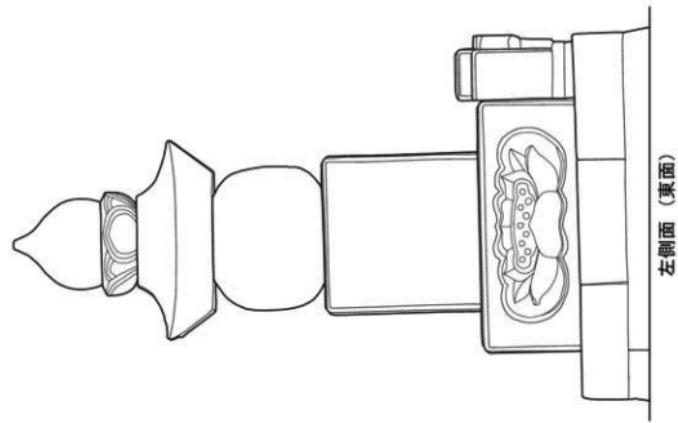
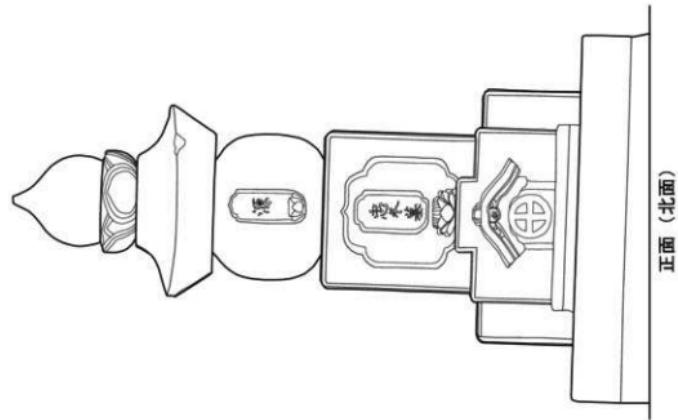


图 4-5 2号墓 6代当主岛津忠冬墓石立面图 (S = 1/20)

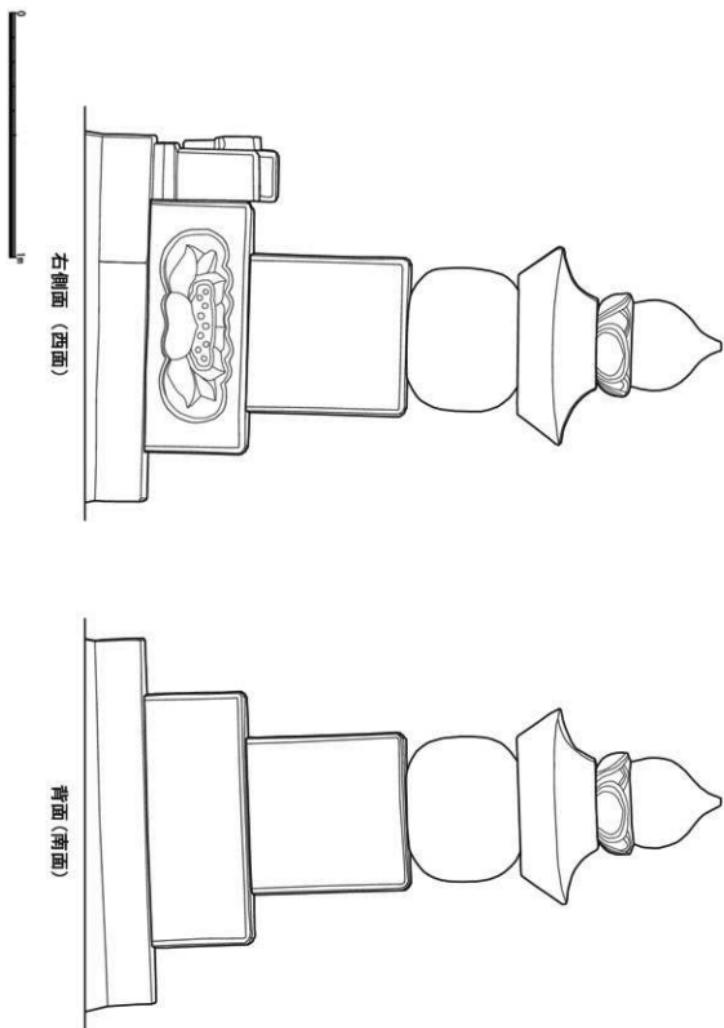


図4-6 2号墓 6代当主島津忠冬墓石立面図 ($S = 1/20$)

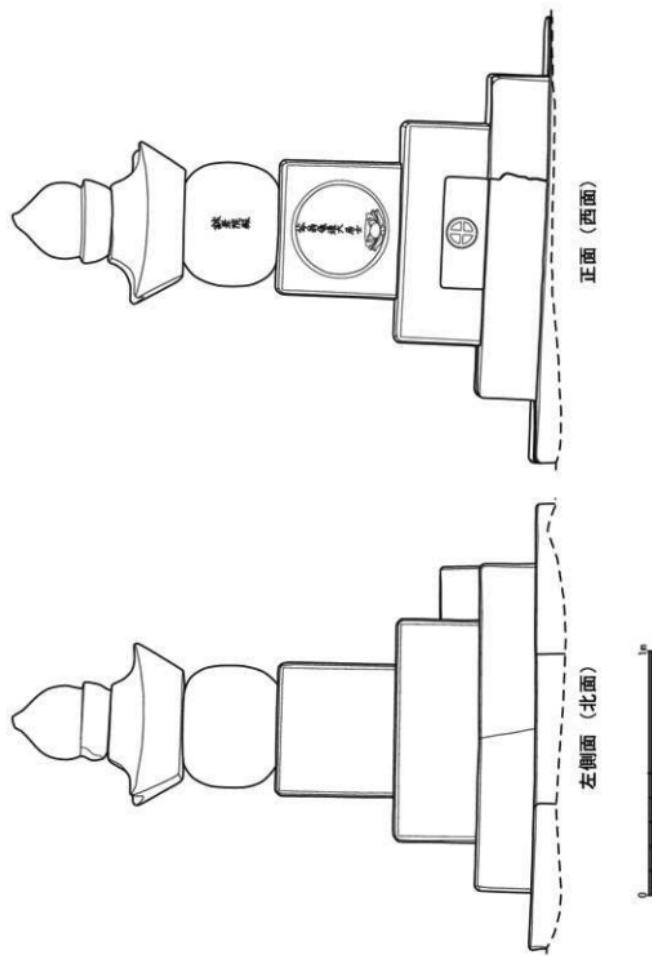


图4-7 3号墓 4代当主岛津忠直墓石立面图 (S = 1/20)

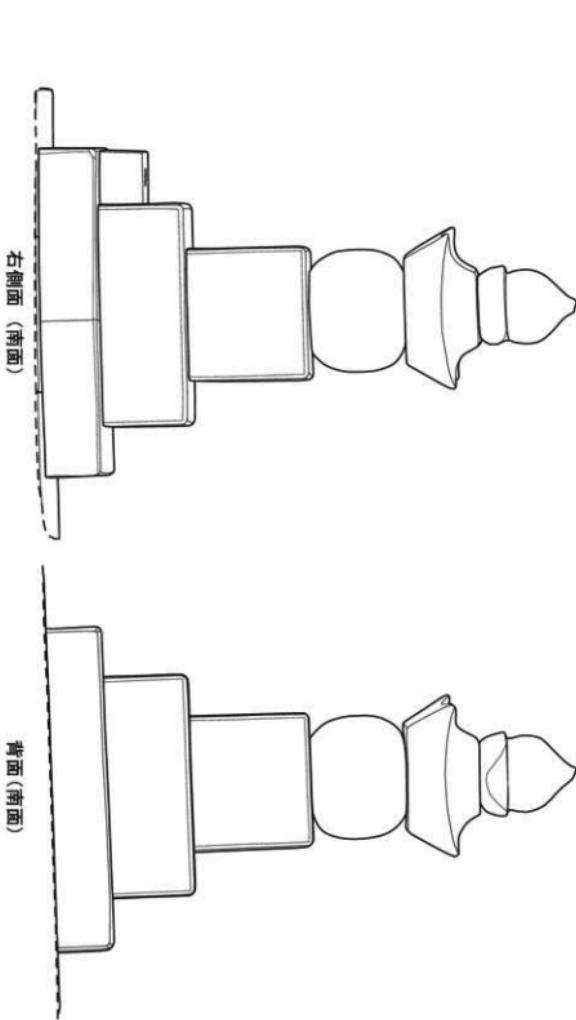


図4-8 3号墓 4代当主島津忠義墓石立面図 ($S = 1/20$)

と法名の記銘がある。

「慈雲院殿大心明光大居士」

められる。墓誌には、

「天保五□

觀光院殿阿勇哲大居士

墓石形態は五輪塔である。法量は、全体高が1・18m。空風輪が高さ30

cm・幅25cm、火輪が高さ23cm・幅43cm、水輪が高さ32cm・幅35cm、地輪が高さ43cm・幅44cm、基礎が高さ54・5cm、幅55cmの切石であり、基壇が高さ5cm・幅103cmの範囲で切石3枚を組み合わせたものである。全体的に小さく作りである。

墓石の各部位についてだが、風輪の請花には一重の線刻連弁文が施される。

火輪はやや角度が急に落ち、端部が反った屋根形を呈する。水輪の中央には銘区画を設けない。

地輪の正面には方形の区画を設け、中央に高さ18cm・幅7cmの桿付きの窓が設けられ、その下部に蓮花纹が施される。地輪内部に石製墓誌が納められる。基礎正面には大きく文様区画が設けられ、内部に蓮花纹を施す。基礎の正面に設置された水鉢・花立は1号同様に凸形である（高さ34cm・幅57cm）。表面に武家屋敷玄関が表現される。

（墓域の構造）

墓域は正方形で、幅2・0m以上、奥行2・1mである。墓石周辺の構造物は、墓石の周囲を框石で一重に囲み、その内部に切石で敷石を施す。框石と基壇の間隔に一边の長さを合わせた大小の方形切石を主に用いている。

（靈屋）

框石の上面に枘穴が設けられているが、2カ所のみであり、靈屋の礎石の役割を果たしたかどうか判断できない。

（石造物）

4号墓の左側には、石造物が2基設置されている。手前に手水鉢1基、奥に地蔵塔1基である。詳細は、「4手水鉢 5その他の石造物」に記す。

（5）5号墓 萬千代墓（図4-11・4-12、図版13）

5号墓石は、地輪内に簡易な窓を設け、その内部に位牌形の石製墓誌が納

と法名と没年の記銘がある。

「千有二月十日」

墓石形態は五輪塔である。法量は、全体高1・92m。空風輪が高さ32cm・幅25cm、火輪が高さ24cm・幅52cm、水輪が高さ36cm・幅33cm、地輪が高さ41cm・幅42cmの切石であり、基礎が高さ33cm・幅76cmの範囲で切石2枚を組み合わせ、基壇が高さ5cm・幅103cmの範囲で切石3枚を組み合わせたものである。

墓石の各部位についてだが、風輪の請花には三重の線刻連弁文が施される。

火輪はやや開いた反り屋根形を呈する。水輪の中央には銘区画を設けない。

地輪の正面には方形の簡素な区画を設け、中央に高さ19cm・幅14cmの窓が設けられるが、枠は設けられない。その下部に蓮花纹と見られる文様が施されるが、風化しており不明である。地輪内部に石製墓誌が納められる。基礎正面には大きく文様区画が設けられ、内部に蓮花纹を施す。

基礎の正面には「丸に十字」の家紋を配した水鉢・花立が設置されるが、直方体の切石製で簡素なものである（高さ18cm・幅45cm）。

（墓域の構造）

墓域は長方形で正面に張り出しがあり、幅2・9m以上、奥行4・0mである。張り出し部分を除くと奥行きは3・5mである。墓石周辺の構造物は、墓石の周囲を框石で2重に囲む。敷石は行わない。

（靈屋）

靈屋の礎石は框石を用い、上面に枘穴が7カ所設けられる。靈屋の寸法は梁間2・1m、桁行2・7mと考えられる。框石の張り出し部分は出入口であり、左右に礎石が配される。出入口の寸法は幅1・1m、奥行0・7mと考えられる。

图4-9 4号墓 狮神石立面图 ($S = 1/15$)

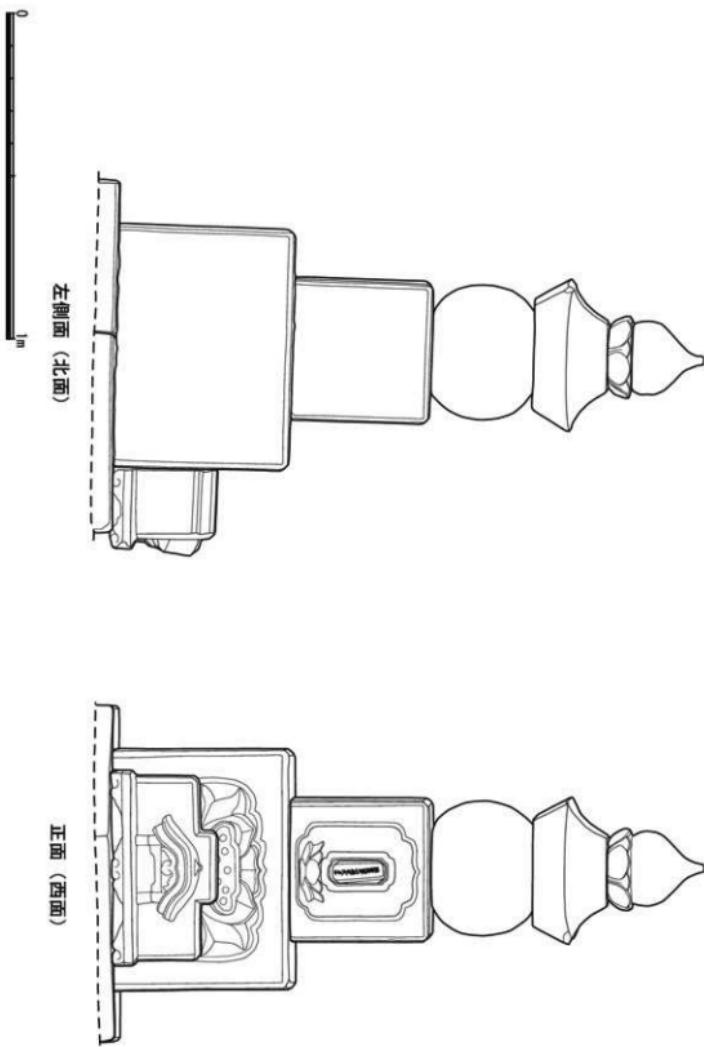
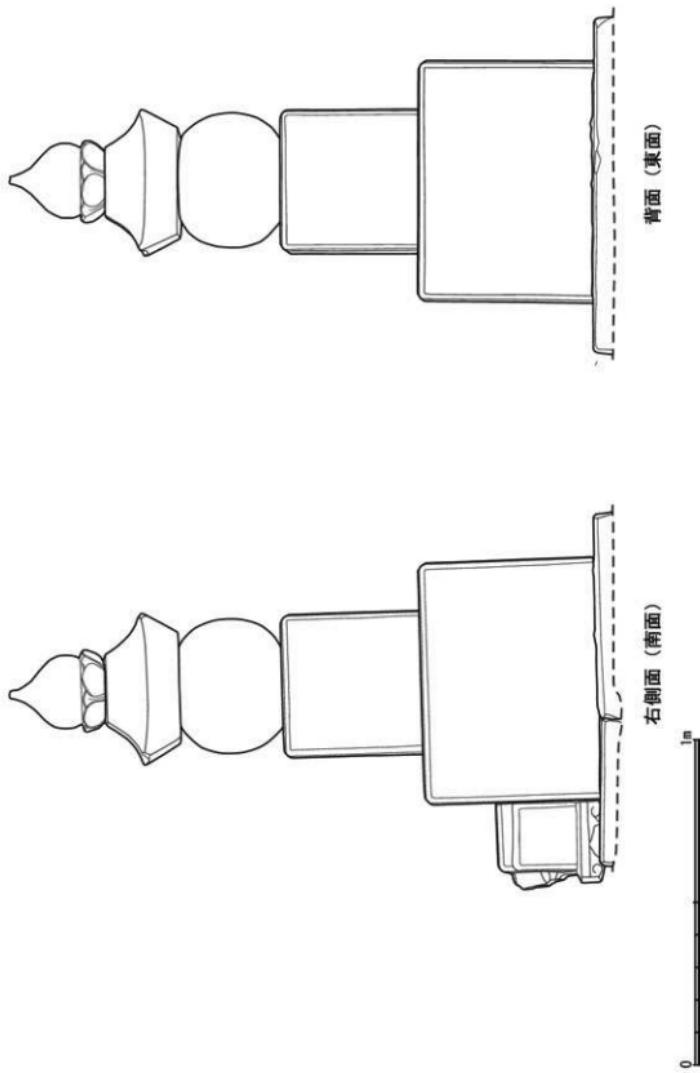
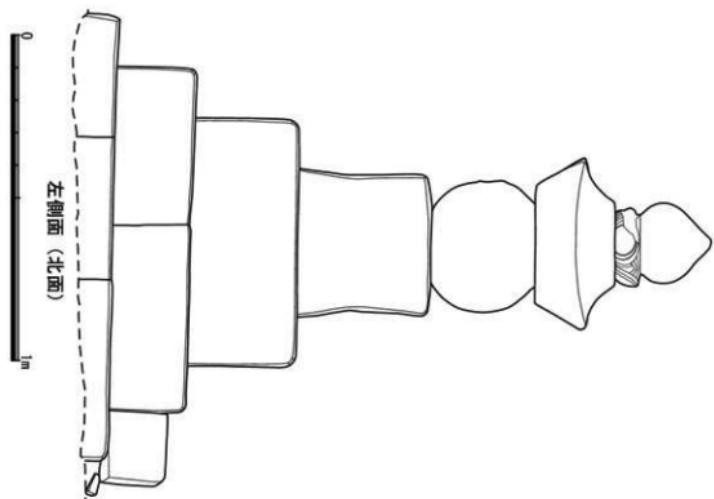


图 4—10 4号墓 漆绘石立面图 ($S = 1/15$)





左侧面（北面）

正面（西面）

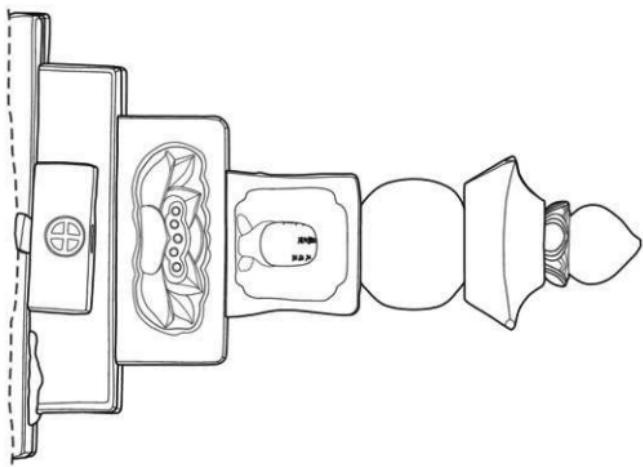
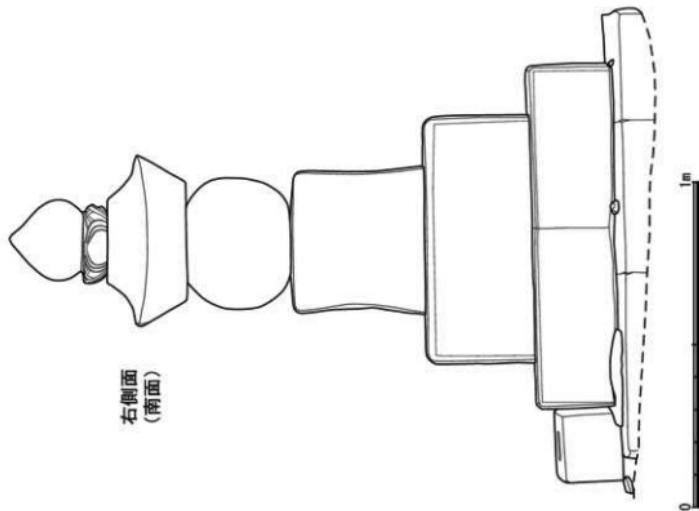
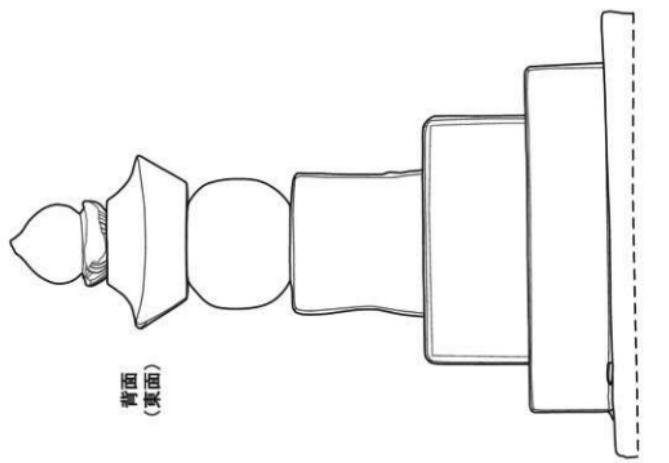


图 4-11 5号墓 窟子代墓石立面图 ($S = 1/15$)

図4-12 5号墓 萬代墓石立面図 ($S = 1/15$)



(6) 6号墓 智法院殿心月妙貞大姉墓 (図4-13・4-14、図版13)

6号墓石は、地輪内に装飾的な窓を設け、その内部に位牌形の石製墓誌が納められる。墓誌には、

「文政四辛巳天

智法院殿心月妙貞大姉

七月十六日

と法名と没年の記銘がある。

墓石形態は五輪塔である。法量は全体高2・2m。空風輪が高さ33cm・幅28cm、火輪が高さ26cm・幅54cm、水輪が高さ35cm・幅40cm、地輪が高さ40cm・幅48cmを計り、基礎が高さ32cm・幅1・12cmの範囲で切石2枚を組み合わせり、基壇が高さ7cm・幅1・62cmの範囲で切石3枚を組み合わせたものである。

墓石の各部位についてだが、風輪の詰花には文様が施されない。火輪はやや角度が急に落ち、端部が反った屋根形を呈する。水輪の中央には高さ40cm・幅37cmの鉢区画が設けられる。地輪の正面には方形の枠付きの区画を設け、中央に高さ15cm・幅9cmの窓が設けられる。地輪内部に石製墓誌が納められる。基礎の正面には「丸に十字」の家紋を配した水鉢・花立が設置されるが、直方体の切石製で簡素なものである (高さ19cm・幅45cm)。

(墓域の構造)

墓域は長方形で正面に張り出しがあり、幅2・9m、奥行3・6mである。張り出し部分を除いた奥行きは3・2mである。墓石周辺の構造物は、墓石の周囲を框石で2重に囲む。敷石は行わない。

(畫屋)

畫屋の礎石は框石を用い、上面に納穴が10カ所設けられる。畫屋の寸法は梁間2・1m、桁行2・7mと考えられる。框石の張り出し部分は出入口であり、左右に礎石が配される。出入口の寸法は幅1・1m、奥行0・7mと考えられる。

(7) 7号墓 2代当主島津忠温墓 (図4-15・4-16、図版14)

7号墓石は、塔身の表面が風化しており、記銘が確認できなかつた。

墓石形態は宝篋印塔であり、法量が、全体高が2・19mである。相輪が高さ56cm、最大幅は23cmであり、断面は方形を呈する。九輪は省略され3段の表現となる。請花は上下ともに大きく装飾的なつくりとなる。また、塔身の幅が相輪の幅に近く、充実した作りとなつてゐる。笠は高さ38cm・幅55cmを測り、隅飾りは装飾的であるとともに、側面に区画が設けられ内部に文様が施される。下部にも連弁文で装飾が施される。塔身は高さ45cm・幅最大31cmを測るが、全体的に風化しており、表面に法名を記す装飾的な区画が確認できるのみである。基礎は高さ33cm・幅55cmを測り、上部が膨らんだ作りとなる。正面に区画を設け花文が施されるが、文様は簡略化している。上面は風化しており、上面の文様は不明である。基壇は3段あり、1段目と2段目がそれぞれ高さ8cm・幅71cm、高さ20cm・幅91cmの切石で、3段目が高さ20cm・幅1・23cmの範囲で2枚の切石を組み合わせている。基礎の正面には「丸に十字」の家紋を配した水鉢・花立が設置されるが、直方体の切石製で簡素なものである (高さ20cm・幅45cm)。

(墓域の構造)

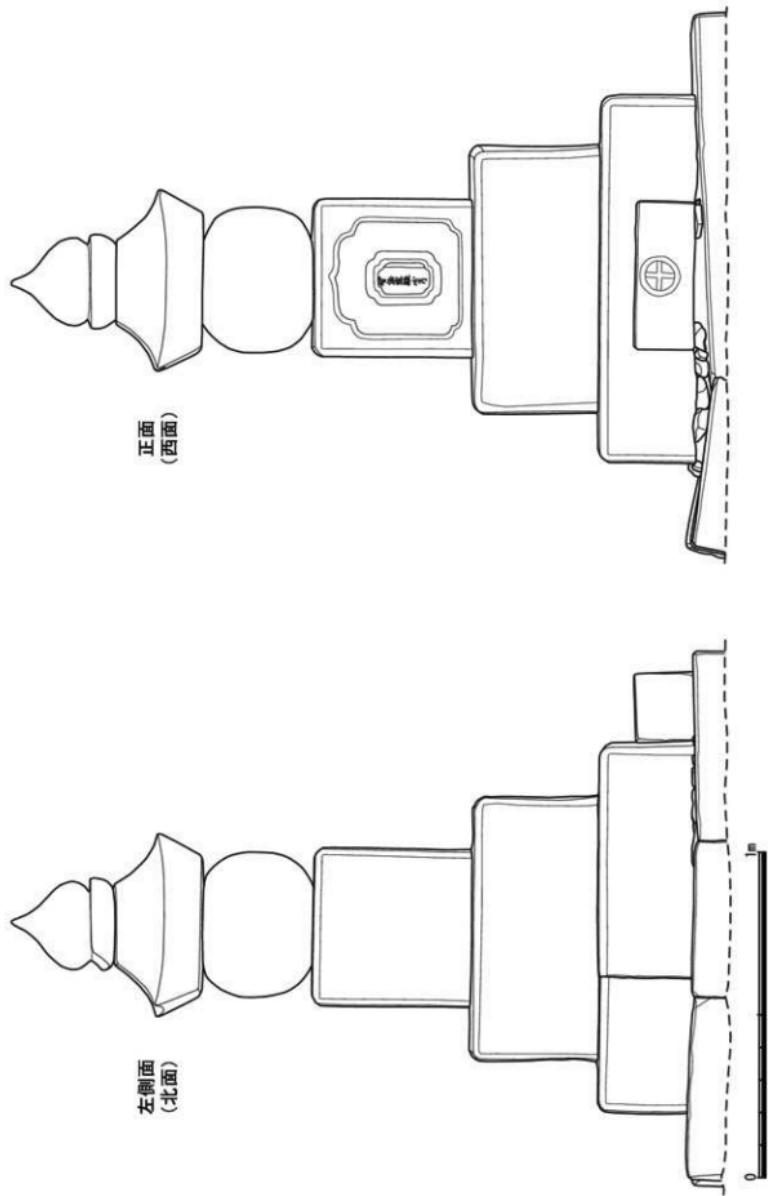
墓域は長方形であり、幅3・0m、奥行4・2mである。墓石の周囲を框石で二重に囲み、その内部に切石で敷石を施す。

7号墓では墓域外側についても敷石を配している。

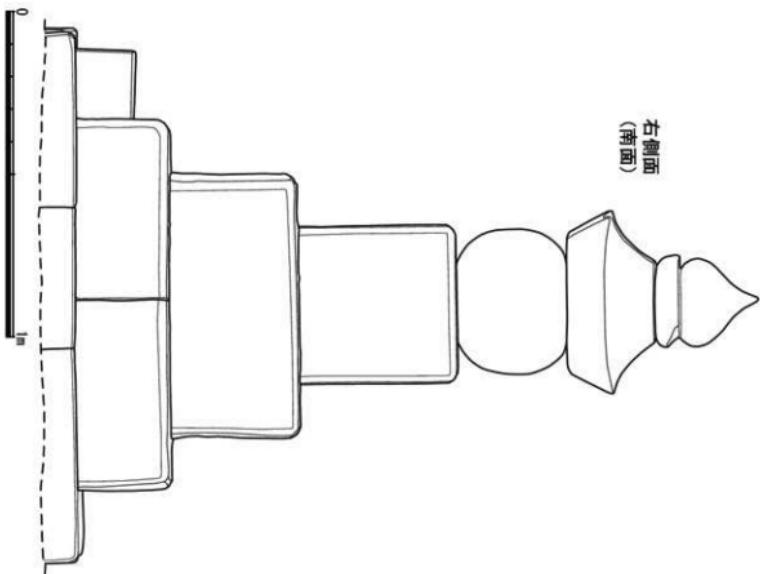
(畫屋)

畫屋の基礎は、内側の框石が兼ねており、上面に納穴が7カ所設けられている。更に、墓石前面には礎石が左右に2基設置されている。礎石の位置は内側の框石の幅に合わせてある。畫屋本体の寸法は梁間2・1m、桁行3・6mと考えられる。なお、内側の框石で囲んだ範囲は芯々距離で梁間2・1m、桁行2・7mとなつてゐる。

圖 4—13 6 号墓 智法院殿心月妙真大師墓石立面圖 (S = 1/15)



右侧面
(背面)



背面
(東面)

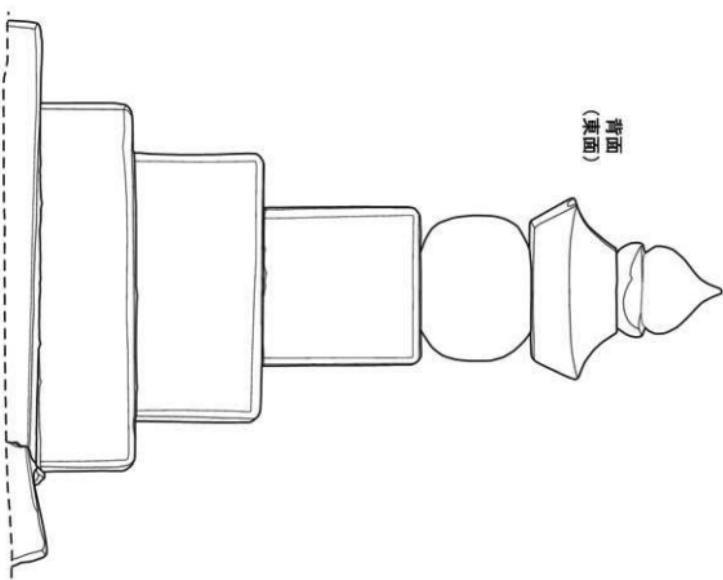


圖 4-14 6 号墓 智法院殿心月妙真大師墓石立面圖 ($S = 1/15$)

图 4—15 7号墓 2代当主墓津忠温墓石立面图 (S = 1/15)

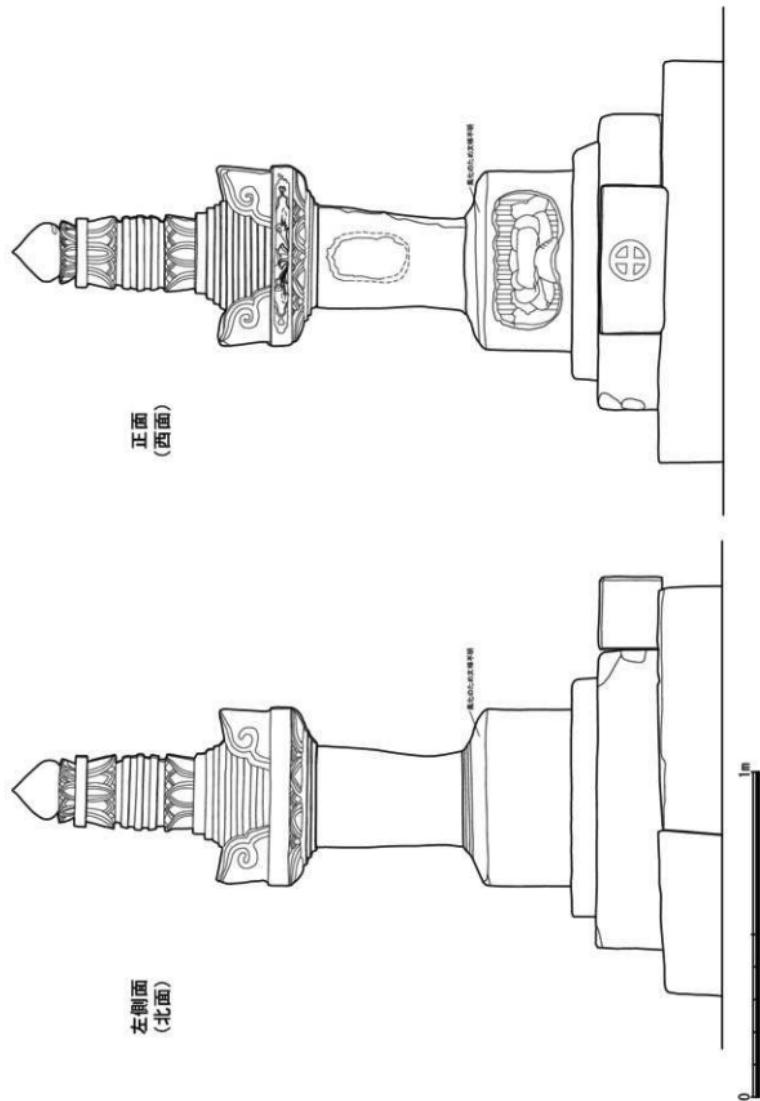




图 4-16 7号墓 2代当主墓津忠温墓石立面图 ($S = 1/15$)

(8) 8号墓 初代当主島津忠卿墓 (図4-17・4-18、図版14)

8号墓石は、塔身の表面に「壽祥院殿量阿積翠大居士」と法名が、裏面に

「宝曆四年甲戌十一月十三日」

と没年月日の記録があり、今和泉家初代島津忠卿の墓である。

墓石形態は宝篋印塔であり、法量は、全体高が $2 \cdot 44\text{m}$ である。相輪が高さ $54 \cdot 5\text{cm}$ 、最大幅は 23cm であり、断面は方形を呈し、九輪は省略され、請花は上下ともに大きく装飾的なつくりとなる。また、塔身の幅が相輪の幅に近く、充実した作りとなつていて、笠は高さ 39cm 、幅 58cm を測り、底部側面に区画が設けられ文様が施されるとともに、下部にも連弁文で装飾が施される。塔身は高さ 44cm 、幅 $31 \cdot 5\text{cm}$ を測り、表面に法名を記す装飾的な区画を設け、裏面には没年のみが記される。基礎は高さ $34 \cdot 5\text{cm}$ 、幅 $56 \cdot 5\text{cm}$ を測り、上部が膨らんだ作りであり、上面に連弁文を施す。基礎は3段積みである。1段目は高さ 7cm 、幅 73cm を測る方形の切石を用い、2段目は高さ 16cm 、幅 93cm を測る方形の切石を用い、3段目は台形状の基礎が上下2段の石積で構成している。上部を高さ 18cm 、幅 $12 \cdot 3\text{cm}$ の範囲で方形の切石2枚で構成し、この下部に高さ 30cm 、幅 $12 \cdot 9\text{cm}$ の範囲で台形の壇を構成するように加工した切石3枚を用いている。同じ宝篋印塔である7号、10号墓はいずれも基壇は3段積みであるが3段目下部の石積は行つていないため、本墓地において最も豪華な作りとなる。

(墓域の構造)

墓石周辺の構造については、本墓地で最も規模が大きく、かつ丁寧なものとなつていて、幅 $5 \cdot 6\text{m}$ 、奥行 $5 \cdot 6\text{m}$ の正方形に配した框石の内部には長方形の切石の小口を框石に接するよう短冊敷きを施し、その内側には礎石を、桁行に左右4基、墓石裏面の礎石を加えた9基を正方形に配し、礎石間を梁石で結んでいる。墓石正面には梁石のみを並べ、礎石を置かないが、左右の礎石からほぼ等距離の位置に柄穴を設けている。この内部に切石で敷

石を施す。また、墓石の正面の左右に礎石を2基配している。墓石正面の梁石外側には長方形の平石を配しているが、右端上面に縫みが設けられている。

8号墓では墓域外側についても敷石を施している。

(靈屋)

礎石は、既述のように11基設置している。墓石正面には礎石はないが、梁石の該当箇所に柄穴が設けられているため、靈屋は2間4間の建物となり、梁間 $3 \cdot 6\text{m}$ 、桁行 $3 \cdot 6\text{m}$ とみられる。なお、2列目の礎石の間に礎石2基が設置されるが、建物内の仕切り壁の基礎である可能性がある。

建物の四周の敷石には3間3間で12カ所の柄穴が配置されるが、軒持柱の可能性がある。また、建物の内部には敷石を打ち欠いた、直径 13cm から 17cm 程度の柱穴を設けている。柱穴は上記の仕切り壁の礎石2基に芯を合わせて設けられ、1間2間の配置で6基設置されている。なお、柱穴と靈屋礎石との芯々間隔は 40cm 程度である。この位置に柱を配置する必要があったのかが疑問である。また、この柱穴6穴を除いて、靈屋の礎石は基本的に石材に柄穴を設けたものとなっているが、この柱穴は構造的に異なることがある。

(9) 10号墓 2代島津忠温室墓 (図4-19・4-20、図版15)

10号墓石は、塔身の表面に法名を記録する区画はあるが、風化しており銘が残っていない。墓石形態は宝篋印塔であり、法量は、全体高が $2 \cdot 13\text{m}$ である。相輪が高さ $54 \cdot 5\text{cm}$ 、最大幅は 55cm であり、断面は方形を呈する。九輪は省略され3段の表現となる。請花は上下ともに大きく装飾的なつくりとなる。また、塔身の幅が相輪の幅に近く、充実した作りとなつていて、笠は高さ 37cm 、幅 55cm を測り、隅飾りは装飾的であるとともに、側面に区画が設けられ内部に文様が施される。下部にも連弁文で装飾が施される。塔身は高さ 44cm 、幅最大 $30 \cdot 5\text{cm}$ を測るが、全体的に風化しており、表面に法名を記す装飾的な区画が確認できるのみである。基礎は高さ $33 \cdot 5\text{cm}$ 、幅 55cm を測り、上部が膨らんだ作りとなる。正面に区画を設け蓮花文が施されるが、文

圖 4-17 8號墓 初代當主烏津忠廟墓石立面圖 ($S = 1/20$)

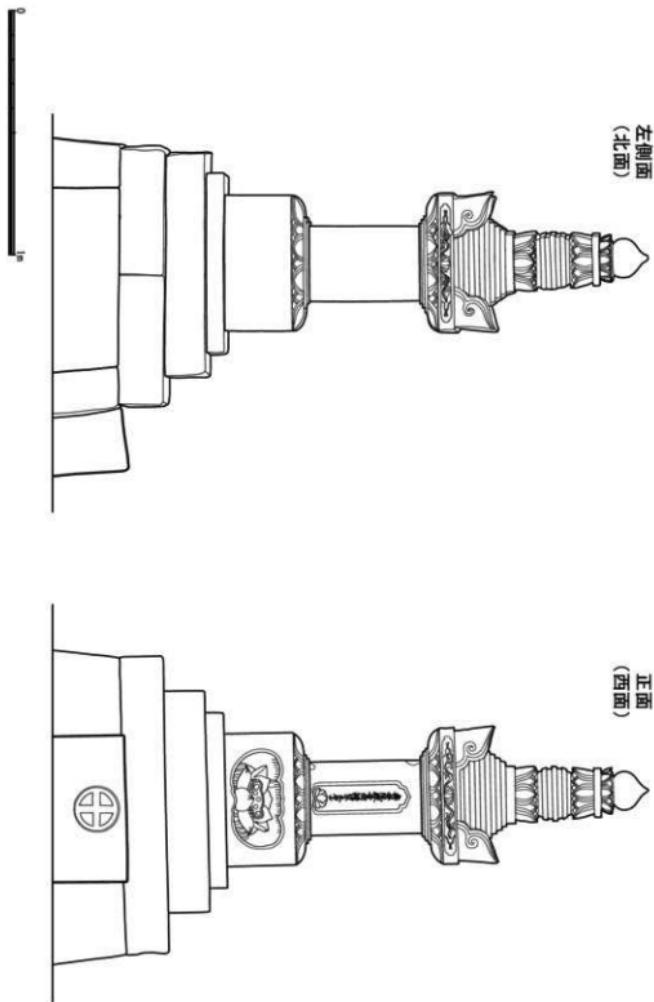
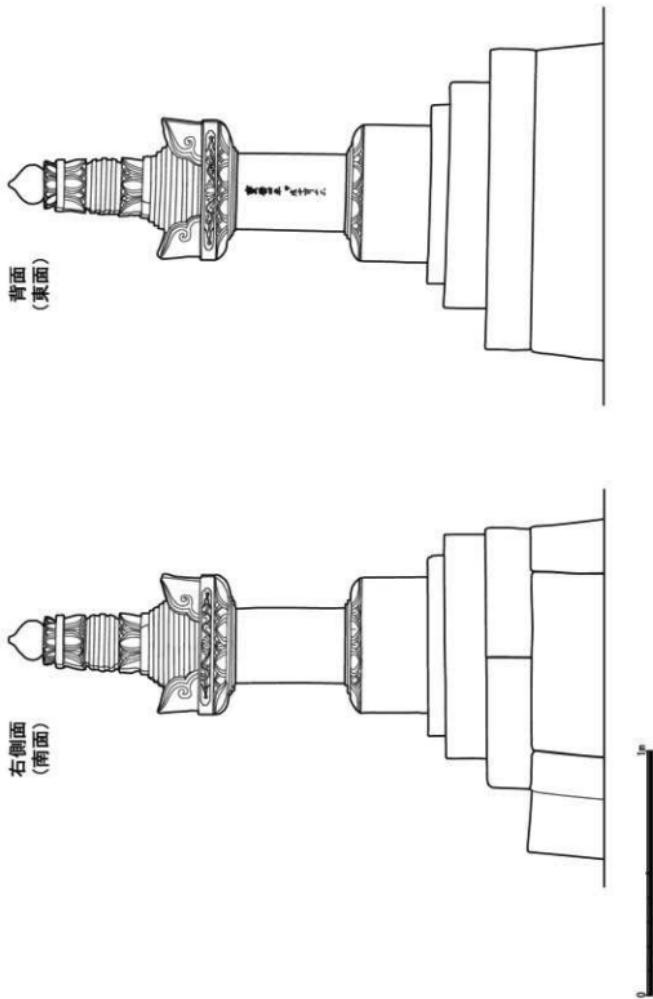


图 4-18 8号墓 初代当主岛津忠禰墓石立面图 (S = 1/20)



様は簡略化している。上面は風化しているが、上面には連弁文が施されていることがわかる。墓壇は3段あり、1段目は高さ9cm・幅74cmを測る方形の切石を用い、2段目は高さ18cm・幅90cmを測る方形の切石を用い、3段目は高さ14cm・幅123cmの範囲で方形の切石2枚で構成される。

(墓域の構造)

墓域は長方形であり、幅3・2m・奥行4・5mである。墓石の周囲を框石で二重に囲み、その内部に切石で敷石を施す。

7号墓では墓域外側についても敷石を配している。

(畫屋)

畫屋の基礎は、内側の框石が兼ねており、上面に柄穴が5カ所設けられている。更に、墓石前面には礎石が左右に2基設置されている。礎石の位置は内側の框石の幅に合わせてある。畫屋本体の寸法は梁間2・1m・桁行3・7mと考えられる。なお、内側の框石で囲んだ範囲は芯々距離で梁間2・1m・桁行2・8mとなつていて。

(10) 11号墓 清光院殿壽一貞芳大姉墓 (図4-21・4-22、図版15)

11号墓石は、本墓地で唯一の家祠型墓石である。体部に装飾的な窓を設け、その内部に長方形の石製墓誌が納められる。墓誌には

「文政十三庚寅天

清光院殿壽一貞芳大姉

正月二十九日」

と法名と没年の記銘がある。法量は、全体高が1・88mである。屋根が高さ50cm・最大幅88cm・体部が高さ57cm・幅44cmを計り、2段構成の基礎部分は、

1段目の基礎が高さ36cm・幅66cmの切石、2段目の基礎が高さ26cm・幅94cmの切石2枚を組み合わせ、墓壇が高さ15cm・幅135cmの範囲で切石5枚を組み合わせたものである。

墓石の各部位についてだが、屋根は寄棟造りを表現し、棟端部の両方に裝飾的な鬼瓦を表現し、また、棟中央に桔梗文を配し、破風部分には格子を表

現している。また、垂木を詳細に表現している。体部の表面には区画を設け、中央に柱付きの窓を開むように文様を施す。内部には石製墓誌が納められる。

墓域の正面は蓮花文、左面が菊文、右側面が牡丹文となり、2段目の装飾

は菱形文となる。基礎の正面には「丸に十字」の家紋を配した水鉢・花立

が設置されるが、直方体の切石製で簡素なものである(高さ18・5cm・幅45cm)。

以上のよう、11号墓石は小ぶりではあるが、極めて装飾的な造りとなつていることが特徴である。

(墓域の構造)

墓域は長方形であり、幅3・3m・奥行4・5mである。墓石の周囲を框石で二重に囲み、その内部に切石で敷石を施す。

11号墓では墓域外側についても敷石を配している。

(畫屋)

畫屋の基礎は、内側の框石が兼ねており、上面に柄穴が4カ所設けられている。更に、墓石前面には礎石が左右に2基設置されている。礎石の位置は内側の框石の幅に合わせてある。畫屋本体の寸法は梁間2・3m・桁行4・0mと考えられる。なお、内側の框石で囲んだ範囲は芯々距離で梁間2・3m・桁行3・1mとなつていて。

(11) 12号墓 遊草院殿月室妙光大姉墓 (図4-23・4-24、図版15)

12号墓石は、水輪に

「遊草院殿」

と法名の記銘があり、女性の墓である。墓石形態は五輪塔であり、法量は、

全体高が2・13mである。空風輪が高さ59cm・幅63cm、火輪が高さ41cm・幅53cm、水輪が高さ48cm・幅55cm、地輪が高さ49cm・幅50cmを計り、2段構成

图 4—19 10号墓 2代当主島津忠溫墓石立面图 (S = 1/15)

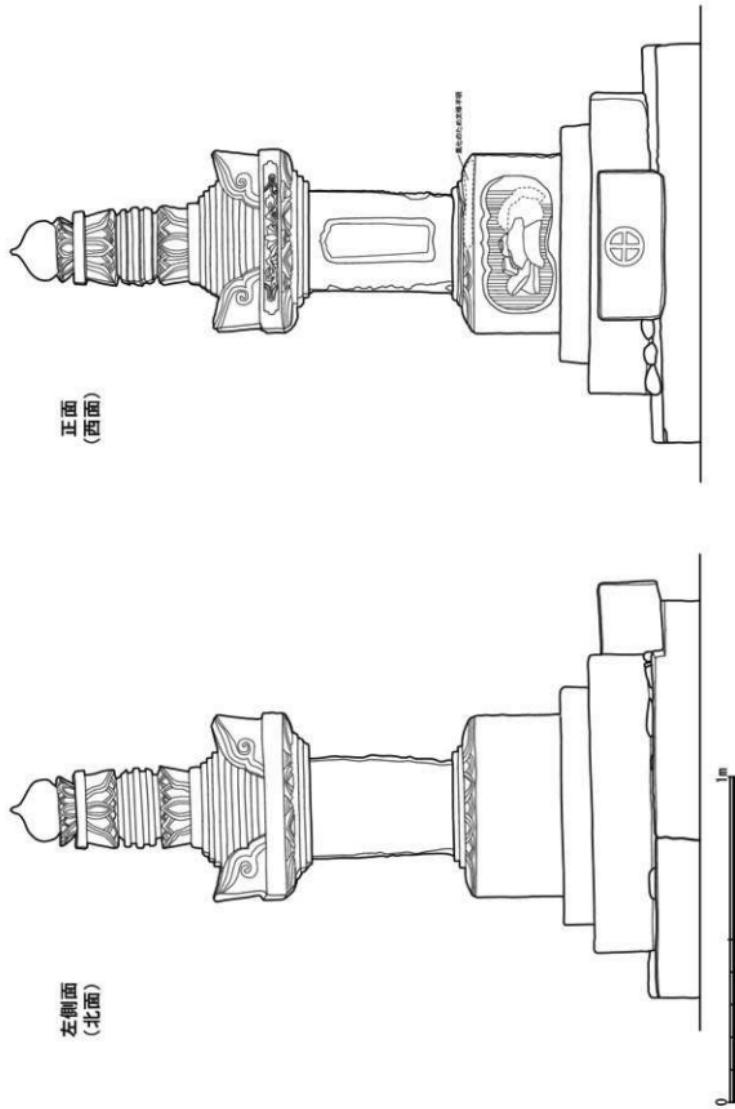
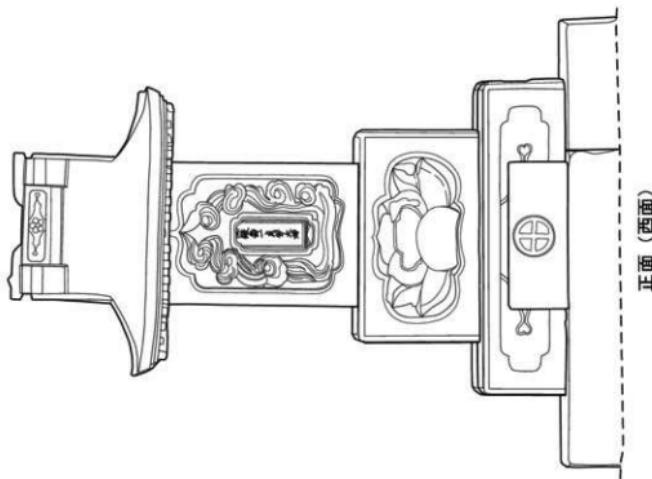
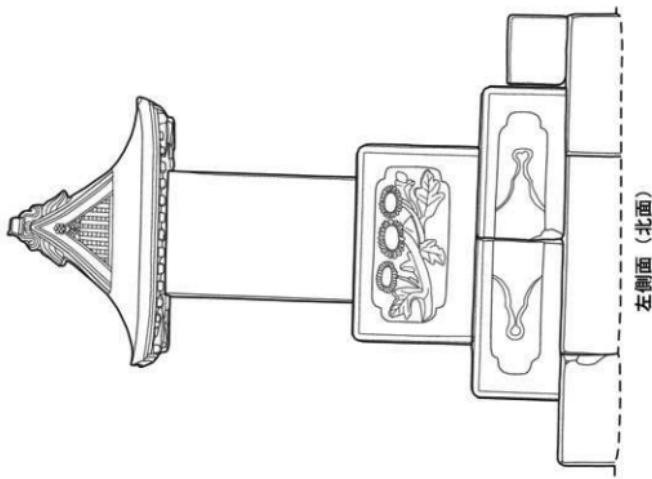




圖 4-20 10号墓 2代当主島津忠温堂墓石立面図 (S = 1/15)



正面（西面）



左侧面（北面）

图 4—21 11号墓 清光院殿壽—貞芳大姑墓石立面圖 ($S = 1/15$)

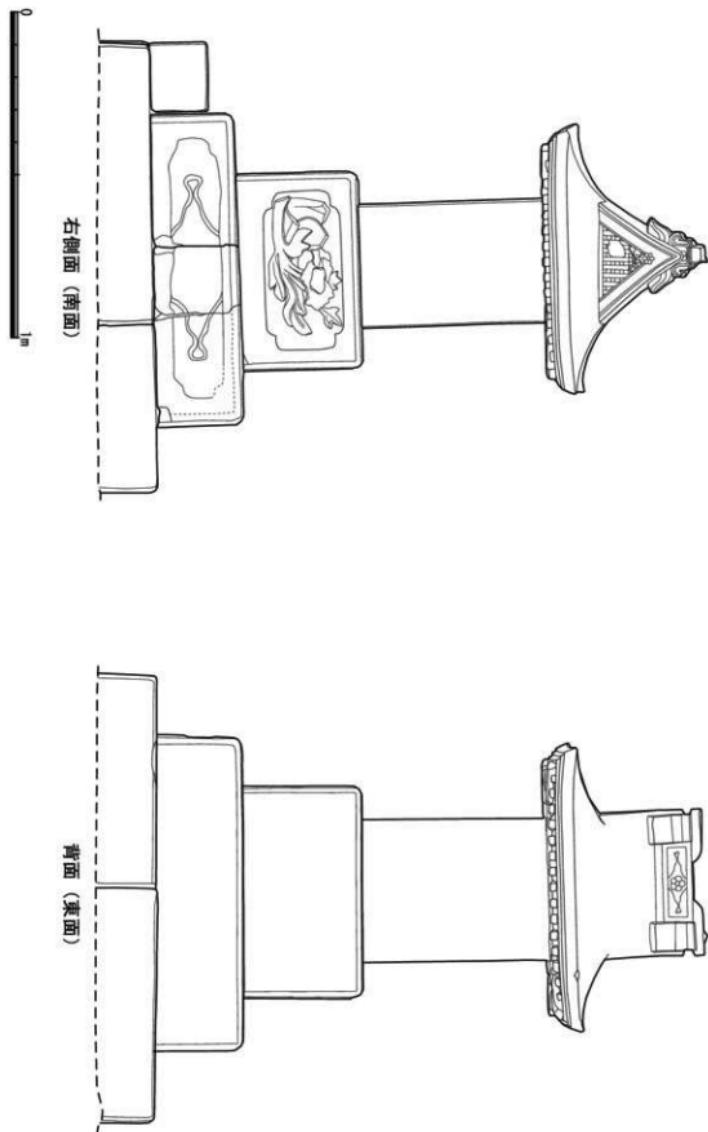


図4-22 11号墓 清光院殿等—貞芳大師墓石立面図 (S=1/15)

の基礎部分は、1段目の基礎が高さ36cm、幅86cmの切石、2段目の基礎が高さ22cm、幅123cmの範囲で切石2枚を組み合わせ、基壇が高さ約6cm・幅180cmの範囲で切石4枚を組み合わせたものである。

墓石の各部位についてだが、空風輪は大きく立派な作りである。火輪は反った屋根形を呈する。水輪の中央には銘区画が設けられない。地輪の正面には直径40cmの円形の区画を設け、中央に記銘し、記銘の下部に蓮文を施している。地輪には文様を施さない。基礎の正面には小型であるが、「丸に十字」の家紋を配した花立が設置される。縦長で鉢部分の外面に連弁文を対象的に施す装飾的なものである。

(墓域の構造)

墓域は長方形であり、幅3・3m、奥行4・1mである。墓石の周囲を框石で二重に囲み、その内部に切石で敷石を施す。敷石の様式は、墓石正面が法量を合わせた正方形の切石を四半敷きにし、側面と裏面は縁石と基壇の間隔に合わせた方形の切石を敷きつめている。

(畫屋)

墓域は長方形であり、幅3・3m、奥行4・1mである。墓石の周囲を框石で二重に囲み、その内部に切石で敷石を施す。敷石の様式は、墓石正面が法量を合わせた正方形の切石を四半敷きにし、側面と裏面は縁石と基壇の間隔に合わせた方形の切石を敷きつめている。

(12) 13号墓 3代当主島津忠厚墓 (国4-25・4-26、国版15)

13号墓石は、水輪に「誠徳院殿」、地輪に「山松壽榮大居士」と法名の記銘があり、3代当主島津忠厚の墓である。墓石形態は五輪塔であり、法量は、全体高が2・19mである。空風輪が高さ36cm・幅29cm、火輪が高さ26cm・幅62cm、水輪が高さ42cm・幅46cm、地輪が高さ48cm・幅56cm、基礎が高さ34cm、幅90cmの切石で構成され、基壇が高さ22cm・幅130cmの範囲で切石2枚を組み合わせたものである。

墓石の各部位についてだが、空風輪は大きく立派な作りである。火輪は反った屋根形を呈する。水輪の中央には銘区画が設けられない。地輪の正面

には直径40cmの円形の区画を設け、中央に記銘し、記銘の下部に蓮文を施している。地輪には文様を施さない。基礎の正面には小型であるが、「丸に十字」の家紋を配した花立が設置される。縦長で上下の外面に連弁文を対象的に施す装飾的なものである。

(墓域の構造)

墓域は長方形であり、幅3・3m、奥行4・0mである。墓石の周囲を框石で二重に囲み、その内部に切石で敷石を施す。敷石の様式は、墓石正面が法量を合わせた正方形の切石を四半敷きにし、側面と裏面は縁石と基壇の間隔に合わせた方形の切石を敷きつめている。

(畫屋)

畫屋の基礎として、墓石の四隅に礎石を設置している。上面に納穴がそれぞれ設けられている。畫屋本体の寸法は梁間2・1m、桁行2・1mと考えられ、平面正方形となる。

(13) 14号墓 惠性院殿春一壽芳大姉墓 (国4-27・4-28、国版16)

14号墓石は、地輪内に装飾的な窓を設け、その内部に位牌形の石製墓誌が納められる。墓誌には、

「天保十五年甲辰
惠性院殿春一壽芳大姉

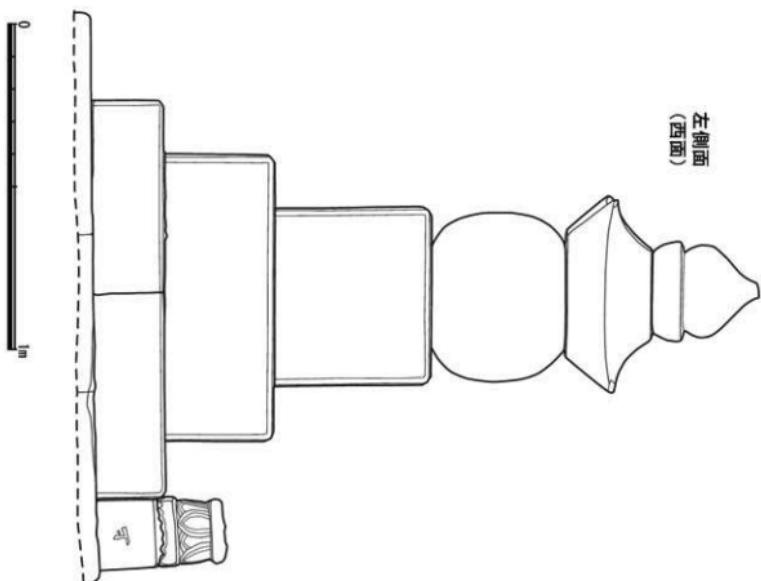
二月初三日」

と法名と没年の記銘がある。

墓石形態は五輪塔である。法量は全体高が2・13m。空風輪が高さ38cm・幅27cm、火輪が高さ26cm・幅54cm、水輪が高さ36cm・幅38cm、地輪が高さ48cm・幅46cmを計り、基礎が2段積みであり、1段目は高さ38cm、幅78cmの切石、2段目は高さ27cm・幅112cmの切石基壇が高さ7cm・幅162cmの範囲で切石を組み合わせたものである。

墓石の各部位についてだが、空風輪は大きく立派な作りである。火輪はやや角度が急に落ち、端部が反った屋根形を呈する。水輪の中央には高さ39

左侧面
(西面)



正面
(南面)

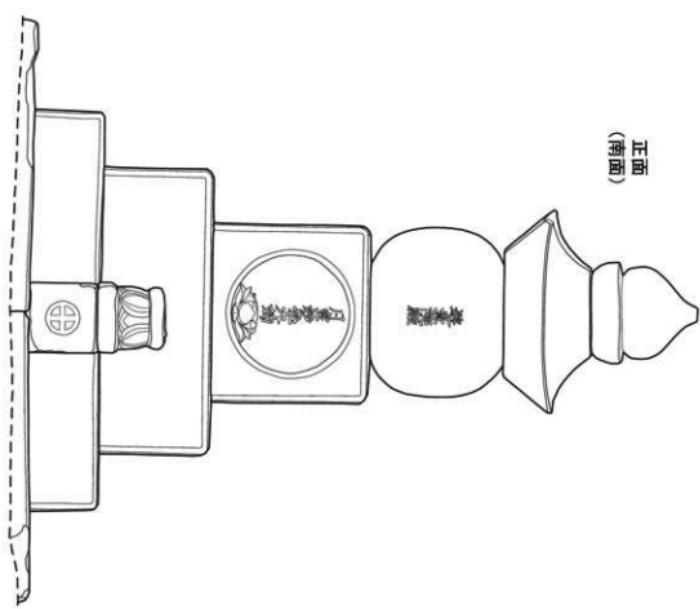


圖 4-23 12 号墓 遊樂院殿月室妙光大師墓石立面圖 ($S = 1/15$)

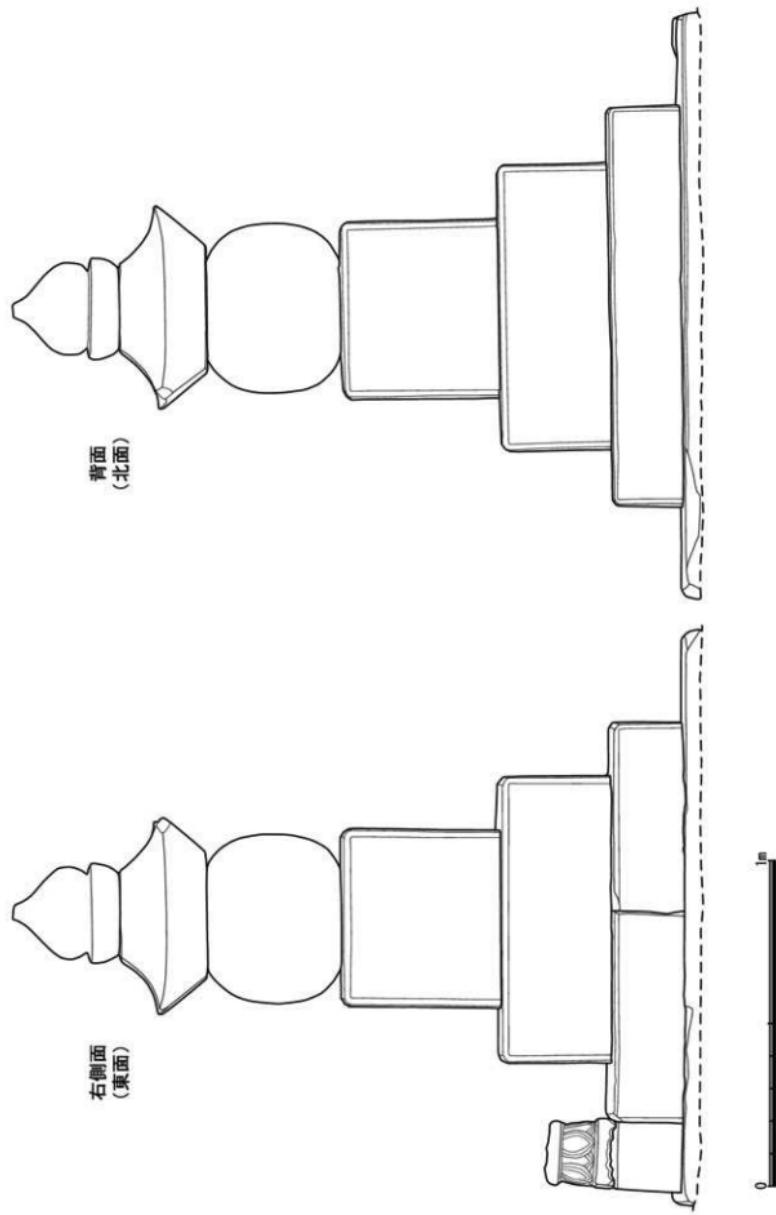
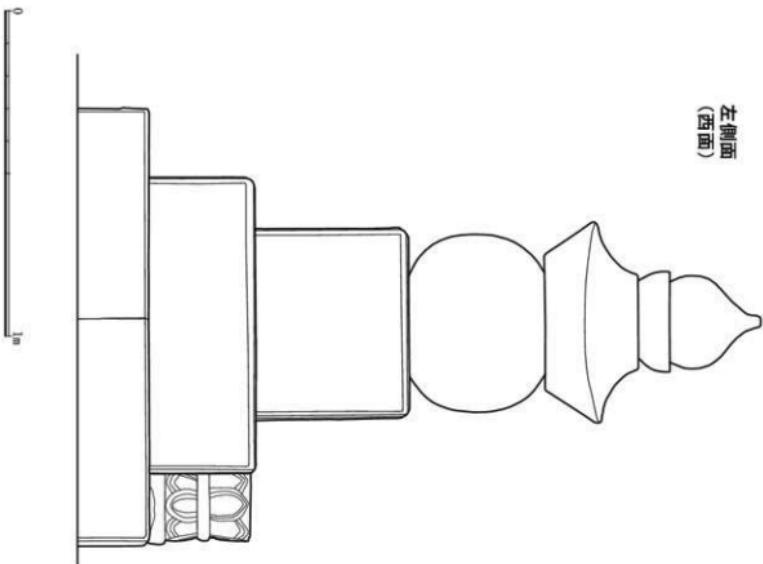


图 4—24 12 号墓 避暑院殿月室妙光大佛墓石立面图 (S = 1/15)

左侧面
(西面)



正面
(南面)

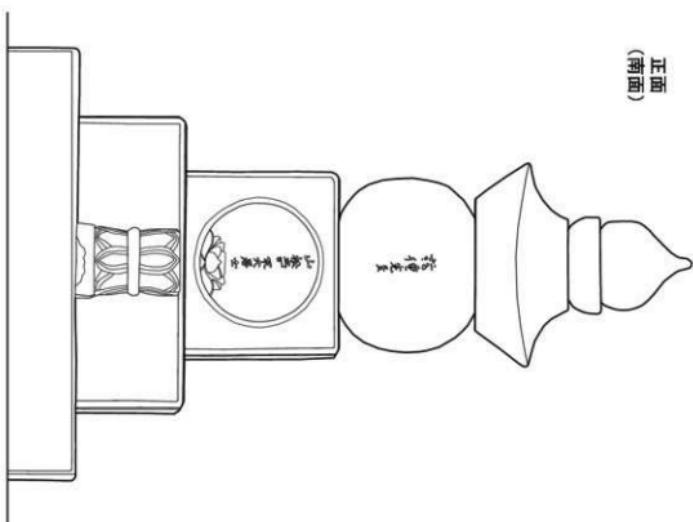
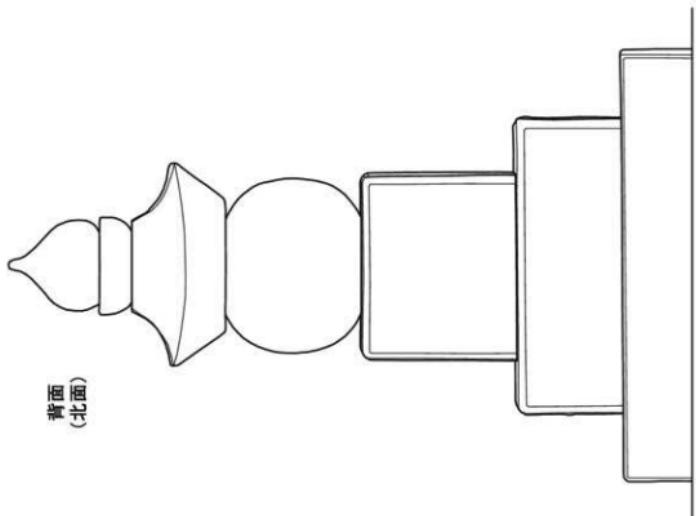
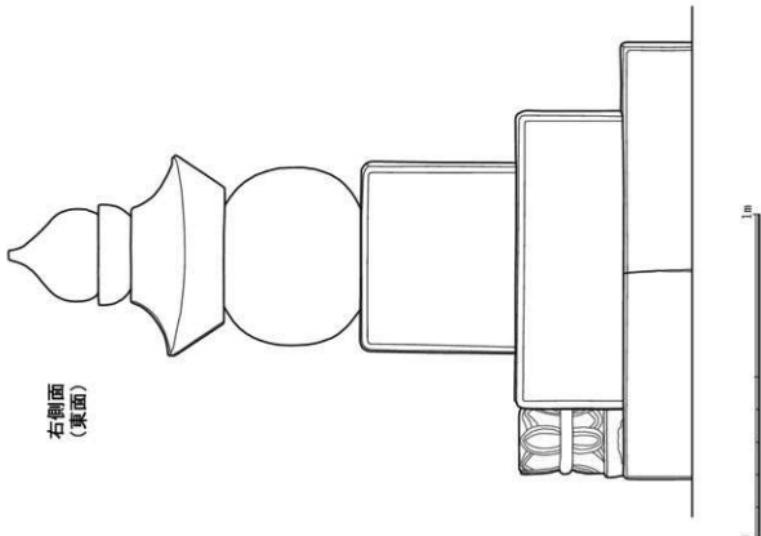


圖 4-25 13 号墓 3 代当主惠津忠厚墓石立面图 ($S = 1/15$)

圖 4-26 13 号墓石 3 代当主島津忠厚墓石立面図 (S = 1/15)

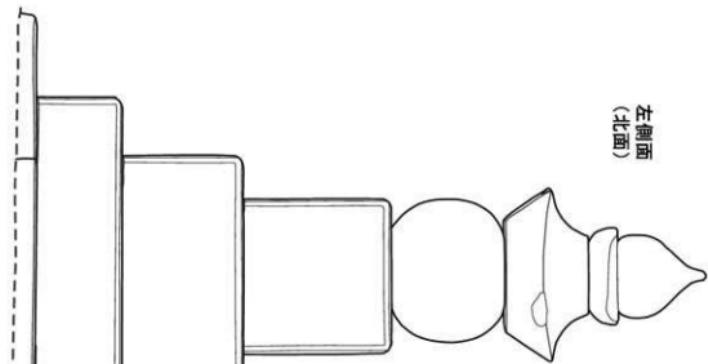


背面
(北面)



右側面
(東面)

左侧面
(北面)



正面
(西面)

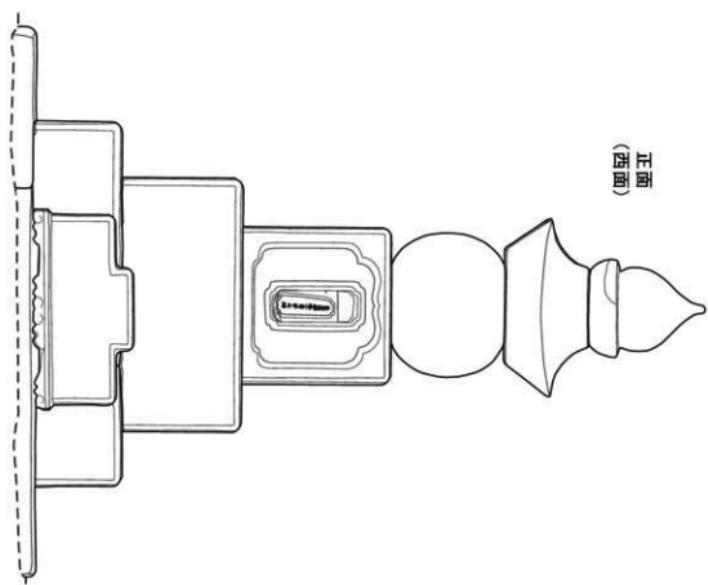


圖 4-27 14 号墓 惠性院殿春—普芳大師墓石立面圖 (S = 1/15)

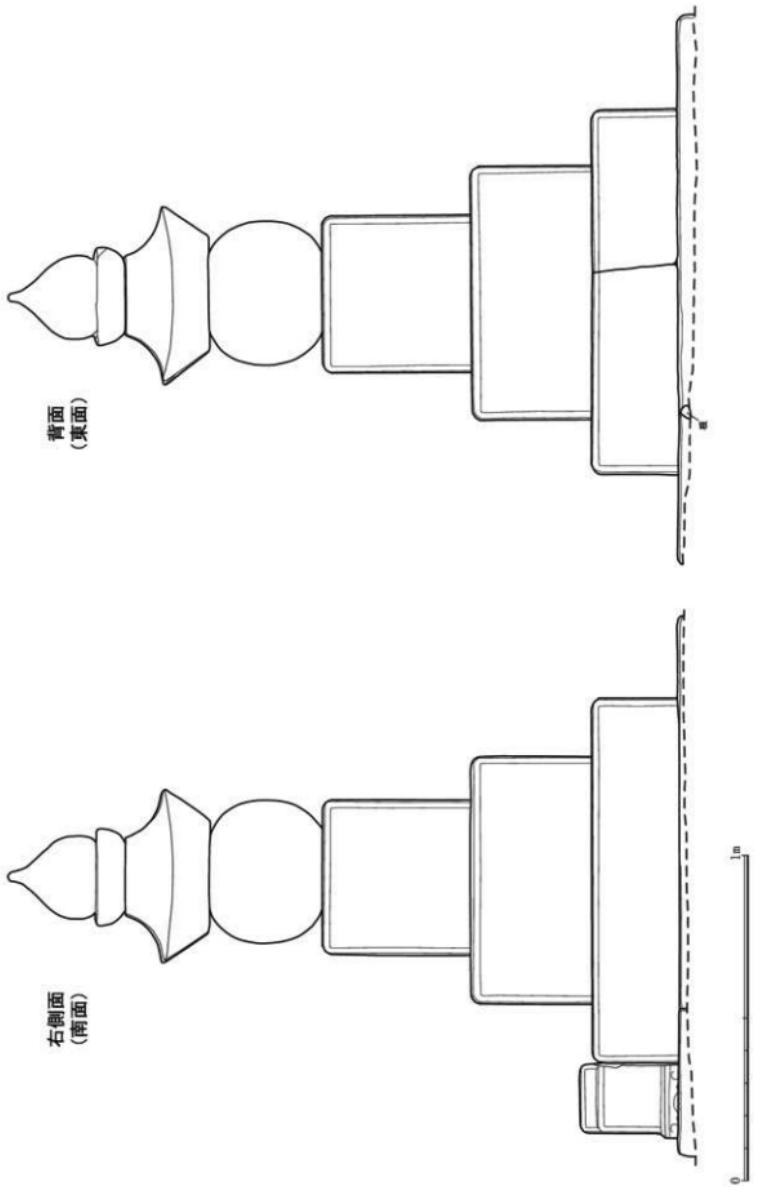


图 4—28 14号墓 惠性院殿春—毒芳大姑墓石立面图 (S = 1/15)

cm・幅39 cmの銘区画が設けられる。地輪の正面には方形の枠付きの区画を設け、中央に高さ25 cm・幅10 cmの窓が設けられ、地輪内部に石製墓誌が納められる。基礎の正面には凸形の水鉢・花立が設置される（高さ30 cm・幅62 cm）。14号墓は墓域を持たず墓石のみが設置された状態である。

2 燈籠

本墓地に設置された燈籠は125基である。なお、No.13・No.71は燈籠自体が失われており、基壇が残るのみである。No.78・79・80・81については、大正五年に設置されたことから本項では除く（図版22 No.78～81）。このため、記載燈籠数は119基となる。

燈籠は基本的に墓石の营造時点において、墓石側面あるいは、墓石前面の通路沿いに設置されている。中には墓石に背面に設置される事例もあるが、後に述べるように、新たな墓石の設置に伴う墓地の拡幅工事や、これに伴う通路の新たな設置等によって原位置から動かされた例も含まれていると考えられる。また特に、大正五年の和泉家招魂墓の設置によって、かなりの数の燈籠が別の位置に移動されたことが考えられる。さらに、燈籠の構造上、台風等により倒れやすいが容易に復旧できることがあり、日常管理の一環として復旧作業が行われてきたことが想像できる。このような際に、部品を取り違えたことも考えられる。したがって、燈籠は建立当時の配置や構成を厳密に保持しているとは言い難いことを明記しておく。（二）では、現状の記録として、燈籠の形態からみた型式学的特長、記銘内容、配置等について述べる。なお、燈籠の各部の名称は図4-29による。

（1）燈籠の型式分類

今和泉島津家墓地の燈籠は、笠・火袋・中台がすべて平面四角形を呈し、薩摩藩主島津家墓所の装飾的色合いの強い燈籠とされる笠等が六角形を呈するA類・B類・E類、そして、笠が四角形ではあるが屋根瓦が表現されたC類は全くみられず、燈籠分類D類に該当するものが大半である（藤井一〇一

七）。このため、燈籠の形態ではバリエーションが小さいことがいえる。

今和泉墓地の燈籠の大多数はD類の範疇に入るが、年代と共に、形態的な変化が見て取れる。このため、そのことを確認する目的で、本稿では今和泉島津家墓地燈籠について型学的検討を加える。

本項では、薩摩藩主島津家墓所の燈籠D類をI類と呼称する。燈籠の形態は大きく、3型式に分類できる。前述のI類、I類に近似しているが笠が

曲線的で丸く、全体的に装飾がないII類（No.34、No.37、No.43、No.44、No.76）、中台下に二股の脚が付く、いわゆる「微軒燈籠」に類似したIII類である。III類は安政四年建立のNo.27、No.28の2基のみであるが、宝珠・火袋・中台に関してはI類と共通した作りとなっている。II類とIII類は、島津宗家墓所にはなく、今和泉島津家墓地のみにある形態である。

I類を各部位の属性により細分類するために、各部位の組み合わせにおいて小型式の設定を行う。このために、燈籠を構成する、宝珠・笠・火袋・中台・竿・基礎について、各部位の属性を抽出し各部位に関して類型化し、その組み合わせによる小型式を設定し検討する方法をとった。

（宝珠）

宝珠は、専ら宝珠と請花から構成される。宝珠の抽出属性は、請花の有無・請花文様について以下の通りとした。

請花 有 宝珠と明確に分かれている
無 有 宝珠と一体化している

請花文様 連弁文
無文

各属性の組み合わせから、宝珠については次の4類型に分類した（図4-30）。

宝1 請花に蓮弁文がないもの
宝2 請花がないもの

宝3 請花と宝珠の幅がほぼ同じで、請花が開かず丸く收まりもの、請花に連弁が施されるもの
 宝4 宝珠と請花が一体化し紡錘形を呈し、請花に連弁が施されるもの
 各類型の年代的な変化について検討するため、出現比率でセリエーショングラフを作成した（図4-31）。これによると、宝1は宝暦年間から文久二年までのほぼ全期間に出現し、宝2は宝暦年間から出現し全体的に比率が小さくなり、嘉永7年からは消滅する。宝3は宝暦年間から出現し、文政四年から天保一五年はみられず、弘化四年以降は主流となる。特に嘉永七年は二

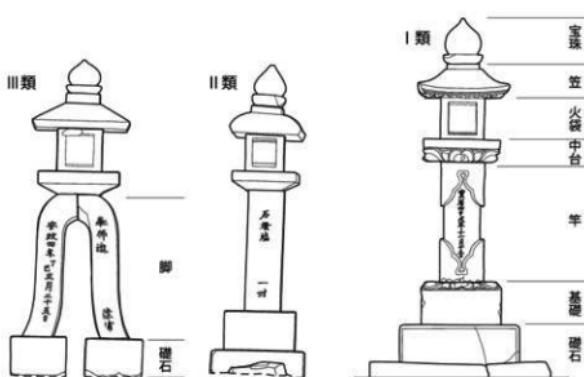


図4-29 燈籠各部の名称と大分類

I類の笠は屋根を模しており、軒先に向かって反った形状であり、下部に垂木を表現している。笠の抽出属性は、屋根形状・反花文様について以下のとおりとした。

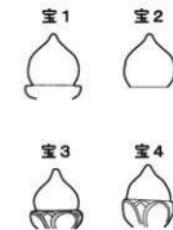


図4-30 宝珠類型分類

笠3 段有十文様有・連弁文	反花文様	屋根形状	段有・段無	連弁文 (3枚・5枚)	簡略連弁文 (外形線のみ表現)	装飾連弁文 (3枚・5枚)
笠1 段無十文様無						
笠2 段有十文様無						

各属性の組み合わせから、笠については次の5類型に分類した（図4-32）。

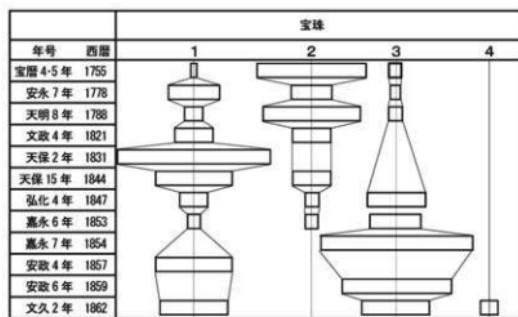


図4-31 宝珠セリエーショングラフ

笠4 段有+文様有・装飾連弁文

各類型の年代的な変化について検討するため、出現比率でセリエーショングラフを作成した(図4-33)。これによると、笠1は全期間においてほぼ出現し、宝暦年間から文政四年まではほぼ主流となる。笠2は嘉永六年に出現し、連続性をみせないが文久二年に主流となる。笠3は弘化四年から出現し、嘉永七年・安政六年と主流となる。笠4は宝暦年間から出現するが、弘化四年・嘉永六年とで若干みられ、最終段階の安政六年・文久二年で比率を大きくなる。

これをみると、笠に関しては、文様のない笠1がほぼ全期間存在するとともに、段が設けられるが同じく無文の笠2の登場は連弁文の施される笠4以降となることがわかる。笠4は登場後一定の割合を占めていく。文様では、装飾連弁文に関しては途切れながら低い比率を示す。簡易連弁文の笠5は嘉永七年にのみ出現している。

(火袋)

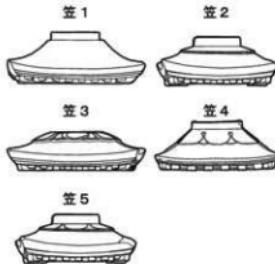


図4-32 笠類型分類

火袋はすべて立方体を呈し、火口も正方形を呈する。火袋の抽出属性は側面の装飾と窓の形態について以下のとおりとした。な

お、同一属性の組み合わせでも、火口からみた左右が逆転したものが多々あるが、上下逆に設置した場合であると考え、同一細分類とした。

装飾
円文

三日月文

丸に十の字文

大型円窓

小型円窓

丸に十字型窓

窓なし

各属性の組み合わせから、火袋については次の5類型に分類した(図4-34)。

34)

火1

円文+大型円窓・三日月文
火2 円文+小型円窓・三日月文

火3

円文+大型円窓・円文
火4 円文窓なし・三日月文

火5

左右に丸に十字型窓

各類型の年代的な変化について検討するため、出現比率でセリエーショングラフを作成した(図4-35)。これによると、火1は宝暦年間から天明八年までに限り出現する。一方これに比べて変わる。火2は天明八年から出現し次第に伸張し、文久二年には極めて大きな割合を占める。火3と火5は時期が限定しており、前者は天明八年、丸に十字をモチーフとする後者は弘化四年のみにしかみられない。火4は天保一年に唐突に出現し主流を占めるが継続しない。火袋の類型では一側面が円文で、他側面が三日月文のものが最も多く、円窓が大から小への変異する流れがみられる。

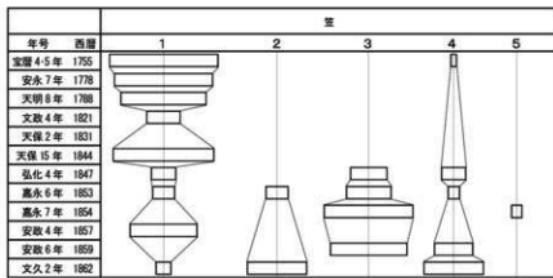


図4-33 笠セリエーショングラフ

(中台)

中台の抽出属性は、底部形態と文様について次のとおりとした。なお、請花に施す連弁文の花弁枚数に関しては、5枚が最も多く各時期にみられ、3枚のものは文久二年に限定し半数を占める。9枚のものは宝暦五年、安永七年、天明八年に限られるが、一部を占めるにすぎないことから、連弁文の花弁数は年代変遷とは関係が薄いものと考え、抽出属性に含めなかつた。

底部形態

- ・底部が多面体状を呈するもの

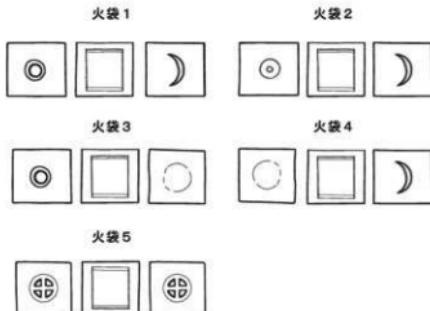


図 4-34 火袋類型分類

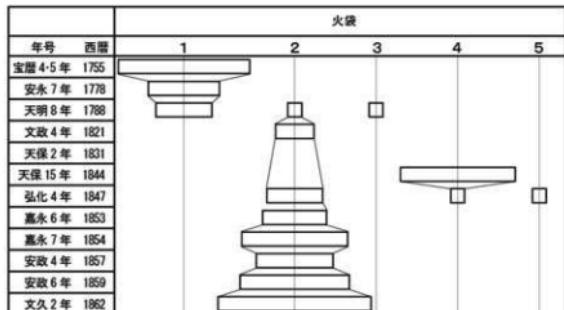
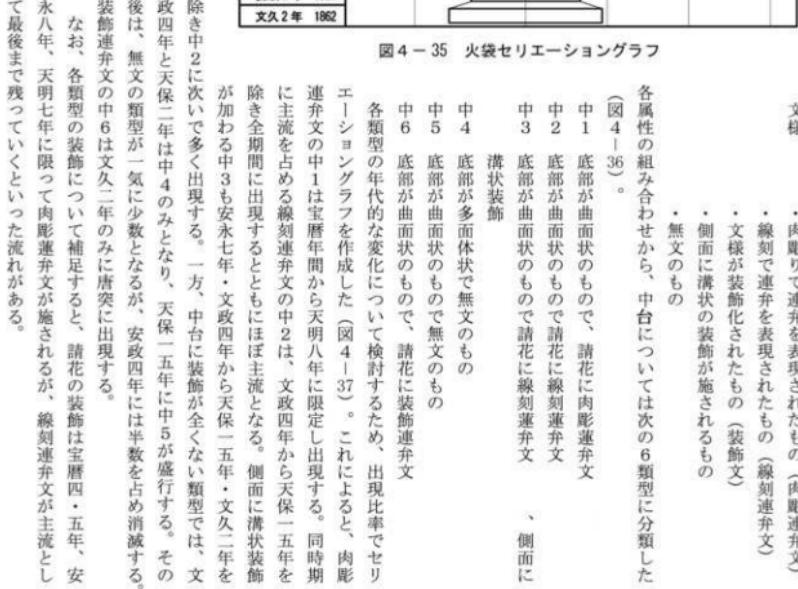


図 4-35 火袋セリエーショングラフ



竿 1 竿の中央に菱形区画を設けるもの
竿 2 矢書きがなく無文の柱状のもの

(38)

(竿)
竿は断面正方形のものであり、側面の形態で3細分類した。なお、燈籠の銘文は竿に刻字されている。各属性の組み合わせから、竿については次の3類型に分類した(図4-1)。

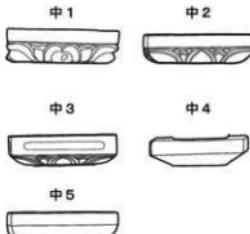


図4-36 中台類型分類

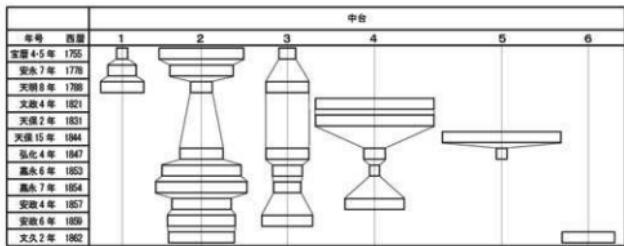


図4-37 中台セリエーショングラフ

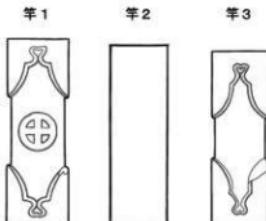


図4-38 竿類型分類

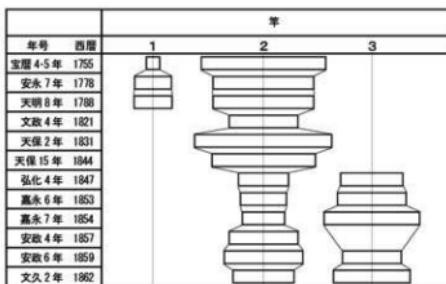


図4-39 竿セリエーショングラフ

竿3 竿の中央にひし形区画を設け、区画内に丸に十字家紋が施されるもの

各類型の年代的な変化について検討するため、出現比率でセリエーショングラフを作成した(図4-39)。これによると、菱形区画を設ける竿1は宝暦年間から天明八年までに限られる。無文の竿2は全期間出現し、かつ天保五年まで主流形態である。弘化四年からは菱形区画内に丸に十字家紋が施される竿3が比率的に竿2を卓越し、主流となる。

久二年に若干みられるのみであるため、年代的変遷を反映したものではないと考え、抽出属性からはずした。さらに、側面に丸に十字文を入れるもの、文久二年に1例のみであり、これも属性から外した。

形状

- 直方体のもの
- 上面が曲面で盛り上がるもの

文様

- 肉彫り連弁文が施されるもの（肉彫連弁文）
- 線刻で連弁文が施されるもの（線刻連弁文）
- 連弁文が装飾化したもの（装飾連弁文）
- 無文のもの

各属性の組み合わせから、基礎については次の4類型に分類した（図4-40）。

基 1 上面が曲面で肉彫連弁文が施されるもの

基 2 上面が曲面で線刻連弁文が施されるもの

基 3 上面が曲面で装飾連弁文が施されるもの

基 4 直方体で無文のもの

基 5 上面が曲面で無文のもの

各類型の年代的な変化について検討するため、出現比率でセリエーショングラフを作成した（図4-41）。これによると、肉彫連弁文の基1は宝曆年間から天明八年まで連続した後、弘化四年に出現し、線刻連弁文の基2は文政四年から天保一五年までを除く他の期間主流となる。文政四年から天保一五年の期間は無文の基4と基5が主流として唐突に出現する。基3は天明八年に出現するが、次は文久二年に比率が2番目に多い形態として出現する。中台では唐突に出現する類型があつたり、竿では無文のものに限られるなど前後の時代と異なる様相を示す時期がある。文政四年から天保一五年であるこの時期に該当する墓は、いずれも女性墓である。したがって、実家等からの献灯など形態の異なる燈籠が立てられた可能性が考えられるのである。

このため、当主墓に限った燈籠のセリエーショングラフを作成した（図4-4

-42）。これをみると、弘化四年が画期となり、出現する各部位類型の類型比率が大きく変わっていることがいえる。弘化四年の墓は3代当主忠厚の死後である。2代当主忠温の死後、3代当主忠厚が就任するまで、今和泉家には20年間当主の不在時期があり、3代当主忠厚の死去まで通算46年を経ている。このおよそ半世紀に渡る期間が画期的原因となつたと考えられる。

燈籠各部位の類型から、I類燈籠を14の小型式に分類した（図4-43）。各小型式は以下のような内容となつていて、

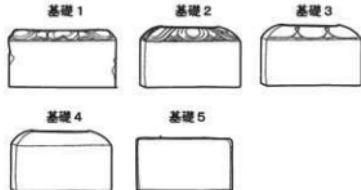


図4-40 基礎類型分類

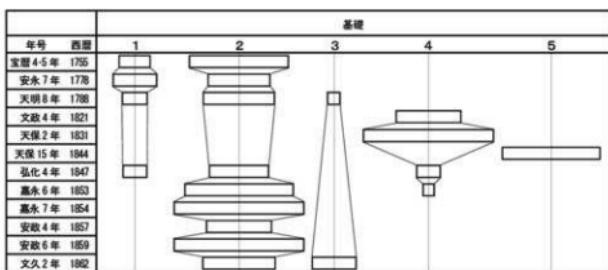


図4-41 基礎セリエーショングラフ

I a型 (図4-42・No.70)

本小型式の組み合わせは、宝1+笠1+火1+中1+竿3+基1であり、

特徴は以下のとおりとなる。

宝珠は請花に文様がなく、笠は段と文様が無く、火袋は円文が大型円窓と三日月文の組み合わせであり、中台は底部が曲面状で請花に線刻連弁文を施し、竿は菱形区画を設け、基礎は上面が曲面で肉影連弁文が施されるものである (No.45・46・47・54・58・68・69・72)。

I b型 (図4-43・No.49)

本小型式の組み合わせは、宝2+笠1+火1+中2+竿2+基2であり、

特徴は以下のとおりとなる。

宝珠は請花がなく、笠は段と文様が無く、火袋は円文が大型円窓と三日月文の組み合わせであり、中台は底部が曲面状のもので請花に線刻連弁文が施され、竿は区画がなく無文の柱状であり、基礎は上面が曲面で線刻連弁文が施されるものである (No.40・48・49・50・51・53・55・57・59・60・61・62・63・118・121・122・123)。

なお、宝暦年間と天明八年の燈籠には、I a型とI b型の各部位が混在し、両者の中間形態とするものがある (No.56・73・106・109・113・114・116・117・119・120・124)。また、I b型に関しては、宝珠あるいは中台のみ異なる類型を用いる例がある (No.52・108・110・111・116) が、I b類のバリエーション型と捉えた。

I c型 (図版19・No.35)

本小型式の組み合わせは、宝1+笠1+火2+中4+竿2+基4であり、

特徴は以下のとおりとなる。

宝珠は請花に文様がなく、笠は段が無く文様が無く、火袋は円文が小型円窓と三日月文の組み合わせであり、中台は底部が多角形状の無文であり、竿は区画がなく無文の柱状であり、基礎は上面が曲面で無文である。

I d型 (図版21・No.65・66・67)

本小型式の組み合わせは、宝1+笠1+火1+中2+竿2+基2であり、

特徴は以下のとおりとなる。

宝珠は請花に文様がなく、笠は段が無く文様が無く、火袋は円文が大型円窓と三日月文の組み合わせであり、中台は底部が曲面状のもので請花に線刻連弁文が施され、竿は区画がなく無文の柱状であり、基礎は上面が曲面で線刻連弁文が施されるものである。

I e型 (図版22・No.83・84)

本小型式の組み合わせは、宝3+笠1+火2+中3+竿1+基2であり、

特徴は以下のとおりとなる。

宝珠は請花に連弁文が施され、笠は段が無く文様が無く、火袋は円文が小型円窓と三日月文の組み合わせであり、中台は底部が曲面状で請花に線刻連弁文と側面に溝状装飾を施すものであり、竿は菱形区画を設け丸に十字家紋が施され、基礎は上面が曲面で線刻連弁文が施されるものである。なお、I e型には笠のバリエーション型がある (図4-46・No.19) (No.4・6・7・14・17・18・92・99)。

I f型 (図4-44・No.74)

本小型式の組み合わせは、宝1+笠4+火5+中2+竿3+基2であり、

特徴は以下のとおりとなる。

宝珠は請花に文様がなく、笠は段があり装飾連弁文が施され、火袋は左右に丸に十の字文型窓を設け、中台は底部が曲面状で請花に線刻連弁文を施し、竿は菱形区画を設け丸に十字家紋が施され、基礎は上面が曲面で線刻連弁文が施されるものである (No.75)。

図4-42 当主燈籠セリエーショングラフ集成図

I型 (図4-45・No.2)

本小型式の組み合わせは、宝3+笠3+火2+中2+竿2+基2であり、特徴は以下のとおりとなる。

宝珠は請花に連弁文が施され、笠は段があり連弁文が施され、火袋は円文が小型円窓と三日月文の組み合わせであり、中台は底部が曲面状で請花に線刻連弁文を施され、竿は区画がなく無文の柱状であり、基礎は上面が曲面で線刻連弁文が施されるものである (No.3・9・10・86・87)。

I型 (図版22・No.77)

本小型式の組み合わせは、宝1+笠3+火2+中3+竿3+基2であり、特徴は以下のとおりとなる。

宝珠は請花に文様がなく、笠は段があり連弁文が施され、火袋は円文が小型円窓と三日月文の組み合わせであり、中台は底部が曲面状で請花に線刻連弁文と側面に溝状装飾を施すものであり、竿は菱形区画を設け丸に十字家紋が施され、基礎は上面が曲面で線刻連弁文が施されるものである。

I型 (図版22・No.82)

本小型式の組み合わせは、宝2+笠3+火4+中2+竿2+基2であり、特徴は以下のとおりとなる。

宝珠は請花がなく、笠は段があり連弁文が施され、火袋は円文に円窓がなく三日月文の組み合わせであり、中台は底部が曲面状で請花に線刻連弁文を施され、竿は区画がなく無文の柱状であり、基礎は上面が曲面で線刻連弁文が施されるものである。

I型 (図4-49・No.12)

本小型式の組み合わせは、宝3+笠3+火2+中2+竿3+基2であり、特徴は以下のとおりとなる。

宝珠は請花に連弁文が施され、笠は段があり連弁文が施され、火袋は円文

が小型円窓と三日月文の組み合わせであり、中台は底部が曲面状で請花に線刻連弁文が施され、竿は菱形区画を設け丸に十字文様が施され、基礎は上面

が曲面で線刻連弁文が施されるものである。I-j型はI-g型のバリエーションともみなせるが、I-j型は竿に丸に十字文が入っていることから、別小型式としている(No.1・5・8・11・12・15・16・20・21)。

I-k型(図4-47・No.33)

本小型式の組み合わせは、宝1+笠1+火2+中2+竿2+基2であり、特徴は以下のとおりとなる。

宝珠は請花に文様がなく、竿は段が無く、火袋は円文が小型円窓と三日月文の組み合わせであり、中台は底部が曲面状で請花に線刻連弁文を施され、竿は区画がなく無文の柱状であり、基礎は上面が曲面で文が施されるものである(No.32)。

I-i型(図4-48・No.25)

本小型式の組み合わせは、宝3+笠5+火1+中2+竿1+基2であり、特徴は以下のとおりとなる。

宝珠は請花に文様がなく、竿は段有があり簡易連弁文が施され、火袋は円文が大型円窓と三日月文の組み合わせであり、中台は底部が曲面状で請花に線刻連弁文を施され、竿は区画がなく無文の柱状であり、基礎は上面が曲面で連弁文が施されるものである(No.22・24・26)。

I-m型(図版18・No.31)

本小型式の組み合わせは、宝4+笠1+火2+中2+竿2+基2であり、特徴は以下のとおりとなる。

宝珠は請花が一体化し紡錘形を呈し、請花に連弁文が施され、竿は段が無く文様が無く、火袋は円文が小型円窓と三日月文の組み合わせであり、中台は底部が曲面状で請花に線刻連弁文を施され、竿は区画がなく無文の柱状で

あり、基礎は上面が曲面で線刻連弁文が施されるものである。

I-n型(図版19・No.23・29・30、図版25・No.125)

本小型式の組み合わせは、宝1+笠2+火1+中6+竿2+基3であり、特徴は以下のとおりとなる。

宝珠は請花に文様がなく、竿は段有があり無文であり、火袋は円文が大型円窓と三日月文の組み合わせであり、中台は底部が曲面状のもので請花に装飾連弁文が施され、竿は区画がなく無文の柱状であり、基礎は上面が曲面で装飾連弁文が施されるものである。

各小型式の年代別変遷は、宝暦年間から天明八年まではI-aとI-b、及びI-aとI-bの相補的なものののみで燈籠が構成される。文政四年にはこれらが消滅し、I-cが出現する。天保一五年にはI-cが消滅し、新たにI-dが出現する。I-c・I-dは継続しない。弘化四年には新たにI-eからI-mまでの5

小型式が乱立し、主流となる小型式が認められない状態となる。I-eは亜類で継続する。嘉永七年にはI-jが新たに出現し、主流小型式となる。安政四年には、I-kが出現、これのみとなるが継続しない。そして、文久二年には、新たなI-l・I-m・I-nが出現、I-l・I-nが主流となる。

このようにみると、宝暦・安永・天明年間はI-aとI-bが燈籠の形態として用いられていたが、2代当主死去から3代当主就任までの期間がヒタスとなり、それまでの燈籠の主流型式が消滅する。3代当主墓においては、新たに5小型式とバリエーションが出現するのである。3代当主墓で出現したバリエーションの一部は継続しつつ、新たな小型式が追加されるが、最終的に4代当主墓では異なる小型式が登場し、主流になるという流れである。この変遷に関して当主墓のみを抽出すると(図4-42)、燈籠の小型式変化は、初代・2代・3代・5代・6代・4代と大きく3時期に分かれることがいえる。加えて、当主以外の燈籠の傾向として、当主墓と異なる小型式の燈籠を献灯する傾向があることがいえる。当主以外は女性墓が多いが、例え

ば、6号墓（3代当主室）への出身家・市田氏からの献灯等が一つの原因となっているものと考えられる。

なお、3代当主墓の燈籠の中に、一見して異なる石材の燈籠が含まれている。加治木石に類する黒灰色の石材であるが、I型のNo.74とNo.75がこれに該当する。両燈籠の記銘は、「島津内匠久徳」と「島津又八郎久長」の加治木家8代当主親子となつており、両燈籠は加治木家から献灯されたものとなる。3代当主墓の燈籠のバリエーションの多様さは、このように外部の家からの献灯も原因の一つかなっている。同様に加治木石の可能性がある燈籠は、12号墓に伴うNo.93・94・95・96である。No.93・95については、記銘に「島津兵庫久長」あるいは「島津兵庫」とあり、加治木家9代当主となつてある。加治木家からの献灯の背景については、加治木家8代当主久徳が3代当主忠厚の実子であり、加治木家に繼嗣として養子入りしたことにある。嫡流系図の久徳の項には、久徳の生母を「中村与右衛門元連女」と記している。元連は「予西條城主松平左京太夫頼謙之家臣」とあり、伊予西条藩6代藩主の家臣の娘であることがわかる。12号墓にも加治木家の献灯があることは、あるいは12号墓の被葬者である遊院院は「中村与右衛門元連女」と同一人物である可能性が出てくるのである。

（2）銘（献灯者）

燈籠の竿の部分には基本的に記銘があり、燈籠設置年号、献灯者の名前が記されている。本項では、燈籠の記銘を掲載する。

記銘面の方向に関しては、墓石への通路に面した部分を正面Aとし、それを基点に右側面B、左側面C、背面Dの順に記載する。ただし、燈籠は設置時点以降において台風等の際に転倒し、その度に立て直された可能性がある。立て直しの際に方向を配慮していなかつた場合もあったようで、通常正面を向くはずの「奉寄進」等の文字が左右や裏面にある場合がある。本項では現状の記録が目的であるため、正面に記銘されるべき内容が側面等にあるといつたと位置関係の矛盾がみられる場合があることを明記しておきたい。

記銘の表記に関してだが、明らかに記銘がない場合を「なし」とし、記銘がないが表面が風化または剥落し疑問が残るものについて「なし？」とした。記載中「□」表記は風化等で文字の判読ができなかつた部分であり、実際の文字数とあわせてある。ただ、文字が推定できるものは□内に表記している。「・・・（剥落）」「不明」の表記は、剥落等で文字の判別がつかない、字数が判断できなかつたものである。人名間の「/」は、人名を区分するために挿入した。以下、燈籠の通し番号順に記載する。

No. 1

正面A 上部・判語難（風化）

下部 不明

右側面B なし？

左側面C なし？

背面D なし？

No. 2

正面A 嘉永七年甲寅（二月）十七日

右側面B 近藤系男正恭（栗川謙之助用□（群？））矢野權太夫會益

左側面C なし

背面D 奉拝進

No. 3

正面A 奉寄進 稲基

右側面B 重久伏役赤澤 平田平六宗恭／重久仲蔵義義／猪俣半次郎則家

左側面C 友野市助長裕（□爲右衛門□理？）友野清右衛門長

背面D 谷元吉左衛門正延／嘉永七年甲寅（二月）十七日／町田龍右衛門實義

No. 4

正面A 上部・奉寄進

下部 不明 風化・剥落

右側面B 稲津藏人源久名？

左側面C 大野多吉藤原久義？／關？山礼？日下部金生

背面D 嘉永七年甲寅（二月）十七日

No. 5

正面A 上部・奉寄進

下部 不明（剥落）

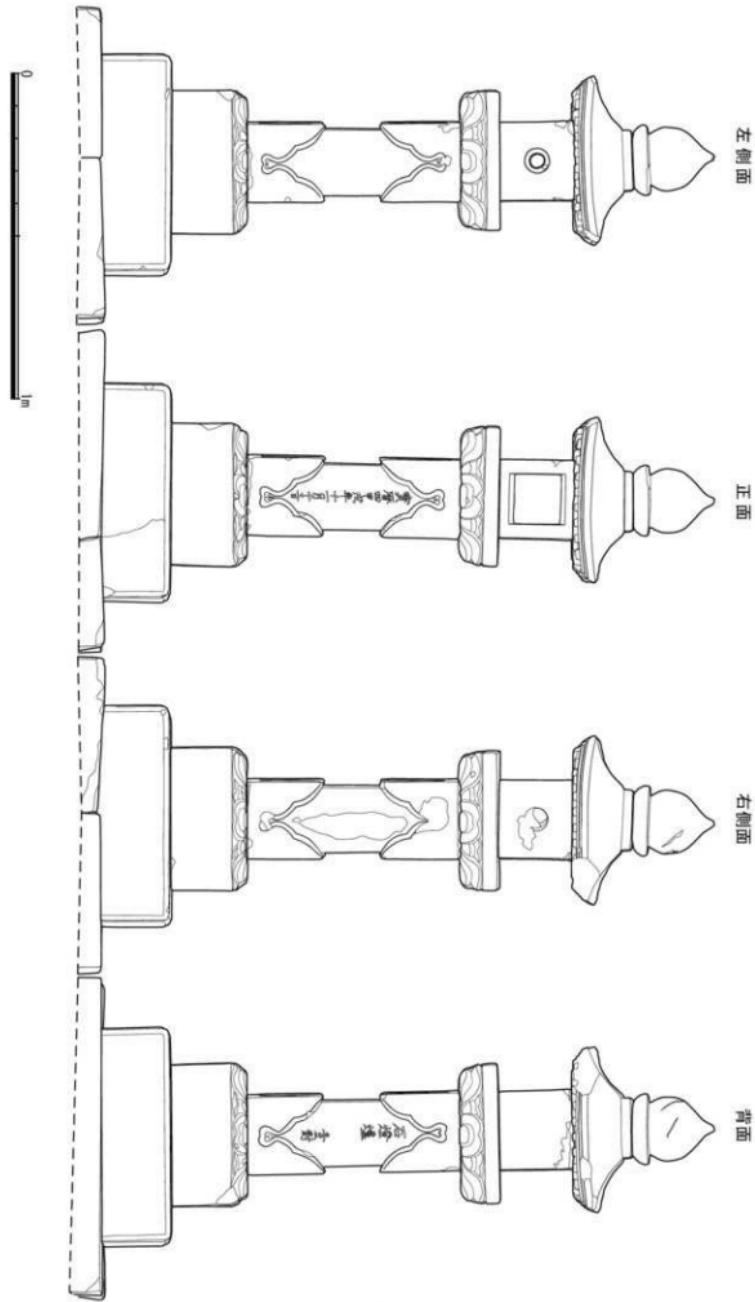


图 4—44 灯瓶 I b 型 (No.49) (S = 1/15)

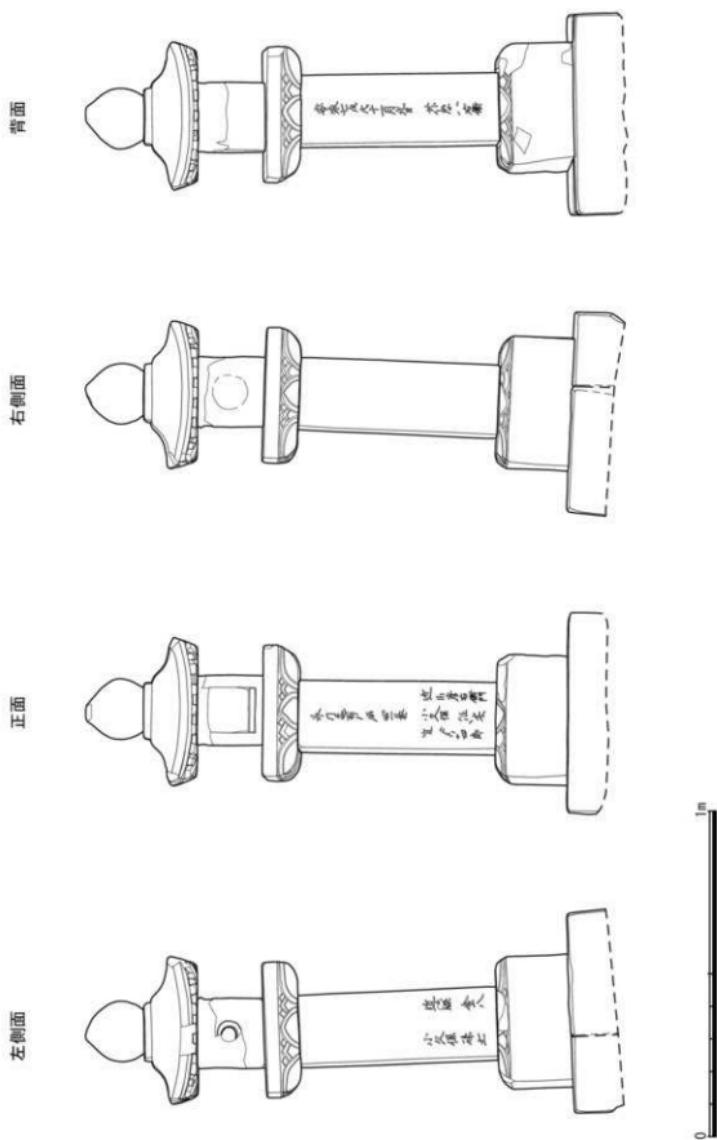


図4-45 燈籠1b型 (No.60) (S=1/15)

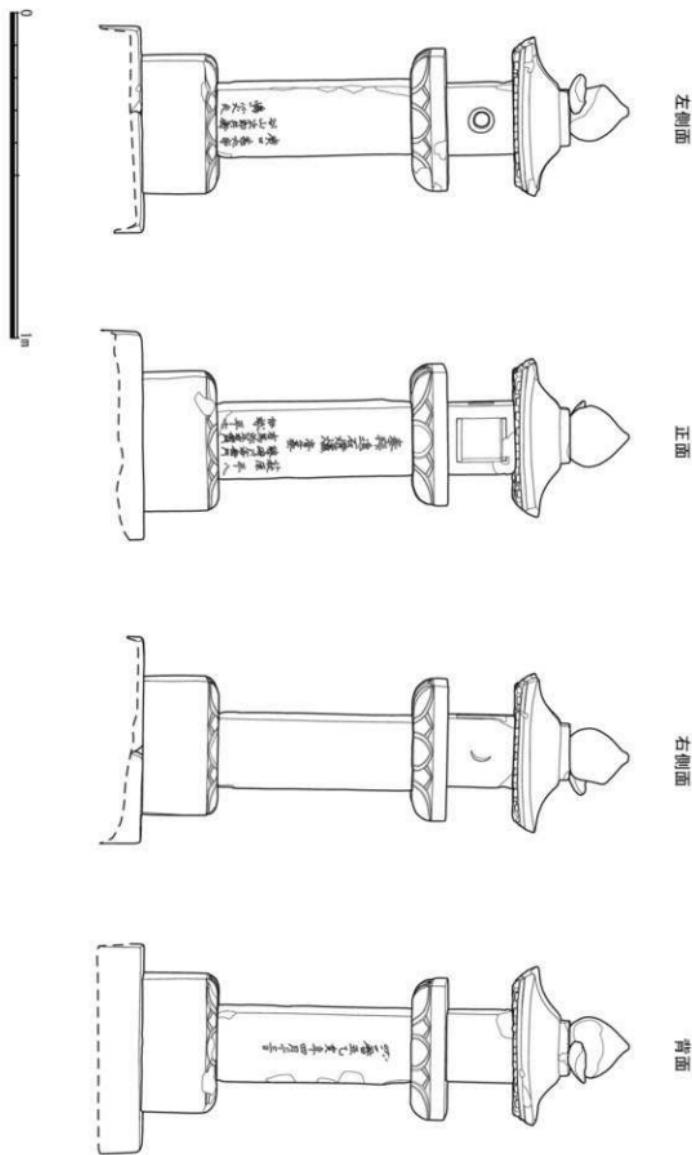


図 4-46 燈籠 I e バリエーション型 (No. 19) (S = 1/15)

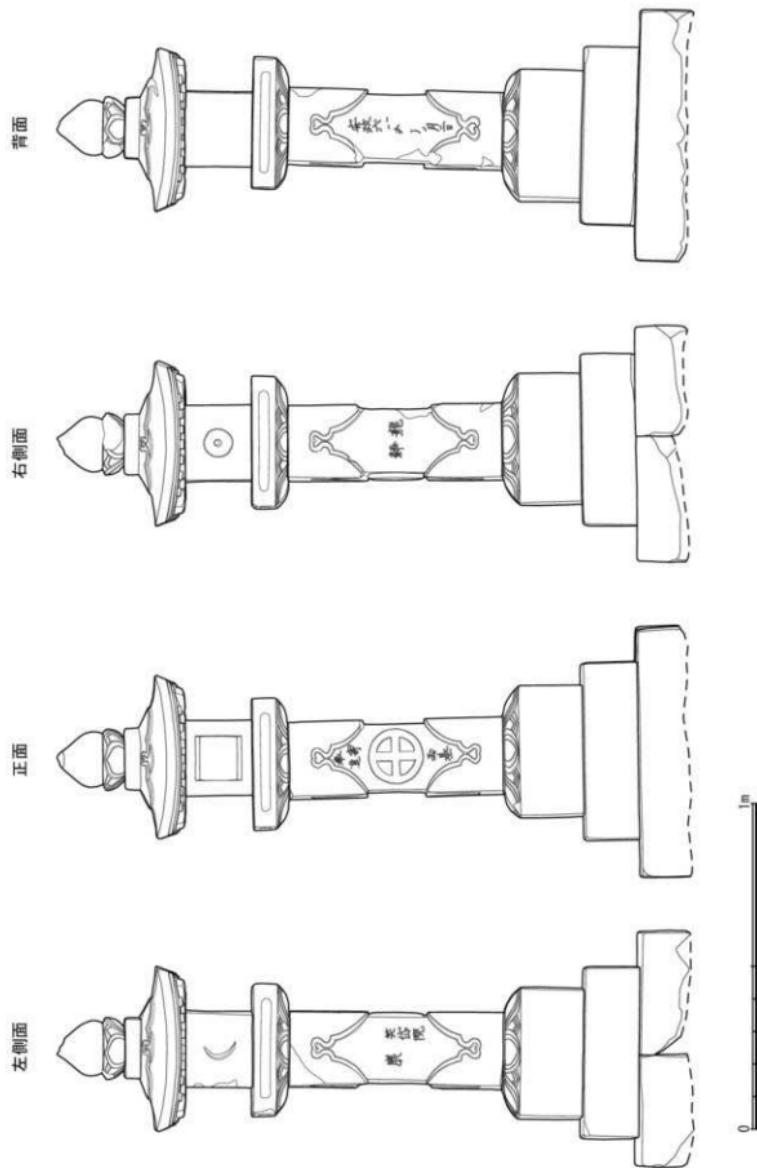


圖 4-47 燈籠 I 型 (No. 74) (S = 1/15)

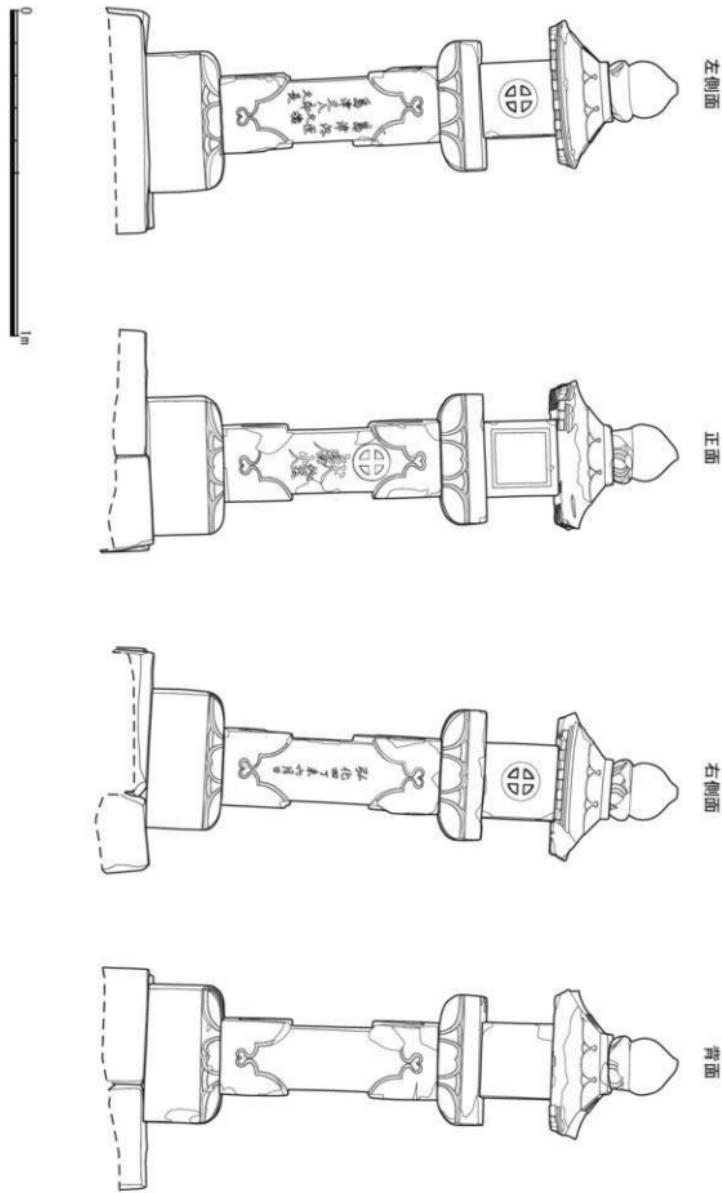
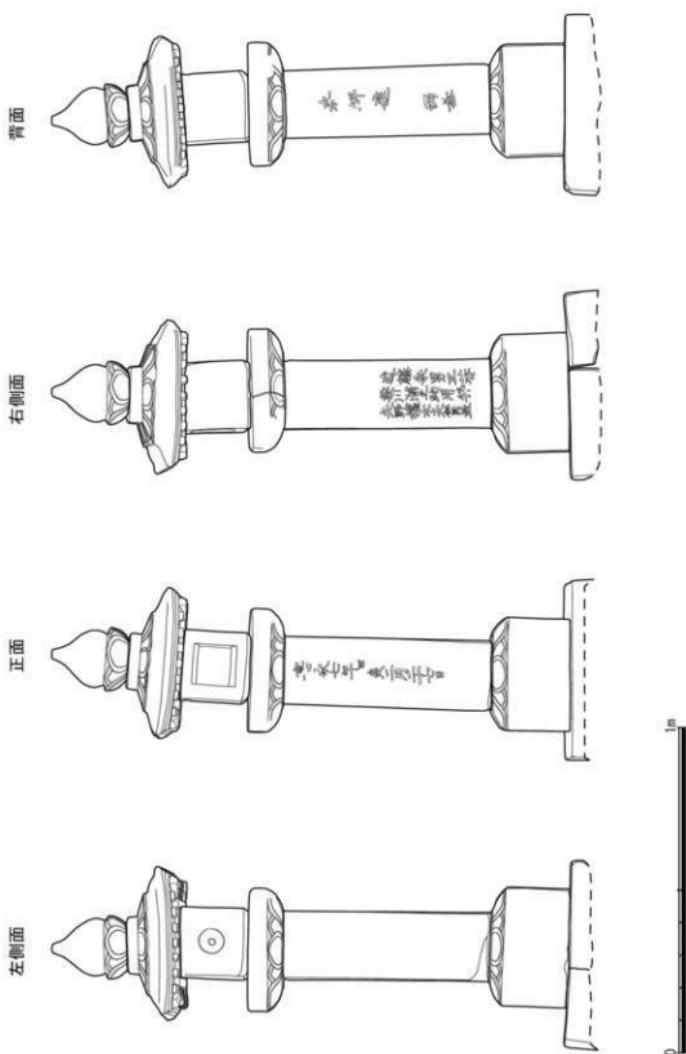
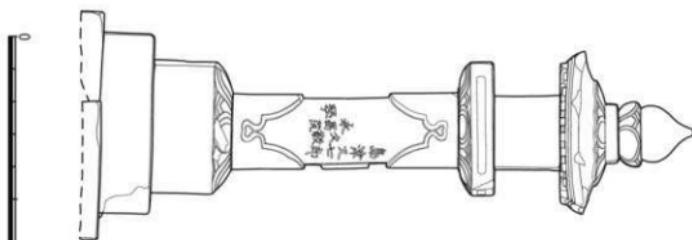


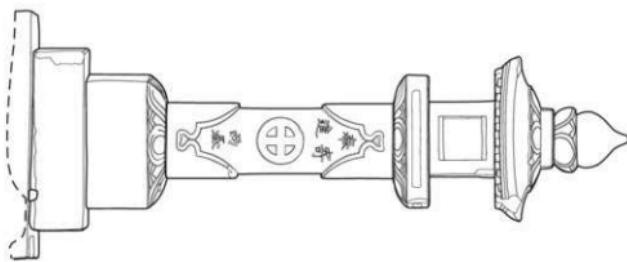
圖 4-48 燈籠 I 型 (No. 2) (S = 1/15)



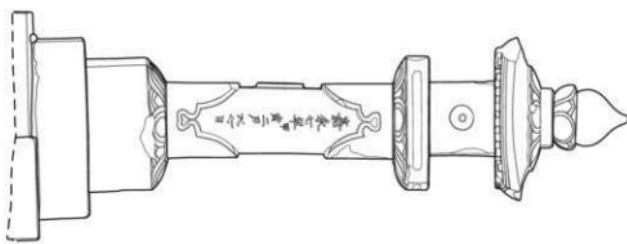
左侧面



正面



右侧面



背面

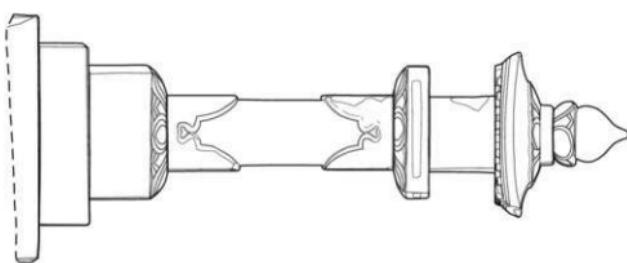


圖4-49 燒瓶1:1型 (No.12) (S=1/15)

図4-50 燈籠I型 (No.33) (S = 1/15)

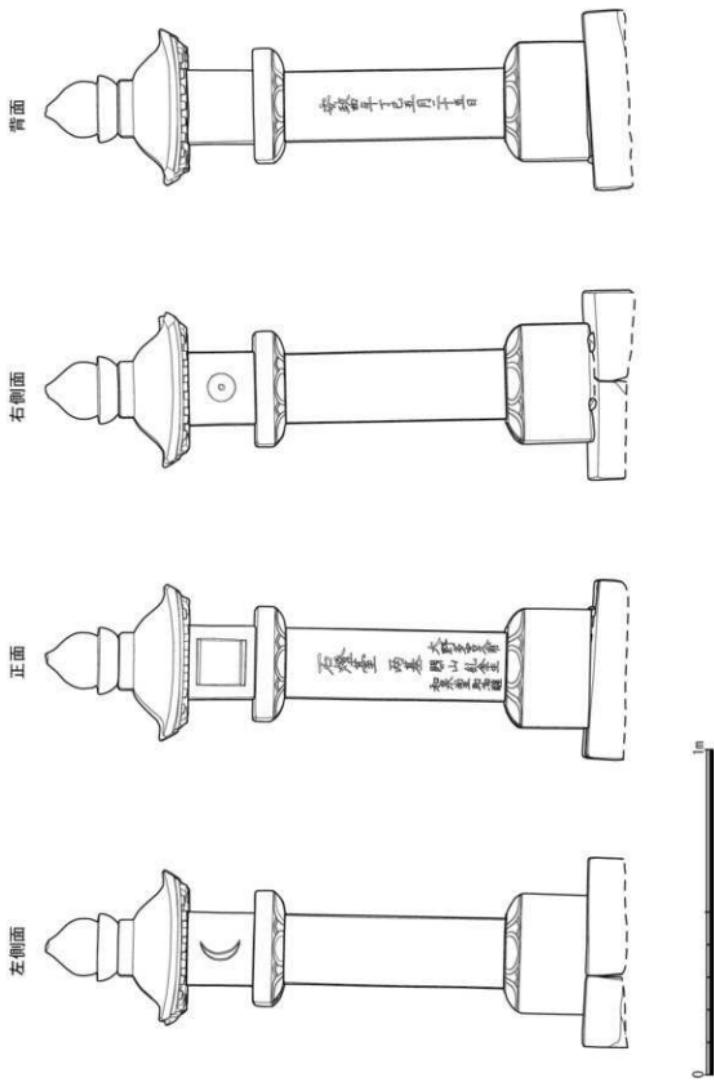


圖 4-51 燈籠 I-I 型 (No. 25) (S = 1/15)

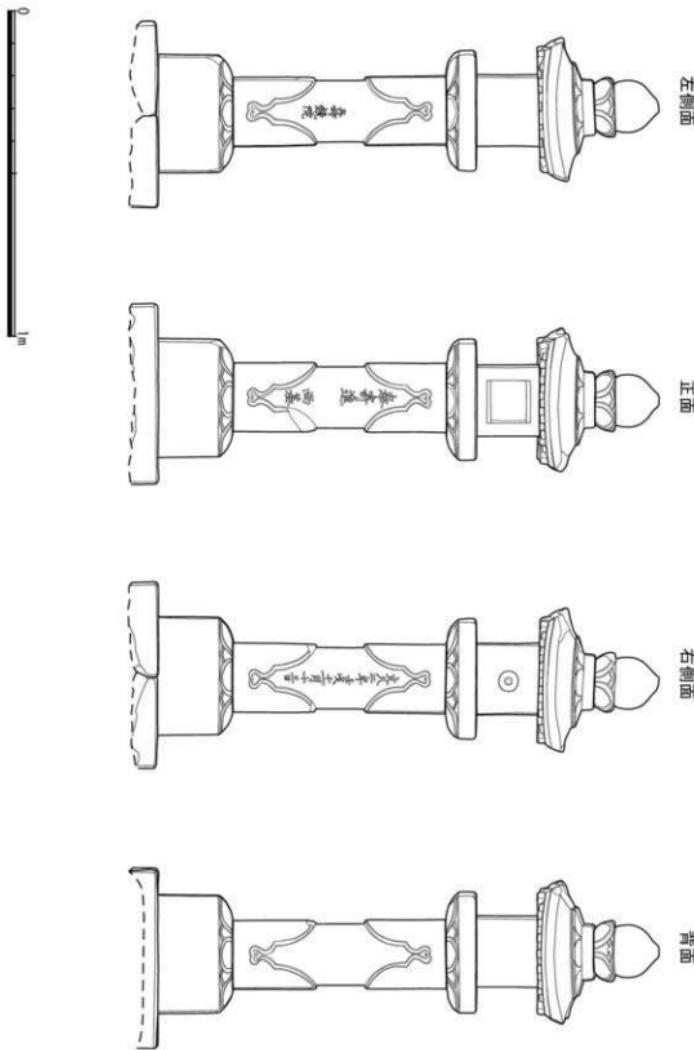


图 4—52 烛台 II 類 (No. 44) (S = 1/15)

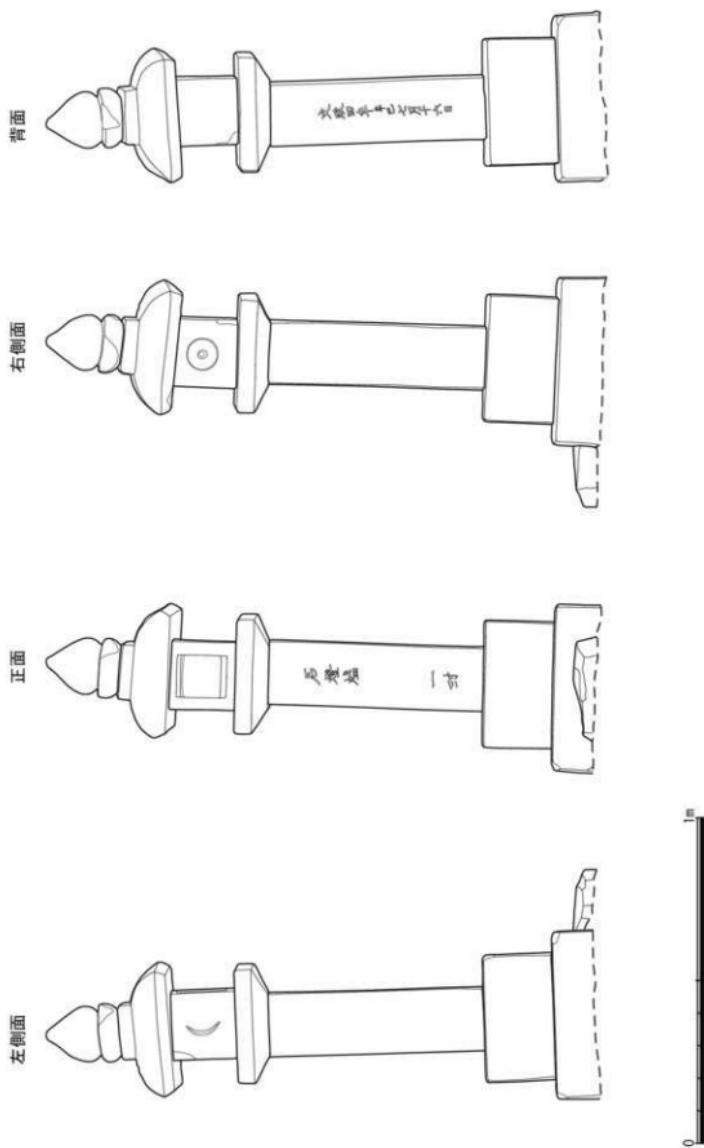
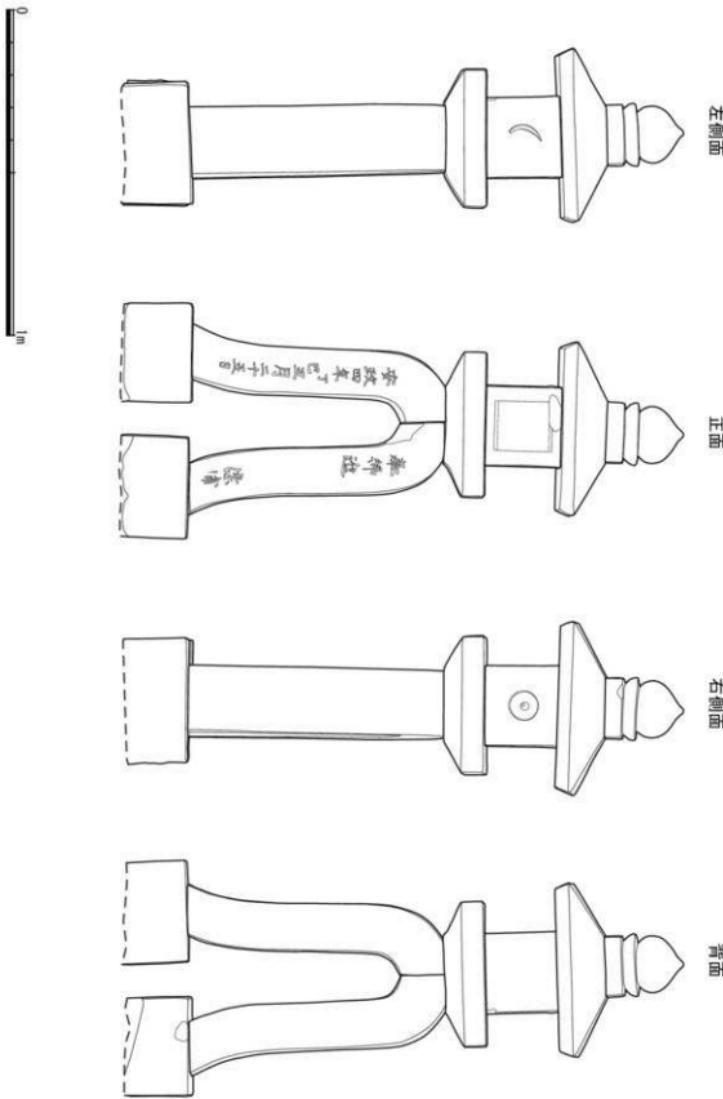


図4-53 燈籠立額 (No.27) (S=1/15)



宝珠		傘		火袋		中台		竿		馬籠		
No.	幅	高さ	奥行	幅	高さ	奥行	開口幅	開口高	開口深	幅	高さ	奥行
35	175	180	170	—	—	—	—	—	—	345	105	345
36	—	—	—	430	170	300	240	250	240	150	155	150
37	160	140	170	425	160	420	215	185	210	120	105	125
38	170	230	185	440	165	430	240	255	240	145	150	160
39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	435	130	425
40	170	170	180	440	160	440	210	210	215	130	120	120
41	—	—	—	—	—	—	—	—	—	425	105	425
42	180	210	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	180	180	190	405	165	395	210	195	210	125	125	125
44	180	230	190	390	160	385	210	195	210	130	120	110
45	185	250	200	470	170	485	215	210	215	130	120	130
46	—	—	—	460	170	230+	240	245	235	155	160	140
47	210	210	210+	455	170	460+	245	250	240	155	155	140
48	185	170	185	440	160	450	210	210	210	125	125	125
49	170	185	185	445	170	440	210	215	195	135	130	125
50	180	200	180	440	160	450	—	—	—	405	105	405
51	—	—	—	450	170	450	215	210	210	135	130	130
52	180	180	180	450	160	450	210	210	210	135	130	130
53	—	—	—	445	165	445	210	210	195	130	130	130
54	220	260	210	490	170	480	250	250	250	170	170	150
55	175	190	180	465	165	460	210	210	210	130	120	120
56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
57	175	195	175	465	170	475	210	210	210	130	130	130
58	185	240	180	500	180	505	240	240	240	150	145	145
59	180	180	180	465	170	465	210	205	210	130	120	120
60	180	180	180	470	170	465	210	205	210	130	120	120
61	180	170	170	435	160	435	210	210	210	135	130	130
62	180	180	180	430	170	440	210	210	210	135	130	130
63	180	160	180	435	170	440	215	215	210	130	125	125
64	160	170	160	450	170	450	215	210	210	135	140	115
65	180	200	180	460	170	455	190	190	190	110	100	115
66	180	180	180	460	170	460	215	200	210	135	110	130
67	180	170	180	455	170	450	220	200	220	140	110	135
68	200	250	200	470	180	475	235	240	165	160	135	420
												130

表3 燐籠法量表2（法量に関する説明は、平成19年度の計測による）

No.	宝珠	高さ	奥行	幅	高さ	奥行	幅	高さ	奥行	幅	高さ	奥行	幅	高さ	奥行	幅	高さ	奥行
69	150	200	150	500	180	505	240	230	235	155	145	140	440	120	440	245	655	245
70	200	250	200	510	180	610	240	225	240	155	150	135	425	120	430	240	650	240
72	230	240	230	510	170	505	-	-	-	-	-	-	455	110	455	240	650	240
73	180	220	180	480	190	485	250	240	230	160	155	150	425	130	425	245	645	245
74	150	210	150	450	170	450	225	225	225	155	155	180	395	120	395	230	670	230
75	180	250	180	440	170	440	-	-	-	-	-	-	395	120	395	230	665	230
76	-	-	-	400	170	400	215	195	215	125	110	130	365	100	365	205	690	220
77	180	220	180	450	170	450	190	170	195	130	110	85	360	100	360	210	685	210
82	180	160?	180	-	-	195	150	190	120	95	115	360	110	360	205	660	205	
83	180	210	180	480	170	475	215	215	215	125	115	145	385	115	385	220	720	220
84	180	210	180	480	170	495	235	185	235	150	120	160	385	110	385	230	750	230
85	-	-	-	430	190	430	235	210	235	145	125	160	360	100	360	220	350	250
86	200	210	200	455	170	455	210	160	210	125	105	125	360	100	365	205	655	205
87	200	250	200	440	170	440	210	200	210	120	115	140	380	110	380	210	705	210
88	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	340	100	340	190	650	190
89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	290	110	220+	220	395	250
90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	355	85	355	230	395	250
91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	375	100	375	210	345	220
92	200	200	200	470	170	470	-	-	-	-	-	-	355	85	360	225	670	225
93	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	380	110	385	210	640	210
94	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	380	110	385	210	640	210
95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	385	110	385	205	640	205
96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	380	115	375	210	630	210
97	180	180	180	455	170	455	210	210	210	135	110	125	365	100	365	210	635	210
98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	365	80	365
99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	210	700	210
100	160	160	160	460	170	460	215	200	215	125	110	125	360	90	360	230	670	230
101	200	190	200	455	170	455	215	200	210	135	110	130	365	100	365	210	620	210
102	180	190	180	-	-	-	-	-	-	140	115	140	355	90	370	210	670	210
103	150	220	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	345	90	340	195	635	210
104	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	360	100	360	195	615	195
105	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	355	100	355	195	625	195
106	180	180	170	440	212	215	213	130	130	120	405	100	410	215	580	210	395	250
107	190	200	190	445	160	445	230	220	230	130	120	150	410	100	410	210	580	210
108	200	200	200	440	170	440	-	-	-	-	-	-	425	100	425	210	590	210

表4 燐離法量表3(法量については、平成19年度の計測による)

基盤	奥行	幅	高さ	火袋				中台	竿	奥行	幅	高さ	奥行	幅	高さ	奥行	
				奥行	幅	高さ	奥行										
109	190	190	180	470	170	470	210	200	210	135	140	140	425	100	425	215	590
110	180	180	170	435	170	435	210	210	210	130	125	125	425	100	425	210	605
111	180	150	180	460	170	460	215	205	215	140	145	140	420	100	410	215	390
112	180	150	170	425	170	430	—	—	—	—	—	—	425	100	425	210	580
113	180	200	180	465	170	470	210	200	210	130	125	130	420	130	410	210	585
114	180	180	170	475	170	480	240	230	240	165	145	135	420	130	420	240	650
115	180	200	180	430	150	430	215	205	210	135	135	140	390	100	390	210	580
116	180	180	180	465	170	460	215	205	210	125	130	150	390	100	390	210	605
117	180	160	180	450	170	450	210	210	210	140	145	135	390	100	390	210	605
118	180	180	180	440	170	440	210	210	205	140	140	140	385	100	390	210	605
119	—	—	—	?	?	?	—	—	—	—	—	—	390	100	390	210	595
120	180	220	180	450	180	450	205	210	210	130	125	130	390	100	390	210	600
121	180	180	?	?	?	?	—	—	—	—	—	—	365	100	395	210	580
122	180	170	180	445	170	445	235	230	225	170	160	120	420	100	420	210	595
123	180	190	180	470	170	465	210	210	210	130	125	135	395	110	395	210	590
124	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	395	100	380	210	595
125	180	200	185	420	175	430	210	190	210	120	105	120	345	90	345	190	610
													345	190	610	195	345
													340			220	

表5 煙籠法量表4 (法量に関する注記は、平成19年度の計測による)

右側面 B 島津又七郎久敬

左側面 C 嘉永七・・・・(欠)

背面 D なし

No. 6

正面 A 上部・奉寄進(風化)

下部・不明(風化)

右側面 B 貞松院/和泉峯之助卿清

左側面 C 能/才

背面 D 嘉永七甲寅年一月二十七日

No. 7

正面 A 上部・不明(風化)

下部・不明(風化)

右側面 B 石燈臺 両基

左側面 C 嘉・・・・(剥落)

背面 D なし?

No. 8

正面 A 上部・不明(風化・剥落)

下部・不明(風化・剥落)

右側面 B 石燈臺 両基

左側面 C 嘉・・・・(剥落)

背面 D なし?

No. 9

正面 A 吉/さ/よし

右側面 B も? (白?) め/□々?

左側面 C 遊(ゆ)ミ/古(こ)く

背面 D なし

No. 10

正面 A 奉拜進 両基

右側面 B なし

左側面 C 権山助左衛門貢知/訖摩彦輔治道/浦川李右衛門實至/逸見八左衛門住實

背面 D 嘉永七年甲寅二月二十七日

No. 11

正面 A 奉寄進 両基

右側面 B 上野良淳為三/逆瀬川玄高武清/山田昌義真精

左側面 C 左側面C 高橋金五郎種美/新納休右衛門母康/川井田藤之進正康

背面 D 嘉永七年甲寅二月二十七日

正面 A 上部・奉寄進

下部・両基

正面 A 右側面 B 大野多宮藤原久重/關?山日下部金生
左側面 C 島津謙人源久名?
背面 D 嘉永七甲寅年二月二十七日

No. 12

正面 A 上部・奉寄進

下部・両基

右側面 B 嘉永七年甲寅二月廿七日

左側面 C 島津又七郎/久敬/永昌院/翠

背面 D なし

No. 13

正面 A 上部・奉寄進?

下部・不明

右側面 B 石燈臺 両基

左側面 C 安政六年己未二月一日

背面 D なし

No. 14

正面 A 上部・奉寄進?

下部・不明

右側面 B 石燈臺 両基

左側面 C 安政六年己未二月一日

背面 D なし

No. 15

正面 A 右側面 B 奉拜進 両基

右側面 B 山内花人 俊綱 安政六年己未二月一日

左側面 C 近藤秀次郎正興/栗川孫次右衛門用郡/矢野權太夫實益/梶山喜内資知

背面 D 菅原勝兵新治/栗川李右衛門實至/逸見八左衛門住實/佐藤權右衛門信芳

No. 16

正面 A 上部・奉寄進

下部 両基 風化・剥落

右側面 B 能/才

左側面 C 貞松院/和泉峯之助卿清

背面 D 嘉永七甲寅年二月二十七日

No. 17

正面 A 上部・奉寄進

下部 両基 風化

右側面 B 風化・剥落のため不明

左側面 C 龍/静

背面 D 風化・剥落のため不明

No.
18

正面A

上部…なし？（やや風化）

正面B

下部…なし

右側面B

安政六己未二月一日

左側面C

石燈臺両基

背面D

不明（風化・剥落）

No.
19

正面A

上部…奉寄進

右側面B

下部…両基

左側面C

龍／静

背面D

笑？岱院／巖

正面D

安政六己未二月一日

No.
20

正面A

奉寄進両基

右側面B

山内花房俊／安政六年己未二月一日

左側面C

近藤家男正恭／栗川孫次右衛門用都／矢野權太夫貞益／柳山喜内貞知

背面D

詫摩勘兵衛亮／油川至右衛門實至／魚見八左衛門住貢／佐藤權右衛門信芳

No.
21

正面A

奉拜進 沢野／いさ／な川（○）

右側面B

右側面B き（よ）？本（ほ）？／きハ？／と／た你（ね）

左側面C

こよ／つな？（よ）？／ふい？（つ）？／きさ

背面D

安政六己未二月一日

No.
22

正面A

石燈臺両基

右側面B

なし

左側面C

文久二年壬戌十一月十三日

背面D

なし

No.
23

正面A

なし

右側面B

奉拜進

染油／色田／さと

左側面C

なし

背面D

文久二年壬戌十一月十三日

No.
24

正面A

石燈臺両基

右側面B

文久二年壬戌十一月十三日

左側面C

なし

背面D

なし

No.
25

正面A

奉寄進両基

右側面B

文久二年壬戌十一月十三日

左側面C

壽鏡院

背面D

なし

No.
26

正面A

奉寄進両基

右側面B

なし

左側面C

寿鏡院

背面D

文久二年壬戌十一月十三日

No.
27

正面A

向かって左・奉拜進

右側面B

向かって左・安政四年丁巳五月二十五日

左側面C

なし

背面D

なし

No.
28

正面A

向かつて右上・奉拜進

右側面B

向かつて右下・さ（せ？）登（の）／かや／た希（たけ）

左側面C

安政四年丁巳五月廿五日

背面D

なし

No.
29

正面A

奉寄進

大野多宮久重／島津藏人久重

右側面B

なし

左側面C

文久二年壬戌十一月十三日

背面D

満愛？（まあ？）

No. 30	正面 A 奉拜進 かや／せい／奉	右側面 B 石燈籠 ・・・對	左側面 C 不明 (剥落・削り取り)
	文久二年壬戌十一月十三日		
	左側面 C けさ？／あさ／婦（を）さ		
	背面 D 千代		
No. 31	正面 A 判続難（風化）	右側面 B 判続難（風化）	正面 A 不明 (剥落・削り取り)
	文久二年癸亥（壬戌の漏り？）		
	左側面 C 判続難（やや風化）		
	背面 D 貢進		
No. 32	正面 A 判続難（やや風化）	右側面 B 判続難（風化）	正面 A なし
	文政四年辛巳七月十六日		
	左側面 C 建立之		
	背面 D 金		
No. 33	正面 A 石燈臺 両基 大野多宮久甫／關山糺金生／和泉尚五郎那般	右側面 B 石燈臺 両基 大野多宮久甫／關山糺金生／和泉尚五郎那般	正面 A 左側面 C 金
	左側面 C なし		
	背面 D 安政四年丁巳五月二十五日		
No. 34	正面 A 石燈臺 両基 大野多宮久甫／關山糺金生／和泉尚五郎那般	右側面 B 石燈臺 両基 大野多宮久甫／關山糺金生／和泉尚五郎那般	正面 A 左側面 C 金
	左側面 C なし		
	背面 D 安政四年丁巳五月二十五日		
No. 35	正面 A 奉拜進 三家／御役人／同寄／差次三家／御勤定奉行 右側面 B 御近習・・・／御納戸役／御記録奉行／御右筆頭／相中 左側面 C 御側御用人／組頭／御用入／御近習役	右側面 B 御留守居／御□請々奉行／物々奉行／奥御用入 背面 D 天保十五年甲辰五月十八日	正面 A 右側面 C 右側面 C なし
	正面 A 智法院殿御普提／市田氏		
	右側面 C なし		
	背面 D 文政四年辛巳七月十六日		
No. 36	正面 A 奉拜進 かや／せい／奉	右側面 B 石燈籠 ・・・對	左側面 C 不明 (剥落・削り取り)
	左側面 C なし		
	背面 D 青面		
No. 37	正面 A 右側面 C 不明 (剥落・削り取り)	正面 A 背面 D 不明 (剥落・削り取り)	正面 A なし
	文政四年辛巳七月十六日		
	背面 D 智法院殿御普提／市田氏		
No. 38	正面 A 口光院 右側面 B 石燈籠 右側面 C 寺對	正面 A 左側面 C 石燈籠 左側面 C 寺對	正面 A 右側面 B 石燈籠 右側面 C 寺對
	背面 D 十一月九日		
No. 39	正面 A 右側面 C 右側面 C なし	正面 A 右側面 C 右側面 C なし	正面 A 左側面 C 右側面 C なし
	背面 D 清光院		
No. 40	正面 A 右側面 C 右側面 C なし	正面 A 右側面 C 右側面 C なし	正面 A 左側面 C 右側面 C なし
	背面 D 安永七戊戌十一月九日		
No. 41	正面 A 右側面 C 右側面 C なし	正面 A 右側面 C 右側面 C なし	正面 A 左側面 C 右側面 C なし
	背面 D 安永七戊戌十一月九日		
No. 42	正面 A 右側面 C 右側面 C なし	正面 A 右側面 C 右側面 C なし	正面 A 左側面 C 右側面 C なし
	背面 D 上部・奉拜進石燈籠寺基		
	背面 D 下部・吉田□右衛門／肥後機之進		
No. 43	正面 A 右側面 C 右側面 C なし	正面 A 右側面 C 右側面 C なし	正面 A 左側面 C 右側面 C なし
	背面 D 浦？川藤五郎／梅山喜内／肥後十左衛門		

背面 D 安永七戊戌十一月九日

正面 A なし

右側面 B 石燈籠 一基 登賀 (とき) ? 加津 (かづ) ?

左側面 C 政文四年辛巳七月二十一日

背面 D なし

No. 44 正面 A 石燈籠 一對

右側面 B なし

左側面 C なし

背面 D 文政四年辛巳七月十六日

No. 45 正面 A 石燈籠

右側面 B □□院

左側面 C なし? (風化・剥落)

背面 D 安永七戊戌十一月九日

No. 46 正面 A 石燈籠 寺對

右側面 B なし

左側面 C なし

背面 D 安永七戊戌十一月九日

No. 47 正面 A 石燈籠 寺對

右側面 B なし

左側面 C なし

背面 D 安永七戊戌十一月九日

正面 A 石燈籠 寺對

右側面 B なし

左側面 C なし

背面 D 安永七戊戌十一月九日

背面 D 安永七戊戌十一月九日

正面 A 上部・奉拜進石燈籠壹基

下部・近藤彦右衛門/小久保能? □/近藤喜四郎

右側面 B なし

左側面 C 近藤金八/小久保孫七

背面 D 安永七戊戌十一月九日

No. 49 正面 A 萩原□右衛門

正面 A 上部・奉拜進石燈籠壹基

下部・と(し?)よ(主?) /くみ/奉江(すえ) /

右側面 B なし

左側面 C 著川(はつ) /徒(つ) /く滿(くま)

背面 D 安永七戊戌十一月九日

No. 50 正面 A 奉拜進石燈籠一基

右側面 B なし

左側面 C なし

背面 D 安永七戊戌十一月九日

No. 51 正面 A 奉拜進石燈籠一基

右側面 B なし

左側面 C なし

背面 D 安永七戊戌十一月九日

No. 52 正面 A 奉拜進石燈籠一基

右側面 B なし

左側面 C なし

背面 D 安永七戊戌十一月九日

No. 53 正面 A 奉拜進石燈籠一基 黒田

右側面 B 上部・奉拜進石燈籠一基

左側面 C 下部・留(る)せ? /こん/ミテ? /きさ?

背面 D 右側面 B □□/□□/□□/留(る)?:

左側面 C 徒(つ)? /シ? /その? /そと(と)? /いさ? /う (多た?) や?

背面 D 上部 安永七戊戌十一月九日

No. 54 正面 A 下部・つ満(ま) /えん/ぬり? /たや/むつ

右側面 B 石燈籠壹(一) (押耗)

左側面 C 右側面 B なし? (押耗)

背面 D 左側面 C なし? (押耗)

貴面 D 安永七戌亥十一月九日

No. 55

正面 A 石燈籠 寺基

右側面 B 梅昌院

左側面 C なし

No. 56

正面 A 奉拜進石燈籠 寺基

小久保清七郎正辰

右側面 B なし

左側面 C なし

No. 57

正面 A 奉拜進石燈籠 寺基

小久保清七郎正辰

右側面 B なし

左側面 C なし

No. 58

正面 A 奉拜進石燈籠 寺基

近藤七郎左衛門正辰?

右側面 B 貞慶五乙亥年四月十三日

左側面 C 奉拜進石燈籠 寺基

貴面 D なし

No. 59

正面 A 奉拜進石燈籠 寺基

近藤七郎左衛門正辰?

右側面 B 貞慶五乙亥年四月十三日

左側面 C 貞慶院

貴面 D 石燈籠 寺基

No. 60

正面 A 奉拜進石燈籠 寺基

近藤七郎左衛門正辰?

右側面 B 貞慶五乙亥年四月十三日

左側面 C なし

貴面 D 下部・奉拜進石燈籠寺基

寶曆五乙亥年四月十三日

左側面 C 廣口甚太郎/谷山次郎兵衛/平嶋源太夫

貴面 D 寶曆五乙亥年四月十三日

No. 61

正面 A 上部・奉拜進石燈籠寺基

下部・森川孫太夫/矢野大右衛門/近藤平十郎/永江勘左衛門

右側面 B なし

左側面 C なし

No. 62

正面 A 寶曆五乙亥年四月十三日

右側面 B 上りせ(もり)里(りん)より(りん)徒(徒)て(つて)者(者)黒(はる)

左側面 C なし

貴面 D 上部・奉拜進石燈籠 寺基

No. 63

正面 A 下部・多幾(たき)/多(た)/
右側面 B 多(た)/
左側面 C 多(た)/
貴面 D 多(た)/

正面 A 上部・奉拜進石燈籠 寺基

右側面 B 下部・いちや/満(まき)/楚(そよ)/舟(舟)川(川)

No. 64

正面 A 左側面 C 者(者)川(川)/留(る)/阿(あ)川(川)

右側面 B 背(背)面 D 背(背)面 D

No. 65

正面 A 上部・奉拜進石燈籠 寺基

右側面 B 下部・そ(そ)/き(き)よ

No. 66

正面 A 左側面 C なし

右側面 B なし

No. 67

正面 A 左側面 C なし

右側面 B なし

No. 68

正面 A 左側面 C なし

右側面 B なし

No. 69

正面 A 左側面 C なし

右側面 B なし

No. 70

正面 A 左側面 C なし

右側面 B なし

No. 71

正面 A 左側面 C なし

右側面 B なし

No. 72

正面 A 左側面 C なし

右側面 B なし

No. 73

正面 A 左側面 C なし

右側面 B なし

No. 74

正面 A 左側面 C なし

右側面 B なし

No. 75

正面 A 左側面 C なし

右側面 B なし

No. 76

正面 A 左側面 C なし

右側面 B なし

No. 67 背面D 石燈籠 一基
正面A 天保十五年甲辰一月三日
右側面B 島津内託久徳
左側面C 弘化四丁未六月日

No. 75 背面D 獻燈
正面A 島津内託久徳／島津又八郎／久長
右側面B 島津内託久徳／島津又八郎／久長
左側面C 弘化四丁未六月日

右側面B 島津内託久徳／島津又八郎／久長
左側面C 弘化四丁未六月日

背面D 獻燈（風化損耗）

No. 76 背面D 獻燈
正面A なし
右側面B 獻燈（風化損耗）
左側面C なし

No. 77 背面D なし
正面A 獻燈
右側面B なし
左側面C なし

No. 78 背面D なし
正面A 天明八戊申十月十五日
右側面B なし
左側面C なし

No. 69 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B 石燈籠 寺對
左側面C なし
背面D 寺院

No. 70 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D 寺院

No. 71 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D 寺院

No. 72 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D 寺院

No. 73 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D 寺院

No. 74 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし？（捐耗）
左側面C 清光院
背面D 石燈籠 寺對

No. 75 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D 寺院

No. 76 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D 寺院

No. 77 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D 寺院

No. 78 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D 寺院

No. 79 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D 寺院

No. 80 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D 寺院

No. 81 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D 寺院

No. 82 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D なし

No. 83 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D なし

No. 84 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D なし

No. 85 背面D なし
正面A 石燈籠 寺對
右側面B なし
左側面C なし
背面D なし

No. 85

左側面 C なし
背面 D 嘉永六癸丑七月二十五日

正面 A なし
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D 献燈

正面 A 奉寄進
右側面 B 島津義人／源久名
左側面 C 大野多宮／藤原久重／關山礼／日下部金生
背面 D

正面 A 奉久元
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D 弘化四丁未六月十日

正面 A 嘉永六年癸丑七月二十五日
右側面 B 嘉永六年癸丑十月日
左側面 C 嘉永六年癸丑十一月日
背面 D

正面 A 両基
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D

正面 A 嘉永六年癸丑七月二十五日
右側面 B 嘉永六年癸丑十一月日
左側面 C 嘉永六年癸丑十一月日
背面 D

正面 A 石燈籠
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D

正面 A 嘉永六年癸丑十一月日
右側面 B 嘉永六年癸丑十一月日
左側面 C 嘉永六年癸丑十一月日
背面 D

No. 86

正面 A なし
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D

正面 A 嘉永六年癸丑十一月日
右側面 B 嘉永六年癸丑十一月日
左側面 C 嘉永六年癸丑十一月日
背面 D

No. 87

正面 A 両基
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D

正面 A 嘉永六年癸丑十一月日
右側面 B 嘉永六年癸丑十一月日
左側面 C 嘉永六年癸丑十一月日
背面 D

No. 88

正面 A 奉寄進
右側面 B 嘉永六年癸丑三月十日／比志鳴孫太郎／國定
左側面 C なし
背面 D なし

正面 A 嘉永六年癸丑三月十日
右側面 B 嘉永六年癸丑三月十日
左側面 C 嘉永六年癸丑三月十日
背面 D

No. 89

正面 A 奉寄進
右側面 B 染々野・・・（損耗剥落）
左側面 C なし
背面 D なし

正面 A 嘉永六年癸丑三月
右側面 B 嘉永六年癸丑三月
左側面 C なし
背面 D なし

No. 90

正面 A 奉寄進
右側面 B □雲々（□うらう）／登免（とめ）／登見（とみ）／みうて／不祢（ふね）？
左側面 C なし
背面 D なし

正面 A 嘉永六年癸丑三月
右側面 B 嘉永六年癸丑三月
左側面 C なし
背面 D なし

No. 91

正面 A 奉寄進
右側面 B 弘化四年丁未三月
左側面 C なし
背面 D なし

正面 A 嘉永六年癸丑三月
右側面 B 嘉永六年癸丑三月
左側面 C なし
背面 D なし

No. 92

正面 A 奉寄進
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D

正面 A 嘉永六年癸丑三月
右側面 B 嘉永六年癸丑三月
左側面 C なし
背面 D

No. 93

正面 A 奉寄進
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D

正面 A 嘉永六年癸丑三月
右側面 B 嘉永六年癸丑三月
左側面 C なし
背面 D

No. 94

正面 A 奉寄進
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D

正面 A 嘉永六年癸丑三月
右側面 B 嘉永六年癸丑三月
左側面 C なし
背面 D

No. 95

正面 A 奉寄進
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D

正面 A 嘉永六年癸丑三月
右側面 B 嘉永六年癸丑三月
左側面 C なし
背面 D

No. 96

正面 A 奉寄進
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D

正面 A 嘉永六年癸丑三月
右側面 B 嘉永六年癸丑三月
左側面 C なし
背面 D

No. 97

正面 A 奉寄進
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D

正面 A 嘉永六年癸丑三月
右側面 B 嘉永六年癸丑三月
左側面 C なし
背面 D

No. 98

正面 A 奉寄進
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D

正面 A 嘉永六年癸丑三月
右側面 B 嘉永六年癸丑三月
左側面 C なし
背面 D

No. 99

正面 A 奉寄進
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D

正面 A 嘉永六年癸丑三月
右側面 B 嘉永六年癸丑三月
左側面 C なし
背面 D

No. 100

正面 A 奉寄進
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D

正面 A 嘉永六年癸丑三月
右側面 B 嘉永六年癸丑三月
左側面 C なし
背面 D

No. 101

正面 A 奉寄進
右側面 B なし
左側面 C なし
背面 D

正面 A 嘉永六年癸丑三月
右側面 B 嘉永六年癸丑三月
左側面 C なし
背面 D

No. 98

正面A 奉寄進 染能？（そめの？）／口世（せ）／（さゝを？）／以路（いろ）
 右側面B 徒謫（つま）／さ登（さと）／た希（たけ）
 左側面C 志を？（しを？）／志之（しの？）／て以（てい）／希さ（けさ）／（布さ？）
 背面D 嘉永六癸丑七月二十五日

No. 99

正面A 奉寄進（風化）

右側面B 島津義久／源久名

左側面C 大野多宮／藤原久甫／關山札／日下部金生

背面D 嘉永六癸丑七月二十五日

背面D なし

No. 104 正面A 石燈臺

正面B 奉寄進

正面C なし

正面D なし

浅井田沼楚の（その）／きうた

No. 105 正面A 石燈臺

正面B なし

正面C なし

正面D なし

両基

背面D なし

正面A 奉寄進（風化）
 右側面B なし
 左側面C なし
 背面D なし

No. 106

正面A 風化剥落

正面B なし

正面C なし

正面D なし

くみ／き以？（きい？）／そうて

背面D なし

正面A 奉寄進石燈臺

右側面B なし

左側面C なし

背面D なし

No. 107

正面A 奉寄進石燈臺

正面B なし

正面C なし

正面D なし

両基

背面D なし

正面A 奉寄進石燈臺

右側面B なし

左側面C なし

背面D なし

No. 108

正面A 天明九戊申十月十五日

正面B なし

正面C なし

正面D なし

背面D なし

正面A 天明九戊申十月十五日

右側面B なし

左側面C なし

背面D なし

No. 109

正面A 矢（大矢）野種右衛門／妻

正面B なし

正面C なし

正面D なし

背面D なし

正面A 矢（大矢）野種右衛門／妻

右側面B なし

左側面C なし

背面D 不明

No. 110

正面A 矢（大矢）野種右衛門／妻

正面B なし

正面C なし

正面D なし

背面D なし

正面A 矢（大矢）野種右衛門／妻

右側面B なし

左側面C なし

背面D なし

No. 111

正面A 矢（大矢）山喜内／妻

正面B なし

正面C なし

正面D なし

背面D なし

正面A 矢（大矢）山喜内／妻

右側面B なし

左側面C なし

背面D なし

No. 112

正面A 天明八戊申十月十五日

正面B なし

正面C なし

正面D なし

背面D なし

正面A 天明八戊申十月十五日

右側面B なし

左側面C なし

背面D なし

No. 113

正面A 納殿役／御小納戸役／御小姓／御側小坊主

正面B なし

正面C なし

正面D なし

背面D なし

正面A 納殿役／御小納戸役／御小姓／御側小坊主

右側面B なし

左側面C なし

背面D なし

No. 1 1 7	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 背面D 寅基／近藤教右衛門正輔？
No. 1 1 8	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 寅基 寶曆五乙亥天四月十三日
No. 1 1 9	正面A 御近習役井／御納戸役 右側面B 奉拜進石燈籠 左側面C なし 背面D なし？（剥落） 寶曆五乙亥天四月十三日（剥落）
No. 1 1 10	正面A □拜進 右側面B □覺院（徒（ト）？（ニ）？（ミ）？） 左側面C なし 背面D 寅基 寶曆五乙亥天...（剥落）十三日
No. 1 1 11	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 寅基 寶曆五乙亥天四月十三日
No. 1 1 12	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 天明八戊申 背面D 寅基 寶曆五乙亥年四月十三日
No. 1 1 13	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 天明八戊申 背面D 寅基 寶曆五乙亥年四月十五日
No. 1 1 14	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 天明八戊申十月十五日
No. 1 1 15	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 天明八戊申十月十五日
No. 1 1 16	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明（風化剥落）
No. 1 2 0	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 寅基 寶曆五乙亥天四月十三日
No. 1 2 1	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 天明八戊申 背面D 寅基 寶曆五乙亥天四月十三日
No. 1 2 2	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 天明八戊申 背面D 寅基 寶曆五乙亥年四月十三日
No. 1 2 3	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 4	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明（風化剥落）
No. 1 2 5	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 天明八戊申
No. 1 2 6	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 天明八戊申
No. 1 2 7	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明（風化剥落）
No. 1 2 8	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 9	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 10	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 11	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 12	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 13	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 14	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 15	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 16	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 17	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 18	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 19	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 20	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 21	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 22	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明
No. 1 2 23	正面A 奉拜進石燈籠 右側面B なし 左側面C なし 背面D 不明

左側面 C なし

背面 D 天明八戌・・・・・・・・・・日（捐耗）

No. 124
1 2 4

正面 A 奉拜進石燈籠等基

右側面 B なし

左側面 C なし

背面 D 實曆五乙亥天四月十三日

No. 125
1 2 5

正面 A 奉寄進

右側面 B なし

左側面 C なし

背面 D 文久壬戌年十一月十三日

關山糸／金生／和泉尚五郎／柳醒

燈籠の献灯者に関してまとめるに次第のようになる。
13基の墓石の中で、燈籠の献灯がなされていないのは5号墓のみである。
これ以外は献灯がなされており、燈籠90基以上に献灯者の氏名が記録されており、風化により読めないものもある。中には、No.34燈籠のように役職のみ記されたもの、No.112のように「奥女中 相中」と記されたものもある。また、大半の燈籠に献灯年号が記されている。

献灯者に関しては、家族を含む親族、家臣、出身家、その他が考えられる。ここでは、燈籠記録から、種別ごとに献灯者をまとめる。なお、献灯者について、人物が特定あるいは推定が可能であったもののみを記載する。
(家族を含む親族)
6号智法院墓へ献灯された燈籠には、「登貴」による献灯No.43がある。登貴は3代当主忠厚の娘で、文化二三(一八一六)年に越前家に嫁いだ於貞である。

13号3代当主忠厚墓へ献灯された燈籠では、「久徳」による献灯No.74・75の「島津内匠久徳」の記録がある。いずれも加治木石製の燈籠である。久徳は一門家の一つである加治木島津家8代当主であり、通名で献灯している「島津久郎久長」は同家の9代当主である。久徳は3代当主忠厚の長子にあたり、加治木家に

寛政一〇(一七九八)年に養子入りしている。また、久長は久徳の実子であり、忠厚の孫にあたる。「島津久長」はまた、12号遊章院墓にもNo.93・94の燈籠を献灯している。No.83・84の「大野多宮藤原久甫」は、3代当主忠厚の三男久甫である。大野家に文政八(一八六二)年に養子入りした。薩摩藩の上級家臣の略系図・当主名・役職等を記した『薩陽武鑑』(尚古集成館一九

九六)によると、大野家は薩州家の二男家であり、家格は一門家に次ぐ一所持である。大野多宮久甫の献灯は他に、1号5代忠剛墓No.4・11、3号4代忠裔墓No.29、5号萬千代墓No.32・33、12号遊章院墓No.92・95・96・99がある。

No.83・84燈籠に記録された「島津藏人源久武」は3代忠厚二男である。久武は和泉家庶流となり、役職は若年寄を与えられている。大野久甫と島津久武は実の兄弟である。島津藏人源久武の献灯は1号5代忠剛墓No.4・11、3号4代忠裔墓No.29、12号遊章院墓No.92・99がある。久武の実子は久命であり、祖父にあたる3号4代忠蕃墓No.29の献灯がある。また、12号遊章院墓No.96を「島津兵庫内」と連名献灯した「村橋數馬」は、加治木家庶流である村橋家の人物であるが、久徳の二男であり3代当主忠厚の孫にあたる。同燈籠を同じく連名で献灯した「文清院」は人物不詳であるが、前記からは親族と考へられる。以上、12号遊章院墓に献灯された加治木家関係者で3代忠厚の孫にあたる人物が主体となった燈籠はいずれも加治木石製である。「島津藏人久名」の献灯についてだが、人物の特定はできていない。久名の献灯はすべて「大野多宮久甫」と連名であることから、家族関係者であると考えられる。さらに、「關山新九郎日下部金則」の献灯についてであるが、關山家は年寄澤井家の系列であり、4代忠裔の実子卿兵が弘化五(一八四八)年に養子入りし、「關山糸」あるいは「關山糸」を名乗った。姓は「日下部」である。關山糸は大目付に任命されているが、前記の「金則」とは同一人物ではない。「關山糸」による献灯は、1号5代忠剛墓No.4・11、12号遊章院墓No.92・99、3号4代忠裔墓No.125、5号萬千代墓No.32・33があり、いずれも名が「金生」と表記されている。前出の「關山新九郎日下部金則」の献灯はやや年号が古い。「薩陽武鑑」には同名の關山家の人物が掲載されておらず、

特定には至っていないが、關山家の関係であり親族関係とみられる。『和泉

尚五郎卿醒』の献灯についてだが、卿醒は4代忠喬の実子であり、卿醒の献灯は3号4代忠喬墓No.1・2・5、5号萬千代墓No.32・33、12号遊草院墓No.10である。『和泉萬吉』の献灯についてだが、12号遊草院墓No.101である。萬吉は4代忠喬の実子である。No.103の献灯者「若」と「友」は、4代忠喬の娘である。このように、3代忠厚実子、4代忠喬実子、および孫にあたる人物からの献灯が多数確認できる。

統いて、1号5代忠剛墓への献灯では、No.5・12の「島津又七郎久敬」の献灯についてだが、久敬は忠剛の実子であり、嫡流系図では島津主殿久陽の後継として嘉永六（一八五三）年に養子入りしている。島津主殿久陽は島津貴久四男家であり、本領を佐土原に持つ永吉家の当主で、大目付を務めた。No.5は「島津又七郎久陽」が連名で献灯しているが、島津主殿久陽と考えられる。久陽の正室は4代当主忠喬の妹となつており、今和泉家の親戚関係があつたところである。また、No.12の献灯者に「永昌院」と「琴」がいるが、この二名も親族とみられる。1号5代忠剛墓No.6・16の献灯者は、「和泉峯之助卿清」、「龍」、「才」、「貞松院」である。和泉峯之助卿清は5代忠剛二男で、後に7代当主となる「忠敬」である。「龍」と「才」は、忠剛の娘である。嫡流系図では、龍は入来院拾公寛に嫁いだとある。「貞松院」については嫡流系図にも記載がなく不詳であるが、連名者がいずれも忠剛の実子であることから、忠剛の正室「於幸」の可能性も考慮したい。なお、「於幸」は明治二年に没しており、鹿児島市吉野の旧雀谷墓所にあつた墓石には、「霽寿海幸姫命」と神道の諱が記されていたようである。「龍」による献灯は2号6代忠冬墓No.17・19があるが、連名献灯者として2号6代忠冬墓No.17と19の「静」、No.19の「笑？岱院」と「巖」がいる。これら3人は嫡流系図に記載されていないが、5代忠剛、6代忠冬の両者に関係する人物（一族）であると考えられる。

（家臣）

7号2代忠温墓No.48、14号恵性院墓No.34には、「御側御用人」「組頭」「御用人」「御近習役」等役職での献灯となつており、個人名での献灯に関しても今和泉家の家臣からのものが含まれている。

初代忠卿墓へ献灯された燈籠では、No.116献灯者の近藤四郎兵衛正〇は、嫡流系図中、「七代忠温」の宝曆四年四月二六日条に、鶴丸城御書院での、忠温（安之助）和泉家跡家督繼承の儀に登場する「三家近藤四郎兵衛正備」とみられる。また、No.111献灯者の詫摩勘兵衛は、嫡流系図忠厚の寛政四年九月十六日条の3代忠厚が家督繼承を藩主に謝する際、同伴した役人・詫摩勘兵衛意周と同名である。歴代当主の家督繼承後の藩主へ謝する際等においては、同伴した今和泉家の三家及び役人等名が、以下のように記されている。

2代忠温では、三家の「近藤四郎兵衛正備」「矢野權右衛門實円」、役人の「浦川左衛門實奥」、「栗川孫六○」。3代忠厚では、三家の「近藤采男正辰」、「栗川孫六用昌」、「權山喜内資益」、「詫摩勘兵衛意周」、役人の「牧兵衛胤由」、組頭の「邊見猪兵衛住矩」、「相良興一左衛門長直」である。4代忠喬では、三家の「近藤采男正辰」、「栗川孫六用昌」、「權山喜内資益」、「詫摩勘兵衛意周」、組頭の「邊見猪兵衛住矩」と「牧仁平次○昌」である。5代忠剛では、三家の「栗川孫六用昌」、「權山喜内資益」、「詫摩勘兵衛意周」、「浦川孫次實至」、「詫摩彦輔治通」、相談役の「辺見七左衛門住實」である。6代忠冬では、三家の「近藤采男正○」、「栗川孫次右衛門用郡」、「矢野權太夫実益」、「權山喜内資智」、「詫摩勘兵衛治亮」、「浦川李右衛門治亮」である。これら今和泉家の上位の直參家臣とみられる人名や、それらの人名と苗字と通字が同一であることから、子孫とみられる人物からの献灯は、以下のように多数存在している。なお、燈籠番号は年代順のため順不同である。

近藤四郎兵衛正備及びその子孫・8号初代当主墓No.57・61・116・11
7号2代当主墓No.39・49、2号6代当主墓No.15、
矢野權右衛門實円及びその子孫・8号初代当主墓No.122、7号2代当主墓No.40、10号墓No.109・123、2号6代当主墓No.15

浦川李右衛門實奥及びその子孫・8号初代当主墓№111・120、6号

智法院墓№43、1号5代当主墓№9、2号6代当主墓№15・20

栗川孫六及びその子孫・10号墓№113、2号6代当主墓№15

樺山喜内資応及びその子孫・8号初代当主墓№111、10号墓№109、

1号5代当主墓№9

詫摩勘兵衛意周及びその子孫・8号初代当主墓№111・102・120、

10号墓№109、1号5代当主墓№9、2号6代当主墓№15・20

湯見猪兵衛住矩及びその子孫・8号初代当主墓№102、1号5代当主墓

№9、2号6代当主墓№15・20

牧仁平次○昌及びその子孫・8号初代当主墓№102・120

これらの人物による献灯は、基本的にその他複数の人物と共同で行われて

いる。「薩陽武鑑」には主な家臣の名前が掲載されているが、「和泉家」条

の家臣欄には前記の人物名あるいは同姓のもの以外に、役人「岩切彌兵衛」、

相談役「森十太夫」、與頭用人兼「三宅嘉多八」、「當永東衛門」、「堀之内仲之丞」、「園田忍恵」、「石原兵衛」、「佐藤權右衛門」、用人「吉田伸左衛門」、「竹下孫左衛門」、「肥後仲之助」、「小倉孫平太」が記載さ

れている。これらの人々あるいは同姓者による連名献灯では、12号清光院墓

№102がある。また、7号2代当主忠温墓№42は吉田姓と肥後姓による連

名献灯である。この他に、今和泉家の主要家臣と連名で献灯している人物達

も今和泉家の家臣であると考えられる。そして、初代当主墓№60、5代当主

墓№3・10などの献灯者は、前記に登場しないが、複数の人物の連名献灯で

あり、同様に家臣の可能性があると考えられる。

(出身家)

6号墓へ献灯された燈籠では、№35・37が市田氏による献灯である。後述のように、3代当主忠厚の室で、4代忠商の生母は「市田勘鮮由教國」二女於遊歌であり、出身家からの献灯と考えられる。

(その他)

№38献灯者の清光院は4代忠商祖母で11号墓の被葬者「清光院殿壽一貞芳

大姉」と院号が同一であるが、清光院は文政一三(1831)年正月に死去

しており、年代が離れてすぎたため疑問である。清光院献灯の燈籠は、天明八年の№73もあるが、これも年代的な疑問点がある。

複数の女性からの献灯の例は、8号初代忠興墓の№62・63・119、7号

2代忠温墓の№50・53、10号墓№106、13号3代忠厚墓の№89・90、12号

遊草院墓の№98、5号萬千代墓の№28、3号4代忠商墓の№30、1号5代忠

剛墓の№8、2号忠冬墓の№21がある。これらは、№112「奥女中相中」

の例が示すように、女中衆からの献灯の可能性を考慮すべきであろう。

単独の個人からの献灯の例は、8号初代忠興墓№55の「梅院」、№58・

69の「蘿清院」、№56の「小久保清七郎正辰」、№59の「○勢?尾」、7号

2代忠温墓№51と10号墓№107の「田澤(田沢)」、№52の「黒田」、10

号墓№121の「諏訪舎人伴兼」、12号遊草院墓№87「比志嶋孫太郎國定」、

3号4代忠商墓25・26の「壽鏡院」などがある。「田澤」については、10号

墓№104に「浅?井」と女性2名との連名献灯がある。これら的人物につ

いては特定に至っていない。院号の女性は、実母・祖母等を含めた親族であ

る可能性を考慮したい。

今和泉墓地における燈籠の献灯のあり方は、献灯者が確認できる89基についてその内訳をみると、家族を含む親族による献灯39%、家臣による献灯48%、女性の出身家による献灯2%となっている。これは、院号の女性を親族に、女中衆とみられる複数女性の献灯を家臣の献灯に加えた割合となる。

このことから、今和泉墓地の燈籠献灯の9割近くが近親者あるいは家臣からなされていること、そして、他家からの献灯に關しても、親族を除くと女性の出身家のものしかないとわかる。この傾向は、島津宗家墓所の献灯とも共通していることと考えられる。

(3) 燈籠の配置

燈籠の配置に関しては、図4-54に示した。この図は、燈籠の建立年代に従つて色分けしている。これみると、今和泉墓地における墓石と燈籠との配置関係は、「墓石左右に配置するか、あるいは墓石に至る通路に面して配置される。または、両方に配置される。」ことを基本としているといえる。この方法で燈籠を配置している例としては、1号墓、2号墓、3号墓、4号墓、5号、6号、7号、11号、13号である。なお、12号は基本的位置関係を踏まえながらも、墓石背後に燈籠を配している例である。

一方、初代当主墓の8号は墓石に向い右側面には燈籠列が形成されているが、左側面には1基もないこと、背面に宝暦四年と五年の燈籠列があるが、11号の背後や14号の背後まで広がっており、間に天明八年の燈籠がまばらに配置されている状態である。8号墓は、墓域が他の墓と比較して規模が大きいとともに、墓域外部にも石敷を施すなど、他と一線を画する造りとなっている。しかしながら、燈籠配置については墓石に向い右側は整然と配置されているにも関わらず、左側にはないとともに、背後の配置は異常な状態にみえる。

燈籠記録には、No.69のように「石燈籠 莢對」と記された例があり、歎灯時点で2基奉納したものといえる。燈籠に記載された歎灯年と歎灯者とを相互比較すると、No.58と対であると考えられる。他の具体例では、図4-54の1号墓ではNo.2とNo.3、No.4とNo.11、No.27とNo.28であり、No.5とNo.12であり、2号ではNo.15とNo.20、No.17とNo.19であり、3号ではNo.22とNo.24、No.25とNo.26であり、4号墓ではNo.32とNo.33であり、7号墓ではNo.46とNo.47、No.38とNo.45であり、13号墓ではNo.74とNo.75、No.6とNo.77、想定される例でNo.82とNo.86の事例である。これらは、隣接して設置される時は、墓石を挟んで設置される場合、通路をはさんで向かい側に設置される場合があるため、対になる燈籠の設置ルールを示唆するものと考えられる。このことを参考にすると、8号墓周辺の宝暦年号の燈籠で対関係が考えられるものでは、No.10とNo.117があるが、明らかに離れた場所に設置されている。さらに、宝暦年号では

ないが、8号墓の正面の通路左右に設置されているNo.68とNo.70のうち、68は天明八年のものであり、かつ対関係と想定できるのはNo.1-4と墓石背後に位置している状態である。これらから、宝暦年号の燈籠については本来の位置から大きく動かされた可能性を考えられる。

燈籠記録年号のうち、墓記銘年や嫡系園に記載された被葬者没年に見られないものが天明八年である。この年号については、初代と二代の当主の没年の後にあたり、10号墓被葬者の没年の可能性がある。天明八年の燈籠配置については、墓石左右ではなく、また通路沿いではNo.73とNo.68があるだけであり、残りは墓石背後に8基が宝暦年号の燈籠と混じつて不規則に配置されている。10号の南隣には9号和泉家招魂墓が設置され、北隣にはほぼ隙間なく11号墓が設置されている。

以上のことから、宝暦年号燈籠と天明八年燈籠は、これらの設置後、他の墓石設置等に伴つて、原位置を大きく改変されたことがいえるのである。

さて、右記のように燈籠がまとまって動かされた事例ではないが、個別に移動したことを示す事例もある。1号墓に伴うNo.6と対のNo.16、2号墓に伴うNo.18と対のNo.14、14号墓に伴うNo.66と対のNo.34である。また、対燈籠の事例ではないが、12号墓に伴うNo.87（嘉永六年）については、13号墓西側の燈籠列（弘化四年）中に設置されている。これらの例に関しては、その原因については不明であるが、例えば1号墓No.16と2号墓No.14の事例のように隣接しているものは、台風等で倒れた際の立て直し作業で錯誤が生じた等想定できるものもある。また、14号墓のNo.34については移動距離が大きい。本来は通路を挟んだ位置に基礎のみが残されているから、その場所からの移動とみられるが、原因は不明である。

3 六地蔵塔

墓地敷地の南側には岩山が広がっており、屋根の傾斜が強い五輪塔が刻まれており、中世の磨崖仏と考えられる。六地蔵塔はこの磨崖仏から約20m離れて、墓地の東側の道（現・市道）に面して3基据えられている。いずれも

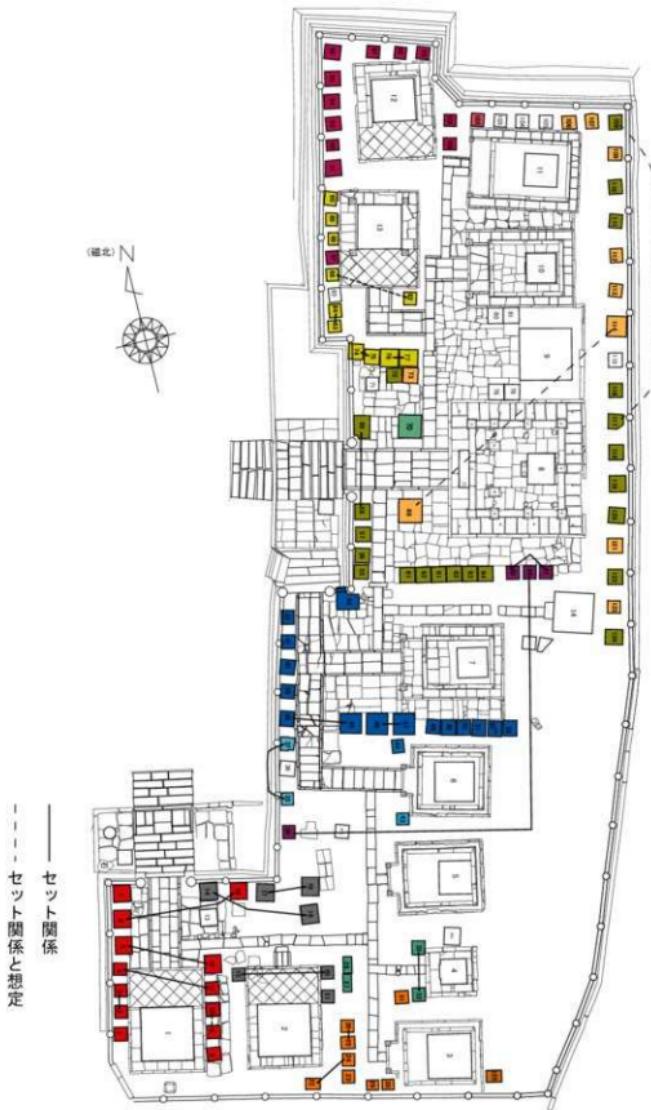


図 4-54 墓石別燈籠配置と燈籠セット関係図

笠・龕部・中台・幢身・基礎が断面六角形を呈し、基壇は切石を方形に組み合わせている。3基の周辺にはいずれも石敷が設けられているが、西に面する市道の拡幅工事に伴うためか、道路に接する部分の石敷は破壊されており、山側（東側）の石敷しか残存しない。

六地蔵塔は、石塔の形態別分類では「石幢」の「重制」に当るとされ、六地蔵石幢ともいふとされる。重永宰氏はこの石塔が一つの独立した型を確立し、他の石造塔婆と同じく全く「塔」の役割を持つて存在しているためとする。また、南薩地区（旧揖宿郡・頤姓郡）の中世六地蔵塔の特徴として次のことをあげている。「基礎が平面方形、四面無地で反花等の装飾はない。塔柱（幢身）は方柱状で面取りがしてある。中台は多角形で、龕部に接する上辺の幅は広く、塔柱と接する下辺の幅は狭い。中台に連弁は見受けられない。龕部は六角柱状で六体の尊像を彫刻する。笠の軒は中台同様に多角形で、宝珠は、（中略）請花のないものである。そして塔柱（幢身）には銘が必ず見られる」（重永宰一九七九『薩摩国揖宿郡頤姓郡石造塔婆考』）。

今和泉島津家墓地に隣接して設置されるものは、重永氏が記述した内容と明らかに異なる点がある。特に、中台請花、基礎反花に関しては連弁文が施され、幢身は明瞭に六角形に加工されている点であり、そうした点から極めて裝飾的な石塔であるといえる。もちろん、今和泉島津家墓地の例は近世の所産であるため、中世のものとは異なる点はあると考えられるが、一門家墓地に設置されたために製造されたものであり、地元南薩での製造ではない可能性もその相違の原因になつている可能性があることを指摘しておきたい。

以下、3基の六地蔵塔に関して記述する。なお、記述の都合上、北側の六地蔵塔から順に1号・2号・3号と呼称する。各部の名称は、図4-58の例による。

(1) 1号 (図4-60、図版26)

法量は、全体高が2・59m、宝珠から基礎までの高さは1・98mである。宝珠は高さ0・21m、幅0・20m、笠は高さ0・24m、幅0・78mで背面が

三分の一程度欠損する。龕部は高さ0・35m、幅0・32m、奥行0・32m、中台は高さ0・16m、幅0・58m、奥行0・53m、幢身は高さ0・75m、幅0・35m、奥行0・33m、基礎は高さ0・29m、幅0・54m、奥行0・48mを測る。基壇は2段あり、上段は長方形の切石2枚を並べており、高さ0・23m、幅0・75m、奥行0・75mを測る。下段は切石複数枚を幅1・2m、奥行1・15mの範囲で敷き詰め構成している。

また、その周辺の地面には切石で石敷を施している。石敷は当初は全面にあつたとみられるが、現市道側拡幅工事のためか西側が失われている。また、1号の南側において2号の框石を共有しているが、2号の框石を共有しているものである。石敷の範囲は、幅1・2m、奥行は不明である。

全体的に風化が進んでおり、龕部の地蔵像は外形が判別できるのは1体のみである。中台の請花には線刻で連弁文を施すが、正面は風化している。幢身には下記のように2面に記銘が施される。

a面 □婦□
e面 月室妙光大姉

春一壽芳大姉

a面の記銘は女性の法名の一部とみられる「婦」であり、e面には2名の女性の法名が記銘される。月室妙光大姉は12号墓の被葬者であり、没年は嘉永六（一八五三）年である。春一壽芳大姉は14号墓の被葬者であり、没年は天保一五（一八四四）年である。

(2) 2号 (図5-61、図版26)

法量は、全体高が2・53m、宝珠から基礎までの高さは2・03mである。宝珠は高さ0・24m、幅0・24m、笠は高さ0・25m、幅0・68m、奥行0・70m、龕部は高さ0・35m、幅0・38m、奥行0・35m、中台は高さ0・14m、幅0・58m、奥行0・55m、幢身は高さ0・76m、幅0・32m、奥行0・33m、基礎は高さ0・29m、幅0・49m、奥行0・54mを測る。基壇は2段あり、長方形の切石2枚を用いた上段が、高さ0・22m、幅0・77m

m、奥行0・80mであり、下段は切石複数枚を幅1・23m、奥行1・19mの範囲で敷き詰め構成している。

また、その周辺の地面には切石で石敷を施しているが、現市道側拡幅工事のためか西側が失われている。2号の東側框石の北端部は若干し字に折れている。このため、2号六地蔵塔を造営した後、1号六地蔵塔を造営し、石敷を施す際に2号の北側の框石を共有したものである。なお、南側の框石については1個のみ残存し、3号六地蔵塔と共有している。框石の幅は0・46mであり、2号の裏側（東側）の石敷及び框石の幅とはほぼ同じである。ただ、2号と3号のいずれに帰属するかは判然としない。石敷の範囲は、幅2・28m、奥行は不明である。

幢身には下記のように5面に記銘が施される。

a面 宝曆四甲戌年十二月十三日

c面 山松壽榮大居士

d面 毒祥院殿量阿積翠大居士

e面 賢阿良雄大居士

f面 苓翁儀道大居士

幢身の記銘についてだが、a面の記銘は初代当主島津忠卿の没年である。

d面の法名は初代島津忠卿のものである。一方、c面の法名は3代当主島津忠厚、e面の法名は5代当主島津忠剛と6代当主島津忠冬のもの、f面の法名は4代当主島津忠庸のものである。

幢身の記銘についてだが、左側面の顔面が剥落している。幢身の記銘については、正面から右側面に向い順に、幢輪を持つもの、左手で数珠を持つもの、左手で三鉢杵（？）を持つもの、合掌するもの、錫杖を持つもの、左手で香炉を持つものがある。

(3) 3号（図5-61、図版26）

法量は、全体高が2・35m、宝珠から基礎までの高さは1・98mである。

宝珠は高さ0・17m、幅0・18m、笠は高さ0・27m、奥行0・76mであり、正面からみて左右の端部が破損している。龕部は高さ0・38m、幅0・42m、奥行0・42m、中台は高さ0・14m、幅は破損のため不明、奥行0・53m、幢身は高さ0・74m、幅0・35m、奥行0・33m、基礎は高さ0・3m、幅0・54m、奥行0・5mを測る。基壇は2段あり、上段は長方形の切石一枚を用いているが、切石がずれた状態となっている。1号、2号とも基壇の方向は石敷の端部に据えられた框石と並行関係にあるが、3号のみは框石と方向が合っておらず、おそらく、本来は方向を合わせて設置されていたものが、何らかの理由でずれたものとみられる。この原因に関しては、3号のみ敷石までずれていることから、市道の拡幅工事によって地盤が軟弱になつたことによる地すべりの可能性が考えられる。上段の基壇は高さ0・22m、幅0・76m、奥行0・38mの直方体の切石と、高さ0・22m、幅0・76m、奥行0・43mの直方体の切石を用いて構成されている。下段は切石複数枚を幅1・24m、奥行1・06mの範囲で敷き詰め構成している。

六地蔵塔の周辺の地面には切石で石敷を施しているが、現市道側拡幅工事のためか西側が失われている。3号の東側框石は他の2基と構造が異なつており、六地蔵塔の基壇に接して長さ0・5m～0・6m程度の框石3個を並べ、その外側に切石の框石を並べる形となる。北側に1個残る框石は上記の幅とほぼ同様であるが、2号と3号のいずれに帰属するか不明である。石敷の範囲は、幅2・3m、奥行は不明である。

幢身には下記のように4面に記銘が施される。

a面 干時安永□□□八月□五日

c面 □成□

d面 阿勇哲大居士

幢身の記銘についてだが、a面の記銘は2代当主島津忠温の没年で、安永

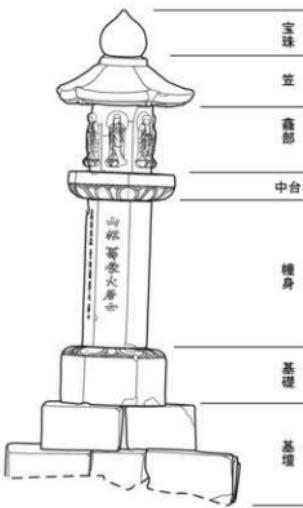


図4-55 六地蔵塔各部名称

七年戊戌八月廿五日と考えられる。c面は5号墓に葬られた萬千代の法名である。d面は法名と考えられるが、法名に「成」が入るのは、2代当主島津忠温の法名「澄月院成阿義國大居士」のみであり、a面の没年と整合性がある。e面の法名は11号墓の法名「清光院殿壽・貞芳大師」である。

龕部の地蔵像は六体とも残存しているが、尊像1体の上半身が破損しており、正面・左側面・右側面の尊像3体の顔面が剥落している。6基の龕部には蓮華座と円形の光背がある菩薩立像6体を彫刻する。いずれも浮彫である。

印相、持物については、正面から右側面に向い順に、不明、不明、左手で柄香炉（？）、右手で三鉢杵（？）を持つもの、左手で香炉を持つもの、幡幡を持つもの、合掌するもの、錦杖を持つもの、左手に数珠（？）、右手で三鉢杵（？）を持つものがある。

(4) 六地蔵塔の建立年代と経緯について

南薩地域の六地蔵塔は、中世から専ら供養塔として建立されており、3基

の六地蔵塔については、今和泉島津家墓地に葬られた人物を供養するために建立されたものと考えられる。

建立年代に関しては、それぞれの六地蔵塔に記銘される法名の中で、最も新しい没年以降と考るべきであるが、これについては、六地蔵塔建立後に逝去した人物の法名が足されていないことが前提となるが、3基の六地蔵塔には複数の法名が記銘されている。そのため、法名が足されたか否かを確認するために、六地蔵塔毎に記銘されている文字形状を比較した。

1号六地蔵塔では字体等に違和感がないと考えられる。一方、2号六地蔵塔では3代当主の法名「山松壽樂大居士」は書体が明らかに異なること、初代当主の法名「壽祥院殿量阿積聖大居士」の書き出しの位置が最も高く、対角線上の裏面に初代当主の没年が記されていること、5代当主の法名「賢阿良雄大居士」と6代当主の法名「洞雲淨水大居士」は並んで記されているが最も位置が低いこと、そして4代当主の法名「荅翁儀道大居士」は5代・6代当主の隣の面に記され、高さがそろえられていることから、2号六地蔵塔は初代当主の供養のために建立されたが、後に3代から6代までの当主名が足された可能性があると考える。3号六地蔵塔の字体の相違は明確ではないが、3号六地蔵塔の記銘で2代当主の法名と没年が対角線上に位置している。

2号六地蔵塔の事例を参考にすると、当初の供養対象者が法名と没年がこの関係性であったため、3号六地蔵塔は2代当主の供養のために建立された可能性が高いと考える。

なお、1号・2号・3号六地蔵塔に記される法名の数は、三人、五人、三人となる。一方、記銘面の数が、2面、5面、4面とばらばらであることは、人となる。一方、記銘面の数が、2面、5面、4面とばらばらであることは、建立後に記銘を足していくことの結果であると考えられる。各六地蔵塔の建立年代は、2号六地蔵塔が初代当主忠禰の没年である宝曆四年に近い時期、3号六地蔵塔が2代当主忠温の没年である安永七年に近い時期となる。1号六地蔵塔に関しては、没年号の記載がないことから、誰のために建立したかは判然としないが、初代・2代以前に遡って建立されるることは考えられない。

墓石の設置順では、3番目に設置されたのが2代当主の正室と考えられる

10号墓である。1号六地蔵塔はこの人物の供養のために建立された可能性

はないだろうか。

記銘には、天保一五（一八四四）年没の春一壽芳大姉、嘉

永六（一八五二）年没の月室妙光大姉がある。もう一つの記銘も「姉」がみ

えることから女性の法名となり、2代当主正室の可能性がないとはいえない。

なお、この法名の位置は西面である。一方、2号・3号は供養対象者の法名

を記録した面が北東であり、ほぼ逆である。このため、3基は建立時点の各

面の方位関係を厳密には保つてはいないとは考えられる。

なお、2号六地蔵塔に関しては、2代当主を除く歴代当主の法名が記録さ

れており、法名を追加する際にも、そうした意識で行つたものと考えられる。

また、3号の記銘については、2代当主忠温と4代当主忠彦の子（5号墓被

葬者・萬千代）と4代当主忠彦実母（11号墓被葬者・清光院）である。2代

当主忠温が安永七（一七八八）年に死去した後、21年経過した寛政一（一

七九九）年に今和泉家を引き継いだのは8代藩主重豪の三男・忠厚であり、

今和泉家へ養子入りした。4代当主忠彦は3代当主忠厚の実子であり、2代

当主との関連は薄い。どのような理由で、2代当主のための六地蔵塔に記録

を追加したかは不明である。

4 手水鉢

手水鉢は、4号墓の左側の手前に手水鉢1基、1号5代当主忠剛墓の入口

階段に1基設置されている。後者は、竿が竹をモチーフとしたものであり、

節の表現がある。同様に竹をモチーフとした一体物の燈籠が隣接して設置さ

れている。この形状の燈籠は、今和泉墓地の江戸時代に帰属する燈籠には例

がなく、かつ島津宗家墓の江戸時代に帰属する燈籠にも例がないことから、

明治以降に設置されたものと考えられる。そのため、ここでは詳細は記載し

ない。

4号墓に伴う手水鉢は、竿と基礎部分の断面形は六角形を呈する。全体高

0・68mを測る小型のものである。

5 その他石造物

（1）和泉家招魂墓（9号）

今和泉島津家は、4代当主島津忠宗の子・島津忠氏を初代とし、応永一四

（一四一七）年に5代直久で絶えた和泉氏の名跡を再興する形で設置された

島津宗家の分家である。このことから、大正五年に7代当主島津隼彦が招魂

墓を建立したものである。9号五輪塔は、水輪に「和泉家」、地輪に「島津

氏祖先之墓」と記され、裏面には下記のように記されている。

和泉島津氏自初代至

五代其墓散在干各地

不可得而考今□其名干

石埋以表墓云

大正五年十一月

男爵 島津隼彦

（2）その他石造物

今和泉島津家墓地に設置されたその他の石造物の内訳は次のとおりである。

位置関係は図4-2に表記している。

（2）その他石造物

石仏（園版28）は、3基ある。1号と3号は立像であり、2号は坐像であ

る。いずれも頭部が失われている。1号と2号は5号墓、6号墓の通路を挟

み西側に設置され、3号は初代当主忠解墓への通路北側に設置される。いず

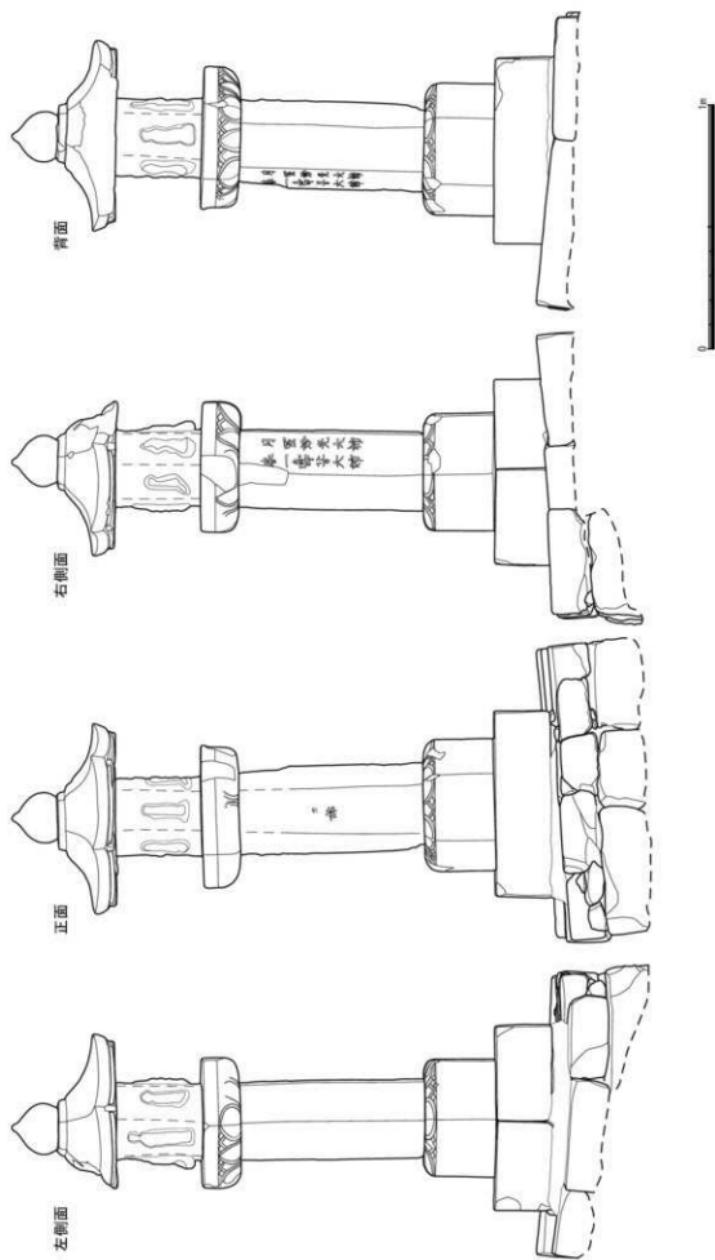
れも燈籠の礎石とみられる切石の上に設置されており、原位置を保つかどう

かは不明である。法量は、1号が高さ41cm、幅16cm、円筒形の台座は高さ25

cmを測る。台座の外面には凸帯が一条めぐり、凸帯には鋸歯文が彫刻される。

凸帯より上の本体外面には線刻連弁文が施される。2号は高さ35cm、幅42cm

图 4-56 1号六地藏塔 ($S = 1/20$)



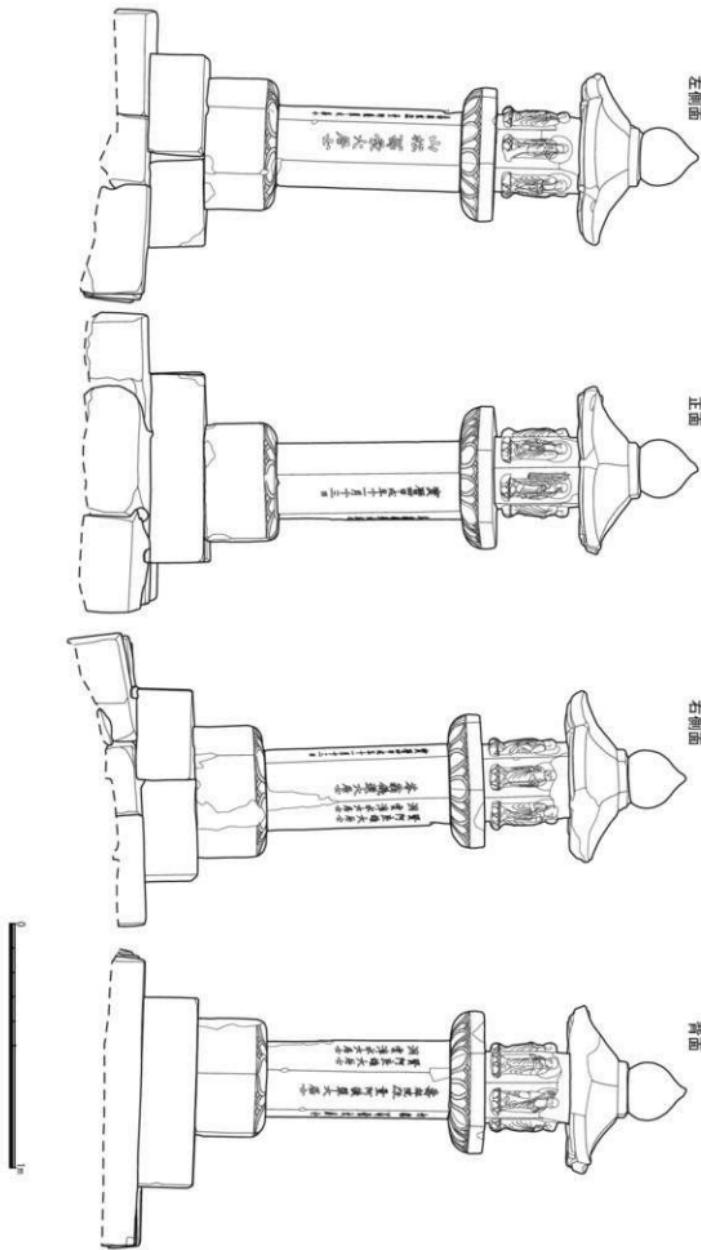
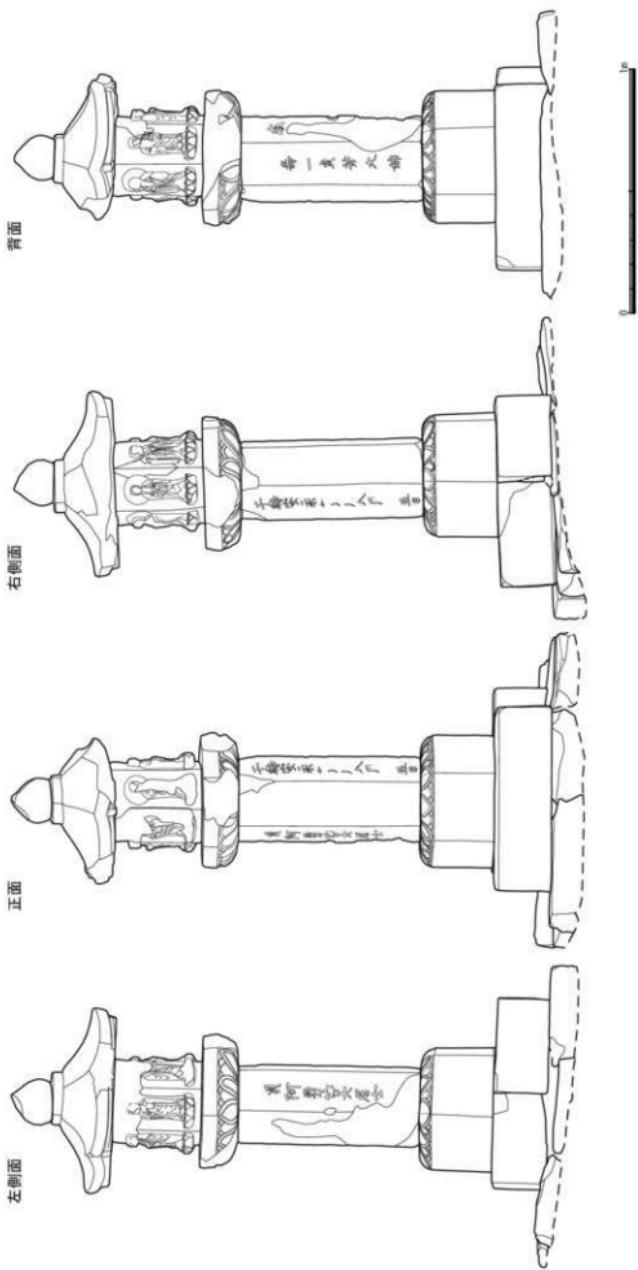


图 4-57 2号天地藏塔 ($S = 1/20$)

图 4—58 3号六地藏塔 ($S = 1/20$)



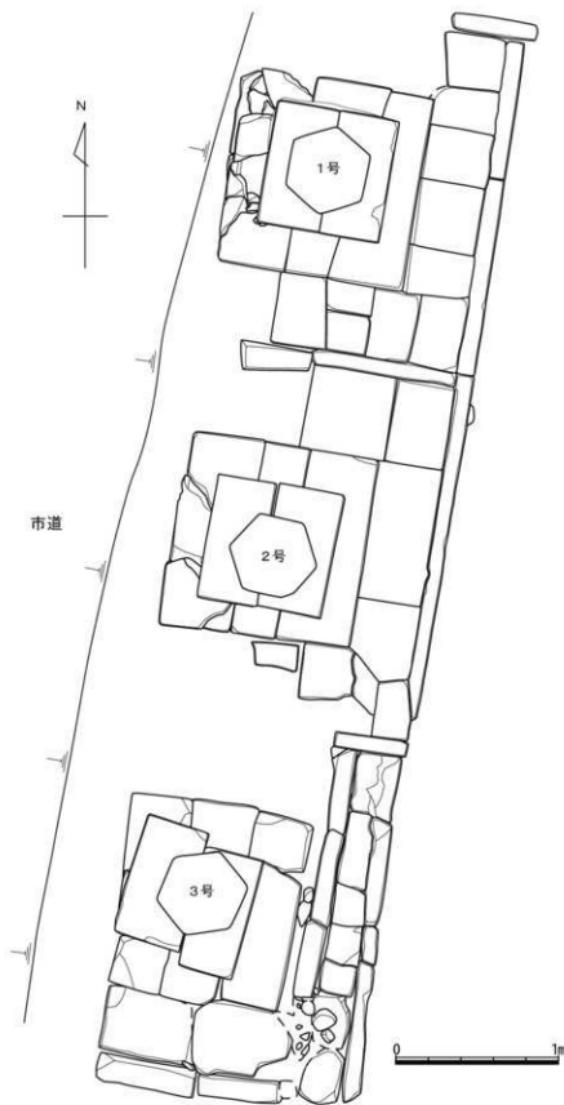


图 4-59 六地藏塔配置図 (S = 1/30)

を測る。3号は高さ45cm、幅21cm、円筒形の台座は高さ25cmを測る。台座の外側には凸帯が一条めぐり、凸帯には鋸齒文が彫刻される。凸帯より上の本体外面には線刻連弁文が施される。

1号立像と2号立像は左手に宝珠を持つが、袈裟を着用していることから、地藏菩薩と考えられる。3号坐像は不詳である。

地藏塔(図4-64)は、4号墓の北隣に設置されている。全体高1・41mと小型であり、最上部に光背形の石造物が載り、中央に仏像が彫刻される。高さ43cmである。中台・幢身・基礎は断面六角形を呈する。中台は上端が広く、下端が狭い逆台形を呈し、請花には連弁文が施される。高さ10cm、最大幅39cmである。幢身は各面に記銘が施される。高さ47cm、幅23cm、一边12cmである。基礎は高さ17cm、最大幅41cmであり、この下には2段の基壇が置かれる。上段は一枚の切石であり、高さ12cm、幅47cmである。下段は切石2枚で構成され、高さ12cm、幅67cmの範囲に収まる。竿の各面には左記のように記銘が施される。

一切精雲生極樂

上品蓮臺成正覺

奉納念佛百萬遍自書

菩薩行願不退轉

引導三有及法界

卒々歲

安政五年五月廿五日

孝

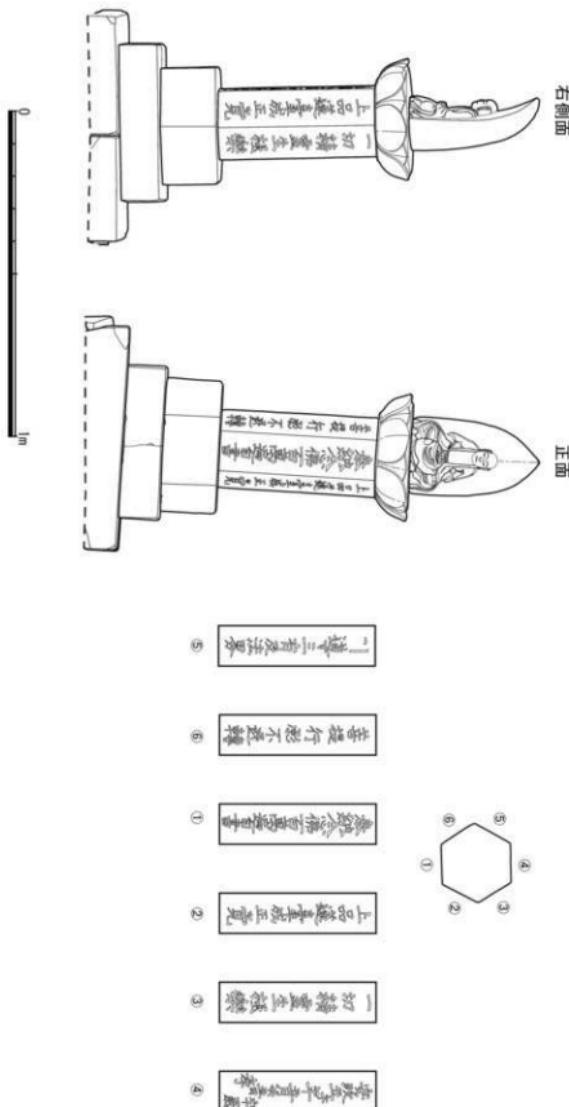
これは、「奉納念佛百萬遍自書」を挟んで、右奥・右手前・左手前・左奥の順に、「一切精盡偈」が記されたものである。4号墓の被葬者は柳靜は安政四年五月二十二日没である。裏面には、「卒々歲」と読める部分があり、没後一年を経ての供養を目的として設置したものと考えられる。

石仏は座像である。記銘には「菩薩」とあり、剃髪の姿であるため地藏菩薩と考えているが、持物がないこと、印相を「來迎印」とみれば、阿弥陀如

来坐像の可能性もある。

7号墓の左前方と右後方の特殊石造物2基は、框石角から西1・5m、南東1・55mの位置にある。形状は蒲鉾形あるいは隅丸長方形を呈し、一箇所に孔を貫通させ、厚さが薄く、荒い加工の石造物である。孔の位置は2基で共通性はない。法量は北西のものが高さ25cm、幅28cm、厚さ22cm、孔最大径8cmであり、南東のものが高さ41cm、幅46cm、厚さ25cm、孔最大径9cmである。下部は地面に深く埋まっているとみられ、力を加えても全く動かない。設置位置は、7号墓の木造靈屋の基礎を兼ねた框石の対角線上で、主軸を墓石に向いている。このため、台風などの際に孔に網をとおし、靈屋を補強する目的で設置された可能性がある。

図4-60 地藏塔 (S=1/15)



第5章 考察

第1節 墓石に関する考察

1 墓石の型式学的考察

本墓地で用いられている墓石の形態は、前述のように五輪塔、宝篋印塔、家祠型墓石の3つの大類型がある。本項では、墓石に関する型式学的検討を行いたい。

まず、大類型一つ目の宝篋印塔は3基（7号・8号・10号墓）に関しては、いずれも形態が極めて近似している。特に、7号と10号墓については、各部位の法量差が平均1cm程度となることから、極めて近似した造りであることがいえる。宝篋印塔における形態的相違は8号初代島津忠卿墓のみが、3段目の基壇について2重構造となっている点である。このため、宝篋印塔は細分が困難であり、小類型の設定は行わない。

大類型二つ目の五輪塔に関しては地輪の形状において有意な属性的差異を抽出できるものと考える。地輪に関して抽出した属性は、地輪の記銘施設である。各五輪塔を観察すると、地輪に直接記銘するための区画（縦長の長方形に類する区画・円形の区画）を設けるとともに、地輪を中空とし内部に墓誌を内蔵し、地輪の正面に窓を設けることで、墓誌を見せるようにしているものがある。そして、上記地輪における属性に基づき整理したのが以下の小類型である（図5-1）。

A型…地輪に方形の文様区画を設け、さらにその内部に窓を設け墓誌を内蔵するもの

B型…地輪に正円の区画を設け、内部に法名を記すもの

C型…地輪に方形の文様区画を設け、その内部にA型の窓に類似した区画を設ける記銘するもの

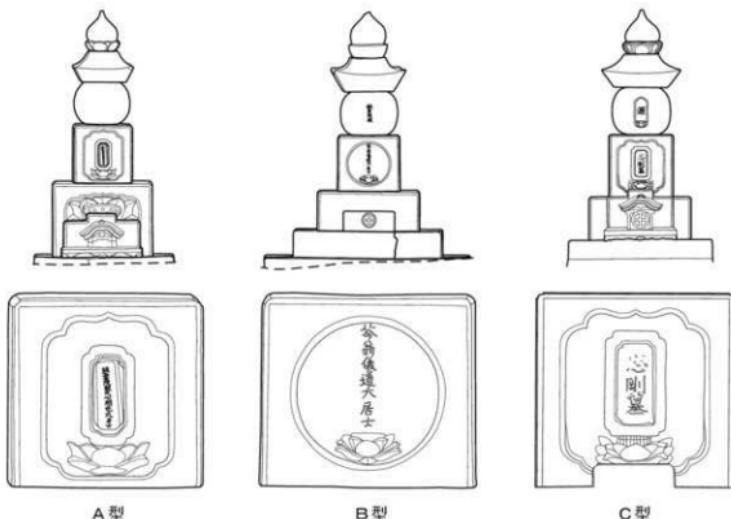


図5-1 五輪塔地輪の属性の差異（図面縮尺は任意）

そして、大類型3目目の家祠型墓石については、1基のみしかないことから大類型のみの分類となる。

上記の大類型と五輪塔小類型との組み合わせによる5型式の墓石に關し、設置年代ごとに表記したものが図5-2である。これからは、今和泉墓地においては、宝篋印塔から五輪塔への転換をまず指摘できる。10号2代室墓が設置された天明八年以前と、それ以降で採用される墓石大類型が明らかに転換する期面となっている。なお、11号家祠型墓石は比較的早く採用されるが、1基のみのため年代的変遷に関しては言及できない。五輪塔に関しては、A型が文政四（一八二二）年（6号墓石）から採用され、次にB型が弘化四（一八四七）年（13号墓石）から採用され、最後にC型が嘉永七（一八五四年）（1号墓石）から採用されるといった年代的な大まかな流れは指摘できるが、文政四年（6号墓）に五輪塔で最初に採用されるA型は、家祠型1基をおいて天保五年（5号墓）・天保十五年（14号墓）と連続して採用されるものの、13号墓と12号墓がB型、1号墓がC型と3墓石連続で別小類型が採用され、安政四年（3号墓）に再び採用されている。

B型に関しては、弘化四年（13号墓）と嘉永六年（12号墓）と連続して採用された後に、3基おいて、本墓地で最後に設置された文久二年（3号墓）の墓石に採用されている。

そして、C型は嘉永七年（1号墓）に採用され、1基おいて安政六年（2号墓）に採用されている。

特に、嘉永六年2号墓のB型と嘉永七年1号墓のC型については、1年の間隔で設置されたものであるが小類型が異なり、3年後の安政四年の墓石はA型を採用されるといった状態である。同墓地の宝篋印塔3基が著しく類似させて造られていることと比較すると、進和感がある。したがって、各五輪塔小類型は年代に沿って採用されてはいるが、同時に別の原理にも沿って採用されている可能性が考えられるのである。

ここで、墓地内における墓石類型の配置に関して検討する。図5-3は墓地内における分布図である。大類型と五輪塔小類型を表記すると、墓地内

宝篋印塔		五輪塔			家祠型 墓石
		A型	B型	C型	
宝篋4	1754	●			8号墓石
安永7	1778	●			7号墓石
天明8	1788	●			10号墓石
文政4	1821		●		6号墓石
天保元	1830				● 11号墓石
天保5	1834		●		5号墓石
天保15	1844		●		14号墓石
弘化4	1847			●	13号墓石
嘉永6	1853			●	12号墓石
嘉永7	1854			●	1号墓石
安政4	1857		●		4号墓石
安政6	1859			●	2号墓石
文久2	1862			●	3号墓石

図5-2 墓石型式と年代との関連

においてそれらがまとまって設置されていることがわかる。宝篋印塔3基はグループを形成する。五輪塔A型は2基（12号・13号）が隣接し、1基（3号）が離れてはいるが、3号は本墓地で最後に設置されたものであり、設置個所の制限から離れた位置に設置されたものであろう。五輪塔B型は3基が並んで設置された後に、1基（14号）は7号と8号の広い間隔と7号の背後へのスペースを活用し設置されている。そして五輪塔C型は隣接して設置されている。

宝篋印塔グループでは、被葬者が初代当主忠郷と2代当主忠温の実の兄弟、五輪塔B型グループでは、郷静・萬千代の実の兄弟、そして、五輪塔C型グ

ループでは5代当主忠剛と6代当主忠冬の実の親子がそれぞれ含まれている。したがって、前述の別の原理とは、血縁関係や親族関係といった関係性である可能性が考えられる。詳細は第2節で全ての被葬者に関して述べた後に考察する。

第2節 被葬者に関する考察

13基の墓石について、墓誌や墓石への記銘（法名や氏名）や埋納遺物の墨書（没年）と源姓和泉氏嫡流系図との合意によって、被葬者の生前名が明らかになつてゐるのは以下の8基である。

- ・1号 5代当主島津忠剛
 - ・2号 6代当主島津忠冬
 - ・3号 4代当主島津忠喬
 - ・4号 4代当主島津忠喬子 萬千代
 - ・5号 4代当主島津忠喬子 齋靜
 - ・7号 2代当主島津忠溫
 - ・8号 初代当主島津忠厚
 - ・13号 3代当主島津忠厚
- 上記以外の5基（6号・10号・11号・12号・14号）については、すべて女性の墓となつてゐる。女性墓の被葬者の特定に関しては、法名が判明していない場合が多い。実際に嫡流系図に登場する人物を当つてみると、各墓の被葬者の法名は以下のとおりである。
- ・6号 知法院殿心月妙貞大姉
 - ・10号 不詳
 - ・11号 清光院殿壽一貞芳大姉
 - ・12号 遊章院殿月室妙光大姉
 - ・14号 惠性院殿春一壽芳大姉

この中で、11号墓被葬者清光院については、嫡流系図中4代当主島津忠喬の祖母であることになる。11号墓の被葬者である清光院は4代当主島津忠喬の不詳の女性に関しては、塔身の法名が完全に磨滅し、読むことができない。ただ、墓石は宝篋印塔である。この型式の墓石は、初代当主と2代当主のみであり、10号墓の宝篋印塔は7号墓と法量的にも極めて近似しており、各部位の差異が平均1cm程度である。このことは、両墓石が同一企画で造られたものであるとしても過言ではないと思われる。

第1節で墓石型式によるグループが血縁関係や親族関係といった関係性を表示しているとしたが、初代当主と2代当主は4代藩主島津吉貴の実子であり、兄弟であることから、10号墓被葬者は両者と近い関係にあることが考えられる。10号墓被葬者の没年に関しては、10号墓周辺の燈籠に天明八年の歎灯のものが11基ある（No.68・73・104・106・107・109・112・113・114・121・123）。これらは専ら10号墓背後に分散して配置している。この中で、特にNo.68と73は10号墓からの通路沿いに設置されている。さらに、燈籠の項で、大正五年の和泉家招魂墓（9号）の設置の際、かなりの数の燈籠が異なる位置に移動した可能性を指摘したが、10号墓移動されたためと解釈できる。したがって、10号墓の被葬者の没年は天明八年と考へられ、2代当主の没後で3代当主着任前に没した女性となる。嫡流系図では、初代当主には婚姻の記録がないが、2代当主は「明和四年丁亥十二月二十七日、聘菱刈藤馬實詮之女於達成昏」とあり、実子の記録はない。

のみ実子の記録が省略されたとは考え難い。このため、10号墓の被葬者の可能性が最も高い女性は「菱刈藤馬實詮之女」の「於達」であることになる。

一方、6号墓の被葬者「智法院殿心月妙貞大姉」についてであるが、この墓石に伴う燈籠は、№35・37・43・44の4基である。すべてII類であり、笠が曲線的に丸く全体的に装飾がないものである。この中で、№35と37は「市田氏」によって一对として献灯されている。他の燈籠で「氏」を記録したものは全くなく、極めて特殊な例である。今和泉島津家の女性で市田氏と関係が深いのは、3代当主忠厚の室「市田勘鮮由教國二女於遊歌」である。丹羽謙治氏の教示では、嫡流系団によると、遊歌は幼い時から江戸芝邸にいた女性とされ、寛政一二（一八〇〇）年庚申四月六日に婚姻が行われている。智法院の没年は墓誌では文政四（一八二二）年七月一日となり、年代的にも整合性があるため、6号墓の被葬者は3代当主室「於遊歌」である。

12号墓の被葬者「遊章院殿月室妙光大師」についてであるが、この墓石に伴う燈籠は、嘉永六（一八五三）年三月一日・七月二十五日・一〇月に献灯されており、没年は嘉永六年と考えられる。丹羽謙治氏の教示では、鎌田正純日記の嘉永六年七月二〇日の記録には、「鶴津安芸殿義祖母死去忌中二而候付」とある。官位として安芸を用いるのは、今和泉島津家当主である。忠剛は9代藩主島津斉宣の子であったが、4代当主忠喬の繼嗣として文政八（一八二五）年に今和泉島津家に養子入りし、天保一〇（一八三九）年一二月一四日に家を継いでいる。嘉永六（一八五三）年の当主は5代忠剛であるため、鎌田正純日記の「安芸殿」は5代当主忠剛となる。このため、忠剛の養祖母とは3代当主忠厚の室である可能性が高い。したがって、12号墓の被葬者は、3代当主忠厚の室と考えられる。このことに關してだが、第4章の燈籠の部分でも述べたように、3代当主島津忠厚墓には実子で加治木家8代当主島津久徳から献灯があり、献灯者として孫にあたる島津久長も名を連ねている。12号遊章院墓にも加治木石製の燈籠が4基献灯され、うち2基が加治木家9代当主島津久長であり、残り2基は「島津兵庫／文清院／村橋数馬」による献灯である。島津兵庫は加治木家9代当主島津久長と考えら

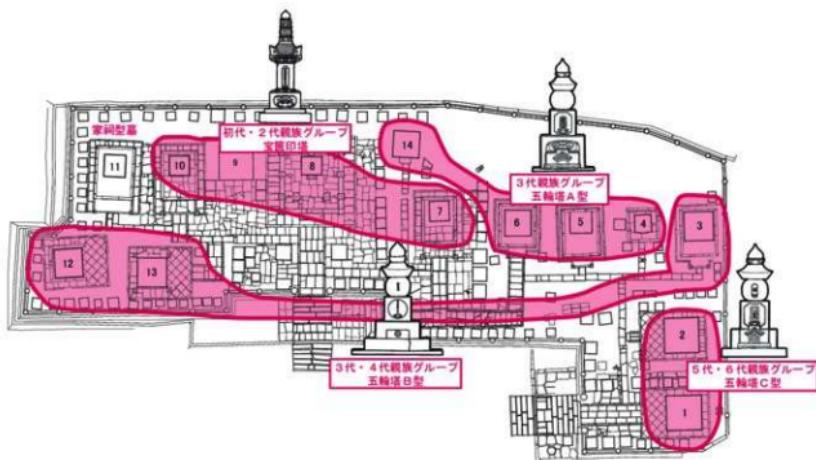


図5-3 今和泉島津家墓地 墓石型式別配置図

れ、村橋数馬とともに、加治木家8代当主島津久徳の実子である。このように、12号遊章院墓への加治木家の燈籠の献灯者は3代当主忠厚の孫である。今和泉墓地で他一門からの献灯の例はこれらしかない。さらに、他家のからの献灯の事例は、6号智法院墓への出身家市田氏からの献灯以外は、すべて他家へ養子入りした実子等の親族からのものとなっている。このことから

は、献灯者と遊章院とは直接の血族関係であるとの証左となる。したがって、12号墓の被葬者「遊章院」は、加治木家8代当主島津久徳の母で、9代当主島津久長と村橋数馬の祖母にある、中村与右衛門元連の娘である可能性が出てきた。嫡流系図によると、中村与右衛門元連は伊予西条藩主家臣である。遊章院については、丹羽謙治氏の玉稿に詳しい。

14号墓の被葬者「恵性院殿春一壽芳大姉」についてであるが、墓誌に天保十五（一八四四）年二月初三日と没年月日が記されている。墓石周辺に設置された燈籠No.65・66・67の3基は、いずれも天保一五年の記銘があり、14号墓に献灯されたものであるが、献灯者の記銘はないため、詳細は不明である。

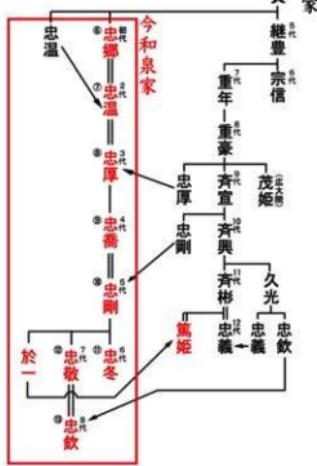


図5-4 今和泉島津家の成り立ち

以上の被葬者の検討を踏まえ、墓石型式と被葬者との関連をまとめたのが図5-3である。

今和泉島津家墓地の墓石は、以下のように4グループにグルーピングでき

る。

1グループ：初代当主忠郷（8号）と2代当主忠温（7号）の実兄弟、

2代当主忠温の正室「於達」（10号）

2グループ：3代当主忠厚（13号）と4代当主忠蕃（3号）の実親子、

3代当主忠厚の正室遊章院（12号）

3グループ：4代当主忠蕃の実子卿静（4号）・萬千代（5号）兄弟と忠蕃実母智法院（6号）・不明女性（14号）

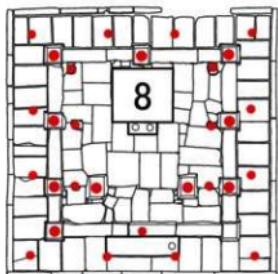
4グループ：5代当主忠剛（1号）と6代当主忠冬（2号）の実親子

今和泉島津家は島津宗家から数代ごとに繼嗣を養子として迎えている（図5-4）。上記の各グループのうち、1・3・4については、宗家の養子により実子相続が途切れたり合致している。3グループは当主グループとは異なるが、4代当主の親族が中心となるグループである点、そして墓石型式が異なるが4代当主墓と同列に設置されている点からも、4代当主を基点とした親族グループを表示していることになる。

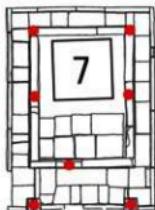
このように、今和泉島津家墓地の墓石型式は、親族を表示するに留まらず、自家体の成り立ちを表示することをも意識したものであると考えられるのである。

第3節 各墓の墓域と木造靈屋

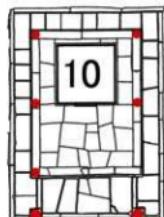
各墓は基本的にその周辺に石造の構造を伴う。例えば、1号墓では、切石を四半敷した石敷と外邊の縁石である。また、3号墓等では縁石の内側に切石を並べた框石を設けている。ここでは、墓石とその周辺の石造構造を含めて墓域と呼称する。本来の墓域は、石柵で囲う等の例があるが、今和泉島津家墓地ではその例はない。



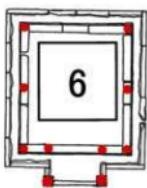
宝曆 4 (1754) 年
(大型正方形型)



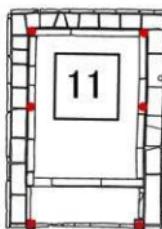
安永 7 (1778) 年
(長方形 1型)



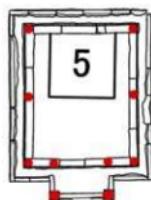
天明 8 (1788) 年
(長方形 1型)



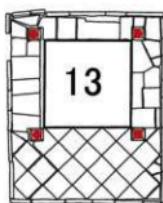
文政 4 (1821) 年
(長方形凸付き型)



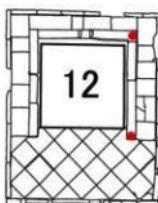
天保元 (1830) 年
(長方形 1型変形)



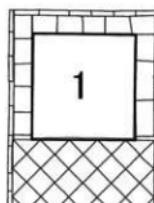
天保 5 (1834) 年
(長方形凸付き型)



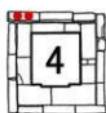
弘化 4 (1847) 年
(長方形 2型)



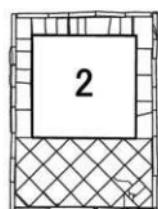
嘉永 6 (1853) 年
(長方形 2型)



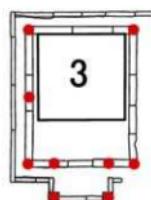
嘉永 7 (1854) 年
(長方形 2型)



安政 4 (1857) 年
(小型正方形型)



安政 6 (1859) 年
(長方形 2型)



文久 2 (1862) 年
(長方形凸付き型)

図 5-5 各墓石の墓域構造と木造霊屋の柱配置図

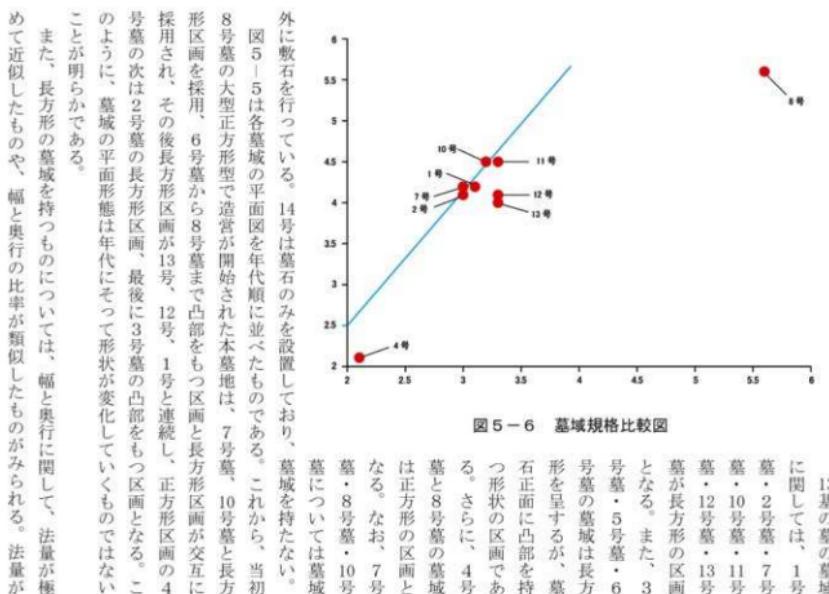


図 5-6 墓域規格比較図

13基の墓の墓域に關しては、1号墓・2号墓・7号墓・8号墓・9号墓・10号墓・11号墓・12号墓・13号墓が長方形の区画となる。また、3号墓・5号墓・6号墓の墓域は長方形を呈するが、墓石正面に凸部を持つ形状の区画である。さらに、4号墓と8号墓の墓域は正方形の区画となる。なお、7号墓と8号墓の墓域は正方形の区画となる。これから、当初は各墓域の平面図を年代順に並べたものである。これから、当初外に敷石を行っている。14号は墓石のみを設置しており、墓域を持たない。
8号墓の大形正方形型で造営が開始された本墓地は、7号墓、10号墓と長方形区画を採用、6号墓から8号墓まで凸部をもつ区画と長方形区画が交互に採用され、その後長方形区画が13号、12号、1号と連続し、正方形区画の4号墓の次は2号墓の長方形区画、最後に3号墓の凸部をもつ区画となる。このように、墓域の平面形態は年代にそつて形状が変化していくものではないことが明らかである。
また、長方形の墓域を持つものについては、幅と奥行に関する法量が極めて近似したものや、幅と奥行の比率が類似したものがみられる。法量が
近似しているのは、1号墓・2号墓・7号墓・10号墓・11号墓、12号墓・13号墓の3グループがある。また、1号墓・2号墓・7号墓・10号墓・11号墓は幅と奥行の比率が類似している(図5-6)。したがって、長方形区画に関しては、ある程度法量的規制等のルールが存在した可能性が考えられる。なお、12号墓・13号墓は奥行が明らかに短く設定されているが、設置場所の敷地の制約による可能性も考えられる。
次に、木造雪屋についてである。13基の墓石のうち、礎石が設置された木造雪屋を設けていたと考えられるのは、1号墓・2号墓・14号墓を除く10基である。なお、4号墓については後述のように不明瞭なところがある。
木造雪屋の建設のために、基礎として礎石を配置するもの、樋石に柄穴を設け礎石としたもの、両者を組み合わせたものがある。柄穴の配置について述べる。13基の墓石のうち、礎石が設置された木造雪屋を設けていたと考えられるのは、すべての箇所ではなく、礎石を設けても柄穴がないものや、樋石の該当箇所に柄穴がない場合もある。本稿では、木造雪屋の復元寸法を柄穴の芯々距離で表記している。なお、4号墓については、柄穴が2か所のみで、かつ1コマー付近に2か所集まっている。木造雪屋が建設可能かどうかについては断定できない。したがって、4号墓を除く9基について検討する。木造雪屋の平面寸法をまとめたのが図5-7である。これからは、木造雪屋の寸法に関する、3号墓・5号墓・6号墓・7号墓・10号墓がほぼ同寸であり、

	梁間(m)	桁行(m)
3号	2.1	2.7
5号	2.1	2.7
6号	2.1	2.7
7号	2.1	3.6 (2.7)
8号	3.6	3.6
10号	2.1	3.7 (2.8)
11号	2.3	4.0 (3.1)
12号	2.0	2.0
13号	2.1	2.1

()は張り出し部分の除き樋石上面の納穴で桁行を計測したもの

図 5-7 木造雪屋基礎寸法表

今和泉島津家墓地の半数以上の木造靈屋が同寸となつてゐる。なお、11号墓は桁行・梁間ともやや長くなつてゐるが、桁行と梁間の寸法比率は7号墓や10号墓とほぼ同比率となつてゐる。

また、12号墓と13号墓についてはほぼ同寸である。2基は隣接した墓石であり、設置時期は13号墓→12号墓と連続している。しかしながら、墓の設置時期が他の墓地と隔絶してゐるわけではない。ここで、今和泉島津家墓地全体の配置から考えると、12号墓・13号墓と墓域構造が類似した1号墓・2号墓は礎石を設けず、木造靈屋は設置されなかつたとみられる。ただ、1号墓、

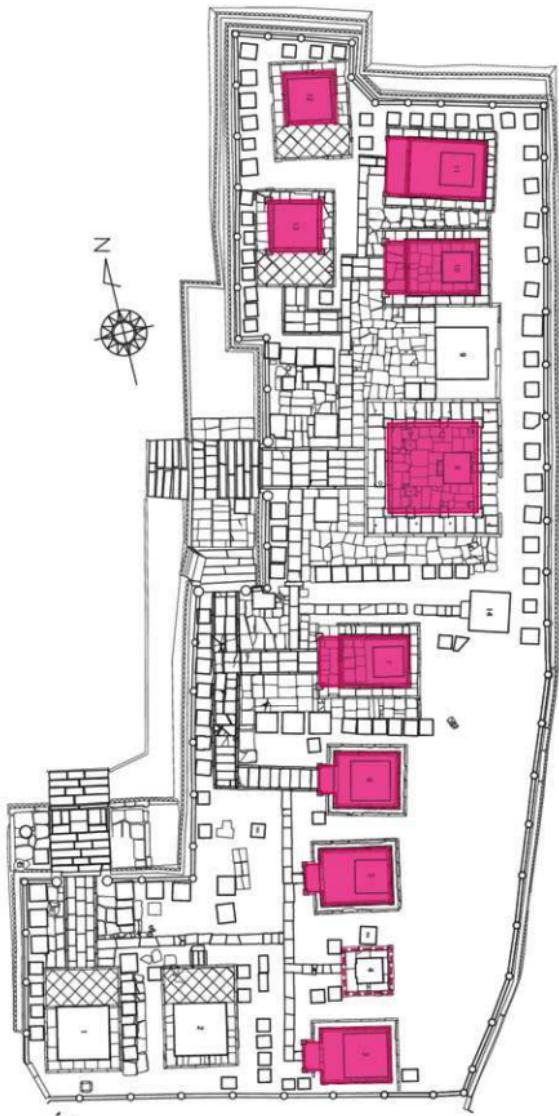


図5-8 木造靈屋配置図 (S = 1/200)

2号墓、12号墓、13号墓は、他の墓とは墓石の設置方向が明らかに異なつてゐる。他の墓石は西を正面にして設置しているが、1号墓と2号墓は正面が略北。12号墓と13号墓は正面が略南であり、他の墓石と90度異なる方向を向いている。また、12号墓と13号墓は前後に設置されている。仮に、12号墓と13号墓が、西を正面とする他の墓地同様に桁行が長い木造靈屋の寸法であつたとすると、墓地入口方向から見た場合、桁行が正面となり、視線を著しく阻害する可能性がある。両者の木造靈屋が他と異なり1間×1間で平面正方形となつてゐるのは、このことに配慮したためではないか。その根拠と

物本体の半分程度であり、張り出しとして設けられるものは、3号墓・5号墓・6号墓である。そして、12号墓と13号墓は前述のように、桁行寸法を他の木造靈屋の梁間に合わせるために、1間×1間の構造となっている。

第4節 墓地形成過程

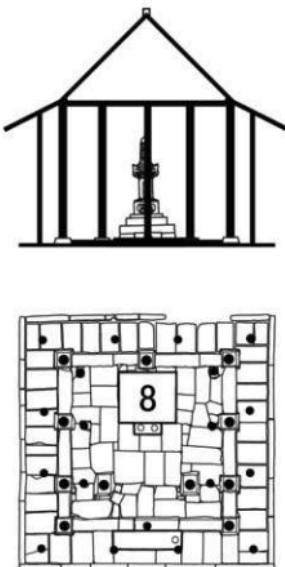


図5-9 8号墓覆屋復元案

平成二十九年度の今和泉島津家墓地内における確認調査は、本墓地の造営過程を把握することを目的に実施したところである。今和泉島津家墓地は、宝暦四年の初代当主島津忠卿の埋葬時点から墓地の造成が開始され、最終的に文久二年の4代当主忠喬の埋葬まで、13人の被葬者を葬る過程を経て墓地の形状が完成した。

その後、大正五年に今和泉家9代当主島津隼彦によって和泉家招魂墓が設置されるとともに、墓地西側の入口に鳥居が設置された。今和泉島津家墓地は道熙山光台寺の付属墓地であったが、大正五年時点では魔仏毀釈によって光台寺は失われている。

墓地は、山間部へ入り込んだ小谷地形の中央部分に位置しているが、石垣を築き、盛土を行うことで地下の埋葬施設と地上の石造物を設置するための空間を設けている。ただ、冒頭にも述べたように、現状の今和泉墓地の姿は江戸時代をとおして13名の被葬者の埋葬行為を繰り返すことで形成されたものである。

造営過程の詳細を述べる前提として、各墓石の設置順について確認する。

図5-10は各墓の設置順を明示したものである。今和泉島津家墓地は、8号初代当主島津忠卿墓が設置された後、8号墓を正面にみて、右(7号)・左(10号)・右(6号)・左(11号)・右(5号)と6基までは南北交互に、かつ墓石が全て西向きに設置されている。したがって、この時点まで墓石の設置に関しては、

・ 西向きに設置する

他の木造靈屋の構造は、1間×2間を基本としており、入口の幅の違いが平面形態の違いに繋がっているものと考えられる。入口部分の幅が建物本体と同寸のものは、7号墓・10号墓・11号墓である。また、入口部分の幅が建

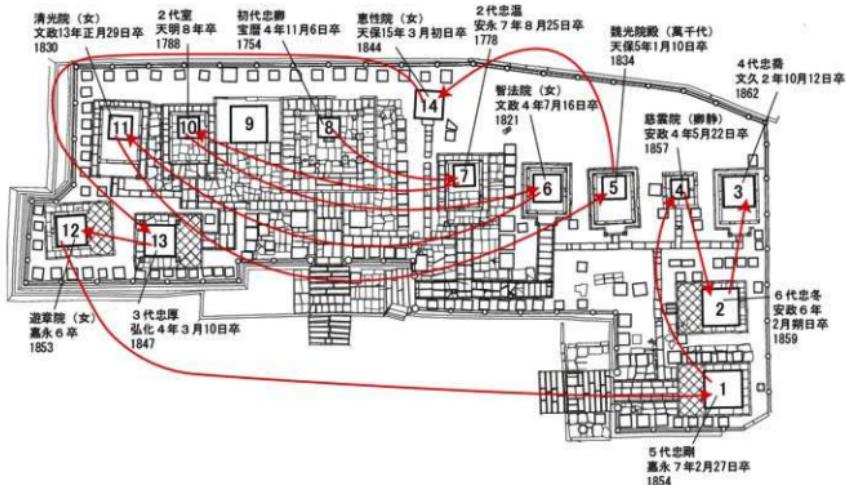


図5-10 墓石設置順

といった2つのルールを基に行われていると考えられる。しかし、次の14号恵性院墓は西向きではあるが、8号と7号の間の背後に設置されている。14号墓石は前方から見た場合、7号墓の背後で、かつ、7号墓の墓域に一部重なって設置されているため、前者の「横並びに設置する」ルールが変更されている。次に、13号3代忠厚墓と12号遊幸院墓では、後者のルールまでも変更され、墓石が南向きで、かつ2基が前後に設置されている。そして、1号5代当主忠剛墓ではそれまでない「北向き設置」ルールが登場した。しかし、次の4号卿靜墓は西向きで5号墓と横並びに設置され、2号6代当主忠冬墓は再び北向き設置で1号墓と隣接する位置がとられた。最後に3号4代当主忠裔墓では再び西向きに、かつ4号墓石と横並びに設置されている。

このように今和泉島津家墓地は、墓石設置ルールという観点からみると、天保一五年の14号恵性院墓設置が一つ目の画期であり、弘化四年の13号3代忠厚墓設置が二つ目の画期であり、そして、1号忠剛墓設置が三つ目の画期となる。その後、当初のルールを一部適用している例があるが、1号墓以降の設置では一貫性が失われている。5号墓南側の3号墓・4号墓設置場所が空き地となっている状態にもかかわらず、1号墓を離れた場所に設置し、4号墓は5号墓の隣に設置し、2号墓は1号墓の隣に設置した。このように、墓石設置可能スペースがあるにもかかわらず、意図的に1号と2号、3号と4号を隣合わせに設置している。したがって、第4節で示した親族グループに合わせた墓石設置が、土地利用に優先していたこととなるのである。

さて、このようにして墓石が設置されてきた今和泉島津家であるが、墓地敷地は当初から現在の形状ではなく、墓石の設置に伴い順次拡張されたことが、平成二九年度の確認調査によつて明らかにされた。確認調査においては設置した7箇所のトレンチのうち、3箇所において墓地敷地拡張伴う遺構が検出された。1・5・7トレンチでは、石垣の裏込め石とみられる人頭大礎がまとまって出土するとともに、層序の断絶が明瞭な状況であった。5トレンチと7トレンチの層序的断絶ラインは略東西方向に伸びている。これに呼応して、トレンチ直近の石垣の対応箇所には、石垣の断絶箇所（図5-1）

12・Aポイント・Bポイント)が確認された。断絶箇所では石垣の目地がほぼ垂直で一直線に並んでおり、積石に不連続が生じている。これは、この位置が、拡張前に石垣のコーナー(終端)となっていたが、側面石垣を残し、コーナーからそのまま石材を積み足す方法で拡張したことを示している。また、1・5・7トレンチでは石垣の裏込め石が検出されたことから、墓地敷地の拡張工事が、次のように行われた可能性が考えられる。

① 拡張範囲を決定する

② 拡張方向に向いた側の石垣の石材を外す。裏込め石は除去せず、側面の石垣は残す

③ ②で外した石材や新たな石材を用いて側面の石垣を積み足し、拡張方向に盛土する

④ 拡張範囲境界に、②で外した石材や新たな石材を用いて石垣を積む

⑤ 新たな敷地の地表面レベルと旧敷地と合わせるように表土を盛土する

なお、上記①～⑤には、墓の地下埋葬施設の設置タイミングを記していく。これが盛土完了後に設置されたか、盛土中に設置されたかについては明確ではない。ただ、3号墓及び7号墓に近接した4トレンチと6トレンチの断面では、地下埋葬施設の掘方ラインが確認できず、また、墓石基礎部分から80cm程度の距離であるが、盛土や地山の擾乱も確認できていない。盛土完了後に石室を設置するための掘削を行った場合には、このような状況が考えにくいことから、地下施設を設置しながら盛土を行っていく方法がとられた可能性を指摘しておきたい。

一方、前記2箇所の石垣断絶箇所では、その頂部には特徴的な形状の石(以下「角石」と表記)が積まれている。角石上面のコーナー部分には方形の凸部が設けられている。凸部は石垣のコーナーの最上部外辺に位置するよう設置されている。凸部の幅は角石の幅の2分の1程度である。図5-11で模式的に示したように、この凸部は玉垣の基礎石を設置する際、直交する2方向から伸びる玉垣の基礎石が相互にずれないよう設けられたものと考え

られる。石垣の断絶箇所は拡張された石垣の側面部分でしか確認できないが、拡張前の石垣のコーナーに置かれた角石は残さるため、拡張前の墓地敷地の境界を把握できるものと考えた。図5-12は、墓地敷地に石垣断絶と角石の位置等を表記したものである。これから、今和泉島津家墓地の造営過程を復元した。

8号初代当主忠輝墓敷地は、正面幅が正面の階段を挟んだ石垣の方向変換点までの11m程度であり、北面はAポイントと角石のあるCポイントを結んだ破線の位置に石垣が設けられていたと考えられる。一方、南面は角石のあるDポイントから破線で示したように、石垣が東方向に伸びていたとみられる。しかしながら、Dポイントが直角なコーナーであったことを前提とするこの破線は角石のあるEポイントとは繋がらない。Dポイントから記載した破線が南側境界であれば、8号墓の敷地は墓を中心として左右対称の構造となるため、AポイントとEポイント間で石垣断絶箇所を精査したが確認できていない。したがって、現状ではDポイントとEポイントの間で石垣がなんらかの形で連結したとしか言えない。なお、AポイントとEポイントの間で石垣がなんらかの形で連結したとしか言えない。

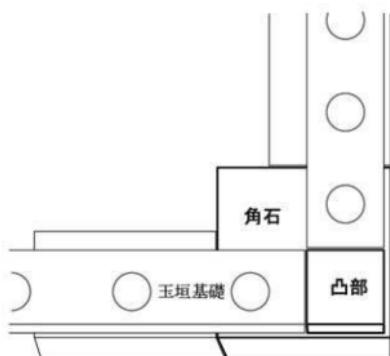


図5-11 角石模式図

は14号墓の南側境界ラインにもみえることを指摘しておきたい。

次に、7号2代当主忠温墓を設置するために、敷地が西方向と南方向に拡張された。西方向へは、DポイントからFポイントまで敷地が拡張され、ここに新たな墓地への入口階段が設けられた。さらに、石垣が南方向へGポイントまで拡張されたと考えられる。なお、東面の石垣はEポイント以南が1段積みであり断絶箇所を把握できないことから、この面での拡張範囲は判断できない。

統いて、10号2代当主正室「於達」の墓を設けるため、敷地が北方向に拡張された。拡張範囲は東面石垣がAポイントからBポイントまでと考えられる。拡張後の北面の石垣位置については、確認調査1トレーンチと確認調査5トレーンチにおいて石垣裏込め石が確認されており、Bポイントと直線上に配置している。したがって、10号墓が設置されるにあたり、北面石垣がBポイントから1トレーンチを結ぶ線（図中に破線で表記）まで拡張されたと考えられる。ただ、1トレーンチ以西の石垣の形状が明らかではない。これを推定するためには、CポイントにおいてO面の石垣の接続形状を確認した。この結果、D-C面の石垣はCポイントにおいてAポイントに向かつてコーナーを作り出しているが、D-Cラインから北方向に石垣を拡張した痕跡がないことが確認できた。O面石垣はCポイントの北側にすりつけてある（図版9-3）。

つまり、13号墓造営に伴いO面石垣を造営する段階まで、Cポイントは石垣のコーナーであったことが考えられる。したがって、10号墓造営によって形成された敷地の西面形状は、1トレーンチ以西の位置でC-Aラインの北面石垣途中から、北に向けた張り出し部を設けたような形状であった可能性が極めて高くなる。

次に、6号智法院墓の設置時点での南側敷地境界が、Gポイントから東に延長したラインであったと仮定すると、6号墓域がこのラインと重なっててしまう。なお、GポイントとHポイントの間の石垣は、切り合ひの関係から、1号・2号墓に面する東西方向のL-Hライン石垣が積まれた後に、GポイントとHポイントとの隙間を埋めたものであり、6号墓の設置時点での拡張した

石垣ではない。したがって、敷地はGポイントから東に延びたラインの途中から南側へ拡張されたと想定できる。

11号清光院墓設置に当つては、東面石垣は現在の北東隅のコーナーまで拡張されている。墓域が10号墓に極めて近接する形で設置されているのは、敷地が十分に確保できなかつたためであると考えられる。これについては、11号北側石垣以北になんらかの施設があつたため、これ以上北方向への敷地拡張が困難であったか、11号の北側石垣1面が2段積みとなつてゐるが、石垣をこれ以上高く積むことに技術的問題があつたかのいずれかが考えられる。11号墓敷地の西面は前述の10号墓敷地西面の石垣を延長したものと推定する。

13号3代当主島津忠厚墓の設置にあたつては、西面張り出し部（O面）を造営するにあたり、前述のようにCポイントに接して西方向に向けて石垣を積み、現在のコーナーを設け、H面の石垣を造営したと考えられる。おそらく、石垣の断絶箇所が確認されていない。続く12号墓の設置に当つては、13号の背後に設置するにあたり、北面石垣がNo.94燈籠から北へ拡張されたものとみられる。なお、O面には前述のように石垣の断絶箇所が確認されていないため、拡張工事がどのように行われたか明確ではない。しかし、I面では、大走りを設けた2段積みの石垣上段が不自然な角度で曲がり、拡張部に繋がつている。これは、本来北面石垣ライン（一面）が直線的に東西方向にのびH面と繋がっていたものを、12号墓敷地造営に伴いすりつけた結果であると考えられる。なお、I面及びO面については、石垣が2段積みとなつてゐるが、これは石垣の高さが2mを越えたことで、倒壊することを防止するための措置と考えられる。

次に設置された1号5代当主島津忠剛墓については、初代当主、2代当主同様に墓への通路と階段を設けている。階段幅は初代と同程度である。1号墓に問へては、次のような特徴がある。

- ① 墓石の置かれた敷地レベルが、他の敷地レベルより20cm程度高い

直線になっている。このMラインは、階段中位の平坦部東側（J）

の石敷の境界框石Pラインと平行関係にある

③ 框石前面の通路東側石敷は、通路上端から8cm低く、通路西側の石

敷は通路上端から6cm低いが、大きなレベル差ではない

④ ③の通路と接する東側石敷は東方向に向かって斜めに落ち込み、J部分の敷地レベルに合っている。これは沈降によるものか、意図的な造営かは不明である。

前記から1号墓は、それ以前に設置された8号初代忠卿墓から12号遊章院墓までが設置された墓地敷地と別の独立した敷地として造営された可能性を示すものと考えることができる。これを裏付けるように、2号6代当主島津忠久墓は、前記の①と同レベルに墓石が設置されており、周辺敷地とのレベル差20cm程度を取るために、2号墓東側に板状の割石を並べた土止めが設置されている（Kライン）。また、2号墓前面の東西通路の基礎は、前記同様の土止め石列になっているものと考えられる。通路はこの上に設置されたものであるため、通路北端（Nライン）を境にして、2号墓側敷地とJ地点では20cm程度のレベル差が生じているところである。なお、この通路については、下部にコンクリートが塗られているが、前記のように、土止め石列上に設置したことから、基礎が不安定であったのである。明治以降に補修されたものと考えられる。8号初代忠卿墓から12号遊章院墓の設置時点では、これまで述べたように墓地敷地の拡張工事が合わせて行われていたが、拡張前後の新旧の敷地で地表面に段差が生じるような例はない。したがって、1号墓以前の墓造営では同レベルの連続した墓域形成に主眼が置かれていたと考えられる。しかしながら、1号墓の墓域造営あたりは、これら明らかに異なっている。特に、1号墓の墓域を東に拡張し設置された2号墓と、既存敷地との接続において、土止めの設置が必要であるほどの敷地レベル差が生じたことは、同一敷地として1号墓の敷地を造営したのではないことの証左となり、1号墓敷地の造営が従前の墓地敷地から完全に独立して、別敷地の墓地として実施されたという考え方を補強するものである。そして、

その後2号墓を設置する段階で周辺の敷地とのレベル差を解消する必要が生じるとともに、墓石の保全の目的で、KラインとNラインで土止めを設置したと解釈できる。なお、2号墓全面に設置した確認調査3トレンチで、J地点の造成が、現地表面から約60cm低いところにあつた比較的フラットな旧地盤の上に、盛土をして行われていることが判明している。このため、1号墓の特徴①は、意図的な嵩上げの結果であったことが言える。

Pポイントでは階段側面の中段に石垣上部の框石があり、階段を挟んだ反対側（西面）の框石を反転した形状である。さらに、Pポイントでは石垣の断絶箇所が確認されている。したがって、中段東側も西側同様に框石までで収束していたことを示している。ただ、L-H面で石垣の断絶箇所等が確認できており、1号墓の当初の敷地形状に関しては、なお課題として残されている。

最後に、8号墓南側の3号墓から7号墓の並びと、8号墓を含めた北側の10号・11号との並びを比較すると、前者が西側（手前）に2・8m程張り出しているが、この原因が課題として残っている。当初7号墓が西側へ張り出して設置されたことにより、これを基準として3号墓から6号墓が設置され、結果的にこれらの背後には広いスペースができた（図5-12のQ地点）。7号墓は「8号墓→7号墓→10号墓」の順で設置されており、10号墓は8号墓に横軸をそろえている。したがって、7号墓は意図的に8号墓と横軸をそろえずして設置されたと考えられ、7号墓設置時点に何らかの原因があつたと考えられる。ひとつには、Q地点に何らかの施設があつたこと、あるいは現道が入り込んでいたこと等が考えられるが、Q地点2トレンチの確認調査では、遺構等は確認できており、不明となつていて。

なお、3号墓から7号墓の横軸を詳細にみると、3号墓から6号墓は嚴密に横軸がそろっているが、7号墓よりやや西側（前面）に出ている。これに関しては、墓石グループを形成する目的によるものかと思われる。

1 鹿田氏教示



図 5-12 造成過程確認図 (S = 1/200)

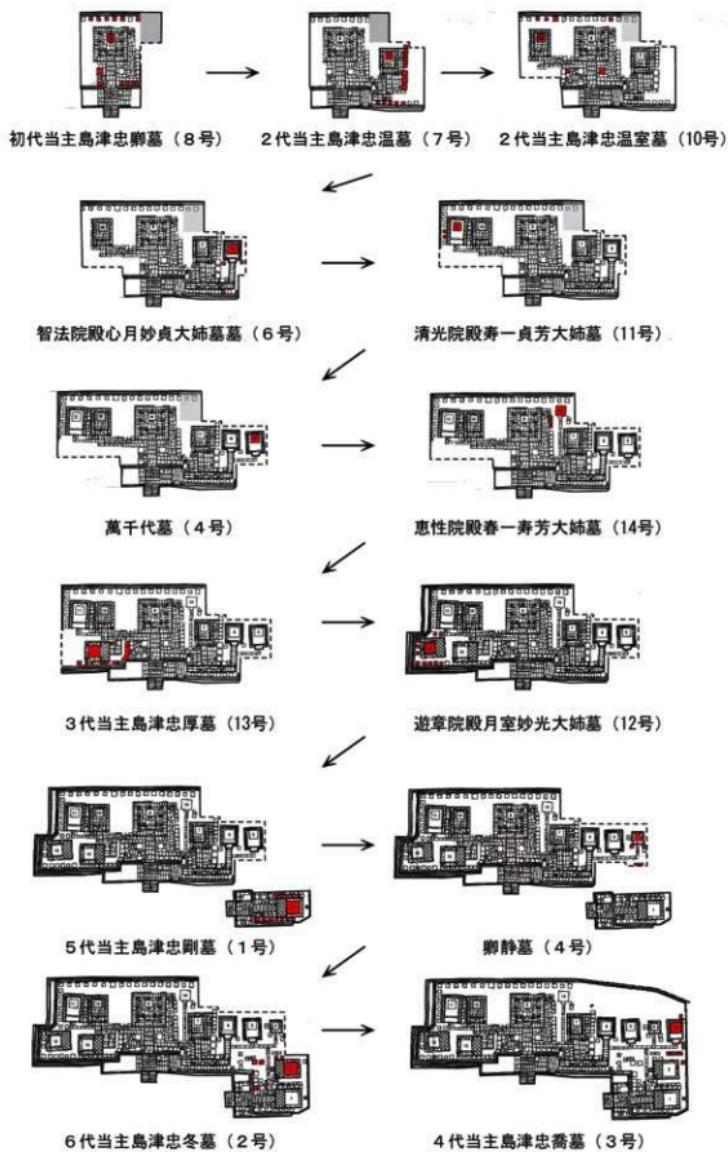


图 5-13 今和泉島津家墓地造営過程復元模式図

第5節 今和泉島津家の墓所形成と藩主の思惟

石造文化財研究所 松原典明

はじめに

今和泉島津家の墓所造営については、今報告において指宿市教育委員会の中摩による詳細な考察が行わっているので屋上屋の感はある。したがってここでは中摩の考察を踏まえたうえで考えられることについて若干触れる程度になる。

今和泉島津家については、多くの文献が残っているわけではないのであくまでも想像の域を脱し得ない部分もあるが、昭和三三年の指宿市の『指宿市誌』やこれまでの研究で明らかされた今和泉島津家の系図や、他家との血縁的な関係性にも若干触れることで今和泉島津家墓所の歴史的位置づけを改めて探つてみたい。

今和泉島津家を考えるに当たり、どうしても宗家との関係やそれに関連して近衛家などの関係性に触れる必要があり避けられないで必要に応じこれまでの研究成果を参照したいと思う。

1 島津宗家と近衛家

島津家の由緒については林匡¹が一連の研究で詳細に綴めているのでここで示すまでもないが簡単に触れておくと、幕府による「寛永諸家系図伝」作成の中心人物、幕府儒官・林羅山によって「忠久」が源頼朝の庶長子としての承認を得ていたが、改めて明証を求められ元禄一四年（一七〇一）三月に島津家として提出した文書、家譜類に対しても林大学頭信鶴が政文を認め序文をなしたこと、源頼朝庶長子説、近衛家との関係、家紋が二足龍に由来する十字紋を採用すること、惟宗姓から藤原姓への改姓や三州支配と徳川家との関係などが認められたのである。なお、本文中、註、断りがない限り林匡氏の一連の研究を参考したことを明記しておきたい。

2 近衛家の婚姻関係から見えてくること

先ず近衛家は広く武家との婚姻関係を築き上げたその形成過程を概観しておきたい。特に綱貴、吉貴以後の歴代の婚姻関係は、後の今和泉島津家の歴代領主との関係性に強く働いた。簡単に示しておくと次のようである。

①近衛家久と龜姫（島津綱貴の娘）

②近衛家久と満姫（島津吉貴の娘→近衛熙の養女）

③近衛忠熙と郁姫（島津吉宣の娘→島津斉彬の養女）

④近衛忠房と貞姫（加治木島津家の島津久長の娘→島津斉彬の娘→島津久光の養女）

先の婚姻関係から近衛家では子女を多くの大名家に嫁がせ婚姻関係を結び、武家ネットワークを築き、同時にそのネットワークの背景には宗教的な繋がりも看取できる。主な武家との婚姻関係と底に育まれた宗教性に触れておきたい。

近衛家と伊達家

吉貴の娘満姫を母に持つ近衛内前の養女惇姫は、仙台藩七代伊達重村に嫁いでいる。

重村の父・仙台藩六代宗村の正室は、紀州六代藩主徳川宗直の娘利根姫である。利根姫は、五代将軍徳川綱吉及び徳川吉宗の養女として伊達宗村に嫁いでおり、島津綱豊の繼室である竹姫もまた五代将軍徳川綱吉及び八代將軍徳川吉宗の養女として綱豊に嫁していることから、利根姫と竹姫は養姉妹関

一方、近衛家においても島津家との由緒を認め、近衛家照嫡子久と綱貴の娘・龜姫との婚姻、死別によって吉貴の娘満姫の婚姻が積極的に進められた。

ここに改めて両家が関係を認識し、以来近世期を通して両家の関係は密接であり、島津家にとって近衛家の有する公家あるいは将軍家との姻戚関係は大きく影響することになった。

係にある。

宗村と兄妹である和姫は、岡山藩三代池田継政の室として嫁いでいる。また、仙台藩五代伊達吉村の父四代藩主綱村の正室は小田原藩二代福葉正則の娘である。正則は、臨済宗興祥山紹太寺を駿伏山に移築し、帰依をしていた黄檗宗本庵性瑠の弟子である鉄牛道機を開山として迎え長興山紹太寺として奉日局の墓所をはじめ福葉家菩提寺とした。

近衛家と将軍家

近衛基熙は、近衛尚嗣（閑白・左大臣）と母・後水尾天皇女女二宮との間に生まれた。正室は後水尾天皇女常宮内親王を娶り、家熙、熙子、脩子をもうける。熙子は六代將軍家宣に嫁し家宣没後は落飾し天英院を名乗った。また、基熙は、有職故に長けており中院通茂の次男である野宮定基は儒教、神道、国学に精通した公家として特に著名であり、基熙の大きな學問的、文芸的な影響は注目すべき点が多くあると同時に、正親町天皇や、中院家を中心とした垂加神道を根底にした古頭と權威復権を望む公家に与えた影響は非常に大きく重要な人物でもある。

統いて嫡子家熙の娘である政姫は六代將軍家宣の養女と入るなど將軍家との関係において熙子の影響が想像できる。内前の子は、先に触れた仙台藩伊達家との間において、宗教的にも文芸的にも黄檗宗との関連性を強めたと言える。これは祖父家熙が萬福寺五世高泉性教に帰依をしたことに起因している。家熙は京都伏見仏国寺に高泉性教の頤徳のために青銅製の鉢造の龜趺碑を寄進しており現在も伝わる。萬福寺ではこの後、弟子である千呆性俊が六世を継ぎ、鳥取池田家、愛媛久松平家などをはじめ多くの大名家から帰依を受け黄檗宗の教説拡張に大きく貢献した。さて、話を近衛家と島津家そして將軍家の婚姻関係に戻すと、近衛家久は、正室として島津綱貴の娘亀姫を娶り、繼室に満君こと島津吉貴の娘をむかえた。満君は、長男・近衛内前、長女・軒院と次女宝蓮院を設けた。軒院は、尾張藩第九代藩主徳川宗睦の正室として嫁ぎ、次女・宝蓮院は田安

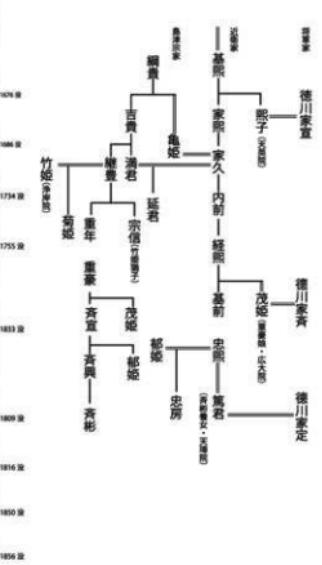


図 5-14 近衛家・島津家と將軍家との関係略系図
(註 1 を参照加筆)

を蓄い宗家存続を願い、断絶した越前家、そして延享元年（一七七四）五月吉貴の六男忠卿を擁立し今和泉島津家初代として一家を興したのである。近衛家の婚姻關係を背景に徳川政權下において表舞台での島津家の位置を築く中、さらに宗家の存続を強固に保つことを目的として中世に断絶した家跡を再興させ備えたのである。このような宗家の思惑は、今和泉島津家の歴代領主の相続においても捉えられ、領主・家督相続の背景が墓所の造営や形成過程から読み解くことができる。その一端を示しておきたい。

先にも述べたが今和泉島津家は、島津宗家四代島津吉貴の晩年、五代藩主継豊が病氣を理由に参勤交代せず府在状態にあつたにもかかわらず政務に復帰し肝煎りで中世に断絶した一家、越前島津家と今和泉島津家跡の再興を主導した。両家は、延享二年（一七四五）二月朔日に領地宛行状が継豊によって発給され保証された。またこの頃から両家は、家系図・家譜編集・編纂が始まる。係る潮流の中、寛延四年（一七五二）一〇月二一日、今和泉島津家三次郎は「忠」字を押印して「因幡忠卿」を名乗り、以後、今和泉島津家代が指宿の私領地当主として治めた。

ここでは、再興された今和泉島津家歴代のうち特に初代忠卿から五代忠剛の家督相続に着目しつつ、墓所形成と石塔造立に示された歴代あるいは今和泉島津家としての意識を若干触れてみたい。

3 今和泉島津家の墓所形成と墓碑型式のもつ意味

墓碑に宝篋印塔を用いたのは、初代忠卿塔（本編図4-17・18）、二代忠

温塔（本編図4-15・16）、二代忠温正室塔（本編図4-19・20）である。

初代忠卿塔が何時造られたかという点が明確ではない。と云うものも例えは三代將軍家光の側室・四代家綱生母である寶樹院の事例を示すと、寶樹院は

承応元年（一六五二）に没し護国寺に埋葬される。しかし文献では靈屋の柱

建ては一三回忌の寛文四年（一六六四）に行われている。このことから墓碑である宝塔が造立されたのは寛文四年と考えられるのである。またこれを補強する事柄として、宝塔内に安置される阿弥陀如来像の完成が寛文期なので

ある。さらに寶樹院の宝塔造立の奉行は、米津田盛が務めるが、後に寛文六年（一六六六）大坂城番を仰せつかり大名に列せられている。米津田盛の大名への昇進は、おそらく宝塔造立完成による論功行賞によつてのことと思われる。以上のような将軍・生母の事例を捉えて明らかのように近世における墓碑造立は全てとは言えないが回忌を契機として墓碑が造立されると考えられる。

このような事例から今和泉島津家墓所の墓碑造立を鑑みれば、初代忠卿の宝篋印塔造立時期は、没年と同時かどうかは注意したい。そこで、少しその時期を探つてみたい。忠卿が没した宝曆四年（一七五四）年の時点では忠温はわずか一〇歳である。また、忠温が政治の表舞台で活躍する中で注視したいのは宝曆一〇年（一七六〇）一〇月、福昌寺において有邦公（継豊）の中陰法事を修めたことであろう。そしてこの儀礼において光台寺の真淳和尚が祭文を献じたとされている。¹³⁾ 継豊の中陰法事の大役と忠卿七回忌が重なるのであるが、このことを契機に島津宗家が用いた宝篋印塔型式を墓碑として造立することは相応しい時点ではなからうかと考える。

さらに墓所内における宝篋印塔のうち最も遺存状態がよく、恐らく石材が宗家の宝篋印塔の材質に近いものと思われ、吉貴の血統に繋がるが故に用いる事を許された可能性も考えられる。

加えて島津宗家に準ずる祭祀として注視したい点は、六地蔵石幢造立が共通していることである。福昌寺の墓所内に造立された六地蔵石幢による供養祭礼は、銘からすると義久の没年まで遡れ、あり宗家歴代が六地蔵石幢を用いた祭礼を実践してきた可能性があり、これを先例として今和泉島津家においても二代を継いだ忠温が宗家の葬祭儀礼に倣い光台寺において六地蔵石幢造立を実践したものと考えたい。

次に、7号と10号墓が宝篋印塔についてである。

両塔は平成一八年当該教育委員会によって保存修復を目的とした解体調査が行われ、両塔身内からそれぞれ桐製函が検出されている。特に7号塔の桐製函内に金属製函が納まっていることがX線CTスキャニング調査によつて

明らかにされている。指宿市考古博物館年報七号（一〇〇五）が詳しいので参照願いたい。

島津宗家における葬祭を纏めた藤井の論考^{〔三〕}から葬祭における遺髪の扱いを

参考にすると表6に挙げた通りである。重要な箇所だけ挙げると、一二代藩主綱豊は福昌寺にて埋葬された。遺髪は、一月二六日に綱豊の石塔が完成し、正室淨寛院こと清閑寺熙定娘で五代将軍綱吉の義女となつて奥入れした竹姫の遺髪を錫匣に收め石塔に合祀したことがわかる。また二三代重豪の葬礼では、江戸高輪邸で没し、始め瑞聖寺で中陰法事を済ませ四月五日福昌寺

代数	名	没年	葬礼事項																
			17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
忠義 （土井 （国界） 一八九七）	義栄 （音也 一八五八）	義重 （一八四一）	義興 （一八五九）	義重 （一八五九）	義重 （一八五九）	宗信 （一七八九）	宗信 （一七八九）	吉清 （一七八〇）	吉清 （一七八一）	光久 （一八六九）	東久 （一八六九）	義久 （一八六九）							

表6 薩摩藩主葬礼一覽

図5-15 今和泉島津家石塔型式と忠温



に帰葬。百日法要を行う。髪髪は前年位済ませ瑞聖寺に納め、官服を福昌寺に治めた。葬儀では遺髪を石塔に治めたとされる。

今回和泉島津家で確認された遺髪は、島津忠温について、島津宗家と同じ型式の葬禮を参考すると、遺骸も塔の下に埋葬されている可能性もあるのではないか。被葬者について触ると、七号塔はその戒名から二代忠温である。また、

一〇号塔については戒名あるいは没年が摩耗しており解説不明であるが墓所内における位置関係において初代忠卿塔を中心として左右にはほど等間隔で配されていることなどから二代忠温正室とされている。ここで宗家と同じ型式の宝篋印塔を女性が用いることができるのかという点と、二代忠温に嗣子がなく忠厚が三代を繼ぐまでの間に越前島津家忠教が領主に代わってしばらく治め、漸く寛政一年（一七九九）一月に忠厚が今和泉島津家三代を繼めだこととの関連も注視したい。

最初の女性で宝篋印塔型式を用いるかという点は、越前島津家などを見れば一九世紀前半段階では用いているので忠温の正室の可能性も否定できない。別な観点から考えてみたい。七号塔と一〇号塔の型式あるいは大きさに着目すると殆ど差がなく類似している。このことから造立時期に差がないと考えられよう。そこで注視したい人物として二代忠温の跡を飯に継いだ越前島

津家三代島津忠教の存在がある。そこで忠教の没年を確認すると文政一〇年（一八一七）で忠温が没して五〇回忌に当たる。島津忠教の功績は今和泉島

津家の存続に関わっていた可能性から考へると、墓所内において初代忠卿塔とほぼ並列に位置していることとも合点がいくのではなかろうか。つまり越前島津家は別家ではあるが、中世以来の再興を果たした家柄という点では今泉島津家と共通する状況下にあつた。この意味からも重豪の意思が働き今和泉島津家の存続危機において家督を飯に繋いだ重要な人物であったのではないかだろうか。

この仮定が可能であるならば墓という意味ではなく祀られた可能性はないであらうか。そしてこれを主導したのが宗家重豪であったことは興味深いのである。

また墓所の配置から考へると、中国古代の昭穆制への意識も想像される。中央に忠卿、向かって右に忠温、左に中興とも言える島津忠教の塔を祀ったとも考へられないであらうか。

三代を継いだ忠厚は、加治木領主島津久徴の子であるが島津重豪の子として今和泉島津家三代を継いでおり塔型式に五輪塔を用いた。また以下四代を継いだ忠喬、五代の忠剛、六代忠冬も五輪塔を用いている。ここで着目したのは、忠厚と室、および忠喬の五輪塔型式は、加治木島津家に由来する型式を用いたことである。(つまり加治木島津家二代重豪を意識した塔型式である)と考える。

加治木島津家墓地である能仁寺では、初代からの歴代墓がありその妻の墓も同型式の五輪塔を当主とその妻は用いている。また、姶良市加治木町木田長年寺跡には重豪が母「正覺院(島津都美)」の三三回忌(安永七年一二七七)に造立した墓と龜趺碑があり墓は同型式の五輪塔である。(つまり重豪の意識は、宗家の藩主として自らの墓は福昌寺に宝篋印塔を用いているが、母を頌徳するために加治木領主として五輪塔を用いることで自己認識を具現化したものと解せるのではないか)。さらに龜趺碑を造立にもその意識が示されている。龜趺碑造立に至った重豪の意識は、重豪が生母である都美を僅か二歳で亡くしその後五代島津蘿豊の繼室である竹姫(淨岸院)に育てられたことで培われた可能性が高い。この点について淨岸院の出自などに少し触れることで重豪の意識の基層を探り、加えて思惟の形成が、「家」とし

ての意識を高めたことを確認しておきたい。

淨岸院は、五代將軍綱吉の養女として五代藩主島津維豊の繼室に嫁ぐ。実父は清閑寺熙定で、母は中院道村の娘で、兄妹として野宮定基室や綱吉の側室である寿光院、吉田神道の一九代當主吉田兼吉がいる。また兼章の娘は柳沢吉保の養女である。柳沢吉保の側室は正親町実豐である。以上のようない系図から見た淨岸院のネットワークのキーワードは神道であり、特に仏教に拘わらず儒教を取り込んだ神道にありそうである。このような淨岸院の思惟が重豪の教育にも反映されたと思われるることは想像に難しくなからう。儒教などを学ぶ中、エスニシティ⁽¹⁾を育み加治木島津家としての自らの出自を意識したのではなかろうか。そしてこの意識が加治木島津家第六代當主・島津久徴の子として、さらに重豪との関係から忠厚墓が五輪塔型式に示されたのであらう。このように見てくると、五代忠剛の五輪塔型式は水輪に「源」姓を刻んだり、位牌を地輪に刻み名を入れるなど忠厚のそれとは区別する必要がある。

忠剛は、宗家九代薩摩藩主・島津斉宣の七男として生まれ、島津忠喬の養子に入り、天保(〇年一八三九年)家督を継ぎ、今和泉島津家一〇代となつた。忠剛の娘・於一は、先に近衛家の婚姻のところで示したが、宗家齊彬の実子として近衛忠熙に養女となり篤姫として一三代將軍家定に安政三年(一八五六)に嫁した。しかし父・忠剛は、將軍御台所を見届けられず安政元年(一八五四)に没していた。忠剛の墓碑は五輪塔であるが、先の忠厚で確認した型式ではなく、別タイプの五輪塔を墓としている。(つまりこれは篤姫入奥後に造立された可能性があることを示しているのではないか)。忠厚塔は正面に「源」姓を刻み(図5-15)歴代における將軍家や近衛家との関係を後ろ盾に五代忠剛を祀ることで加治木島津家にエスニシティーをもつ島津重豪の目指した「清和源氏」の出自意識が再認識され、墓所が象徴的に位置づけられたのではないか。これらの意識は墓所構造をみても一目瞭然である。初代忠卿の参道とは別に新たに新参道を設け、墓所の基壇石垣をも大きく改変していくことが調査で明確になつてゐる。これら

のことがこれを補強する点であろう。

4 今和泉家の菩提寺光台寺のこと

今和泉島津家の菩提寺光台寺は、『三国名勝図会』によれば、延享二年（一七四五）に吉貴の命で浄光明寺前住廟心上人を開山として建立の命が下されたものの、経年により廢寺となり曹洞宗西光寺を改宗し、水引の廢寺・時宗光台寺の号をとつて宝曆七年（一七五七）に建立されたとされている。また近年古賀克彦の研究では、近衛前久の息で近衛家一七代当主、関白左大臣近衛信尹の日記『三義院記』の文禄年間に薩摩国坊津に三年間配流と



図5-16 羅漢寺隱元塔
(文献12より)

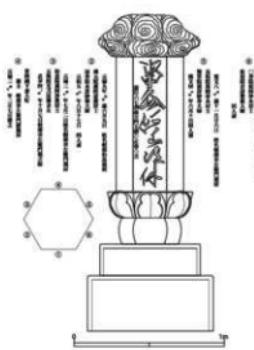


図5-17 遊行寺雲頭塔



図5-18 今和泉墓所南側墓地内墓碑 (参考)

なった時の記事の中に「都於郡の時宗光照寺で振る舞いを受けた」という記載があり、これに着目し、光照寺について土井伊勢守・上井寛兼が記録した『上井覚兼日記』と照らし合わせ、天正二〇年一二月一二日状に「遊行上人の貸與を願い出て」、天正二二年八月廿三日条では「義久が両寺を藤沢清淨光寺末寺とした」とことを確認している。このような研究を参考にすると、今和泉島津家菩提寺光台寺について『三国名勝図会』の記載の「水引の廢寺・時宗光台寺」との関連に注視する必要があるのでなかろうか。

時宗という点に少し触れておくと、今和泉島津家菩提寺である光台寺は、現状ではその位置や伽藍など明確ではない。現在今和泉島津家墓所の南に位置する緩やかな丘陵斜面地および丘陵尾根上には江戸期の墓碑類が点在している。中でも基台に巻蓮華座を有する墓碑があり正面に「南無阿弥陀仏」と大きく刻んでいる(図5-18)。このよ

うな墓碑の類型が鹿児島県あるいは、先に触れた遊行上人の関連から旧都於郡、現在の宮崎県中部、西都於南部の地区などに分布するのかどうか確認していないので明確な答えは出せないのであるが、藤沢市遊行寺境内には図5-17で示した塔が現存している。また日黒区五百羅漢寺境内にあったとされる黄檗宗隱元隆琦塔もまた基台に巻蓮華を用いている。遊行寺は時宗であるので当たり前であるが、五百羅漢寺(図5-16)の場合には黄檗宗であり宗派が異なっている。しかしここで注意したいのは、黄檗宗は「念佛禪」ともいわれ、隱元隆琦の弟子である浜松初山宝林寺開基となつた明僧・獨満性瑩がとても有名である。つまり「念佛」をキーワードとすれば遊行寺と五百羅漢寺例が念佛に帰依をした人々の痕跡ともとれる。同様に光台寺背面の墓所において巻蓮華タイプの墓碑の存在は、光台寺が時宗や黄檗宗との関連があつた可能性を示しているのではないかろうか。また、このタイプの塔の数量が少なく特殊であった場合、遊行寺との直接的な関連も注視する必要があろうと思われる。

おわりに

近年、全国に所在する大名家墓所の実態が明らかにされる中、岡山藩池田家と家老家、前田家と家老八家、土佐藩山内家と家老家など国元の藩政において家老を重用し大名に匹敵する領地を与え広域を治めさせた藩主家の実態も解明されつつあり内実が少しずつ明らかになってきた。

今泉島津家の場合は、地方領主層であるが、宗家島津家が自己認識を重視して自らの存在を一族で支えるために中世に断絶した家を再興させて生まれた領主である。先の岡山藩池田家、金沢藩前田家、土佐藩山内家と家老家の関係性とは違いがある。家督の相続を重視した一門家を擁する機構の存在は他に類を見ない特別な護り方であり、血族、血統を重視したことが大國譜摩を支えたものと思われる。

近衛家を通じた将軍家との血縁関係を成し遂げた今和泉島津家の存在意義は極めて重要であり、今和泉島津家の墓所は、その歴史を端的に示しているのである。今後改めてその歴史的価値が強調され広く周知され活用されるべき墓所であると考える。

最後に、今和泉島津家墓所（光台寺跡）の西に近接し、古くから信仰のある豊玉媛神社とそれに關わる歴史に觸れ筆を置きたい。

現在、光台寺跡西に位置する豊玉媛神社に次の八点の棟札があり、市指定文化財として保管されている。

① 豊玉姫神社棟札（指宿市岩本二八四五番地豊玉媛神社内）
（因幡忠通・忠温）

二号棟札 元禄八年（一六九五）鳥居並仁王両脇岩本中（綱貴）

三号棟札 延享三年（一七四六）中宮大明神一社再興（忠顕・宗信）

四号棟札 宝曆二年（一七六三）中宮大明神一社再興

五号棟札 明和五年（一七六八）中宮大明神茅表再興（因幡忠通・忠温）

七号棟札 文政五年（一八二二）中宮大明神社頭再興（因幡忠通・忠温）

（源朝臣嶋津安藝忠厚）

②伊佐知權現社棟札

六号棟札 安永四年（一七七五）伊佐知權現御社再興（御領主忠温）

③玖玉神社棟札

八号棟札 宝曆四年（一七五四）今和泉池田村堀切園九玉神社拝殿再興

（因幡様・忠卿）

なお、②伊佐知權現社と③玖玉神社は、鹿児島市内にあったとされる。

いすれにしても遺存した棟札には、宗家薩摩藩三代綱貴と同六代宗信が社殿や鳥居、仁王像、宝殿の造営や再興をし、武運長久を願った記録があり、中宮大明神への寄進には今和泉島津家歴代の名が記されている。

この他、中宮大明神へは天文二三年（一五四四）銘を記した棟札は、顕娃兼洪の家臣で伴兼任が武運長久を願い寄進をしている。

三号棟札は、宗信が継豊から家督を相続した折に中宮大明神に武運長久、國家安泰を願つたものである。四号棟札は、因幡忠通（忠温）が寄進しているが、内容からすると、宗家五代継豊が宝曆一〇年（一七六〇）に死去する

と、継豊の弟で重豪の外祖父にあたる島津貴備に三年間藩政の実権が委ねられた後に重豪が親政を開始した年に当たる。今和泉島津家領主の相続において忠温から忠厚への移譲は、一七九九年因幡守が認められたとされているが、

先の棟札の銘から宝曆二三年（一七六三）に因幡忠通と記されている点は注視したい。五号棟札には、継豊が没後九年、忠卿は没後二三年に当たることから今和泉領主として忠通が中宮大明神を再興している。七号は、忠厚が宗

一家一〇代裔孫の御息子孫繁栄を願って寄進をしている。忠厚は、文化六年（一八〇九）重豪の孫の島津齊興の後見を務めており、文政八年（一八二

五）に今和泉島津家島津忠備の養子に甥であり、齊興の弟に当たる忠剛を養子として迎えている。これらの家の相続に間違して宗家の裔孫に対する棟札を寄進したものと思われる。このように見てくると中宮大明神は今泉和家にとって極めて重要な神であり、領主はこれを重視し寄進を行っている。このような神社仏閣を重視した信仰は、特に重豪の祖先祭祀の信仰に関わるのであろう。今和泉村内にある島津久章を祀る大和守大明神も疫病の神として祀

られているが、本来は、重豪の祖先祭祀の信仰において清泉寺跡の再興に由来するん流れのなか、後世に重豪が再興した大和守大明神と流行神への信仰が混淆する中で祀られていったものである。現在、豊玉媛神社内に遺る「重建岩本村大和守大明神石祠記」を刻んだ碑は、重豪の祭祀・信仰の痕跡の一端を知る上で重要な碑と思われる。もともと現在の碑も明和に造られた碑が摩耗したことによって再建された碑である。この碑が現在また朽ちかけているので保存のための処置が望ましいのではないか。

付記　末筆であるが、本稿を草するに当たり、指宿市教育委員会中澤浩太郎氏、鎌田洋昭氏にはご高配賜った。また鹿児島市教育委員会　藤井大祐氏、有川孝之氏、真鍋雄一郎氏には資料提供や島津宗家についての有益な助言を賜つたことを記して謝意を表します。

〔註〕

- 1 林 匡 〔一〇一三〕『島津家由緒』と薩摩藩記録所—寛永から正徳期を中心にして—（『黎明館調査研究報告』第二五集）
- 2 金井静香 〔一〇一五〕『中世と近世における近衛家と島津家の交流』（京都女子大学宗教文化研究所『研究紀要』第二八号）
- 3 指宿市役所 〔一九五八〕『指宿市誌』一八七頁
- 4 藤井大祐 〔一〇一七〕『第一節　藩主の葬礼』（鹿児島市教育委員会『薩摩藩主津家墓所・福昌寺跡調査報告書』二三頁）
- 5 前掲　註4
- 6 碩前一・小倉慈司編 〔一〇〇五〕『近世朝廷と垂加神道』（ヘリカン社）
- 7 松原典明編 〔一〇一八〕『徳川将軍家の宝塚造立事情再検討』（松原典明編『近世大名葬制の基礎的研究』雄山閣）
- 8 岸本 覚 〔二〇〇四〕『毛利家祖先の神格化と京都—近代国家と民衆統合の研究—祭祀・儀礼・文化』（『佛教大学総合研究所紀要』三三）
- 9 岸本 覚 〔一〇一五〕『近世薩摩藩祖廟と島津家』（鈴木彰・林匡編『島津重豪と薩摩の学問・文化』（『アジア遊学』一二七 勉誠出版）
- 吉田昌彦 〔一〇一八〕『言説のなかのアイデンティティ—近世前期における「日本人」と「エトニ」（『境界のアイデンティティ』岩田書院）

- 10 林 匡 〔一〇〇八〕『島津氏一門系の成立—越前（重富）島津家を中心として—』（『黎明館調査研究報告』第二号）
- 11 古賀克彦 〔一〇〇九〕『中・近世宗外記録にみる時宗教團—特に翻刻された公家日記について』（『時象文化』第一九号）
- 12 石田茂作編 〔一九七二〕『日本の美術』No.七七（至文堂）
- 参考文献
山本博文 〔一〇〇五〕『徳川将軍の結婚』（文芸春秋）
徳水和喜 〔一〇〇七〕『天瑞院萬延』（新人物往来社）

第6節 今和泉島津家第八代島津忠厚とその和歌ナロン

鹿児島大学法文学部 丹羽謙治

今和泉島津家第八代（再興今和泉島津家の第三代）忠厚は、『島津氏正統系図』では次のように記載されている。

忠厚 初久邦 雄五郎 因幡 安藝 市正 山松

○天明二年壬寅五月十九日生^ら、母、島津式部少輔久般女、

○爲「島津因幡忠溫後嗣」

○弘化四年丁未三月十六日卒、法名山松壽榮

忠厚は島津重豪の三男となっているが、伊地知季安が新納久仰の求めで執筆した島津重豪およびその子女の系譜『近秘野神』では、次に掲げるよう引用者は、加治木島津家第六代当主島津久徴の子ということになっている（傍線は引用者）。

三男

忠厚 初名久邦 雄五郎 因幡 安藝 市正 老号山松

○天明二年壬寅五月十九日生于薩府、母島津式部少輔久般女（一削

注】實島津兵庫久徴之男、（公為己子以告大冢云）七年丁未六月九日、令于国中為己所生、七月九日、置抱守御小姓令給事之、

十三日告朝三男、八年申二月十二日、入楠本阿波守門、三月朔日、

入村松四郎兵衛門馬術、四月九日、入柳生但馬守門、

○寛政五年正月六日命剃前髪、八月十六日未冠以後覽諸役坐、十一

年己未九月六日、出爲島津因幡忠溫後嗣

島津久徴（一七五二一一八〇九）は、郷校職英館の設立、儒学者（伊藤瓊

山、秋岡冬日）の招請、人材の登用など重豪の開化政策と呼応する政策を行つとともに、自身詩文の才を發揮して『名山樓詩集』（初稿・寛政十一年刊、二稿・文化五年刊）、『名山樓詠物百首』（寛政十一年刊）を出版した。寛政十二年（一八〇〇）に隠居して子の久照に家督を譲るが、上記のような連の動きが本家の改革派（近思録派）を刺激し、文化五年、久徴は藩から子の久照ともども处罚を受け、翌六年逝去する。文化十三年（一八一六）、忠厚の長男久徳（一七九八一八五〇）が加治木島津家に久照の養子として入ることになるが、血縁のある加治木家の当主に取まるのは自然なことであつたのである。

今和泉家の忠厚は、文化五年に起きたいわゆる文化朋党事件（近思録崩れ、秩父崩れ）の後、齊宣に代わって藩主となつた齊興の後見役を務めた。文化から文政にかけての忠厚の活動を記した資料は極めて少ない。

『源姓和泉氏嫡流系図』によれば、文政八年（一八二五）四月十五日、島津啓之助久範（斎宣六男、後に忠剛）を嫡子三次郎忠裔の養子とし、同年十一月十一日、忠厚は隠居願を提出、同月二十七日許されてゐる。忠厚は弘化四年（一八四七）三月十日に没するまで、二十二年余りの隠居生活を送ることなるが、この間に和歌に多くの時間を費やしたことことが資料から明らかになる。

まず、忠厚の隠居後まもなく成立した『松操和歌集』（文政十一年八月、川畑平太左衛門篤実編）には忠厚の和歌が十首採られている。そのうちの二首を引用する。

撰津国玉川の卯木を移しうへ置けるに此ころはなの咲出けるを折て、君の御覽に備へ奉るとて

島津市正忠厚

わか末流の家号を今和泉と給ひけるを、いともかしこく祝ひ思ふまゝに

入集歌にはいずれも「島津（市正）忠厚」と署名されているので、隠居する前の和歌が採録されたものと推定する。『松操和歌集』に十首入集というのは、決して多いとはいえないが、他の島津一門家、例えば垂水島津家の島津貴澄が三首しか入集していないに比べると決して少ないとは言えない。

齊宣（二十三首）に次ぐ多さである。

さて、鹿児島大学附属図書館玉里文庫に所蔵されている『歌集』（地の部3番箱、2028番）は、隠居後の忠厚の詠歌の実態を示す重要な資料である。地の部には島津久光の自筆本が多く収められているが、この『歌集』も久光の自筆写本である。全三冊で縦13・8cm、横22・7cm、表紙は黒色布目網目刷出で、各冊の表紙左肩には題簽が貼られ（歌集 萬印 上（中・下））と墨書きされている。現在の装訂は久光の没後施されたものである」となる。上巻の冒頭には朱印「萬印」（白文）が捺されているが、これは重富島津家時代の久光のお印の可能性がある。丁度はそれぞれ上巻が六十一、中巻が五十五、下巻が六十五である。

本書は若き日の島津久光（当時は忠教）が、和歌の師である長野彦兵衛祐喬（？—一八五二）の所持していた和歌の記録や山口祐命「隨手抄」という和歌の書留などを借りて写したものと推定される。上巻に「天保十二年辛丑閏正月十有三日より写之もの也／隨手和歌集 源忠教」とあることから、和歌の修行を始めた時期に先人の和歌を書き留めていたものであろう。これによつて文化年間から天保末年に至る、島津忠厚およびその周辺の和歌の活動を垣間見ることができる。ある。

『歌集』の中には、忠厚の兄にある島津齊宣が、文化八年（一八一二）六月二十三日に鹿児島の南林寺に奉納した五十首の詠歌（五十首）がある。この他に、天保七年（一八三六）八月十六日の賢章院殿十三回忌追善に詠まれた和歌が、賢章院の子島津齊彬を筆頭にして百九十首ほど並ぶ。歌を寄せたのは大名（他藩に養子に入つた子弟）から、姫、御殿女中、藩士、さらには

は旗本や僧侶など広汎に及んでいる。『歌集』から、島津忠厚の詠歌活動が知られる部分、特に年代が明確であるものを以下に示す。

○天保四年巳九月廿五日 兼題「月前菊」

忠厚・もむ子・わか子・純清・周道

○ 同 巳十月廿五日 兼題「江寒宵」

忠厚・もむ子・わか子（若子）・綱武

○ 同 巳十一月廿五日 兼題「河千鳥」

忠厚・もむ子・若子・綱武・純清・周道

○ 同 巳十二月 兼題「歲暮梅」

忠厚・もむ子・わか子（若子）・純清・綱武・周道

○天保五年午正月会初 兼題懐紙「初春祝道」

忠厚・もむ子・わか子・純清・綱武・周道

○ 同 午八月 兼題「山月」

忠厚・わか子・純清・周道

○ 同 九月 兼題「拂衣」

忠厚・わか子・純清

○天保五年九月十三夜御殿御会 純清

忠厚・わか子・純清・周道

○天保六年正月 兼題懐紙「初春霞」

忠厚・若子・周道・純清・綱武・兼條・東水

○天保十一年正月十一 日祐庵宅会始和哥

松翁・おゑつ方・浦はし・関山新六金相・石神彦

七助佳・田中源五左衛門国道・矢野清右衛門清

勝・益山金兵衛純業・石神喜平次助愛・椎原助左衛門國温・橋口新藏兼順・内田直右衛門政正・長

野彦兵衛祐翁・谷山角太夫純清

○天保十三年田之浦会（八月十五夜）

山松・久長・わか子・りり子・綱武・祐喬・芳
貴・公道・清勝・國定・芳賢・快応・智平・瑞
節・公平・義晴

忠厚は天保六年（一八三五）に十二月十二日に名を「山松」と改めること

を願い出ているが、これは江戸から二十七年ぶりにお国入りした隠居斎宣
（溪山）が、「山松字歌」を忠厚に与え、改名を促したからだという（『源姓
和泉氏嫡流系図』）。

『歌集』から窺えるのは、第一に忠厚が中心となつて月並の歌会が開催さ
れていたことで、正月の会始め、八月十五夜、九月十三夜には歌会が開催
されたということである（年代が特定できないため、引用はしなかつたが、
『歌集』には忠厚の「十五夜 十五首」などが記録されている）。会する歌
人たちは、谷山角太夫純清、大山後角右衛門綱武、長野彦兵衛祐喬、伊地知
兼條、曾山芳賢、川畑東水らである。

このうち、谷山角太夫純清は、父の谷山角太夫純香（？—一八〇一）が公
家の日野資枝（ひのすけき）から和歌の指導を受けた薩摩を代表する歌人で、
吉野村にあった同家の別荘桃源亭（資枝の命名）は紅葉の名所として知られ、
城下から多くの人がここを訪れた。大山後角右衛門綱武は西田に屋敷があり、
文化庁所蔵「中将様御入一巻」に「又次郎殿御附 大山後角右衛門」とある
ように、久光（又次郎）の教育係を務めた人物である。長野彦兵衛祐喬も先
述のように、若き日の久光に和歌を指導した人物であった。

天保四年から六年にかけて、忠厚が行つた歌会には、「わか子」「もむ
子」という二人の女性が参加していることが見て取れる。「わか子」は天保
末まで一貫して参加しているが、「もむ子」は天保五年八月から姿を見せな
くなるという違いがある。忠厚の御附きの女中である可能性もあるが、この
二人の素性についての考察は、後考を期すこととした。

一方、天保十三年、田之浦の今和泉家の別邸で行われた歌会には、「わか

子」とともに「るり子」（留利子、類梨子）が加わっている。田之浦別邸は、
藩主斉興に五本松別邸を献じた見返りに賜つた別邸で、忠厚は隠居後の生活
をここで送り、最期もこの別邸で迎えている。なお、久長は、加治木島津家
徳（忠厚長男）の子、忠厚にとっては孫に当る。「るり子」については次の
ような史料によってその人物像が明らかになった。

□『弘化四年 日記』（尚古集成館文書）五月十八日条
「一 御養料米 弐拾俵

今いつミ屋敷

御年寄上席 留利

右者山松殿^上被附置一世首尾能
相勸候付諸給分取込拝借被下功

被仰付其身一世是迄之振合通ニ而
今和泉家^上被召置御養料米右之通
以来 大奥^上罷上御祝儀御機嫌

何等申上候様被仰付候条此旨可申
渡御廣敷御用人被申渡可承知

向茂可申渡候

壱岐

右之通未四月九日相良甚太夫御取次ヲ以
被仰渡 河野助市承知致候事

一
（中略）
留利事

右之通願出改名

遊草院

れるとともに、大奥へ祝儀御機嫌伺い等に上る」とを許される旨が、御廣敷

御用人相良甚太夫を通じて達せられた。また留利は「遊章院」と改名する」となった。この達は、先述のように山松（忠厚）が弘化四年三月十日に没したことを受け為されたものであることは言うまでもない。

この資料によつて、今和泉島津家墓地の忠厚の墓の後に建つ遊章院の墓（12号墓）は市田氏（正妻）のものではなく、この附人の女性のものだつたことが明らかとなつた。遊章院は、嘉永六年（一八五三）七月二十五日

（？）に逝去、光台寺に葬られた。法名は遊章院殿月室妙光大師。『鎌田正純日記』七月二十八日条には、「…左候而退出より鶴津安芸殿義祖母死去忌中ニ而候付、悔として見廻夫より帰宅之事、…」とあり、また『種子島家譜』巻六十九には、「（八月）〇十三日、吾夫人祖母今和泉邸遊章院卒、夫人受。忌十五日」とある。今和泉家の当主忠剛に對ては「義祖母」とされてゐる。種子島家の当主久珍（島津斎宣十二男）の妻は、加治木家の島津久徳（忠厚長男）の次女信であつた。そのため夫人（信）は十五日の喪に服したのである。歓灯の記名や『源姓和泉氏嫡流系図』に照らしてみると、遊章院は於礼・島津久徳・貞（島津久光の妻千百の母）の生母、中村氏である可能性が高い。

注目されるのは、恵性院が「安藝殿実母」となつてゐる点である。忠蕃が天保十年（一八三九）に隠居し、當時の今和泉家当主は忠剛（安藝）になつてゐる。三次郎は忠冬である。恵性院は忠剛の実母であるから、これは島津斎宣（天保十二年没）の側室ということになる。前出の『島津氏正統系図』によれば、忠剛の実母は「荒田八右衛門常明女」とある（『源姓和泉氏嫡流系図』でも同様）。また『近秘野神』にはその名を「多津」とする。そうすると、この恵性院は、没年から先にみた「わか子」に相当する可能性もある。

恵性院の墓は、現在今和泉島津家墓地の14号墓である。

月三日条には次のように記されている。

一 安藝殿実母致死去候ニ付／安藝殿井三次郎殿忌服御受被成候付／申上候様堅山武兵衛より致承知候間可／被申上候 此旨及御□口□候 以上辰二月三日

御廣敷御用入／錦崎御廣敷御用入

【註】

1 『島津家資料 島津氏正統系図（三）』（島津家資料刊行会、昭和六十年）

2 『鹿児島県史料 伊地知季安著作集六』（鹿児島県、平成十八年）所収。引用はこれに基づく。

3 加治木郷土誌編さん委員会編『加治木郷土誌』（加治木町長宇都宮明人、平成四年改訂版）

4 福井道子・橋口晋作・田中道彌編『松樺和歌集 本文と研究』（鹿児島県立短期大学地域研究所、昭和五年）による。ただし、和歌部分の記載を一部省略した。

5 これは天保十一年（一八三〇年）による。長野祐商店での会には忠厚は直接関与していないが、参考のためここに入れた。なお、「松翁」は北郡公翁である。

6 前出の『歌集』に「今和泉家中い師 瑞雲」として見える。

7 『鹿児島県史料 旧記録録追録 七』（鹿児島県、昭和五十二年）八四四番史料。

【謝辞】

尚古集成館には資料の閲覧に関して格別のご高配を得た。ここに感謝の意を捧げる。

文中に見える沖瑞雲は今和泉家の医師である。沖の報告では恵性院の容体は重篤であるとのことであつた。翌二月三日、恵性院は死去。同じ日記の二

今いつミ 恵性院事／俄ニ不快のよし夜ニ入連方申參り／御内々とハ申事候へとも／御聞二人御使ニ被遣候 今晚泊番付 沖瑞雲／右帰りよ程大切ニ及候段申上候

御用人相良甚太夫を通じて達せられた。また留利は「遊章院」と改名する」となった。この達は、先述のように山松（忠厚）が弘化四年三月十日に没したことを受け為されたものであることは言うまでもない。

この資料によつて、今和泉島津家墓地の忠厚の墓の後に建つ遊章院の墓（12号墓）は市田氏（正妻）のものではなく、この附人の女性のものだつたことが明らかとなつた。遊章院は、嘉永六年（一八五三）七月二十五日（？）に逝去、光台寺に葬られた。法名は遊章院殿月室妙光大師。『鎌田正純日記』七月二十八日条には、「…左候而退出より鶴津安芸殿義祖母死去忌中ニ而候付、悔として見廻夫より帰宅之事、…」とあり、また『種子島家譜』巻六十九には、「（八月）〇十三日、吾夫人祖母今和泉邸遊章院卒、夫人受。忌十五日」とある。今和泉家の当主忠剛に對ては「義祖母」とされてゐる。種子島家の当主久珍（島津斎宣十二男）の妻は、加治木家の島津久徳（忠厚長男）の次女信であつた。そのため夫人（信）は十五日の喪に服したのである。歓灯の記名や『源姓和泉氏嫡流系図』に照らしてみると、遊章院は於礼・島津久徳・貞（島津久光の妻千百の母）の生母、中村氏である可能性が高い。

第6章 史料調査

第1節 今和泉島津家関係史料

1 源姓和泉氏嫡流系図

今和泉島津家は、戦国時代に廃絶した和泉家を、延享元（一七四四）年に再興する形で創設された家であり、鹿児島藩の家臣団最上位の一門家に位置する。昭和六〇年に刊行された指宿市史には今和泉島津家の歴代当主と家族の名称が記載されているが、詳細を示した史料は掲載されていない。また、今和泉島津家の系図が今和泉小学校に所蔵されていたことが記載されているが、現存していない。

今和泉島津家に伝わる源姓和泉氏嫡流系図は戦災によって焼失したとされる。一方で大正期に書写された系図に関しては、これまで翻刻されたことがなかったところである。今和泉島津家墓地の成り立ちを確認調査を含め追求する中では、系図の存在は極めて重要であることが明確となつたところである。

今回、今和泉島津家の現当主である島津久紀氏の好意により、『源姓和泉氏嫡流系図』を、以下に掲げる凡例に従つて翻刻するものである。

凡例

一、翻刻の対象としたのは、大正一四年四月一日に、当時の当主島津隼彦氏によつて書写されたと考へられるもののコピーである。

二、漢字は原則として通行の字体に改めた。
三、コピーがとられた年代が古いことから、判読ができない部分が多数存在する。これについては●で表記した。

一、本文中の返り点は、おそらく大正一四年の書写時点に記入されたものと考へられる。返り点の中には位置の誤りなど錯誤が含まれている場合があ

付記

翻刻に当たつては、鹿児島大学法文学部教授 丹羽謙治氏に全面的に協力をいただいた。

2 豊玉媛神社棟札8点（指宿市指定有形文化財）

豊玉媛神社等棟札8点は昭和五五年一月の社屋等改築の際に発見され、平成二三年五月一日に指宿市有形文化財に指定された。8点のうち6点は中宮大明神（豊玉媛神社の旧称）、2点（6号・8号）は伊佐知權現社と九玉神社に関係する。3号棟札から8号棟札は今和泉島津家に関連し、4号棟札以降に当主と家臣等名が記されている。

元禄八年の2号棟札には、中宮大明鳥居と「二王」2体と記される。仁王は魔仏駆除で破壊され、昭和五六年に「光台寺參道」沿いで発見された。

延享二年の3号棟札には、指宿郡・頬村郡内の御分地名が今和泉と号するところ。

宝暦一三年の4号棟札と明和五年の5号棟札には、「大願主 源朝臣島津因幡忠通」、「領主島津因幡源忠通」と2代当主島津忠温が別名で記され、安永四年の6号棟札には「御領主忠温公」となっている。

文政五年の7号棟札には、「大願主 源朝臣島津安芸忠厚」と3代当主名がある。

宝暦四年冬霜月の8号棟札には、「当地領主因幡様」と初代当主島津忠卿の名がある。忠卿は一月一三日に死去したため、その直前のものと考えられる。

【参考文献】
岩崎 光 一九八二 「今和泉郡 中宮大明神・指宿西撰寺棟札」『指宿史談』2号

島津氏族

源姓和泉氏嫡流系図

自是上世署

忠宗

三郎左衛門尉 下野守 上總介
○建長三年辛亥誕生、母相馬小次郎左衛門・尉胤綱第三女（為尼称妙智）也

○正中二年乙丑十一月十二日逝、享年七十五、法名道義、号仲阿弥陀
佛、淨光明寺殿、光明寺殿、淨

貞久

三郎左衛門尉 上總介

○文永六年己巳誕生、母三池奎助入道道智女也、

○貞治二年癸卯七月三日逝、享年九十五、法名道鑑、号道阿弥陀佛、淨

忠氏

初実忠 三郎兵衛尉 左兵衛尉 豊後守 下野守

○元亨中有國命称薩州南鄉（中古薩●永吉●田）地領職（年間不詳）、
●通用、●後号和泉、●稱領知薩州出水郷總●出水和泉●

忠直

初忠賴 又八郎 右衛門兵衛尉

○貞和五年己丑八月、忠賴從太守貞久公在

○將軍家有台命補肥前國松浦莊早澤村地頭職（年間不詳）、
○建武元年、太守貞久公上洛、実忠從焉、公招請將軍尊氏卿於旅館設

為治具饗應、實忠列射手、矢九十六、上杉師冬獨同之、其餘射手無及、實忠一者、將軍家可為島津家之的、甚加褒賞

○同年間実忠与高越後守師泰、齊藤弥四郎左衛門尉利泰俱為鎮西成敗

職（●曰●●奉行、在筑前國博多掌政事也、

觀応三年壬辰七月三日卒、法名觀翁矣、延享元年甲子九月二十二日有命、追謚号德元院殿享阿觀翁大居士、

○也、同年間実忠与高越後守師泰、齊藤弥四郎左衛門尉利泰俱為鎮西成敗

忠光

初師忠号佐多 三郎左衛門尉

時久

号新納 四郎左衛門尉 近江守

資久

号權山 六郎 三郎左衛門尉 安芸守

資忠

号北鄉 七郎左衛門尉 尾張守

久泰

初義久 号石坂 九郎左衛門尉
右兄弟七人、称之七人島津一

女子

阿久重

久泰

伊作大隅守宗久室

女子

忠直

初忠賴

又八郎 右衛門兵衛尉

○貞和五年己丑八月、忠賴從太守貞久公在

○將軍家有台命補肥前國松浦莊早澤村地頭職（年間不詳）、
○建武元年、太守貞久公上洛、實忠從焉、公招請將軍尊氏卿於旅館設

為治具饗應、實忠列射手、矢九十六、上杉師冬獨同之、其餘射手無及、實忠一者、將軍家可為島津家之的、甚加褒賞

○同年間実忠与高越後守師泰、齊藤弥四郎左衛門尉利泰俱為鎮西成敗

職（●曰●●奉行、在筑前國博多掌政事也、

觀応三年壬辰七月三日卒、法名觀翁矣、延享元年甲子九月二十二日有命、追謚号德元院殿享阿觀翁大居士、

忠頼

俱從貞久公

越後築地入御所、誠之尊氏卿及直義等、各●其強勇恐怕也、

貞久公嘗欲征伐逆臣薩州谷山郡司平忠高

忠頼

築一陳於波平矣、忠高

忠頼

亦橫陳於牛落、使弟祐玄衛之、塞通路甚嚴、忠直為援兵馳

忠頼

來自出水、雖然不輒於茲、忠直留從軍於青屋松原、單騎進

忠頼

謂高聲曰、陳中祐玄聞其名、可下出陣外決雌雄上、玄

亦強勇者也、聞其言、單騎馳出、相互並轡組落馬之間、忠直素大

刀、為玄上得其首、於是松原從軍進來攻戰、敵軍敗走、忠直到

波平、謁貞久公、終得通路之自由矣、

○忠直屬征西將軍懷良親王、在豐後國而於彼國卒、年月、法名不詳、延亨元年甲子九月二十二日有命、以元祖忠氏之卒日七月三日為忌日、追謚号「相心院殿隆阿良統大居士」、

一、卒日七月三日為忌日、追謚号「常法院殿住阿玄寂大居士」、

三代 氏儀

又三郎 能登守

○於豐後卒、年月法名不詳、延亨元年九月二十二日有命、以元祖忠氏之卒日七月三日為忌日、追謚号「昌興院殿源阿道繁大居士」、

忠治

又九郎

千松丸

早世

久親

又四郎 式部大輔

弓馬達人也

○六代太守氏久公迨老年向元久公（七代大守）、歎曰、和泉右衛門兵衛尉忠賴諸道武勇不穎天下者也、貞和五年八月高師直・師泰專奢侈亂禮儀、因御所時与叔父新納時俱越乘地入御所盡之、忠節施名譽、然離貞久公及數輩叔父親戚為征西將軍宮方居住豐後卒于彼國、其子能登守氏儀亦居住彼國卒去、後來之子孫終身於他邦、非当家之璽璽乎、庶幾招寄渠於當國加于門之列可乎、於是元久公徵久親於豐後、時公在城求仁院志布志、故使久親居于此地而賜百町之采地於求仁鄉深川村也、使久親居于此地而賜百町之采地於求仁鄉深川村也、

○卒去年月法名不詳、延亨元年甲子九月二十二日有命、以元祖忠氏卒日七月三日為忌日、追謚号「常法院殿住阿玄寂大居士」、

又十郎 女子

久氏 又二郎 隱岐守

久賴 又七郎 刑部大輔

忠勝 又六郎

忠広 式部大輔

久清 左馬頭

忠為 民部少輔

女子

忠初 忠元 又十郎

○屬島津豐後守忠広在日州厭肥之日、忠広使忠元質伊東氏都於郡上（伊東氏城下也）、主彼家臣中村四郎右衛門義秀家、未幾和讓及開靜、於是忠元將就死地、時義秀請赦不休、終得全命、且為義秀養子、配其女嗣中村氏、乃改義忠也、

久儀

直久 松房丸 又四郎

○一族島津太郎久林之臣、有酒匂紀伊守川辺松尾城、然忽變心

忠永二十四年丁酉九月密內^一忠太守久豐公^二招入公軍衆於松尾城中^一、
雖然、內城野頭隔、堅固也^一。且薩山田・阿多・田布施・伊作等久林之士卒馳^一集內城野頭^一、伊集
院彈正頼久亦率^一多兵、救內城野頭^一來^一。故松尾却為^一龍城也^一。時久豐
公為^一松尾城援兵^一、櫛山某^一同為^一「一手將」^一、與^一忠久同弟佐多伯耆等^一為^一
「一手將」^一、陳^一難野原^一、同為^一「一手將」^一。同月十一日、與^一賴久戰^一野頭^一之時、直久、
忠次共遂^一戰死矣^一。法名不詳、延享元年甲子九月二十一日有命^一追^一謚号^一長生院殿壽阿不老大居士^一。

忠次

乙房丸 又五郎

忠卿

三次郎 因幡

○忠永二十四年丁酉九月十一日、与^一兄直久^一共戰^一死川邊野頭^一、

○貴公^二男、母近藤三左衛門嘉包女也^一。和泉氏之元祖下野守忠氏者、四代太守忠宗公之一男、初号^一島津^一、
○夫^一和泉氏之元祖下野守忠氏者、四代太守忠宗公之一男、初号^一島津^一、
後改^一和泉、昵^一近将軍家、補^一前國松浦莊・早瀬^一村等之地頭職^一、為^一三男忠光、四男時久、五男資久、六
男資忠各立^一家、子孫衍衡、惟忠氏子孫直久、從^一八代太守久豐公命^一為^一一方將^一。忠永二十四年丁酉九月、師^一于川辺^一、進勵^一武勇^一、戰^一死^一。
野頭^一、爾來絕^一後、三百二十余歲、茲豈不無憾哉乎^一。然今於^一懿親者^一、貴傳^一忠紀^一、
○是延享元年甲子二十五日、吉貴公代^一太守繼豐公^一（公依病疴病
滯留東武、故吉貴公代之）有命興^一廢繼絕^一、令^一三男三次郎兼統和泉家
名跡^一、徵^一「男島津周防守忠紀之例」^一、稱源姓^一、以統^一和泉氏^一、故立
家二男^一、稱^一島津氏^一、為^一二門之列^一、且有允容用^一十文字与^一桐之丸^一家
紋^一、家格連名列^一島津元蕃貴傳次^一、然今於^一懿親者^一、貴傳^一忠紀^一、
三次郎^一、島津久門^一、可^一次第也^一。

○延享元年甲子十二月朔日、三次郎幼稚故、島津久門代而登城、進^一上御
太刀一腰、御馬一疋、三種六樽於繼豐公^一、奉^一申謝^一（和泉家跡^一）^一、公乃賀^一賜看代金^一
百疋、贈代金^一三百疋、伊地知新太夫季年伝^一之。同年二月二十一日、吉貴公代^一繼豐公^一、直有^一命割^一、賜州指宿鄉内小牧村、
岩元村^一、西方村^一、額桂郷内池田村^一、仙田村^一、而為^一履之地^一也^一（周廻
十里有七町、都而三百五十六十二石余）、同月三十日、賜御方賀^一賜縮緼五卷、三種六樽^一、三次郎幼稚、
○島津權左衛門久道也^一。○同年乙丑二月朔日、島津貴備在^一東武^一、故依^一賴貴備^一進^一上縮緼三卷、
三種六樽^一、竹姫君御方^一、又奉^一申謝^一（和泉家跡^一）^一也^一。○同年三月六日、竹姫君御方賀^一賜縮緼五卷、三種六樽^一、三次郎幼稚、
○故島津忠紀代^一之、登城國北老比篤部時守傳^一之於忠紀^一也^一。○同年甲子十月、忠剛上^一然状^一、請^一以往^一于自家^一系統其後^一、十二月浮帖
○許^一之、仍今記^一其後^一、如左、後來子孫須^一系統^一也^一。○同年乙丑四月二十二日、御家老奉書明日以^一三次郎幼之故^一島津兵
庫久門代登^一城^一。○有邦公則^一今和泉領知御判物^一、御家老島津左衛門久甫於^一御家老座^一
授之、則^一御近習曾知伊地知新太夫季周奉^一之至^一磯館^一、備御座^一之間^一、於^一是三次郎拜^一戴^一之、即日島津權左衛門久道代^一三次郎^一登^一城^一、就^一久甫^一
奉^一謝^一賜^一御判物^一之恩^一。同年九月十四日、御家老奉書、明日島津周防守忠紀代^一三次郎^一登^一城^一、有邦
公賜^一三次郎今^一和泉家^一園^一及文書^一卷^一、御家老頸挂内膳久周於^一御
家老座^一授之、而御家老付以^一速名狀^一、
○同年丙寅三月二十三日、先^一是維^一今和泉家^一禮謝皆畢焉、於是、窃賀
於^一大磯館^一、獻^一猿樂^一、備^一淨國^一公台覽^一、而^一食且獻^一太刀一腰、馬一
匹^一鞍置^一、島津登久亮^一為^一奏者^一、是日、淨國公賜^一御旗一面^一、旗寸法皆
代金五百疋、
○同年十一月二十一日、於江府^一有邦公告老、慈德公襲封^一、於是、是三次郎^一
御家老比志島隼人範房授^一之、於是、是三次郎^一
即獻^一時服五領^一、御馬一疋^一、御馬代銀十兩^一、干鯛一箱^一、御樽代金五百疋
之、遣^一使諭訪次郎^一左衛門邦兼^一賜^一御上下一具^一、御熨斗目一領^一、御柳^一
代金五百疋、
○同年十一月二十一日、於江府^一有邦公告老、慈德公襲封^一、於是、是三次郎^一
御家老比志島隼人範房授^一之、於是、是三次郎^一

匹於慈德公、千鯛一箱、御樽代金五百疋於有邦公、奉賀「公之襄封告老」、冬十一月十八日、公轉任左近衛少將、於是、明年三月朔日、又於江戸「以名代獻」千鯛一箱、御樽代金五百疋於慈德公、奉賀「公之為少將」、享延四年丁卯十月十日、淨國公薨、自十月六日於淨光明寺修中陰之梵儀、是日三次郎以淨光明寺管下海藏院獻「祭文」、寔延元年戊辰正月十三日、以三次郎幼之故、使島津備中貴傳內外聽其家事、御家老島津右平太久郷令御側御用人三崎平太久退下旨、同年二月己巳七月十日、

○同二年己巳八月六日至十日於福昌寺修中陰之梵儀、七日島津玄蕃澄代三次郎至福昌寺、以淨光明寺管下海藏院獻「祭文」、

○同年十一月十日、円徳公於江戸襲封、於是、三次郎以名代獻御太刀一腰、御馬代銀十兩、千鯛一箱、御樽代金五百疋、奉賀「公之襲封」、

○同年三月庚午五月十五日、賜御掛物（英信筆富士の図）一幅、御印龍一箇於三次郎、慈徳公之遺物也、

○同年十二月二十二日、於西陀館為有邦公五十之壽、於是、三次郎獻御肴代金三百疋、賀之、是日、公亦賜御肴代金五百疋、島津備中貴傳代三次郎受之、

○寶曆元年辛未（是年十月改元宝曆、自十月以前猶是寔延四年）十一月二十日、三次郎登府城、於御書院見円徳公（此時三次郎着長袴）、御寢孫左衛門清香為奏者、

○同年十二月二十二日、於西陀館為有邦公五十之壽、於是、三次郎御親加三次郎元服、御家老伊勢兵部負起理髮、賜称因幡、名忠膺、於是、退衣肩組、長袴、再謁公、獻御太刀一腰、御馬（裸一匹、御弓（白木）十張、御矢五百本、奉謝加元服之恩、清香又為奏者、而賜御盃及御肴、且賜御刀（末相州廣次、長一尺三寸五分、有格）一腰、御家老島津主鈴久攝授之、退帝之、復出而拜謝焉、畢至四配館見宥邦公、獻御太刀一腰、御馬代銀三十兩、縮緼五卷、三種三荷、奉謝元服之恩、是日、公亦遣御近習役山田元右衛門宥隆、賜御刀三卷、命曰、

○同月二十一日、召忠卿城御家老伊勢兵部貞起、御命曰、今和泉家二男以下樹家寄合、則以來実可名用久字、未知在同室者上、則可用卿字、而貞起付以副狀、先是、賜忠卿鑿山（周廻七里十七町二十六間）於佐多郡（隅州）之内、時以忠卿幼之故、使島津備中貴傳内外聽其家事、故貴傳為公室請獻種山、至今

○茲十月二十二日許之、御家老島津主鈴久郷降旨、同年十二月、於江戸御家老平田朝輔代忠卿獻縮緼三卷、三種二荷於竹姫君、縮緼二卷、二種一荷於村君（円徳公御夫人）奉謝元服之恩、明年三月朔日、復賜竹姫君縮緼三卷、三種二荷、於村君（竹姫君）紗綾三卷、千鯛一箱、御樽代金五百疋於忠卿、御家老島津主鈴久、柄伝、

○同年壬申正月二十二日、先之円徳公嗣位、初之国也、大家依例、以宿次奉書賜公看、鮓十尺、是日公烹鯛之、開筵召忠卿為侍食、於是、公親命忠卿於海之間去額上之髮、則於唐子間就御側御用人河野安之右衛門通古、御看一折、御樽一奉謝焉、

○同年七月二十一日、円徳公召忠卿於城、賜宅一区於城下（宅在本坂本村及串良郷岩広村）、御家老伊勢兵部貞起於御家老座（云、命、又自大礮館遷八幡神社及不動堂及觀音堂（八幡、不動、觀音皆寺社方修繕）於今和泉、

○同年八月二十八日忠卿移城下、

○同年癸酉六月二十四日、先是、淨國公建稻荷大明神於礪館、忠卿產神也、故請朝遷諸今和泉岩本村、是日、為遷宮之祭矣、而是月、又自大礮館遷八幡神社及不動堂及觀音堂（八幡、不動、觀音皆寺社方修繕）於今和泉、

○同年八月二十八日忠卿移城下、

○先是、淨國公譲与鎧二領、屏風二帖（屏風嘗近衛大臣家久公贈淨國公、以資公五十壽筵、屏風畫四時佳景、錦小路右京樺太夫丹波賴庸筆、貼一帖、書和歌、詩、和歌、詩各三首）其余重器數品是日皆送致之、九月十六日、今和泉属揖宿郡、御家老伊勢兵部貞起云命、

○同年甲戌四月六日、先是、造別館於今和泉岩本村、是日、忠卿初入一部今和泉入館、二十九日、還鹿兒島、

○同年十一月十三日卒、享年十三、法名壽祥院殿量阿積翠大居士、葬采邑今和泉光台寺、

○同月十六日、宥邦公遣御小納戸志和屋左太郎良淳、賜香奠銀十両、

明年正月二十一日、円徳公亦遣使比志島三治（実名閑）賜香實銀

十両、同年十一月六日、就御小納戸日高次左衛門爲香獻掛物（積●●院●

●近衛家●公●書一幅於宥邦公、忠卿之遺物也、

○同年十一月十八日、於江府、御家老島津國書久知代忠雄、獻縮鈔

伊地知嘉右衛門季置爲奏者、是日、公亦遣使季置賜紗綾三卷、

○同年十一月十八日、竹姫君、謝元服之恩、閏十一月二十八日、竹姫君

亦賀之、賜縮絹三卷、三種荷

○同年丁丑十二月二十一日、忠雄改忠通、

○同十年庚辰十月十一日、於福昌寺修宥邦公中陰法事、島津玄蕃貴

代銀三十両、縮絹五卷、三種三荷於老君有邦公、奉謝元服之恩、

伊地知嘉右衛門季置爲奏者、是日、公亦遣使季置賜紗綾三卷、

○同年十一月十八日、於江府、御家老島津國書久知代忠雄、獻縮鈔

伊地知嘉右衛門季置爲奏者、是日、公亦遣使季置賜紗綾三卷、

○同年十一月十八日、竹姫君、謝元服之恩、閏十一月二十八日、竹姫君

亦賀之、賜縮絹三卷、三種荷

○同年十一月十八日、於江府、御家老島津國書久知代忠雄、獻縮鈔

伊地知嘉右衛門季置爲奏者、是日、公亦遣使季置賜紗綾三卷、

○同年十一月十八日、竹姫君、謝元服之恩、閏十一月二十八日、竹姫君

亦賀之、賜縮絹三卷、三種荷

○同年十一月十八日、竹姫君、謝元服之恩、閏十一月二十八日、竹姫君

亦賀之、賜縮絹三卷、三種荷

○同年十一月十八日、竹姫君、謝元服之恩、閏十一月二十八日、竹姫君

亦賀之、賜縮絹三卷、三種荷

○同年十一月十八日、竹姫君、謝元服之恩、閏十一月二十八日、竹姫君

忠溫

初、忠雄 忠通 安之助 因幡

○延享元年甲子十一月五日生於大磯館、實淨國公八男、母近藤三左衛門嘉包女、島津登久亮人勤（鳴絃墓目役）、

○同月十一日、爲新寢孫左衛門清香養子、号小松、御家老比志島隼人範房伝命、

○同二年乙丑正月六日、自大磯館入祢寝氏邸、

○同二年丙寅正月二十一日、宥邦公召安之助於四醜館、親命使辭祢寝氏、

○同二年乙丑正月二十一日、宥邦公召安之助於四醜館、親命使辭

兩所（向井名・上井村）之故、有此賜也、也。
○天明元年辛丑四月十三日、一門家（島津若狭忠教・島津兵庫久徴・島津又四郎実品・島津因幡忠温家跡は是日一門家）於御座間見公、以可帶劍、御家老小松帯刀清香於台子之間云命、時今和泉家無主、故親族島津若狭忠教代之受命、同故乙巳、重豪公新作一門家休憩所、是年十一月朔日、御家老島津伊賀久金下命曰、以來登城宜偃息上之休息所、

忠厚
久邦 雄五郎 因幡 安芸 市正山松 ○天明二年壬寅五月十九日生於本府、重豪公第四之子、母島津式部少輔久殿之女也。

○同七年丁未秋九月朔日、久邦從重豪公入上陸而取道九州、十四日至豐前小倉、明日航長州赤間関、時是本府（如江戸）四日自出来水之津乘船、至肥州日奈久、自風波最静、乃又駕船、二十二日至播州室津、一日宿泊、亦自是取陸路中國、二十八日至大阪、五日滞坂、十月三日発船大阪、翌日流明日至伏見、四日瀬宿、九日発伏見、經東海道數駆、二十七日至江府、是日遣留守居於老中邸報重豪公及久邦至府、

○寛政四年壬子秋八月二十三日、齊宣公上願狀、請久邦從重豪公還國浴溫泉、二十五日大家許之、九月朔日久邦從重豪公（免江府）經東海道・伊勢路之駅、八日宿遠州濱松、明日風雨一日滞宿、十日航今切宿、參州赤坂駅、十五日到坂城伏見之、又留宿、兩日瀬宿、十八日沿流而下、到攝州大阪旅館、又留宿、十二日発大阪、經中國駅路、十六日到長州吉田駅、明日涉豐前小倉、經筑肥數駅、十四日自日奈久航我藩西出水鄉米之津、則入坂館、十六日出发出水止宿阿久根、向田・苗代川（阿久根二日、向田一日淹留）、二十二日直入府城四都館。

○同九年戊午秋九月朔日、久邦從重豪公（免本府）、經九州駅路、三十日乘船於豐前大里、十九日上陸於播州室、歷敷駅、二十三日至江府、

○同九年丁巳春、久邦請還國浴溫泉治病、大家許之、三月朔日、久邦從江府、御側御用人相良宅毛長興・御側役伊集院主人兼甫・橋口今彦兼備其餘諸事供奉、經東海・中國・九州之駅路、夏四月二十七日、還鹿兒島入四都館、五月九日、久邦往市來浴溫泉、

○同十二年度申四月六日、先是（有）命聘市田勘兵由教國二女於遊歌、厚成昏、幼在江戸芝邸、是日、初到本府、直入今和泉邸、忠厚成昏、是日、元年辛酉二月九日、於吉野閨狩忠厚臨止撰公位也、

○同二年壬戌五月二日、先是、忠厚上願狀、今和泉家後來生二男、

○同十一年己未九月六日、先是、忠溫死今和泉家無主、使御家老領其家事、凡称家跡、二十二年至是日、太守齊宣公使久邦繼入、是日、重豪公亦賜金五百両、御側役萊丸猪右衛門兼陣伝之、○久邦將入今和泉、於是日、同月十一日太守齊宣公召久邦於城、奏乞賜之、太守亦賜御刀一腰（越前千代鶴、有柄）、御掛物（左昇龍、中●●、右龍）三幅对（深幽筆）、後側役萊丸猪右衛門兼陣授之、皆為贍也、

○同月十五日、美名改忠厚、出四都館入今和泉邸、是日、齊宣公遣使（使本田助之）奉親就（御側御用人）賜御太刀一腰、御馬代銀二十兩、干鰐一箱、御樽代金五百両、御側役萊丸猪右衛門兼陣傳（御側役）、賜御太刀一腰、御馬代銀十両、干鰐一箱、皆賀維（今百正、世子虎壽丸君（即齊興公））、亦以使中山次兵衛寅門（御小姓頃取）賜紗綾一卷、干鰐一箱、君夫人（蓮亭院殿）以使柏原弥甫（御側役）、御廣敷番之頭賜紗綾一卷、干鰐一箱、皆賀維（今和泉家也）、

○同月十六日忠厚登城、改名因幡、於御書院見齊興公、獻御太刀一腰、御馬代銀三十両、三種三荷、謝御太刀一腰、御馬代銀十両、御側役萊丸君（即齊興公）亦以使中山次兵衛寅門（御小姓頃取）賜紗綾一卷、干鰐一箱、君夫人（蓮亭院殿）以使柏原弥甫（御側役）、御廣敷番之頭賜紗綾一卷、干鰐一箱、皆賀維（今和泉家也）、

○先是、賜忠厚宅一区於本御所、今茲十月十八日、併隣之士宅三所、及宅邊小巷三段、差次三家六人見公為法例、是日、役人及組頭見以左衛門長直（三家、差次三家六人見公為法例、是日、役人及組頭見以左衛門長直、亦或若三家者、各帶劍着肩衣長袴、若差次三家者、各◆劍為肩衣長袴見公、以後不復書）、於御書院各獻御太刀一腰、御馬代銀百疋、各奉見公、

○先是、賜忠厚宅一区於本御所、今茲十月十八日、併隣之士宅三所、及宅邊小巷三段、差次三家六人見公為法例、是日、役人及組頭見以左衛門長直（三家、差次三家六人見公為法例、是日、役人及組頭見以左衛門長直、亦或若三家者、各帶劍着肩衣長袴、若差次三家者、各◆劍為肩衣長袴見公、以後不復書）、於御書院各獻御太刀一腰、御馬代銀百疋、各奉見公、

○同年九月、遣臣臣見曾八住直江府、十一月二十五日、就鎌田源左衛門政興、獻御太刀一腰、御馬代銀三十両、三種三荷於老君重豪公、及世子虎壽丸君（即齊興公）、而賜御家老子市田勘兵由教國、奉謝院殿、謝恩使事畢而住直江府、還本府復命、

則請用島津家號、是日、齊興召忠厚許之、宜限一家而賜御

判物御家老赤松市正

則付証書、

腰御馬代銀三十両、大老重豪公・老君齊宣公

○謝之、菱刈隆觀為奏者

○同十年癸酉八月四日、重豪公發江府高輪邸、經東海・中國・九州

之駿路還國

九月十三日、忠厚至伊集院苗代川迎公、候長途之

起居也

而明日公還鹿兒島

入木本松

二・武道

○二・公之在國也、忠厚獻物、公亦屢賜物、數品不悉書、冬十月

廿一日、公發本府如江戸、忠厚送公駕至境内出水

○同一年甲戌正月十日、御家老奉書、明日忠厚登城、於鶴之間賜

也

六日忠厚登城、就御側役謝恩

○同五年戊辰閏六月十五日、改名安芸

○同七年庚午、明年太守齊興公初如國予命忠厚為公之供奉、於是、今茲秋八月八日、忠厚免本府、御小納戸格伊集院太郎右衛門兼當、騎馬用達藤井才助貞昭附從、經九州之駿路、十九日至豊前小倉、明日航長州赤間關、經中國敷駿、九月五日至攝州大阪、伊滞坂、八日發大阪、遡流至伏見、留一日、十日發伏見、歷伊勢路、東海之駿、二十四日至武崎駅、於是、重豪公遣鎌田道岱、黑田松賀、静々庵不白勞、問長途之疲、二十五日發川崎駅、齊宣公遣安山檢眼大森、賜御重一組勞之、而至高輪邸及芝邸報今日上府、而直入西向邸、忠厚在江戸也、御台様即賜御看及其余敷品、忠厚亦窃獻御看及中央草一脚、御鏡、硯屏一面、其余敷品、不悉書

○同年八月未五月朔日、太守齊興公發江戸、忠厚供奉、經東海道之數駅、二十一日至城州伏見、留三日、二十五日發伏見、從流至大阪、三日滞阪、二十九日發大阪、歷中國之駿路、六月十五日至長州赤間關、明日駕船渡大里、從是經九州之駿路、二十七日還本府、直登城、奉賀公還國、御家老島津將監久泰令御用入田畠思、菱刈木工之助隆觀為奏者、而是日於台子之間、獻各御太刀

○同年十一月二十一日、忠厚登城於御書院

○齊興公、獻御太刀一腰、御馬代銀三十両、奉謝嫡子三次郎元服之

武右衛門常直下旨、先是、獻大礮山下之宅地於公、故有是賜

也、

○同年十一月二十一日、忠厚登城於御書院

○齊興公、獻御太刀一腰、御馬代銀三十両、奉謝嫡子三次郎元服之

付以簡牘

○同四年辛巳五月二十一日、以來忠厚如江戸、遠州今切・上州碓冰・信州福島之三關、宜乘橋、而通行、先是、告之大家、大家許

○文政三年庚辰九月十五日、召忠厚城、御家老町田監物久視伝命

日、今茲重豪公辭聽國政、故於本府、則以來宜、談政事、而久視

○同四年辛巳五月二十一日、以來忠厚如江戸、遠州今切・上州碓冰・

之、告其由各閑所預、而相州箱根之間亦往來不「及」下「轎」、御家老市

田長門義宣令「御用入島津求馬久渴下」旨、為「嫡子三次郎忠喬養子」、御家老町田監物久視伝「命、而久視付以簡

●同八年乙酉四月十五日、召「忠厚城」、以「老君斎宣公七男啓之助久彰

為「嫡子三次郎忠喬養子」、御家老町田監物久視伝「命、而久視付以簡

●同九年五月十五日、忠厚以「役人梅山喜内貢資」、就「太守資店」、就「御代金五百疋」、忠厚、九日忠厚又以役人近藤某男正辰、就「御

側役坂元平左衛門真鶴、就「千鰐一箱」、御代金五百疋、忠厚以「役人梅山喜内貢資」、是日、公亦賀之、御納戸奉行山田助左衛

門有長、賜「千鰐一箱」、御代金五百疋、太守資店、太守資店、謝久彰為「養

子」之恩、公亦賀之、六月朔日●同御小納戸六村萬善從賜「千鰐一箱」、御代金五百疋、忠厚、九日忠厚又以役人近藤某男正辰、就「御

側役坂元平左衛門真鶴、就「千鰐一箱」、御代金五百疋、忠厚、九日忠厚又以役人近藤某男正辰、就「御

一分) 一口、大信公之遺物也、

○同五年甲午正月二十日、御唐金燈台両基、大信公之廟、同年九月朔

日賜「御掛物」(中義由基、左右山水)三幅對(養朴筆)、大信公之遺

物也、

○同六年乙未十一月十二日、請朝改「名松」、寒老君斎宣公以「有命之

故也、而詠「山松字歌」(以賜「忠厚」、御家老市田美作義宣令「御用入川上孫左衛門久鶴下」旨、是忠厚以「有二

內旨」之故也)、二十七日、忠厚去「武村宅地」、遷「田之浦邸」、明年三月六

○同七年丙申二月六日、先是、太守齊興公賜宅一区於磯田之浦矣、而

武村之宅地(五木本松邸為)、付「公之別館五木本松邸」、以為「公地」、

御家老市田美作義宣令「御用入川上孫左衛門久鶴下」旨、是忠厚以「有二

內旨」之故也)、二十七日、忠厚去「武村宅地」、遷「田之浦邸」、明年三月六

○同九年戊戌十二月五日、太守齊興公於「江府」任宰相、

日、公發「江戸」之國、於是、安芸忠喬使「家臣見七左衛門住実為質

慶使」、又兼「忠厚賀慶使」、二月二十五日、住実發「本府」、三月二十二

日至「攝州大阪」、二十八日公亦至「大阪」入「饭馆」、四月朔日住実以「忠

厚使」即入見「公」、獻「各千鰐一箱」于老君斎宣公、世子齊彬公及

恒姫「彦彬御夫」、謝恩、又於「江府」以「名代」賜「各千鰐一箱」于老君斎宣公、世子齊彬公及

恒姫「彦彬御夫」、謝恩、又於「江府」老君斎宣公叙「正四位上」、明年

○同十一年庚子冬十二月四日、於「江府」老君斎宣公叙「正四位上」、明年

○同四年癸巳春正月十五日卯刻、老君斎宣公薨於「江府高輪邸」、享年八

十九、謚「大信院殿榮翁」如正大居士、二月十日靈輿送親前其余器物供奉和尚昌隆、御家老猪飼央尚敏、御側御用人本田六郎御門親前其余器物供奉、經東海、中國、九州、尚州、御門親前其余器物供奉、經東海、中國、九州、尚州、御門親前其余器物供奉、

出水迎靈櫬、而供奉五日、至鹿兒島、靈櫬入「福昌寺」、先是、

二月二十一日夜、飛報至「自江戸」、報「公之凶信」、明日國中發喪、自

二十二日、忠厚持「忌五十日」、受服十三月、

同年十月十三日、太守齊興公遣「使御納戸奉行伊集院平格兼方」、切賜御

刀(無銘宝壽長一尺四寸二分半)、一腰、脇刀(無銘字多国次長一尺二寸)

○十六日太守齊興公遣「御用入北郷哲五郎」將賜「香莧銀三枚」、

女子
於礼

○寛政七年乙卯九月六日、生於江府芝邸、母中村与右衛門元連女也

(元連、予州西條城主松平左京太夫賴謙之家臣也)

●為交代寄合松平但馬守善生(播磨神崎郡福本)之養女、入(福本邸)、
○文化十年癸酉十一月十六日、嫁(交代寄合最上因書助義使)(江州蒲生
郡大森)、

久徳

省之進

○寛政十一年戊午四月十四日、生於本府四能邸、母同上、

○同年六月六日、為(島津又八郎久熙養子)

於貞
女子

○寛政十一年己未八月十三日、生於四能邸、母同上、

○文化十三年丙子十二月二十三日、嫁(島津出雲忠公)、

忠嵩
初忠岐 百千代 三次郎 伯耆 安芸 淡路 對馬 芹

九代

翁

初忠岐 百千代 三次郎 伯耆 安芸 淡路 對馬 芹

○寛政十二年庚申七月十二日、生於城下本御内之第(實以七月十日一

生、有記以十二日為生日)、母市田勘解由教國女、実母同上、十

六日為(七夜之賀儀)、名(百千代)、

●同年十二月五日、改名(三次郎)、

○文化三年丙寅五月二十二日、太守齊宣公召(三次郎)於城、於(大奥)初

窃見(公)、

○同六年己巳春三月二十八日、使老君齋宣公御女於幹配(三次郎)、御家

老錄田典膳政与伝(命於嚴父忠厚)、未成昏、八月十四日於幹卒

○同年辛未冬十一月二十日、三次郎登城、於(御書院)見(太守齊宣公)

公、島津主殿久輔為(奏者)、公親加(三次郎元服)、御家老島津將監泰

理(髮)、賜(御判物)、且名(忠岐)、退改服(初着長袴)、於是改服素

袍(烏帽子)、再見(公)御太刀一腰、御弓(白木)十張、御征矢百

本・御馬(探脅)一匹・三種三荷・奉謝(加)元服之恩、於是公

賜(御益及御肴)、且賜御刀(治工波平安行)有(拵)、是日獻(就)奏者

番亦各御太刀一腰、御馬代銀三十両・三種三荷於大老君重豪公、老君

齊宣公上、謝(元服之恩)、且於江府(以名代)、獻各干鰯一箱、御梅

代金二百疋於亭姬君(齊宣公御夫人)及弥姫君(齊宣公御夫人)謝

恩、同十一年甲戌二月二十二日、嚴父忠厚上願狀(請去忠岐額上髮)、

六月一日許之、御家老川上右近久芳舍(御用人末川主膳)満下旨、

同五日剃去額上之髮、即日登城、於(鶴之間)謁(御家老川上久芳)

謝(初為成人之恩)、且於江府(以名代)、獻各御太刀一腰、御馬代銀十

守(齊興公)、大老君重豪公、老君齊宣公及世子邦丸君、謝(恩)

同十三年丙子十二月二十二日、娶(島津鶴游忠教)之女(成香)

○文政七年甲申十一月二十一日、大家召(世子又三郎君)於城、於(黒書

院)加(元服)、叙(從四位下)任(侍從)、賜(諱字)更名(齊彬公)、称(兵

庫頭)、於是忠岐於(江戸)以(名代)獻(各御太刀一腰、御馬代銀十

兩)、(種三百疋於)太守(齊興公)及世子(邦丸君)、奉(賀)元服

兩、(種三百疋於)太守(齊興公)及世子(邦丸君)、奉(賀)元服

兩、(種三百疋於)太守(齊興公)及世子(邦丸君)、奉(賀)元服

○同八年乙酉四月十五日、有(命)以(老君齊宣公)七男啓之助久彰(為二

忠養子)、御家老町田監物久視(云)之嚴父忠厚、

○同年四月、嚴父忠厚上願狀、請(嫡子三次郎改名)伯耆、五月四日

許之、御家老新納内藏久命令(御用)人吉利主馬久東下旨、

同年五月十五日、忠裔以役人(櫻山喜内資応)、就(御側役)有川勇馬貞

則(誠)干鰯一箱、御帶代金二百疋、太守(齊興公)、奉(謝)久彰(為養子)

之恩、公亦賀之、六月朔日以(御小納戸)六村萬善從(陽)干鰯一箱、

御帶代金二百疋忠裔、九日、啓之助自(本丸)入(忠裔之邸)、是日

以(役人近藤采男正辰)就(御側役)坂元平左衛門直重、獻(干鰯一箱)

公、奉(謝)忠裔之助人(今和泉郡也)、公亦賀之、遣(御納戸)奉行山田助

左衛門有長、賜(干鰯一箱)御帶代金二百疋忠裔、

○同年十月二十八日、繼(家)十二月十五日、忠裔登城、於(御書院)見

太守(齊興公)、獻(御太刀一腰、御馬代銀三十両)、三種三荷・謝(難)家

之恩、差(次三家櫛山喜内資応)、託(摩勒兵衛意周)組頭(見猪口)兵衛住矩、牧

仁平次(鹿昌於)御書院各獻(御太刀一腰、御馬代銀百疋)、各奉(見

公)三家(次六人見)公為(法例)、是日組頭見以(有事故)之故也、

而於(江戸)以(名代)獻(各御太刀一腰、御馬代銀三十両)、三種三荷于大

老君重豪公、老君齊宣公世子(齊彬公)、三種三荷于英姬君(齊彬公御夫

人)改(名恒姬君)、亦奉(謝)繼(家)之恩、

○同十二年己丑夏六月十八日、上願狀、請改名安芸、秋九月十六日

許之、御家老島津丹波久長令御用人比志島柏馬範馳下旨

○天保元年庚寅正月二十九日、祖母清光院卒、同年閏三月十一日、太守齊

興遣使山田助左衛門有長、(御納尸奉行)賜香尊銀一枚

○同年辛卯春正月十一日、先是賜場于東、(指宿鄉之内)、至

是有故獻之公、於是公又易賜鷹揚養母村(市來郷之内)、若年

寄島津主殿久輔令御側御用人有川勇馬貞則下旨

○同月十九日、大老君重豪公於江府叙從三位、於是忠番以家臣

岩切弥兵衛信芳為賀慶使、遣江戸、三月十九日、信芳發本府、

四月二十日至江府、二十八日就奏者番喜入門久通、獻千鯛一

箱、御樽代金三百疋、見世子齊彬公(時重豪公有事故)、齊彬公

代之、奉賀重豪公為從三位、久通為奏者、五月三日賜公所

親書之報、翰于忠番、於御取附之間、御家老猪飼尚尙敏授之使事

畢、七月三日還本府、復命、同年癸巳春正月十五日、重豪公薨于江

府叙正四位下、是日忠番獻千鯛一箱、御樽代金一百疋、賀公之

翁如証大居士(吊葬于本國福昌寺)、夏四月修中陰之梵儀、四日

忠番至福昌寺、親捧蘋蘩廉羞之(香持木主)以光台寺惠門和尚獻祭文、

○同年夏五月十五日、先是去年壬辰閏十一月一日、太守齊興公於江

府叙正四位下、是日忠番獻千鯛一箱、御樽代金一百疋、賀公之

位陞五年甲午秋九月朔日、公賜懸物、狩野如川所寫、左為松鶴、中

為除福、右為鹿鳴、各一幀、大信公之遺物也

○同九年戊戌十二月十五日、太守齊興公於江府任宰相、明年三月六

日公發江府如國、是日忠番以大臣臣道見七左衛門住美為賀慶

使、二月二十五日、住美發本府、三月二十一日到攝州大阪、二十一

八日公亦至大阪入坂館、四月朔日住美以忠之使即入見公、

獻千鯛一箱、御樽代金三百疋、奉賀公之任官、大畠頭兼御側役確

山八郎右衛門久德為奏者、是日賜公所親書之芳翰于忠番、於

御書院御家老調所笑左衛門恒篤授之、使事畢、住美發大阪、五月

同十年己亥九月十五日、先是忠番上願狀、請二男夷名用久字、

是日召忠番城、於鶴之間許之、御家老島津登久備伝命、而久備付以証書、

○同年九月十九日、忠番登城、於御書院見太守齊興公、獻御太刀

一腰、御馬代銀三十兩、奉謝、嫡孫島津三次郎、一孫和泉造元服之

恩、島津東市郎久元為奏者、是日亦就奏者番、獻各御太刀一

○同年己亥九月十五日、先是忠番上願狀、請二男夷名用久字、

是日召忠番城、於鶴之間許之、御家老島津登久備伝命、而久備付以証書、

○同年九月十九日、忠番登城、於御書院見太守齊興公、獻御太刀

一腰、御馬代銀三十兩、奉謝、嫡孫島津三次郎、一孫和泉造元服之

恩、島津東市郎久元為奏者、是日亦就奏者番、獻各御太刀一

腰、御馬代銀三十両于老君齊宣公、世子齊彬公、干鯛一箱于恒基君、

謝恩

○同年冬十二月五日、上願狀、請忠番告老讓家養子忠剛、十二月十

三日御家老奉書、明日島津又八郎久長代忠番、与忠剛登城、於

鶴之登久備云、

○老君齊宣公有事故、齊彬公代之、奉賀重豪公為從三位、久通為奏

者、月二十二日許之、御家老島津但馬久風令御用人吉利仲久珉下旨、

○同年十二月四日、於江府、老君齊宣公叙正四位上、於是明年辛

丑春安芸忠剛使者託摩彦輔治通、兼忠番慶賀使、至江府於芝原

就奏者番島津七郎久陽、獻御者代金二百疋、見世子齊彬公

(時齊宣公有事故)、齊彬公代之奉賀重豪公為從三位、久陽為奏

○文久元年辛酉四月十三日、請命更称「翁翁」以告老也。

○二年壬戌十月十二日、病卒於府宅、享年六十三、十四日太守茂久公遣御用人島津兵十郎久澄賜香奠銀二十兩、久光君亦使久澄賜香奠銀十兩、廿日葬于食邑光台寺、法名誠恭院殿翁翁儀道大居士。

女子

於井

○享和元年辛酉三月二十三日生、母市田勘解由教国女

○文化十三年丙子十一月九日、重蒙公養以為子、同二十二日於井入御本丸大奥、

男子

民之進

○享和元年辛酉八月二十四日生、母中村元連女

○同年九月十五日、夭亡葬采邑今和泉光台寺、法名玉生院殿心阿光舍

女子

於勝

○享和一年壬戌十月十日生、母同氏之進、

母中村元連女

早熊 崇之助 握部 藏人

○享和一年壬戌十月一日生、母同前、

○文化十三年丙子二月二十九日、嫁喜入多門久通、

久武

○享和一年壬戌十月十日生、母同氏之進、

母中村元連女

○享和一年壬戌十月一日生、母同前、

○文化十三年丙子二月二十九日、嫁喜入多門久通、

○同十三年丙子三月、先は賜久武島津家号●一家一門、至是嚴父忠

●●●請附与高六百石、以別樹家、冬十月十一日、召忠厚城●●●

之間許之、御家老島津安房久備伝之、而賜●家格寄合、叙末川将監久滿之次、系因在別

女子

於友

○文政六年癸未五月一日生、母深植甚之丞政清(本府士女)

○天保五年甲午二月二十八日、嫁島津又七郎久陽、

○安政二年乙卯二月廿四日、絕婚帰家、

鶴袈裟 多宮

○文政六年癸未五月一日生、母深植甚之丞政清(本府士女)

○同八年乙酉八月十一日、出繼大野多富久和之後、御家老島津但馬久風令御用人町田少兵衛久要降旨、

忠剛

久彰 啓之助 安芸

○文化三年丙寅二月八日生於本府、母荒田八右衛門常明女、即有命、

為島津美濃久賢養子、於是是月二十七日、啓之助自本丸入久賢邸、

之邸、而以斎宣公七男告大家、八月二十七日、啓之助與合姓聽姓

丸、而以斎宣公七男告大家、八月二十七日、啓之助與合姓聽姓

發本府如江戸、御側御用人長崎甚七義護、御広敷御用人大達源五

知已供奉、冬十一月六日至江戸、聽姫入白銀服、啓之助入高輪邸、

○同一年甲戌夏四月、重蒙公有内旨、使啓之助辭久賢家大歸本丸、

於是更服素袍烏帽子帶小刀、再謁公、獻御刀一腰、御馬代銀十兩、御折六合御筒三荷、以奉謝元服之恩、久彬復以新稱奏之、於是賜御盃及御肴、且賜脇刀一口、治工大和守

●平長尺三寸七分、有柄)是日就奏者審獻各御太刀一腰、御馬代銀十兩、二種荷子大老君重蒙公、老君齊宣公、世子邦丸君、奉

代銀十兩、二種荷子大老君重蒙公、老君齊宣公、世子邦丸君、奉

謝恩、又於江府以名代、獻一種荷子大老君夫人(齊興公御夫人)、謝恩

○同十三年丙子三月、先是賜久武島津家号●一家一門、至是嚴父忠

●●●請附与高六百石、以別樹家、冬十月十一日、召忠厚城●●●

御側御用人紗綾二卷、干飼●箱、御樽代金五百疋、老君齊宣公遣

使山田助左衛門有長、(御納戸奉行)干鯛一箱・御樽代金二百疋・各賜之啓之助・賀入邸・先是・為啓之助・迎島津助之丞久内女・是

日即成婚、

○同年十月十六日・実名改・忠剛、

○同年八月二十七日・忠剛登城・獻一種・荷于太守齊興公・一種于御

内証様・(斉興公御実母)・皆為婚姻賀儀之故也・先是・忠剛請於

家格之席・執朝謁上・二十九日許之・宣限公之在國中・御家老島津

但馬久風伝命・同年冬十二月二十九日・於江府以名代・獻各御看代二百疋・于大老

君重豪公・老君斎宣公・世子斎彬公及英姫君(斎彬公御夫人)・皆為

婚姻賀儀之故也、

○同年十二月十五日・忠剛登城・於御書院見太守齊興公・獻御太

刀一腰・御馬代銀三十両・三種三荷・奉謝為養子之・島津朝貢

久倫為奏者・是日以役人栗川孫平次用常於台子間就奏者番

町田勘解由久珍・獻各御太刀一腰・御馬代銀三十両・三種三荷・於

大老君重豪公・老君斎宣公・世子斎彬公・謝恩

○同月二十九日・從飛服託江府在邸御家老北郷内記久延・以名代

献御看代金二百疋於英姫君・謝為養子・

○先是・限公之在國中許忠剛於家格之席・執朝謁上至是・忠喬

上願狀曰・公在江戸中亦請於家格之席・執朝謁上・明年丙戌春

正月二十三日許之・御家老川上久馬久貳令御用人島津矢柄久計下

旨・

○同十年丁亥冬十二月朔日・召養父忠喬于城於鶴之間・從今日御内

証様宜養・忠剛以為子・御家老町田監物久晴伝命・十二日御内証

様召忠剛于大奥・設賀慶之宴・於是忠剛獻白縮緥一端・綿緥

綿一端・種一荷・而御内証様亦賀之・賜上下一具(麻綺)・小袖

(羽二重・一重及荷)・肴者番喜多門久通・獻御看代金三百疋・見

世子斎彬公(時重豪公有事故)・斎彬公代之・奉賀重豪公為

從三位・久通為奏者・

○同三年壬辰閏十一月十日・太守齊興公於江府叙正四位下・明年夏

五月十五日・忠剛獻御看代金二百疋・奉賀公之位

○同五年甲午秋九月朔日・賜御懸物・狩野洞春所写・左為武例高松

中為義経・右為須磨明石・各一幀・大信公之遺物也

○同六年乙未四月二十七日・世子斎彬公發江府經東海・中国・九州之駅路

居駅路・初還國・於是・忠剛先至伊集院苗代川・迎公候・長途起居

還國・於是・忠剛先至出水・迎公候・長途起居

○同九年戊戌冬十二月五日・太守齊興公於江府任宰相・明年二月六

日・公發江府・國・於是・養父忠喬之賀慶使辺見七左衛門住寒兼

忠剛之賀慶使・至播州大阪・時公亦至大阪入飯館・於是・住寒

入見公・獻御看代金三百疋・奉賀公之任官・大審頭兼御側役碇

山八郎右衛門・久徳為奏者・

○同十年己亥九月十九日・忠剛獻各千鯛一箱・御樽代金二百疋・于太

守斎興公・老君斎宣公・世子斎彬公及恒姫君(斎彬公御夫人)・又

獻各千鯛一箱・同三君及恒姫君・奉謝嫡子忠冬・二男久敬元服之

忠冬・

○同十年丁亥九月十九日・忠剛獻各千鯛一箱・御樽代金二百疋・于太

守斎興公・老君斎宣公・世子斎彬公及恒姫君(斎彬公御夫人)・又

獻各千鯛一箱・同三君及恒姫君・奉謝嫡子忠冬・二男久敬元服之

忠冬・

○同十年十一月十四日・離家・

○同十一年庚子六月十四日・上願狀・請改名安芸・同年秋八月二十二

日許之・御家老島津但馬久風令御用人吉利仲久延下旨

○同八年十二月四日・老君斎宣公於江府叙從四位上・於是・明年辛丑

閏正月・忠剛以・大臣詔摩彦輔治通・為賀慶使・遣江府・至同五日治

通発本・二月十七日至江府・三月二十日(寅以三月朔日)・

忠剛以・大臣詔摩彦輔治通・為賀慶使・遣江府・三月二十日還本府

復命・

●・是日以有事故・●・為十一日御・●・主計久雲云・之・

芝郵就奏者番島津又七郎久陽・獻千鯛一箱・御樽代金二百疋・見

世子斎彬公(時斎宣公有事故)・斎彬公代之・奉賀斎宣公之

位・久陽為奏者・於是・賜御書・之報翰于忠剛・御家老

島津主計久於御取附之間・授之・使事畢・五月一日還本府

復命・

○同十二年辛丑八月十五日・忠剛登城・於御書院・見太守斎興公・

獻御太刀一腰・御馬代銀三十両・三種三荷・奉謝維家之恩・島津

久馬久徳為奏者・是日・三家栗川孫六用當矢野斧助美益・差次三家

樺山助左衛門資智・浦川孫次美・至詔摩彦輔治通・相談役・辺見七左衛門

住実・於御書院・各獻御太刀一腰・御馬代銀百疋・奉見公

(三家・差次三家・人見公為法例)・是日相談役・辺見近藤・青銅正長

(以有事故之故也)・而於江府以名代・獻各御太刀一腰・御馬代

銀三十両・三種三荷・于老君斎宣公・世子斎彬公三種・荷于恒姫君・

奉謝繼家之恩・

○同年十月・老君斎宣公病薨・于江府高輪邸・諱・大慈院殿舜翁溪山大居

士・十一月十七日・靈柩發江府・同十八日發報至自江府告公

之凶信、於是、忠剛特忌五十日受服十三月、明年壬寅正月八日盡入境内出水、忠剛先至出水迎畫櫻、燒香拜札、十二日、盡櫻入福昌寺、忠剛每日至福昌寺燒香拜木主、十五日行葬送之儀及幕靈機自客殿出葬場、忠剛代齊興公奉木主、是日、忠興公至福昌寺、於客殿燒香拜木主、及葬病起不能奉事者主、故忠剛代奉木主、從棺前回葬場三遍、畢授龕之僧而參心門側茅蓬之上撰公位也、御代之太刀及其余式皆如躬臨止、

○自同月二十日至二十四日、修大慈院殿中陰之梵儀於福昌寺、二十一日忠剛至福昌寺、親設蘋紫席羞之奠、燒香拜木主、以采邑今和泉光台寺義澄和尚獻祭文、

○同年五月十九日、賜御文庫一箇忠剛、大慈公遺物也、

○十四年癸卯二月、忠剛既薨、告始就采邑、十九日發舟赴之、

○遵邦典、遍布家政、而謁神社壇廟、召見臣●臨誥講武智文●擇螺寮孤獨老耄窮乏者賑之、物各有差、三月十六日歸府宅、

○弘化三年丙午十一月十五日、宝鏡院君遺留物、賜忠剛御懸物一幅、乃深信齋守道所寫富士越能之繪也、

○四年丁未四月十四日、太守齊興公嘗聽忠剛資用不足、特命御側御用人堅山武兵衛利武、御側御用人兼御側役友野市助長裕、海老原宗之亟清潔、與聞巨憲悉省冗費、改革家政、條陳所議取決於國老調所広鄉、以聞於公、広鄉承旨使御用人兼田形部正純召決命令、時忠多代趨拜命以忠剛居喪也、

○六月前是忠厚持領田之浦宅、移為居第、及其即世、忠剛承諭併所居舍以獻官地、至是二十五日、國老広鄉承旨賜忠剛金二千兩、以為其報、且令助改革之用途焉、

○嘉永四年辛亥二月二日、齊彬公襲封、三月九日免江府、經東海、中國・九州之駿路、於是、五月初三日、忠剛予趨出水迎公駕至候、長途之起居、八日公攝府城、二十二日公臨御座間、受始就國之賀、於是、忠剛獻御太刀一腰、御馬一匹、以拜賀焉、此日公遣御小納戸山田往右衛門為正、賜忠剛越後縞端、御看代金七百疋、以酬迎賀之勞、且賜御料紙箱一箇、越後布二端、以為土產、亦忠冬代趨就御側役、拜其恩焉、

○五年壬子閏二月二十六日、太守齊彬公賈、忠剛大破別莊、享無頤憚、公意、此日賜御肴料金三千匹及御花瓶一箇、忠剛亦獻懸物一幅、(酸吸三聖図、探幽、安信、尚信所交画)以拜謝之、

○六年癸丑三月廿九日、御家老喜入多門久伝、置官製野戰砲一挺、於采邑海岸、以備外寇、七年甲寅二月二十七日、病卒於大鐵別

萬千代

男子

○文政七年甲申十月十五日、於城下邸生、母島津鶴遊忠教女、

○天保五年甲午九月朔日、賜御懸物(樅之面、探●筆)一幅、於萬千代、

○同年十一月十日、病痘而卒、享年十一、法名觀光院殿領阿勇哲大居士、葬采邑今和泉光台寺置牌於同寺、

貞之進 仁九郎

萬千代

○文政十三年庚寅七月七日生、母同上(●●●●●●●●●●●●信母養)

○天保十年己亥九月十九日、登城、於御書院初見太守齊興公、獻御太刀一腰、御馬代銀十兩、一種一荷、島津東市郎久元為奏者、是日改名●九郎

○弘化五年丙午十月十五日、出繼閑山新六金有之後、御家老島津壹岐久武令御用人大笠原敏長照降旨、

卿靜

萬吉

○天保三年壬辰八月二日生、母家臣大平宇兵衛改善養女、

○同十二年辛卯八月十五日、登城、於御書院初見太守齊興公、獻御太刀、馬代、蓑刈孫兵衛隆徹為奏者、

○安政四年丁巳五月二十一日卒、享年二十六、法名慈雲院殿大心明光大居士、葬采邑今和泉光台寺置牌于同寺、

卿醒 常五郎 尚五郎

萬吉

○天保四年癸巳七月二十日生、母同萬吉、

○同十二年辛卯八月十五日、登城、於御書院初見太守齊興公、獻御弓、島津相馬久平為奏者、

○享年四十九、法名明鑑院殿賢阿良雄大居士、婦葬采邑今和泉光台寺置牌于同寺、

○五月七日、太守齊彬公遣御用入島津都十郎久度賜香糞銀三枚、老君齊興公、世子虎壽丸君亦使久度賜香糞銀各一枚、

○安政四年丁巳十二月廿日、娶市田隼人義賢之婦、成婚焉。
○元治元年甲子十一月●●日、御兵具奉行席、賜俸米七十三俵、國老
川上武部久美伝命、

川上武部久美伝命、

女子

○天保五年甲午十一月二十五日生、母同上、

○同年十二月十五日、夭亡、

○嘉永六年癸丑十二月二十四日、嫁島津務久命、

○文久元年辛酉六月六日、絕婚家、

女子

於須賀

男子

○天保七年丙申正月十一日生、母同上、

○嘉永六年癸丑十二月二十四日、嫁島津務久命、

○文久元年辛酉六月六日、絕婚家、

男子

為菊

男子

○安政七年己未四月二十三日生、母市田隼人義賢之婦、

○同十年己亥十月十五日夭亡、法名本誓院殿到岸還舟大童子

女子

於若

女子

○文久元年辛酉五月●●日生、母同上、

男子
乙熊

○元治元年甲子十月六日生、母同上、

忠冬
十一代

三次郎 因幡

○文政十年丁亥八月九日(辰)生、于城下第、母島津助之姫久丙女、是

日島津藏人久武入勤、鳴弦幕目之役、

○十五日、忠冬登城、獻御太刀一腰、御馬代銀三十兩、三種三荷、進

○同月十五日、為七夜之賀儀、名三次郎、是忠剛遣使詫摩甚右衛門
○盛金就御側役、御看子太守齊興公、又各御看代金百疋于大老

君重豪公、老君齊宣公、世子齊彬公及英姬君為七夜之賀儀也、

見太守斎彬公於御書院、拜兼襲之恩、樺山權十郎久中贊之、城又忠冬因御側役、獻老君齊興公御太刀一腰、御馬代銀三十両、三種三荷、君夫人三種(一荷於江府)、同拜其恩、而此日三冢近藤采男正泰、栗川孫次右衛門用郡、矢野權太夫美益、差次三家樺山喜内資智、詫摩勘兵衛治亮、浦川木右衛門实至亦從先路各獻御太刀一腰、御馬代青銅百疋、進見公於御書院為主拜恩、是忠冬賜告始就采邑、遵邦典布家政、皆如舊例、

○九月六日、忠冬賜告始就采邑、遵邦典布家政、皆如舊例、

○十月、前此、請設砲砲場於鶴江崎使家士就鍊習之、至是、二十日国老新納駿河久仰承旨、云許所請曰勿使佗衆肆業於此、而每公船行或在磯館、輒宜國禁焉、町田主馬久憲為代拜命、

○五年戊午七月二十日、太守斎彬公病薨于府城、法諭順聖院殿英德良雄大居士、八月五日葬于福昌寺、十四日修中陰法事(始十二日迄十六日)、忠冬詣福昌寺親奠薄奠炷香拜于靈床、使邑僧光台寺義澄代獻祭文、

○六年己未正月晦日、分順聖院君遺留物、忠冬御懸物三幅、乃法眼董川所画、三番叟及左右嚴瀧之對也、

○七月朔日、病于本衙內殿、享年三十三、法名清巖殿洞雲淨浮水大居士、歸葬于今和泉光台寺、置牌于同寺、

○四日、老君齊興公遣御用人島津權五郎久鑑、賜香奩銀三枚、

○七日、分芳樹院君遺留物賜忠冬御手鑑帖、乃三十六歌仙、廣純画而簪神家各所畫也、

○弘化三年丙午八月十五日生、母島津遠江久寛女、

○文政十二年己丑七月六日生、母同上、

○天保三年壬辰八月一日生、母同上、

○同十二年辛丑八月十五日、登城於御書院初見太守斎興公、獻御太刀一腰、御馬代銀十両、一種(一荷)、伊集院隼衛久達為奏者、

○安政六年己未正月晦日、分順聖院君遺留物、賜卿清為其後嗣、至是、十九日国老島津登久召云公命許其所請時卿清趨鶴間拜命、此日改名忠敬、

○五月七日、為御軍役、御名代、時々上政府、聽軍政、國老新納駿河久仰命、

○九年七月、老君齊興公病薨于玉里館、法諭金剛定院殿明覺亮忍大居士、二十九日葬于福昌寺、十月朔日分金剛定院君遺留物、賜忠敬御懸物三幅、乃勝川法眼所画文珠及左右柳、尾長鳥、八々鳥之一對也、七日修中陰法事(始六日迄十日)、忠冬詣福昌寺、

○十一月晦日、改称安芸、先是忠敬既嗣有所請(四月廿日上願親薦薄奠炷香拜于靈床、使邑僧光台寺義澄代獻祭文)

○之、至是、若年寄島津隼見久徵使御用人川上右近久照伝、命許

看、且賜脇力一口(治工波平安利、長一尺三寸分半、有柄)是日、又就奏者番、獻各御太刀一腰、御馬代銀十両、二種(一荷)于老君齊宣公、世子斎彬公、又於江府以名代、獻三金鰐一箱恒姬君奉謝

○同十三年壬寅八月一日、出繼島津主殿久陽之後、御家老喜入多門久令御用人小笠原敏長照降旨、

○嘉永六年癸丑四月朔日、出繼島津主殿久陽之後、御家老喜入多門久令御用人小笠原敏長照降旨、

○天保二年辛卯二月二十四日生、母府下士河野助四郎通記女、

○同年八月二十日夭亡、法名自性院殿幼阿玉露大童子、葬于采邑今和泉光台寺、置牌于同寺、

○猛熊

○天保二年辛卯二月二十四日生、母府下士河野助四郎通記女、

○同年八月二十日夭亡、法名自性院殿幼阿玉露大童子、葬于采邑今和泉光台寺、置牌于同寺、

○忠敬

○卿清峯熊峯之助安芸

○天保三年壬辰八月一日生、母同上、

○同十二年辛丑八月十五日、登城於御書院初見太守斎興公、獻御太刀一腰、御馬代銀十両、一種(一荷)、伊集院隼衛久達為奏者、

○安政六年己未正月晦日、分順聖院君遺留物、賜卿清為其後嗣、至是、十九日国老島津登久召云公命許其所請時卿清趨鶴間拜命、此日改名忠敬、

○五月七日、為御軍役、御名代、時々上政府、聽軍政、國老新納駿河久仰命、

○九年七月、老君齊興公病薨于玉里館、法諭金剛定院殿明覺亮忍大居士、二十九日葬于福昌寺、十月朔日分金剛定院君遺留物、賜忠敬御懸物三幅、乃勝川法眼所画文珠及左右柳、尾長鳥、八々鳥之一對也、七日修中陰法事(始六日迄十日)、忠冬詣福昌寺、

○十一月晦日、改称安芸、先是忠敬既嗣有所請(四月廿日上願親薦薄奠炷香拜于靈床、使邑僧光台寺義澄代獻祭文)

○之、至是、若年寄島津隼見久徵使御用人川上右近久照伝、命許

○十二月朔日、忠敬登城、獻御太刀一腰、御馬代銀三十兩、三種三

荷、進見太守茂久公於御書院、拜繼家之恩、川上源十郎久達贊之、岐三家近藤采男正泰、矢野權太夫美益、差次三家詫謀勘兵衛治亮、粗頭諭訪加五右衛門兼章、逸見猪兵衛住傳、相良與兵衛長経亦各獻御太刀一腰、御馬代銀百疋、市原公於御書院、先例也

(三家差次三家見公為法例是日組頭見旨以皆有事故也)此日使満田与兵衛保昌就御広敷御用人獻典姬君御着代金三百疋同

謝恩

○十二日、娶島津相馬久内女成婚、典萬延元年庚申九月十四日賜告始就采邑、布施家政皆循舊

○十一月、先是自邑建寧無諭告時者久矣、至是忠敬使有司就

川上正十郎芳戴請點鑑以報六時(為一月三日)而得其命(三月八日)乃囑鑄工濱田盛眞等鑄鐘麻樓此月朔日行

可供併見焉詳于本府于本府大央町田俊徳所撰銘及序(為八事)

○文久元年辛酉四月前此太守茂久公立襲封爵至是十九日特尊敬生父久光君復帰於公室、实如本生属而使次弟忠鑑(又次郎)留嗣重富家以故此日忠敬使満田源七保慶如重富第、獻久光君御太刀一腰、御馬一匹(代銀十兩)御肴一折、御酒一樽以拜賀焉

○文久元年辛酉四月前此太守茂久公立召忠敬造于鶴間而久高伝

命令以勝山英之進為忠敬士上而如入其家可有命是

則久光君第五男名曰紀堯、寔太守公弟也於是四日忠敬乃使留守居石原七郎右衛門應如重富第就御小納戸取鹿島郷十郎(美)

献久光君子飼一箱(代銀七匁五分)御樽代三百疋以拜謝恩

○二年壬戌(二月二日)国老善入撰津久高召忠敬造于鶴間而久高伝

命令以勝山英之進為忠敬士上而如入其家可有命是

則久光君第五男名曰紀堯、寔太守公弟也於是四日忠敬乃使留守居石原七郎右衛門應如重富第就御小納戸取鹿島郷十郎(美)

献久光君子飼一箱(代銀七匁五分)御樽代三百疋以拜謝恩

○卅六年癸亥四月先是順聖公居常尊王朝敬幕府迨其易簡德世將亂徵久光君有所顧命故君衡遺記趨京及江戸紹公誠忠建白公武和皇國帝大歡感幕府亦襄賓前年(壬)十二月時追贈公從三位權中納言至是朔日口宣降自京達公墳廟於福昌寺時忠敬在色故使留守居石原七郎右衛門昌應達公廟白銀三枚以拜盡德焉

○六月廿八日英舶入寇前濱藩兵防却時忠敬及忠飲俱鞭鞍馬

各率邑兵趨衛府城廿九日辰魁忠飲趣衛二丸已魁忠飲如昨

日從卒負鎧皆殊戰爾

○元年壬午五月久光君在京也十三日今上皇帝特詔君令以預

參于朝議因推宣下叙從四位下任権少將十七日云秦野宮宰相中

特定功奉勅召君君乃子敵御太刀一腰黃金五枚已半乾説近衛

第一易服衣冠入自公家門造于鶴間因伝奏薦進見龍顏於禁

閣親御之時以勅書歡感昨年擴斤夷莫不驚悚神威名

賜關帝親御馬太守茂久公裸臂御馬各一匹且勅藩兵皆建功骨

功上賜陽金十枚君乃拜退謁開白公於齋香殿就云奏拜受御

馬正於虎闖類謝恩退又説近衛第一十八日君巡詣開白等

諸第十九日閑老雅樂頭酒井忠續予召久光君造一條城已魁君

訪松平春嶽君導伊予守伊達宗登御城進見●●●君爲公於御

書奉一橋慶喜卿大和守松平宗其他關老等

功上賜陽金十枚君乃拜退謁開白公於齋香殿就云奏拜受御

馬正於虎闖類謝恩退又説近衛第一十八日君巡詣開白等

諸第十九日閑老雅樂頭酒井忠續予召久光君造一條城已魁君

訪松平春嶽君導伊予守伊達宗登御城進見●●●君爲公於御

書奉一橋慶喜卿大和守松平宗其他關老等

功上賜陽金十枚君乃拜退謁開白公於齋香殿就云奏拜受御

馬正於虎闖類謝恩退又説近衛第一十八日君巡詣開白等

諸第十九日閑老雅樂頭酒井忠續予召久光君造一條城已魁君

忠敬造朝謁國老於鶴間以奉賀焉。

○十九日 忠敬又聞君蒙「宣旨」被兼任大隅守、此日謁國老亦奉

賀焉（詳見明日）。

○二十二日、閣老和泉守水野忠精承將軍家茂公旨為茂久公召族屬

造一築城、時公在藩、故甲寅松平保申公御二牡丹間、閣老和泉

守水野忠精授簡伝命以褒賞公克竭於藩鎮上、乃賜其所佩刀、御駕差各一腰、令愈精勤焉、此日久光君亦趨召造牡丹間。

水野閣老以簡傳將軍命、奏「貴君頻年竭力國家、特賜鞍馬置御

馬、令愈精勤、而因聞老薦進見、母軍於御座間、口親憇命、手賜御

君御刀、君拜戴、退詔酒井閣老於大隅間拜其恩焉、三月朔日、
詔改年號為元治、年正月頃、邸報達自京、忠敬乃聞前月

將軍家茂公賜茂久公御刀大小、久光君御鞍置馬、御刀、皆褒賞精勤

國務、之忠勲令以益勵上、故此日忠敬登城、謁國老於鶴間皆奉

賀焉、
○久光君賜告還于國、皇帝詔伝奏宮中納言定功卿、伝

造朝、乃十一日、君蒙東趨于禁闈造於鶴間、而因云奏進見

龍顏、甘露寺頭辨勝長禪奏贊之、時賜君天盈、君拜戴退詔云奏

衆於虎間、定功卿乃伝詔賜君御扇子一本、御白晒五端、而有所

宣曰、壬戌以來周旋公武、開一和基、且自昨秋頃參朝議、功劳拔

群、故特宣下推敘、從四位上任、左近衛權中將、既而邸報頃達自

京、乃二十四日忠敬奉賀焉、
○九月十八日、帝聞長藩沒多虧據、兵擧聚京師、勅在京總督諸藩

士令戮、力討之、時薩兵戰伐堅衝禁闈、帝歎感特驚、九月勅伝

奏召薩國老、於是、五日高橋綱矩種德拱國老事造於櫻間、伝

奏授勅書以褒賞之、使一橋中納言慶喜賜賜、公移鞍一具、十九

日達自京、公拜戴謝之、於是二十一日忠敬番頭滿田源七保慶造

朝、謁奏者番川上東馬久龍以奉賀之、以有疾也、

○十一月、先是毛利慶親臣等之潛薄京也、太守茂久公及中將久光公

予遣將士走衛帝闈、故將士乃分蘿蔔、一隊衛禁闈、一隊伐

天龍寺（時貳所也）、時長岐既入置諸第、發統迎擊、官軍敗走、賊

將犯闕、薩兵奮力戰悉破、賊遁（為年廿九日）朝野稱

善其事、將軍家茂公亦大歎美、時公在國以故月番聞老美濃守本多忠

氏、旨召公族類、乃十九日、久留島伊予通靖代公造于西丸、閣

老列座召通靖白院、和泉守水野忠精傳命曰、將軍特褒賞太守恒

善訓（練武備、至顯此功）、日以賜公御刀一腰、通靖拜而退焉、

○乙丑正月、坂轄至自江戸、忠敬聞下公拜領御刀事上、十五日

造朝謁國老於鶴間奉賀焉、

於一女子

○嘉永四年辛亥、先是大家儲君右大將家定公御台一條氏薨於西丸、方

前年、丁酉年夏、家定公將以孫人如江戸、大家欲求廣大院君

近屬於薩侯父子所生、若皆無女、
子生、君妹所生於大院君妻氏正

女正、新莊侯戶澤正令（能登守）使之女、
大家為近衛殿下養女納於西丸、立儲君御台、使之被官說吾老

女、其年十月、夫人至江戸、時殿下亦寄檄齊彬公問再婚事、然

惟說老女未至拜命、故公亦以前件耳、既而爲繼（辛亥）殿下

又書問曰、欲從廣大院君例再婚於西丸儲君上、然選於京無女

可養、故勸君必取近屬所生為己所、子以告大家、若其然則

吾欲請大家亦為養女、以納西丸成再婚事、而其月追齊彬

公襲封之、國、三月照例途送京師、訪近衛第一、忠熙公乃強前狀

曰、勿失期焉、
○六年癸丑、齊彬公在江戸、三月朔日公有所感、取叔父安芸嫡女於

一為吾所子、使夫人養、時年十八、十日賜名爲姫、令秋參

府裏于大家、十六日國老島津豐後久實承旨、致安芸書、令以

知之、時在私宅、友野市助長裕召邑知郡園田君兵良珍承上

焉、四月五日、久實又召安芸造于鶴間授書一通、令亦願速告

之、其二日召於市殿上、於掖門、其二日、為夫人所子賜名爲

姫、稱呼用様、若夫倫次、令列於世子嬌勝姫次姫上、余詳前

章、六月五日、爲姫昇自府第、居於掖宮、是月三日、姫船來泊

浦賀江府駿騎、七月十三日、姫首途府城、廿二日將軍家慶公薨

（六十一年）是爲懷院殿、時美濃守黒田齊溥在江府、開夷舶

事訪聞老阿部正弘、迨官議竣聊有問曰、近聞姫八月發薩

然遭大慶遷延移月不亦可乎、正弘對曰、否、如參府必速為
吉、齊溥乃飛檄告齊彬公、於是、八月廿一日篤君發府城赴江
戶、御側御用人向井新兵衛直、御広徳御用人小森新藏正名等扈從、
軍十月廿三日至芝邸、十一月廿三日今上皇帝宣下定公為征夷特
○安政元年甲寅正月、齊彬公薨于江戸、方其將發忠熙公又檄以勅
公曰、前年夏殿下要被官（注）薩摩無女取近属女稱其
所生、為吾養女、再婚西丸、既窃有命未聞決定、君抵江府必其請之、公乃對曰、方嚮始之國、有妻織者、翌天保丙申一月生女、虛弱空寂叔父安芸（注）為育家、今也繼之、既能成長、年亦十九、故此參府欲告大家、為妻所子、而至公過伏見、殿下歡悅益急告、是、公以議老公及國老等威辱其薄不可、敢負殿下懇諭、乃撰広大院君近屬其令弟乃大父溪山老公而叔父安芸老公第七男則於広大院君實有甥屬、而令近屬諸也、祖附卷尾、是歲十二月、公●跡聞老伊勢守阿部正弘、備前守牧野忠雅予問可否、正弘對曰、再婚一條難為、答取近属子頤、故猶以為欲切斷老矣寢窓、親議、粗抄亦可也、忠雅乃曰、萬端宜、皆示談正弘、又聞殿下託姑小路故粗稿之、渠亦對曰、既諾殿下必屬正弘、可与以謀焉、

○三年丙辰二月廿八日、齊彬公造于朝、聞老伊勢守阿部正弘召公授策、有以伝曰、將軍定公今猶當齡、以故姬君及本壽院君偕勤再婚、有深所謂、將軍亦曰、方當齡時及再婚、則僕略省式、近衛聽無害、由是、薩摩妃以広大院君之近衛屬預其先例、為近衛養女、以成再婚、舊好互皆猶愈可親、雖以此旨有談京師上策、未得日辭、然予洩達合以備考、既而未幾、自京亦至報、以同意、故養女事宜熟談于近衛家、限比廿日報其成否、前此忠熙公薦一箇姬為其養女、國既和熟、於是十二月廿九日、齊彬公使江津伯耆久福于二月廿八日、與殿下約其議、是日發邸、十一月廿九日、

○齊溥乃飛檄告齊彬公、於是、八月廿一日篤君發府城赴江戸、御側御用人向井新兵衛直、御広徳御用人小森新藏正名等扈從、軍十月廿三日至芝邸、十一月廿三日今上皇帝宣下定公為征夷特○安政元年甲寅正月、齊彬公薨于江戸、方其將發忠熙公又檄以勅公曰、前年夏殿下要被官（注）薩摩無女取近属女稱其所生、為吾養女、再婚西丸、既窃有命未聞決定、君抵江府必其請之、公乃對曰、方嚮始之國、有妻織者、翌天保丙申一月生女、虛弱空寂叔父安芸（注）為育家、今也繼之、既能成長、年亦十九、故此參府欲告大家、為妻所子、而至公過伏見、殿下歡悅益急告、是、公以議老公及國老等威辱其薄不可、敢負殿下懇諭、乃撰広大院君近屬其令弟乃大父溪山老公而叔父安芸老公第七男則於広大院君實有甥屬、而令近属諸也、祖附卷尾、是歲十二月、公●跡聞老伊勢守阿部正弘、備前守牧野忠雅予問可否、正弘對曰、再婚一條難為、答取近属子頤、故猶以為欲切斷老矣寢窓、親議、粗抄亦可也、忠雅乃曰、萬端宜、皆示談正弘、又聞殿下託姑小路故粗稿之、渠亦對曰、既諾殿下必屬正弘、可与以谋焉、

○三年丙辰二月廿八日、齊彬公造于朝、聞老伊勢守阿部正弘召公授策、有以传曰、將軍定公今猶當齡、以故姬君及本寿院君偕勤再婚、有深所谓、将军亦曰、方当龄时及再婚、则僕略省式、近卫听无害、由是、萨摩妃以广大院君之近卫属预其先例、为近卫养女、以成再婚、舊好互皆犹愈可亲、虽以此旨有谈京师上策、未得日辞、然予洩达合以备考、既而未几、自京亦至报、以同意、故养女事宜熟谈于近卫家、限比廿日报其成否、前此忠熙公荐一箇姬为其养女、国既和熟、于是十二月廿九日、齐彬公使江津伯耆久福于二月廿八日、与殿下约其议、是日发邸、十一月廿九日、

○久居福拜謁請尚結、其約口狀具書、願其啓之、十五日忠熙公召見久福曰、御养女事於殿下、亦美歎歎而致許諾、口報被對之、又使謹岐守有云、以一箇姬君为养女、奏事請禁庭、昨十四日被蒙勅許、宜以下旨、有中日報上焉、十六日久福乃因御用

人林縫殿陳公所獻鮮綺拜謝、萬姫君為御养女之恩立野勇賀之、

所賜品亦雖多有差、不悉記焉、十九日免京師、五月十二日

帰府宿、六月七日、公上大家書、報告近衛家蒙勅許、養女萬姫事上、密請再婚、近衛家亦使北小路刑部少輔半税祝助如江戸、就高家衆亦請焉、以故七月迨萬姫君將入被官被行

婚礼、大家伝旨於中澤等、而三日聞老正弘使御用部屋書役吉田重次郎等致吾知邸書、予以知之、而近衛家賜萬姫呼君号、七日

公告大家、令称萬君御方、此日大家命公令以知萬君以十一月上旬入于被官、二十四日正弘又命曰、使妻恒姫為萬姫生母、八月九日又命公曰、方駕姫入于被官、自近衛家使北小路送、與從之、公乃使知成半田嘉藤次藏典云、旨於北小路、此月齊興公開、薩守承命、萬姫為近衛家养女、以十一月上旬入于被官、十八日公遣使致聞老守、守田正篤、伊勢守阿部正弘、備前守牧野忠雅、大和守久世廣周、紀伊守内藤信親書以謝之、九月、萬姫入被官也、守寧公亦欲使家老一名送與、北小路從隊、出可免入于被官事、十一月朔日正弘又召家老島津豐後、實於其第授書、諭將有近日篤君婚姻之命、久宝洋局報公、十一日大家遣内外群吏、發丑半起、皆以卯魁聚、洪谷舉、俱迎、辰魁萬君發奥、午魁入被官、時近衛家乃使諸大夫北小路磨石送、奥從行、我公亦使家老島津豐後、實同送属從、既而萬君使御老女萬里小路賀、万姫君、賜齐彬公、宰相公、恒夫人于千鶴各一折、十五日大家命大目附、遍詢、聞老參政等称、姫君常用様子如其倫次、后日良順列姫君様、松原院様、姫君様方、本壽院様以称呼焉、而此日聞老又命公九婚礼、三家両朝至諸近属、各献服飾資財、頗難為例、方今屢布嚴例、令以守節俟、且因婚礼亦及再三、故有所謂、若夫服饰皆成、官製、祭禁諸家有

事云、此日正弘送朝詣諸君第五、謝右等恩焉、十二月十三日大

家納徵於姫君、故太守公獻、姫君一種荷、宰相公獻一種五百疋、皆賀、恐慶焉、十八日、將軍定公納姫君行婚姻礼、此日降令

忠熙公召見久福曰、御养女事於殿下、亦美歎歎而致许諾、口報被對之、又使謹岐守有云、以一箇姬君为养女、奏事請禁庭、昨十四日被蒙勅許、宜以下旨、有中日報上焉、十六日久福乃因御用

箱・白銀各一枚・賀歳抄也。

○五年戊午八月八日、將軍定公薨、法諡溫恭院君、時篤姬君寡居、更號天璋院君、謚令天下有以避焉、自丙辰婚禮至此三年、齡僅廿三而夫歸治世廿二月云、九月前此齊彬公患病薨于府城(七月廿日)、天璋院君自聞其計受五十日忌、十二月服、寒如生父、於是一日、大家公自聞藩令以知焉、日十日、芳樹君(齊彬公夫人恒姬君)卒於江戸、乃天璋院君又受五十日忌、十三月

服、実如生母、大家公藩令以知焉、大家公藩令以知焉、十二月一日、今上皇帝宣下天璋院君、被叙從三位、六年己未正月、大家公藩令以知焉、

○十二月二日、今上皇帝宣下天璋院君、被叙從三位、六年己未正月、大家公藩令以知焉、

忠欽 忠欽

初紀堯英之進

○忠敬不生一男可嗣、故賜「紀堯為嗣子」、以養女(兄忠冬女)妻之、忠中將久光君之第五子而太守茂久公弟也、母島津山城

(●号榮水)忠公女、以弘化一年乙巳十一月廿二日生於重富第一、稱勝山氏

○安政四年丁巳八月月朔日、登城獻御弓一張、初見太守齊彬公於御書院、島津掃部久遠賛之

○五年丙午十二月朔日、分頤聖公遺留物、賜忠欽御袴地一端・御紙入

忠欽 忠欽

於龍女子

○天保九年戊戌十月二十二日生、母同於熊

○同十三年壬寅六月十九日夭亡、法名涼性院殿一葉蓮心大童女、

大正十四年四月一日写了

一具・御定規一对、

○六年己未十一月九日、分金剛定院公遺留物、賜忠欽御紙台一箇・御劍

提重一組・御置物一脚・縞縮緋一端・御劍

○六年己未十二月二日、命為忠敬養子、如入居第可追有一命

○六年己未十二月二日、改名忠欽、受五十日忌、十二月服、寒

焉、日十日、芳樹君(齊彬公夫人恒姬君)卒於江戸、乃天璋院君又受五十日忌、十三月

服、實如生母、大家公藩令以知焉、大家公藩令以知焉、

○六年己未十二月二日、今上皇帝宣下天璋院君、被叙從三位、六年己未正月、大家公藩令以知焉、

聖主天中天 大禮那大梵天王 右意趣者奉為天長地久御願圓滿殊者當領主伴氏兼友御息災延命子孫繁昌 封

迦陵頻伽聲

天文十三年十一月廿二日

大願主●藤豐前守利次

鍛冶上野神兵衛尉景久

小工五人

當地頭津曲若狹守伴兼任

大工河郡邊平三満守

小工五人

封 今奉造立中宮大明神一宇 封

哀愍衆生者

我等今敬礼

大願主帝釋天王

武運長久勝軍如意領内安全諸人快樂心中求願皆今滿足仍右意趣如件 封

佛風災應身

天文十三歲ヨリ元禄、十祐百六十四年

水災金

右講衆等各息災延命之為也

蓮火災報身

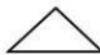
水災金

右講衆等各息災延命之為也

裏

表

表



封 奉建立中宮大明神鳥居 並 左二王両躰 一施主 岩本中人數 如件 維時元禄八年八月吉日 敬白

庄屋 国師●三左衛門

亥

右意趣者為奉 護持大●那源綱貴尊君
當所名中造營人數君臣敬愛難消除息災
安全壽命長久子孫繁榮恒受快樂家内
安稳現當一世二所願皆今滿足故建立趣
大宮司 宮薦 少兵衛

石工 平賀十郎兵衛
有馬善右衛門
侍衆十二人
濱 二十七人
在郷五十九人

聖衆天中天迦陵頻伽聲大●那大梵天王
並 一軀施主聚星軒隱居歡喜
奉建立中宮大明神鳥居 左二王両躰 一施主 岩本中人數
安穩現當一世二所願皆今滿足故建立趣
如件 維時元禄八年八月吉日 敬白

右意趣者為奉 護持大●那源綱貴尊君
當所名中造營人數君臣敬愛難消除息災
安全壽命長久子孫繁榮恒受快樂家内
安稳現當一世二所願皆今滿足故建立趣

右意趣者為奉 護持大●那源綱貴尊君
當所名中造營人數君臣敬愛難消除息災
安全壽命長久子孫繁榮恒受快樂家内
安稳現當一世二所願皆今滿足故建立趣

表

豐玉媛神社 3号標札

封

大禮那大梵天王聖主天中天迦陵頻伽聲

右意趣者奉為護持大禮主薩隅日三州御太守

封

忠顯君公御武運長久御息災延命御子孫繁榮

國家泰平御願圓滿殊者當取豐饒諸人快樂

二世安樂一一所願皆令滿足仍旨趣如件

于時延享三丙寅歲十二月吉祥日

封

封

奉再興中宮大明神御社二字

封

依今度從指宿郡頴娃郡內御分地本之社地移轉而

丁茲社殿再興而已御分地名号今和泉者也



表

大宮司宮薦門名頭
時之庄屋
市来八右衛門
周兵衛

天德四年ヨリ延享三年造七百八十七年成

豊玉媛神社 4号標札

大日本國西海道薩摩州

夫以當社●瑞蹟千茲不詳幾年月神德之靈驗慈惠山高弘營海深猶上棟之後靈社之崛日々増威光時々●感應萬大願主朝臣忠通主有旧社代替之志面今稔其功成矣故備蘿繁祭尊惟馨伏

願薩隅日三州之太源重豪公特者當領主源朝臣鳥津因幡忠通主御息灾延命御子孫昌●福祿自在國家豐饒万民快樂風雨順時五穀成就無一點之災殃且當浦之諸船免風波之危難漁夫娶釣

綱之福利至祝至祷至祷至祝

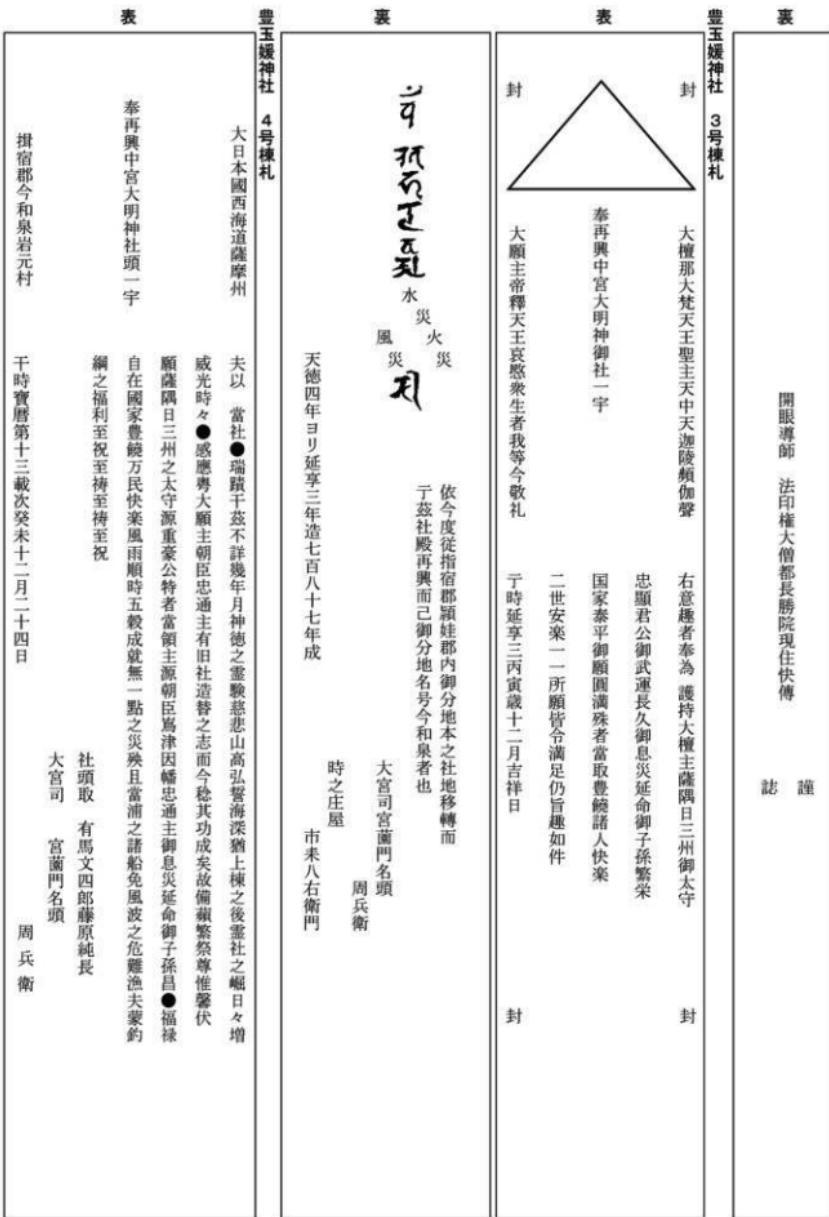
社頭取 有馬文四郎藤原純長
大宮司 宮薦門名頭
周兵衛

揖宿郡今和泉岩元村

干時寶曆第十三載癸未十二月二十四日

開眼導師 法印權大僧都長勝院現住快傳

謹 誌



豐玉媛神社 5号標札

大日本國西海道薩摩州

奉再興中宮大明神萃表一字
揖宿郡今和泉岩本村

役人 樺山助太夫資昌

水次右衛門純陳

木挽

新西方村之

佐次右衛門

大工 大津喜兵衛清次

右同

大願主 源朝臣烏津因幡忠通主

作事奉行 小倉孫助知繩

同 植者

右同

熊谷五右衛門實有

同 前田猪之助甫延住

同 嘉藤

孫左衛門

水井松之助為甫

木挽

大工主取

前田猪之助延住

木挽

奉 當社者往昔傳稱揖宿新宮大明神附社也爰延享元申子五月前大守源維農公
并合揖宿頼姓之地而號今和泉賜季弟前島津因州君忠鄉主初為一都會之地更以

當社生 繁社之命令然則至寶殿及萃表皆以公裁雖有新造營之儀未成甚切焉既

積幾年霜而朽口災勇名內野町及兩浦蒸民起志再造新萃表矣伏願諸隅日三州國

君源重豪公特者當領主島津因幡忠通主御息災延命御子孫繁榮福壽康寧家

内安全風雨順降五穀成● 無一默之災殃市店商利多漁夫專蒙釣網之泝助免通航

之●難至至祷至祝至祝

維時明和五戌子年七月二十有四日

社頭取 有馬文四良藤原純長

大宮司

宮蘭門頭・常右衛門

木挽

詫摩勘兵衛意有

池田庄屋

同 竹之下正左衛門

大工

水次右衛門純陳

木挽

棒山助太夫資昌

同 寄

坂元甚之蒸

長野半助

木挽

山内興兵衛俊品

利水村同

竹之上十右衛門

同 吉留次兵衛

木挽

同 山下嘉兵衛

同 前田猪之介延住

木挽

口口六之蒸

炳浦名頭

野町主取

周左衛門

五ヶ名功寸中

仁右衛門

源兵衛

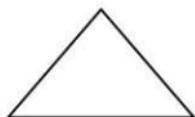
瀬崎浦右同

五ヶ名名頭

野町名頭中

周左衛門

仁右衛門



奉再興伊佐知權現御社一宇

大願主帝釋天王真愍衆生者我等今敬礼

當所依御分地延享三丙寅年十二月社地

奉移軸今度又々此所定新地清淨之社地

首尾係役人

社頭取 山内與兵衛

整再興成就国家安全諸災悉除五穀豐

饒為祈誓於神前奏清山御神樂而以

當名庄屋造營積込

大宮司大薦門 池田音右衛門

千茲奉為御鎮座者也

大工主取掛宿

維時安永四乙未年正月

生駒善兵衛

豐玉媛神社 7号標札

大日本國西海道薩摩州

夫以 當社 ● 瑞蹟千茲不詳幾年月神德之靈驗茲悲山高弘嘗海深猶上棟之後蓋社之堀日々増威光時々 ● 感應奧大願主源朝臣忠厚主有旧社然共伏破 ● 新宝殿舞殿造替之志而今

穩其功成矣故備蘋繁祭莫惟馨伏願薩隅日三州之大守源齋興公特者當領主源朝臣忠厚主

御息災延命御子孫昌泰福錄自在國家豐饒万民快樂風雨順時五穀成就無一默之災決旦當

浦之諸船免風波之危難漁夫 ● 鈎網之福利至祝至祷至祷至祝

掛宿郡今和泉岩元村

千時文政第五載歲次壬午十二月廿有八日

社頭取

有馬多門藤原純陳

宮蘭門名頭

大宮司

常右衛門

右奉為 護特大權主薩隅日

大權那大梵天王聖主天中天迦陵頻伽聲

三州御太守源重豪君公當所

御領主忠溫公御武運長久御息災

延命御子孫繁榮國家泰平

御願圓滿殊者當所五穀豐饒
諸人快樂一々所願皆合滿足故也

表裏

豐玉媛神社

8号標札（九五社標札）

役人 栗川孫六
寺社方興頭 詫摩次平太
作事奉行 鎌田藤内
檢者 肥後喜格
浦役 野呂伊太左衛門
郡見廻 鮫嶋喜多右衛門
庄屋 荒牧八郎次

大工主取 栗川孫六
坂口傳次郎 大工
右同 山下八兵衛
右同 池田猪平太
右同 喜入與助
別府善助 喜入與助
右同 清右衛門

木挽 岩元村 今助
池田庄太郎 岩元村 今助
右同 拝宿四郎
右同 清右衛門

宝曆四年甲戌

右意趣者金輪聖王天天長地久
御願圓滿殊者薩陽三州

右同 今和泉役人
託摩勘兵衛

大守重年邦君御武運長久

右同 浦川李右衛門

御息災延命別而者當地領主

右同 堀切園門佐々木六郎右衛門

因幡御武運長久災害安全

右同 仁右衛門

國土万民快樂堀切園村中

右同 村主九兵衛

衆病悉除運命永保吉祐圓滿

同堀之内門甚右衛門

五穀成就福祐自在如意吉慶

六郎右衛門

故也仍如件

冬霜月吉祥日

元本神道三元加持
大工數八十余

主取大工

紀孝右衛門

水土普加身依見他女

天神地祇八百万神

開聞宮神主紀有春敬白

下社人

彦大夫

表裏

表

栗川孫六	大工主取	木挽
坂口傳次郎	坂口傳次郎	岩元村 今助
山下八兵衛	右同	右同
池田猪平太	喜入與助	喜入與助
池田庄太郎	別府善助	別府善助
仁右衛門	右同	右同
佐々木六郎右衛門	右同	右同
甚右衛門	右同	右同
六郎右衛門	右同	右同

第7章 総括

第1節 確認調査による墓地敷地造成過程の把握

今回、今和泉島津家墓地における確認調査を実施することによって、墓地敷地の造営方法と拡張方法とその過程の概要を把握できた。

墓地は、東側の舌状低丘陵から南方向に入り込む、北東方向に開口した谷地形に入つてすぐの位置に設置されている。谷地形全体は幅350m、奥行250m程度で南に向かって入り込んでいるが、墓地はその東側で小規模な谷地形が一旦入り込んだ部分に設置されている。小規模谷地形は幅28m程度で、墓地は北側と西側に向かって標高が低くなる部分を盛土造成し、石垣を設置することで、壇状の敷地を造営したものである。墓地造営の起点は、初代当主島津忠卿の8号墓である。8号墓の敷地は小規模谷地形の東側の縁部分を背にして、西に向かって設置され、西面に石段階を設け正面としている。石垣の東面は1m、西面は1・6mとなつていて。

8号墓の正面方向には、今和泉島津家の菩提寺である道熙山光台寺閑連施設が設置されていたと考えられるが、光台寺の本堂位置等は現在も確認できていない。

確認調査の成果から、敷地の造営方法に関する既往の記述

度利用、あるいは整形しながら、その上部に盛土を行い、墓地敷地を形成していた状況が確認されている。ただ、小規模谷地形中心部で、かつ谷の一番奥にある3トレンチでは、旧地形の段差部分がある程度カットし、石垣との間に田地表面レベルまで盛土を行い、高さをそろえた上にさらに盛土を行っていた。石垣の背面には裏込め石と裏込め土が入れられていた。

初代当主島津忠卿墓の造営後において、新たに被葬者の墓を設置する場合には、敷地拡張工事が行われた。13基の墓石設置の過程では敷地拡張工事が

繰り返されたため、その途中過程の墓地形状は、現状とはかなり異なつておらず、例えは、7号2代当主島津忠温墓と10号2代当主島津忠温室墓の墓域が造営された段階では、初代当主墓域の南北に張り出し状の敷地が加えられた形状であったと考えられる。また、特質すべきは、1号5代当主島津忠剛墓の敷地は、墓地敷地本体からやや離れた別区画として造営されたことである。これは、敷地も他よりも高く設定され、一時期独立した敷地となつたことが考えられる。このような拡張過程を経て、今和泉島津家墓地は最終的に現在のように一つの敷地に収まつていったと考えられる。

墓地敷地の拡張方法に関しては既に示したとおりであるが、拡張方向面の石垣を取り外し、側面石垣の増設部分に転用するなどして、石材を積み足しながら盛土を行うとともに、新たな境界に石垣を積み、最終的に旧敷地範囲にレベルを合わせて盛土をするというものと考えられる。確認調査1トレンチ、5トレンチ、7トレンチにおいて、石垣石材の撤去の際に残された裏込め石や裏込め土、盛土の層位的断絶が確認され、また、拡張方向に對して側面にあたる石垣には、敷地拡張のため石材が積み足された痕跡が石垣の「断絶箇所」として、東面石垣に顕著に残存していた。さらに、石垣の上端で確認された「角石」は、拡張前の石垣のコーナーの上端に積まれていたものであり、敷地拡張前の敷地境界の把握に對して重要な遺構であることが判明した。

第2節 今和泉島津家墓地の特徴

今回の確認調査による今和泉島津家墓地の敷地造営過程の把握に加えて、本報告書では、今和泉島津家墓地を構成する墓石設置ルールの変遷、墓石類型の変遷と墓石型式グレーブの形成、墓域形状の変遷、木造畫屋法量における外見上の統一性といった本墓地の特徴を把握してきた。以下、それらを示してまとめてみる。

1 墓石設置ルール

今和泉島津家墓地の形成においては、墓石設置ルールが存在したが、ある時期からそれが変質していた。具体的には、「8号初代忠卿墓」が設置された宝暦四（一七五四）年から、「5号魏光院（萬千代）墓」が設置された天保五（一八四三）年までの期間においては、「墓石を「西向きに設置する」とこと、「設置順は8号墓を中心にして左右交互にかつ横並びに設置する」ルールに基づいて墓石が設置されたが、「天保二五（一八四四）年設置の14号恵性院墓石の設置段階で、まず墓石を「左右交互にかつ横並びに設置する」ルールに変更がなされた。そして、弘化四（一八四七）年に設置された13号3代当主島津忠厚墓では、墓石設置が從来とは90度異なる南向きへと変更された。同時に、南北方向に拡大していた今和泉島津家墓地の敷地拡張のあり方が、西方向へと変更され、墓地造営上の一つの画期となった。これを期に、墓地造営思想が変質するとともに、墓石配置も明らかに親族グループの形成が優先されたとみられる。

2 墓石類型の変遷と墓石型式グループ、墓域形状

今和泉島津家墓地の墓石のうち、「8号初代当主島津忠卿墓石」、「7号2代島津忠温墓石」、「10号2代島津忠温墓石」の3基は宝篋印塔である。

松田朝由氏は、「島津宗家墓地の墓石変遷に関して、18代当主（初代藩主）

島津家久墓において近世当主墓が完成し、中世島津家各代当主墓石と一線を画し、法量が大型化・装飾化した宝篋印塔を用い、「見せる」石塔として、供養の手段からステータスシンボルへと変化したとする。そして、近世大名家の始祖18代家久墓をモデルとした墓石形態が、28代斉彬までの約二百年以上踏襲されたことを指摘している。加えて、「一八世紀以降は宝篋印塔の使用はほぼ限られた家柄のみとなり、山川石の使用については、島津宗家歴代当主夫妻とそれに準ずる者にのみにはば限られ、他の墓との階層的な格差が明示される」としている。

今和泉島津家墓地では、初代を含めた3基の宝篋印塔が設けられるが、二

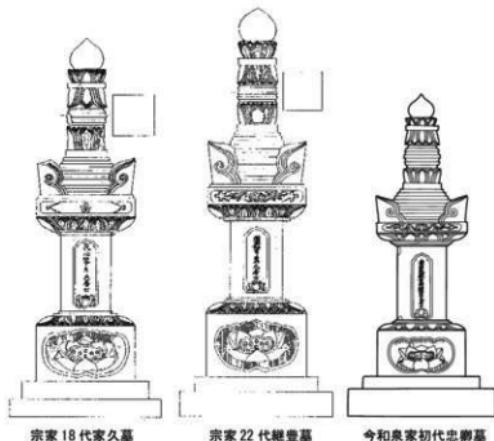


図7-1 島津宗家と今和泉家の宝篋印塔 (S=1/30)

これらは一八世紀中期から後期に造営されている。初代当主忠卿の宝篋印塔と島津宗家墓地の宝篋印塔とを比較すると、型式学的にきわめて類似した墓石となり（図7-1）、松田氏編年の「福昌寺型宝篋印塔」のV期に該当すると考えられる。基準資料である島津宗家18代から28代当主墓までとの相違点をあげると、笠の段形部分の段数が少ないと、同じく笠の軒部分の厚みが薄いことの他に、笠の請花と基礎の反花の高さが比率的に小さくなっているところであり、型式内での小変異程度とみられる。

一方、松田氏の論考を参考にすると、島津宗家当主11人の宝篋印塔では、笠から基礎までの高さの平均が144.5cmとなるが、今和泉島津家墓地8号墓では115.2cm、7号墓では112.9cm、10号墓では110.8cmと相対的に小型である。この状況は、垂水島津家、重富島津家、都城島津家

とも共通しており、宝篋印塔の法量的差によって宗家との格差を表出していることを裏付けている。

加えて、本墓地の宝篋印塔3基は石材が黄色に発色し山川石に類似している。実際は近隣で産する「池田石」を石材としているため、この点でも宗家墓石と明らかな格差を設けている。

今和泉島津家墓地の墓石類型は、一九世紀に入り最初に設置された文政四（一八二二）年の6号智法院墓石からは、五輪塔に転換した。これ以降幕末まで宝篋印塔の採用は行わない。松田氏は鹿児島地域における中世墓石型式の検討によつて、およそ宝篋印塔と宝塔が五輪塔に対して階層的に上位に位置付けられていることを指摘している。このことから、今和泉島津家における宝篋印塔から五輪塔への墓石型式の変化が重要な転換点であると考えられる。

鹿児島藩においては、享保八（一七三三）年二月付の國家老種子島久基通達によつて、墓石並びに葬礼について分限相応の基準を定めている。この「定」では、藩士の身分に応じた墓石の法量等を定め、寄合以上に關しては、石塔は地上五尺五寸（＝約1・67m）とし、石形は「望次第」であるが、デザイン的模様の彫刻については規制を加えている。³⁾

「定」にある石塔（墓石）の高さ「地上五尺五寸（＝約1・67m）」と、今和泉島津家墓の各墓石の高さを比較するために、試行的に墓石の基礎・壇を除いて高さを計測した（図7-2）。一八世紀代に設置された8号墓石・7号墓石・10号墓石の3基は「定」以上の法量であり、一九世紀に入り最初に設置された6号墓石以降は当主墓を含めて「定」以下の法量が続く。

ただ、1号5代当主忠剛墓石と2号6代当主忠冬墓石の2基のみ、「定」の法量を大きく超えているが、その他は「定」以下の法量を保つている。

各墓石型式グループについては、初代当主忠卿（8号墓）と2代当主忠温（7号墓）の実兄弟及び、2代当主忠温の正室「於達」（10号墓）で構成される1グループは、墓石型式が宝篋院塔で統一されている。3代当主忠厚（13号墓）と4代当主忠翁（3号墓）の実親子及び、3代当主忠厚の正室遊

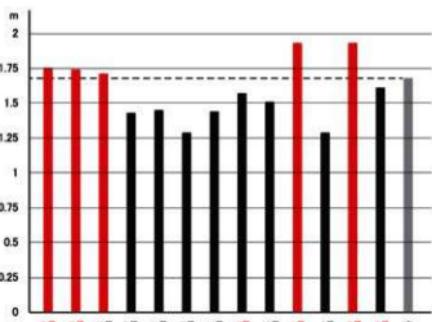


図7-2 今和泉島津家墓地石塔高さと享保8年「定」
(赤色表記の墓号数は当主を示す)

章院（12号墓）で構成される2グループは、墓石型式が五輪塔B型で統一されている。4代当主忠喬の実子忠静（4号）・萬千代（5号）と忠喬実母智法院（6号）及び、不明女性（14号墓）で構成される3グループは、墓石型式が五輪塔A型で統一されている。5代当主忠剛（1号墓）と6代当主忠冬（2号墓）の実親子で構成される4グループは、墓石型式が五輪塔C型で統一されている。

これら4グループと墓石法量との関係性をみると、「定」以上となるのが、初代当主忠卿（1号墓）と5代グループ（1号墓）と5代グループ（4号墓）である。初代グループはすべて宝篋印塔で構成され、松田氏の指摘する一八世紀以降の限られた事例となる。宗家当主墓よりは小型ではあるが、特例的に「定」以上の法量の墓石を採用することが許された事例と考えられる。このグループ内では、初代当主忠卿墓が最大法量であり、2代当主、2代室と法量が順に

小さくなる。前記の5代当主グループを除くと、一九世紀に設置された3代当主グループ（2グループ）・4代当主親族グループ（3グループ）の各墓石は、すべて「定」以下の法量となつてゐるため、初代当主墓石が法量的に頂点となつてゐる。

さらに、初代当主忠卿墓の地上石造施設である墓域は、他のすべての墓とは隔離した法量であるとともに、木造畫屋も規模の大きさと構造の複雑さにおいて他を圧倒している。

今和泉島津家は、「和泉家名跡」を21代当主（4代藩主）吉貴の三男三次郎（忠卿）を立て再興した、一門家に列する家である。一門家については、22代当主（5代藩主）島津綱豊の治世において創設された。薩摩藩法令史料集には、元文二年五月において「一門家を別格の家柄として、一所持の列を離し、別に一等の家格が定められた」とある。

これらを考えあわせると、今和泉島津家墓地では、現行の家の始祖である初代忠卿を頂点において「今和泉島津家のヒエラルキー」が表出されているとみられる。そして、初代当主の親族グループのみの墓が宝篋印塔となつており、その後においては五輪塔に墓石類型の転換を行つことで、一門家の創設者である22代当主（5代藩主）島津綱豊との強い関連性を表示したと解釈できるのではないか。

初代当主グループ（1グループ）

初代当主忠厚は2代当主忠温の死去で断絶し、今和泉家当主は二十年以上の間不在であった。そして、綱豊の曾孫に当たる3代当主忠厚が後繼として入つたことで、家は存続した。3代当主は初代当主グループからみると血縁的距離がある。このことが、当主グループと同格の墓石の選択を行わなかつた原因であると考えたい。

一方、5代当主グループ（4グループ）の墓石は五輪塔であるが、1号5

代当主忠剛墓石・2号6代当主忠冬墓石とも法量は前記のように「定」を大きく超えるばかりか、初代当主墓の法量をも凌駕してゐる。時津裕子氏は、近世墓にみる階層性の検討の中で、「形態のランクを落とすことで大きさを確保できるので、実質的な努力を比較する場合は形態よりもサイズを重視する」

べき場合がある」としている。¹⁾つまり、初代当主忠卿が島津宗家当主墓と型式である宝篋印塔を墓石に採用したのに対して、5代当主忠剛らの墓石は、一ランク下の五輪塔であることから、法量的に初代を凌駕しても、型式と法量とで同格程度の扱いになるのである。したがつて、前述した「初代当主忠卿を頂点とした今和泉島津家のヒエラルキーの表出」に反するものではないと考える。しかしながら、時津氏のいう実質的勢力としては、初代当主を上回つていることを直接的に表出しない手段として、第1節で触れたように5代当主忠剛の墓が別区画として整備されたと考へることができる。そして、このような特異的な墓造営の背景には、5代当主忠剛が13代将軍御台所の実父であることに求められるのである。

【註】
1 松田朝由 二〇〇四 「島津本家における近世大名墓の形成と特質」『研究紀要・年報 繩文の森から』第2号 鹿児島県立埋蔵文化財センター
2 鹿児島県 二〇〇六 「鹿児島県史科 薩摩藩法令資料集三」三三頁
3 鹿児島県 二〇〇五 「鹿児島県史科 薩摩藩法令資料集二」五六二頁
4 今和泉島津家初代当主忠卿と2代当主忠津忠温は、22代当主（5代藩主）島津綱豊の実弟である。

5 時津裕子 二〇〇〇 「近世墓による階層性—筑前秋月城下の事例から—」『日本考古学』第9号

3 墓の配置・墓域構造・木造畫屋と今和泉島津家の構造との相関性

大名家墓所に関して、間根達人氏は墓所内での墓の配置が、主として故人の生前の立場と墓の造営時期の二つの原理により決定されるとする。墓の配置に関しては、歴代当主（藩主）のみを切り離して中心に配置するI類、当主と室をベアで配置するII類、当主と室の墓の周囲に子女の墓を配置し世代を優先した区画を探るIII類の、三類型に大別される。²⁾

島津宗家墓地においては、基本的に歴代当主墓が切り離されて配置されるI類に帰属すると考えられるが、中には、19代光久墓、28代斎彬のよう当主と室をベアで配置する例が含まれている。一門家墓地では、垂水島津家墓地や加治木島津家の能仁寺墓地の例のように、当主と室をベアで配置するII

類が主流となつてゐるものがあるが、今和泉島津家墓地はいずれの例とも異なり、墓石型式が親族グループを表示するという大きな特徴がある。

それだけでなく、親族グループを示す墓石型式の配置上にも特徴があり、同型式の墓石は複数集まつた配列上のグループも構成している。そして、4代当主忠裔墓石型式は3代当主グループでありながら配置は4代当主親族グループに隣接しているという、二重の属性を同時に表示している。このように、今和泉島津家墓地には、墓の配置と墓石型式の両者をもつて特定のグループを形成するという特徴があり、この特徴が墓石造営上のルールであつたと考えられる。特に、4代当主親族グループを除く他の3つのグループには、必ず当主が2名ずつ含まれている。今和泉島津家の詳細な家系を示した図7-1-3で確認すると、当主同士の関係は、初代当主グループが2親等の血族であり、3代当主グループと5代当主グループが1親等の血族となつてゐる。なお、4代当主親族グループには当主は含まれないが、グループを構成する4基の墓石被葬者のうち3名は2親等の血族になつてゐる。今和泉島津家墓は大名墓所ではないが、他の一門家墓地においては大名墓所に準じた墓石配置例が確認できているため、今和泉島津家の墓石配置は、特異な例であると考えられる。

このような墓の配置と墓石型式グループが成立した背景については、現状では知ることはできないが、初代・2代・2代室の墓石が存在する墓地に、3代当主が新たなる者を葬る段階において、既存の3墓石を範型としたことが想像できる。ただ、その際に葬つた3代当主室と考えられる女性（智法院）の墓（6号墓）には宝篋印塔を用いず、五輪塔を採用した。このことが発端となり、初代当主グループが示す特性、すなわち、2親等以内の血縁関係者等について同一墓石型式を用いるというやり方を、五輪塔を小型式レベルで変えることで再現したと推定できる。

墓域構造に関連して、今和泉島津家墓地では、墓への通路に階段が伴う出入口とセントとして整備された「専用通路」ともいふべきものがみられる。

【註】
「専用通路」が伴うのは、初代当主忠卿墓、2代当主忠温墓、5代当主忠剛

墓である。他の墓では通路が設けられてはいるが、前3墓の「専用通路」に接続し、出入口へ繋げる形がとられている。「専用通路」の構造は、初代当主の通路が長方形の平石4枚の短冊版であり、2代当主の通路が平石2枚の短冊版である。他の当主も2代主に倣つたものが多いのに対し、5代当主の通路は平石3枚の短冊版になつており、今和泉島津家創設者グループである、初代当主忠卿と2代当主忠温の間に位置付けられていると考えられる。これは、既述のとおり、今和泉島津家歴代当主の中でも別格として取り扱つたことによると考えられる。6代当主忠冬は、将軍御台所の実兄であり、五輪塔の法量は5代当主と同寸であるが、基礎からの石塔總高は、5代当主石塔よりやや小さく設定されており、5代当主に準じた扱いであることががわかる。

一方で、墓石を覆つた木造蓋屋については、既述のように8号初代当主忠卿墓が規模的に突出し、残りの初代当主グループ、3代当主グループ、そして4代当主忠卿のうち5号墓・6号墓が同一規格である。11号は木造蓋屋の法量が數cm大きくなっているのみである。木造蓋屋に関しては、考察編でも述べたとおり墓地の正面である西側から外観上の統一性を図るという、墓石類型や型式が成すグループとは全く別の基準によつて造営された。ただ、初代当主忠卿墓の突出という点は共通点となつてゐる。

以上、今和泉島津家墓地の特徴を記してきた。これをまとめたのが、図7-1-4である。この図は年代順の表記ではないが、墓石類型・墓石型式グループ・墓石法量の運動性が明瞭に認められる。一方で、墓域形状は3号4代当主忠裔墓が4代親族グループの一部とグループを重なつてゐる。前述の墓石配置が形成するグループと重なつてゐる。墓石造営ルールにおいても同様のあり方がみえるとともに、多少の変異はあるが、墓石型式グループとの運動性を見出すことが可能である。一方、木造蓋屋の短辺法量のみが、初代当主を突出させる以外の運動性はみられない。このように、複数の要素を兼ね合わせながら形成されたのが今和泉島津家墓地であった。

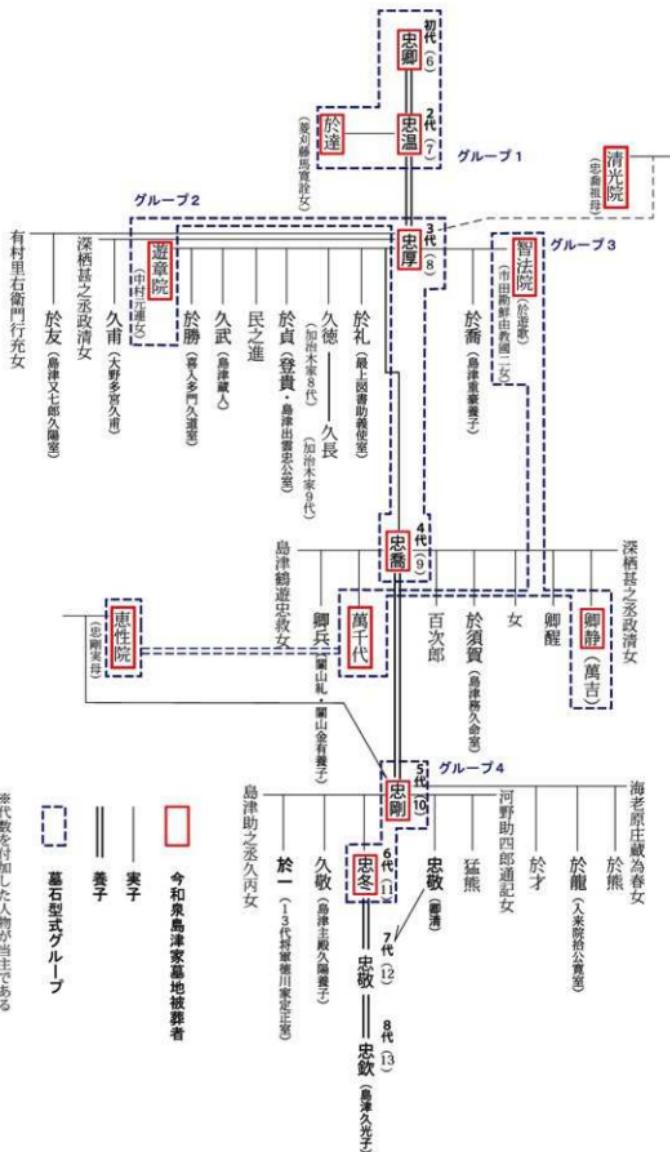


図7-3 今和泉島津家詳細系図

第3節 課題

遺言順	墓石類型	墓石式式グループ	墓石法量	墓域形状	墓石設置ルール	木造露屋短辺法量(m)
8号	1	宝篋印塔 五輪塔	初代当主	定以上	大型正方形	3.6
7号	2				長方形1	
10号	3		3代当主	定以下	長方形2	2.1
13号	8				長方形凸付	
12号	9		4代親族	定以下	小型正方形	?
3号	13				無	
6号	4			5代当主	長方形2	無
5号	6				長方形1変形	
4号	11				西向・横並2	
14号	7				西向	
1号	10				北向・横並・独立	
2号	12				西向・横並2	
11号	5	宝篋形	-	定以下	西向・横並2	2.3

図7-4 今和泉島津家墓地特徴比較図

今和泉島津家は延享元（一七四四）年に創設され、宝曆四（一七五四）年に現在の今和泉小学校等の敷地に本領本宅が設けられ、初代忠綱が今和泉郷に初めて赴いた。今和泉島津家墓地には、以降6代当主忠冬までの各当主とその親族の墓が置かれた。江戸時代における今和泉島津家当主は8代忠鉄までであるが、7代当主忠敏・8代当主忠鉄の墓は光台寺墓地には置かれていない。さらに、4代当主から8代当主の室等の墓も同様である。これらの墓は、昭和四九年に鹿児島市坂元町に玉里分家墓とともに改葬されるまで、鹿児島市吉野町にあった雀ヶ宮墓所に置かれていたことが知られている。¹⁾また、雀ヶ宮墓所には前記の人々の他に、9代当主隼彦・7代当主忠敬の長男雄五郎の他、親族の墓が置かれていたとされる。これらの墓の被葬者はいずれも明治以降に死去しているため、墓碑は全て尖頭角柱形になつており、戒名は神式となつていた。

越前島津家墓地や垂水島津家墓地においては、明治以降の当主墓が設けられており、この部分での拡張には低丘陵の切り下げ等、從来の敷地拡張より大規模な工

越前島津家墓地や垂水島津家墓地においては、明治以降の当主墓が設けられており、この部分での拡張には低丘陵の切り下げ等、從来の敷地拡張より大規模な工

れていたのに対し、今和泉島津家では7代以降の当主及びその親族は今和泉島津家墓地（光台寺墓地）に埋葬されていない。江戸時代の薩摩藩主は国元を葬地とする「帰葬」が採られており、一門家の当主が一貫して私領地に葬られるあるいは、藩内における「帰葬」と考えられている。²⁾また、他の一門家においても明治以降の「帰葬」が確認されている。現鹿児島市吉野町が今和泉島津家の所領地であった記録は未だ確認できていない。今和泉島津家当主の埋葬が本領の今和泉島津家墓地から、鹿児島の雀ヶ宮墓所へ移ったのはなぜであろうか。一つには今和泉島津家墓地の立地上、現状以上の拡張が困難であった可能性を考慮したい。現状以上に敷地を拡張する場合、墓石の配置上、5代グループの西側か、3代当主墓の西側を拡張することになるが、5代グループの西側には、小谷地形の西側の縁辺が張り出しているため、

事を行う必要があったと考えられる。一方、3代当主墓から西側への拡張であれば、さらに高い盛土造成と石垣設置が必要となり、十分な強度の石垣を設置できたかどうかが問題である。実際に、現状では北面石垣の一部が崩落しているが、これは本墓地に特徴的な敷地拡張の手法で継ぎ足して積んだ石垣の耐久性の低さから来ている可能性が考えられる。このため、3号当主墓より西側への拡張は難しかった可能性も考慮する必要がある。(つまり、4代当主忠裔の墓地設置をもって、本墓地は「完成」したのであり、ゆえに新たな墓地の造営地が求められたのかもしれない。吉野町に新たな墓地を設置した背景については、今後の史料調査を待ちたい。

本報告に所収した平成二九年度の確認調査は、墓地拡張のあり方に関する調査であり、地下埋葬施設に関する調査はこれまで全く行われていない。このため、地下埋葬施設の構造や規模、埋納物や副葬品、そして、火葬・土葬を含めた葬礼に関しても言及することができない。ただ、例外的に葬礼をうかがわせる資料として、平成二九年度に実施した7号墓と10号墓の樹脂含浸処理作業に伴って、両宝篋印塔身から発見された埋納物がある。埋納物は、7号墓が錫製箱を收めた桐箱、10号墓が遺髪を收めた木箱であった。10号墓石塔身に埋納された遺髪に関しては、松原典明氏は、「髪」は「生身」を示し、「聖遺物」を意味しているとし、「家礼」に示された儒葬に倣つた習俗の導入の可能性を指摘している。⁽³⁾一方で、10号墓の遺髪が納められた木箱外面には、「舍利札文」が墨書きされている。今和泉島津家の菩提寺は時宗の光台寺であるが、このこととの関連に関しては検討を要すると考えられる。

石塔の製造については、初代当主忠卿グループ3基の宝篋印塔が、同一型式であるだけでなく、各部位の法量が類似しており、意匠も同一であり、同一工房による製造と考えられる。さらに、石材は地元産であるが、島津宗家当主墓石とも類似していることから、石塔の製造が今和泉領内で行われたのか、鹿児島に石材が運搬され製造されたのが課題と考えられる。現状ではこの点に関するアプローチはできていないのが実態である。さらに、3代当

主忠厚、3代当主室「遊章院」、4代当主忠裔の墓石型式は、加治木島津家の仁寺墓地に設置された墓石と同型式である。3代当主忠厚の義父である24代当主(7代藩主)島津重豪と祖父である24代当主(7代藩主)島津重年はいずれも加治木島津家の当主から、宗家当主となつた。そして、実父は加治木家6代久徳である。この経緯と、墓石型式が共通することは関連性が高いものと考えられる。石塔の製造に関連する事項であるため、墓石の型式だけではなく、法量と意匠における共通性の有無の確認が必要と考える。

そして、今和泉島津家の菩提寺である光台寺所在地の確認に関しては、今回の確認調査では対象としていない。今和泉島津家墓地の配置から、光台寺関連施設が墓地の西側に存在した可能性について言及したが、昭和七年にまとめられた今和泉村郷土誌に所収された岩本地図には、魔仏毀釈以前の光台寺の位置が「寺」と表示されている。この位置は想定より南側の山間部に記されている。実際、山間部に至る「光台寺参道」とされる道が残っており、略図に記された「寺」はこの参道の突き当たりに描かれている。

昭和56年には、この参道沿いで、破壊された仁王像が2体発見された。これには豊玉媛神社2号社柱にある元禄八年開眼の仁王像であり、延享七年に光台寺に寄進されたものとされる。さらに、山間部には住職の墓である無縫塔(卵塔)が多数残っており、「光台寺」「●世住職」の銘が確認できるものが含まれている。このことからも、本堂を含めた寺院関連施設の位置に関して、今後の調査を待つべきである。

【註】
1 島津久教氏作成の資料「島津氏族和泉氏 今和泉家・玉里分家各歴代墓所」を参照した。

2 藤井大祐 二〇一七 『薩摩藩主島津家墓所(福昌寺跡)調査報告書』鹿児島市教育委員会

3 松原典明 二〇一八 〔三〕近世大名墓所からみたアインデンティティーの形成――大江姓永井家墓所形成を例として――『近世大名葬制の基礎的研究』

4 掛宿郡今和泉尋常小学校 一九三三 『今和泉村郷土誌』

